

ISSN 0912-8042

財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

政府関係金融機関等特集

2021.3

827

主要目次

政府関係金融機関等の概要

— 統計 —

政府関係金融機関等一覧表

連続貸借対照表・連続損益計算書

貸付額の推移・融資条件

財務省 財務総合政策研究所 編

— 政府関係金融機関等特集 —

	頁		頁
I 政府関係機関	1	(v) 危機対応円滑化業務	46
1 沖縄振興開発金融公庫	1	(vi) 特定事業等促進円滑化業務	47
2 株式会社日本政策金融公庫	6	3 株式会社国際協力銀行	49
(i) 国民一般向け業務	7	4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	52
(ii) 農林水産業者向け業務	24	II 株式会社日本政策投資銀行	54
(iii) 中小企業者向け業務	27	III 株式会社商工組合中央金庫	57
(iv) 信用保険等業務	30		

— 統 計 —

	頁		頁		頁
I 総括	64	②中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	93	(2) 連続損益計算書	117
(1) 政府関係金融機関等一覧表	64	(2) 連続損益計算書	94	(3) 危機対応円滑化業務実績	118
(2) 政府関係金融機関等の目的一覧表	64	①中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	94	(4) 原資の構成と推移	118
(3) 令和2年度財政投融资計画対象法人のうち融資業務のある法人の内訳	65	②中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	95	vi. 特定事業等促進円滑化業務	120
II 政府関係機関	66	(3) 融資業務	96	(1) 連続貸借対照表	120
1. 沖縄振興開発金融公庫	66	①貸付額の推移(実行ベース)	96	(2) 連続損益計算書	121
(1) 連続貸借対照表	66	②業種別貸付額の推移(実行ベース)	97	(3) 特定事業等促進円滑化業務実績	122
(2) 連続損益計算書	67	③原資の構成と推移(資金ベース)	97	(4) 原資の構成と推移	122
(3) 貸付実績推移	68	④貸付制度	98	3. 株式会社国際協力銀行	124
(4) 原資の構成と推移	68	⑤金利の推移	102	(1) 連続貸借対照表	124
(5) 主な貸付条件	69	(4) 証券化支援業務	104	(2) 連続損益計算書	125
2. 株式会社日本政策金融公庫	74	①原資の構成と推移(資金ベース)	104	(3) 金融目的別・年度別承諾推移総括表	126
(1) 連続貸借対照表	74	②保証型に係る業種別保証状況	104	(4) 原資の構成と推移	126
(2) 連続損益計算書	76	③保証型に係る都道府県別保証状況	105	4. 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	128
i. 国民一般向け業務	78	④買取型(キャッシュ方式)に係る業種別貸付状況	106	(1) 連続貸借対照表	128
(1) 連続貸借対照表	78	⑤買取型(シンセティック方式)に係る業種別貸付状況	106	(2) 連続損益計算書	129
(2) 連続損益計算書	79	⑥買取型(キャッシュ方式)に係る都道府県別貸付状況	107	(3) 金融目的別・年度別承諾推移総括表	130
(3) 貸付金額の推移	80	⑦買取型(シンセティック方式)に係る都道府県別貸付状況	108	(4) 原資の構成と推移	130
(4) 普通貸付大分類業種別貸付状況	80	iv. 信用保険等業務	110	III 株式会社日本政策投資銀行	132
(5) 原資の構成と推移	80	(1) 連続貸借対照表	110	(1) 連続貸借対照表	132
(6) 金利の推移	80	(2) 連続損益計算書	111	(2) 連続損益計算書	133
(7) 現行貸付条件	82	(3) 信用保険等業務	112	(3) 投融資額の推移	135
ii. 農林水産業者向け業務	86	①融資基金原資の推移	112	(4) 原資の構成と推移	135
(1) 連続貸借対照表	86	②信用保証協会に対する年度別貸付状況	112	IV 株式会社商工組合中央金庫	136
(2) 連続損益計算書	87	③保険種類別保険利用状況	113	(1) 連続貸借対照表	136
(3) 貸付額の推移	88	④保険種類別保険金支払状況	114	(2) 連続損益計算書	137
(4) 原資の構成と推移	88	⑤保険種類別元本回収金納付状況	115	(3) 年度別貸出実行額	137
(5) 農林水産事業資金の貸付条件一覧表	89	v. 危機対応円滑化業務	116	(4) 年度別業種別貸出実行額	138
iii. 中小企業者向け業務	92	(1) 連続貸借対照表	116	(5) 原資の構成と推移	138
(1) 連続貸借対照表	92			(6) 商工債年度別発行額及び発行残高	139
①中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	92			(7) 業務委託状況	139
				(8) 貸出条件	139

経 済 日 誌 (2月中)	140	頁
主 要 経 済 指 標 (2月分)	142	

I. 政府関係機関

1. 沖縄振興開発金融公庫

1. 設立の経緯

(1) 戦後長く米国の施政権下に置かれていた沖縄がわが国に返還されることについて、日米両国間の合意が昭和44年11月の日米首脳会談の結果成立し、これを実施に移すための両国政府間の交渉と並行して復帰対策が検討された。この場合、復帰後の沖縄における政策金融機関のあり方については、

- ① 本土の各機関がそれぞれ沖縄地域において業務に当たる。
- ② 公庫を新設し、本土の各機関の業務をすべてこの公庫で行い、本土の機関は沖縄に進出しない。
- ③ 公庫を新設するが、その業務は本土の一部の機関の業務に限定し、それ以外の分野については、本土の機関が進出する。
- ④ 本土の各機関がそれぞれ沖縄において業務に当たるが、このほかに沖縄の特殊産業に重点的に融資を行う基金ないし事業団を設立する。

といった諸事案が考えられた。また、琉球政府においては、国・県出資により、「沖縄開発金融公庫」を設立し従来の沖縄の政策金融機関のうち琉球開発金融公社等を引き継がせるという構想を発表した。これらが最終的には、昭和46年3月23日閣議決定された沖縄復帰対策要綱（第2次分）において、「総合公庫方式（ただし、輸銀、公営公庫、信用保険公庫等の業務については、その性格からして除かれる。）」を取ることとなった理由としては、沖縄の特殊事情を考慮し、沖縄の地理的、社会的、経済的特性に即した政策金融を一元的に行い、資金の効率的運用を図ることのほか、沖縄の政策金融機関からの職員の引継ぎ及び貸付条件の本土公庫とのバランス等の配慮もあったものと思われる。復帰対策要綱の内容は次のとおりである。

「四 沖縄振興開発公庫

ア 沖縄の経済・社会の振興・開発を促進するとともに、住民生活の安定・向上を図るため、沖縄振興開発公庫（仮称）を設立する。

イ 沖縄振興開発公庫は、日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫、医療金融公庫、農林漁業金融公庫および住宅金融公庫の業務に相当する業務等を総合的に行うものとする。

ウ 沖縄振興開発公庫は、大衆金融公庫、琉球開発金融公社ならびに琉球政府の産業開発資金金融通特別会計、農林漁業資金金融通特別会計、住宅建設資金金融通特別会計および運搬船建造資金金融通特別会計が行っている業務を引き継ぐものとする。

エ 沖縄振興開発公庫の貸付条件は、沖縄の産業・経済の実情を勘案し、適切なものとする。」

なお、その後、名称は沖縄振興開発金融公庫に改められるとともに、46年9月3日閣議決定された復帰対策要綱（第3次分）においては、沖縄の政策金融機関の職員の受入につき、次のとおり定められた。

「8 大衆金融公庫及び琉球開発金融公社の職員受入れ

復帰の際現に大衆金融公庫及び琉球開発金融公社に勤務している職員は、復帰と同時に新設の沖縄振興開発金融公庫（仮称）が職員として受け入れるものとする。」

(2) このような経緯を経たのち、当公庫設立の基礎となる沖縄振興開発金融公庫法案は、46年10月12日に閣議決定され、10月16日に第67国会（いわゆる沖縄国会）に提出し、11月16日に衆議院本会議において提案理由説明が行われ、同日衆議院大蔵委員会に付託された。その後同委員会において審議が行われたが、第67国会の最終日に継続審議となった。第68国会において引き続き審議が行われ、復帰直前の47年5月12日に参議院本会議において可決成立し、5月13日に昭和47年法律第31号をもって公布施行された。これにより急遽設立手続きを進め、本土復帰当日の47年5月15日から業務を開始することとなった。

(3) 設立以降も、当公庫の組織のあり方等については、特殊法人改革などの一環として議論が行われている。平成17年には、経済財政諮問会議において政策金融改革に関する議論が行われ、同年12月「行政改革の重要方針」が閣議決定された。その後、平成18年に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、当公庫は「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に係る同条第3項に規定する平成14年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。」とされた。さらに、沖縄振興特別措置法の一部改正（平成24年4月1日施行）に伴い、同規定が「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条の2第1項の沖縄振興基本方針に係る同条第

3項に規定する平成24年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。」と改正され、新政策金融機関への統合時期は令和4年度以降となった。

2. 目的

当公庫は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする（公庫法第1条）。このように当公庫は、沖縄に主たる事務所を有する唯一の政府関係金融機関として、沖縄の自立型経済の構築・発展、離島活性化などにおいて、国・県の重点施策と一体となった取り組みや民間金融機関と協調・連携した取り組みを推進する役割を担うことが期待されている。

3. 現況

(1) 機構

当公庫は本店を沖縄県（那覇市）に置き、関係行政機関との折衝・調整等のために東京に本部を設置するほか、県内に中部、北部、宮古及び八重山の4支店を設置している。

役職員の定員は、役員5名（理事長、副理事長、理事3人（非常勤監事1名は除く））、職員215人、計220人（令和2年度予算定員）である。

(2) 資本金

当公庫の資本金は、琉球開発金融公社、大衆金融公庫及び琉球政府の各種特別会計から承継する純資産の額が政府から公庫に出資されたものとされる（公庫法附則第4条）他、新規政府出資によって構成されるが、前者は215億5千6百万円と評価され、後者は昭和47年度、昭和63年度から平成14年度（平成3年度を除く。）にかけて、平成17年度、平成24年度から平成27年度（平成26年度を除く。）にかけて、平成30年度から令和元年度にかけて一般会計から492億1千8百万円、昭和53年度から昭和59年度（昭和56年度を除く。）及び平成4年度から平成13年度にかけて、平成20年度、平成22年度から令和元年度（平成25年度を除く。）にかけて財政投融资特別会計（旧産業投資特別会計）から122億9千4百万円の出資が行われたので、令和2年3月31日現在の資本金は830億6千8百万円である。

(3) 政府の関与

当公庫は沖縄振興開発金融公庫法のもと設立された全額政府出資の特殊法人であり、予算は国会議決の対象である。また、業務方法書、事業計画及び資金計画、資金の借入れ、債

券の発行等の主務大臣認可が必要である。

(4) 業務の内容

① 貸付等

沖縄において、産業の開発を促進するための長期資金を供給すること及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構（社会福祉貸付を除く）の3機関に相当する下記の業務を一元的に行っている。

(ア) 産業開発資金

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の貸付、債務保証、社債取得及び貸付債権の譲受

(イ) 生業資金

沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営む者に対する小口の事業資金の貸付及び、沖縄に住所を有する者に対する恩給担保資金並びに小口の教育資金の貸付

(ウ) 住宅資金

沖縄において自ら居住するための住宅を必要とする者等に対する住宅の建設、住宅を賃貸する事業を行う者に対する住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付

(エ) 農林漁業資金

沖縄において農業、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人等に対する必要な長期資金の貸付

(オ) 中小企業資金

沖縄において事業を行う中小企業者に対する、当該事業の振興に必要な長期資金の貸付、社債の取得

(カ) 医療資金

沖縄において病院、診療所等の施設を開設する者に対する当該施設の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付

(キ) 生活衛生資金

沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者等に対する当該営業を営むために必要な施設の設置、整備又は営業に必要な資金の貸付

(ク) その他

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の審査回収業務及び独立行政法人福祉医療機構における旧年金資金運用基金の貸付債権の管理回収業務の受託

② 出資

(ア) 企業等に対する出資

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資

(イ) 新事業創出促進出資

沖縄において新たな事業を開始しようとする者、事業を開始した日以後5年を経過していない者及び新たな事業分野を開拓する者に対して、その事業に必要な

資金の出資

(5) 業務委託

公庫は、その業務の一部を金融機関等に委託し得ることとなっており（公庫法第20条）、現在、生業資金、中小企業資金、生活衛生資金、住宅資金及び農林漁業資金について、民間金融機関及び地方公共団体等（住宅資金又は農林漁業資金についての工事審査等に限る。）に業務を委託している。委託金融機関（令和元年度末）は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、沖縄県労働金庫、みずほ銀行及び整理回収機構の計11機関で、農林中央金庫、商工組合中央金庫、みずほ銀行及び整理回収機構を除きすべて県内の金融機関である。

(6) 融資条件

当公庫の貸出金利その他の融資条件は、本土に比べて立ち遅れている復帰後の沖縄の経済、社会情勢を十分勘案し決定されている。

当公庫の貸付制度（産業開発資金を除く。）は、それぞれ対応する本土機関に準じて定められ、おおむね同一となっているが、当公庫独自のものとして下記制度がある。

① 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）

- (i) 国際物流拠点産業集積地域内において、国際物流拠点産業を営む者が、事業を行うために必要な資金
- (ii) 産業高度化・事業革新促進地域において、製造業又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者が、事業を行うために必要な資金

② 沖縄観光リゾート産業振興貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）

- (i) 沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金
 - ・観光拠点施設関連事業
 - ・地域資源活用型観光関連事業
 - ・宿泊関連事業
 - ・交通関連事業
 - ・旅行サービス関連事業
 - ・情報通信関連事業
 - ・飲食・小売事業
- (ii) 国家戦略特別区域法第8条第7項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金

③ 沖縄情報通信産業支援貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）

- (i) 国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内（以下「指定地域内」という。）において情報通信関連事業を営むために必要な資金（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）

- (ii) 指定地域内において情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を営むために必要な資金（中小企業資金、生業資金）

④ 電気（産業開発資金）

発電設備、送電設備、変電設備、配電設備又は通信設備（これらに附属する設備を含む。）の取得（改良を含む。以下同じ。）に必要な資金

⑤ ガス（産業開発資金）

ガス製造設備又はガス供給設備（これらに附属する設備を含む。）の取得に必要な資金

⑥ 海運（産業開発資金）

- ・1,000G/T未満の沖縄離島航路就航船の建造又は改造に必要な資金
- ・1,000G/T以上の旅客船又は貨物船の建造又は改造に必要な資金

⑦ 航空（産業開発資金）

- ・定期航空に寄与する設備の購入に必要な資金
- ・航空機等の購入に必要な資金

⑧ 沖縄自立型経済発展貸付（産業開発資金）

- ・沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する特定の事業（情報通信産業の集積、交通体系の整備事業、県内事業者による海外展開事業）に必要な資金
- ・地方公共団体等の事業・資産を譲り受け又は地方公共団体等の資産の貸付け等を受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業に必要な資金
- ・高等教育を実施するために必要な施設等の整備に必要な資金
- ・廃棄物を適正に処理する事業に必要な施設の整備に必要な資金
- ・再生可能エネルギーを導入する施設を取得するために必要な資金
- ・非設備事業資金

⑨ 駐留軍用地跡地開発促進貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）

- (i) 駐留軍用地跡地関係市町村における次の面積要件に該当する建築物の整備事業（当該建築物の一部を取得する事業を含む。）を行うために必要な資金（延床面積）

- ・産業開発資金3,000㎡以上
- ・中小企業資金1,500㎡以上
- ・生業資金 300㎡以上

- (ii) 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告以降返還された駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画が示す計画区域内において行われる建築物の整備事業（建築物の一部を取得する事業を含む。）又は土地の造成事業を行うために必要な資金（生業資金及び中小企業資金については、土地の造成事業を除く。）

- ⑩ 基本資金（産業開発資金）
 沖縄の産業の振興開発に寄与する事業に係る設備の取得、改良若しくは補修等に必要な資金
- ⑪ 沖縄特産品振興貸付（中小企業資金、生業資金）
 ・沖縄の地域資源を活かした製品の開発・製造・販売を行うために必要な資金
 ・沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品の製造又は販売を行うために必要な資金
- ⑫ 沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金、生業資金）
 ・特許権、実用新案権等の知的財産権又は技術開発関係の補助金等に係る技術を利用して新たな事業等を行うために必要な資金等
 ・雇用の創出を伴う事業の新規開業を行うために必要な資金等
 ・母子家庭の母又は父子家庭の父であって、事業を新たに行うために必要な資金
- ⑬ 沖縄離島・北部過疎地域振興貸付（中小企業資金、生業資金）
 ・沖縄県内の離島及び北部過疎地域（国頭村、大宜味村、東村、本部町※）において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行うために必要な資金
 ※北部過疎地域における融資については生業資金のみの取り扱い
- ⑭ 沖縄生産性向上促進貸付（中小企業資金・生業資金）
 生産性向上特別措置法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた方が当該計画を行うために必要な資金
- ⑮ 沖縄中小企業経営基盤強化貸付（中小企業資金、生業資金）
 沖縄振興特別措置法第66条第1項に定める特定業種に属する事業を行い、経営革新計画の承認（変更承認を含む。）を受けた者が経営革新を行うために必要な資金
- ⑯ 沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（生業資金）
 沖縄県が定める沖縄雇用・経営基盤強化事業に基づき、商工会・商工会議所等の実施する経営強化指導を受けているものが、経営強化を行うために必要な資金
- ⑰ 沖縄人材育成資金（教育資金）
 高等学校卒業相当の資格を得た後、大学等で教育を受ける者又はそのものの親族が必要とする小口の教育資金
- ⑱ 位置境界明確化資金（生業資金）
 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律40号）に基づく土地の位置境界の明確化に伴う土地又は建物等を取得するために必要な資金
- ⑲ 離島・過疎地域特例（医療資金）
 離島・過疎地域における病院等の新築資金及び甲種増改築資金の融資額の特例制度
- ⑳ 沖縄農林漁業経営改善資金（農林漁業資金）
 本土における農林漁業との生産性の格差を解消するため、農林漁業者の経営改善に必要な資金
- ㉑ 製糖企業等資金（農林漁業資金）
 沖縄の主産業である製糖業及びパイナップル缶詰類の製造に必要な施設の改良、造成又は取得等に必要な資金
- ㉒ 水産加工施設資金（農林漁業資金）
 水産動植物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- ㉓ おきなわブランド振興資金（農林漁業資金）
 主務大臣が沖縄県知事の意見を聴いて指定する農林水産物（戦略品目）の生産、当該農林水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工、又は当該農林水産物若しくはその加工品の流通若しくは販売の事業に必要な資金
- ㉔ 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金（農林漁業資金）
 本土復帰に当たって公庫が承継した権利義務のうち、本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に関する資金（米資金）を財源として、農林畜水産物等を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金
- ㉕ 沖縄農林漁業台風災害支援資金（農林漁業資金）
 台風災害により被害を受けた農業漁業経営の再建に必要な資金
- ㉖ ちゅら海低利制度（全資金）
 既存の融資制度が適用される設備投資等のうち「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用され、かつ、排出する濁水の浮遊物質量を同条例に定める基準（200mg/l）を下回る100mg/l以下に抑えるものについて、当初5年間、本来適用される利率から0.1%を控除する制度
- ㉗ 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度
 国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける方（受けた方を含む。）、沖縄県の「ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用する方（雇用している方を含む。）、新たに若年者（35歳未満）を雇用する方、事業所内保育施設等を設置又は増改築する方、キャリアアップ助成金・業務改善助成金・人材開発支援助成金のいずれかを受けた方又は沖縄県による「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受けた方に対する貸付利率の特例
- ㉘ 教育離島特例（教育資金）
 沖縄県内の離島から居住島以外の地域へ進学するための教育資金の貸付利率及び返済期間の特例
- ㉙ 教育資金所得特例（教育資金）
 所得が一定以下の者に対する教育資金の貸付利率及び返済期間の特例
- ㉚ 教育ひとり親特例（教育資金）
 ひとり親家庭の親が就学するための教育資金の貸付利率低減及び返済期間の特例
- ㉛ 沖縄特区等無担保貸付利率特例制度（産業開発資金、中小企業資金）
 国又は県の施策に基づく特区・地域制度における対象

業種等を営む者であって、指定特区・地域内で新たな事業所の設置等を目的とした設備投資を行い、次のいずれかによる貸付けを受けるものについて、当該貸付に適用される貸付利率等から一定の率を控除する制度

- (i) 沖縄観光リゾート産業振興貸付
- (ii) 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付
- (iii) 沖縄情報通信産業支援貸付
- (iv) 駐留軍用地跡地開発促進貸付
- (v) 沖縄自立型経済発展貸付（産業開発資金）
- (vi) 沖縄特産品振興貸付（中小企業資金）
- (vii) 沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金）
- (viii) 沖縄離島・北部過疎地域振興貸付（中小企業資金）
- (ix) 沖縄中小企業経営基盤強化貸付（中小企業資金）
- (x) 沖縄生産性向上促進貸付（中小企業資金）

（7）貸付概況

令和元年度における事業計画は、当初予算で1,651億円（貸付1,630億円，出資21億円）を予定した。その後、政府の経済対策に伴い、産業開発資金30億円の事業枠の追加がなされ、最終的な事業計画は1,681億円となった。

これに対し、実績は産業開発資金403億円，中小企業等資金573億円，住宅資金13億円，農林漁業資金48億円，医療資金41億円，生活衛生資金15億円で貸付合計1,093億円及び出資11億円の合計1,103億円となった。

この結果当公庫の貸付・出資残高は、令和元年度末で8,716億円となっている。

なお、令和2年度当初事業計画は、1,591億円（貸付1,570億円，出資21億円）となっている。

2. 株式会社日本政策金融公庫

1. 設立の経緯

株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月1日に設立された。

この背景には政策金融改革があり、その経緯については、次のとおり。

「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定：平成13年12月19日）において、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、「政策金融改革について」（経済財政諮問会議：平成14年12月13日）により、不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）、あるべき姿に移行するための準備期間（平成17年度から平成19年度まで）を経て、政策金融機関は平成20年度以降速やかに新体制に移行すること等が決定された。

その後、「行政改革の重要方針」（閣議決定：平成17年12月24日）において、「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議：平成17年11月29日）及び「政策金融改革について」（政府・与党合意：平成17年11月29日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされた。

平成18年5月26日には、「行政改革の重要方針」に沿って作成された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）が成立し、「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部決定及び行政改革推進本部決定：平成18年6月27日）において、新政策金融機関の在り方等が示され、これらに基づき、公庫法が平成19年5月18日に成立し、平成20年10月1日に日本公庫が設立された。

日本公庫は、その目的を達成するため、公庫法その他法令により定められた業務については組織上、国内金融の業務を行う部門（国民生活事業、農林水産事業及び中小企業事業）及び危機対応等円滑化業務を行う部門に区分し、運営している。

- (1) 国民生活事業（国民一般向け業務）
- (2) 農林水産事業（農林水産業者向け業務）
- (3) 中小企業事業（中小企業者向け業務及び信用保険等業

務）

- (4) 危機対応等円滑化業務（危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務）

2. 事業内容

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とし、国民一般（生活衛生関係業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っている。

3. 組織・機構（令和2年3月末現在）

(1) 資本金等

資本金 4兆3,242億円
準備金 2兆523億円

(2) 本支店、海外駐在員事務所

本店1、支店152、海外駐在員事務所2

(3) 役員及び職員

役員は、総裁1名、副総裁1名、取締役14名及び監査役2名（この他、非常勤取締役及び非常勤監査役各2名。）、職員は令和2年度予算定員において7,364名である。

(4) 貸付等実績（令和元年度実績）

国民生活事業	2兆1,464億円	
農林水産事業	4,840億円	
中小企業事業	1兆1,474億円（融資業務）	
	8兆3,243億円（保険引受額）	
危機対応円滑化業務	350億円	（指定金融機関に対する貸付）
	8億円	（指定金融機関が行う貸付等に係る損害担保引受）

特定事業等促進円滑化業務 1,000億円

(5) 総融資残高（令和2年3月末現在）

国民生活事業	7兆1,784億円
農林水産事業	3兆1,961億円
中小企業事業	5兆2,081億円（融資業務）
危機対応円滑化業務	1兆3,277億円

4. 各業務の概要

(i) 国民一般向け業務

イ 沿革

当業務を行う国民生活事業の前身である国民生活金融公庫は、平成11年10月1日に国民金融公庫（昭和24年6月設立）と環境衛生金融公庫（昭和42年9月設立）の統合により、それぞれの既存の業務を承継し、国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与する機関として設立された。

(イ) 国民金融公庫の沿革

A 昭和24年6月～昭和31年3月

国民金融公庫は、広く国民大衆に小口の事業資金を融資する政府関係金融機関として昭和24年6月1日に設立された。当初は、庶民金融を担う唯一の公的機関として、自ら事業を営み生活の再建を図ろうとする国民の切実な資金需要にこたえることが期待され、「庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うこと」が、その目的とされた。

なお、庶民金庫は、庶民階層における金融の円滑化を図ることを目的として昭和13年7月1日に設立され、終戦当時の業務内容は、庶民を対象とした小口貸付業務と対金融機関業務の二つを中心として多岐にわたっていた。また、恩給金庫は、恩給受給者に金融の道を開き、生活の安定を図ることを目的として昭和13年6月25日に設立され、主な業務は、退職公務員、旧軍人やその遺族を対象とした恩給受給権を担保とする融資業務であった。これら両公庫は昭和24年6月1日には一切の業務を国民金融公庫に引き継ぎ、解散した。

草創期の国民金融公庫は、戦後の復興過程における民生安定のための事業資金の供給という役目を果たしてきたが、昭和26年6月に「国民金融公庫の拡充強化に関する決議」が第10回国会で採択されたことを契機として、国の中小企業施策においてそれまで以上に重要な役割を担うこととなった。

B 昭和31年4月～昭和49年3月

経済が飛躍的に拡大し、中小企業は著しい発展を遂げるなか、国民金融公庫は、民間金融の補完に努めつつ、中小企業の旺盛な資金需要にこたえとともに、昭和40年代には、生鮮食料品等小売業近代化貸付（「食品貸付」）（昭和43年6月）など特定の政策目標に沿った特別貸付制度や、「無担保・無保証」を特徴とする小規模企業向けの小企業等経営改善資金貸付（「経営改善貸付」）（昭和48年10月）を開始させるほか、輸出環境の悪化等に即応し緊急融資を実施（昭和

46年10月、昭和48年3月）するなど、より多面的な補完機能を発揮した。

C 昭和49年4月～昭和61年3月

第一次石油危機の発生を契機として、中小企業が急速に変化する経営環境への適応を求められるなか、国民金融公庫は、需要構造の変化に対応して特定設備資金貸付を開始（昭和53年4月）させるほか、社会的要請にこたえて従業員独立開業貸付（「独立開業貸付」）（昭和50年7月）等の特別貸付を創設するなど、新たな時代への対応を図る中小企業を支援した。

また、昭和54年1月には、民間の教育資金融資を補完する制度として進学資金貸付（「国の進学ローン」）を開始し、家庭における経済的負担の軽減と、教育の機会均等を図る政策の一翼を担った（平成3年9月には、入学時だけでなく在学中に必要となる資金も対象に加えるなど従来の制度を大幅に改正し、教育資金貸付（「国の教育ローン」）へと衣替えした）。

D 昭和61年4月～平成11年9月

昭和60年代の大型景気のもとで中小企業の業況は著しく改善され、資金需要が大きく盛り上がるなか、国民金融公庫は、民間金融の補完に徹しつつ、中小企業の根強い資金需要に対応して、資金供給の円滑化に努めた。また、ニューサービスなど新たな業種、業態に対し積極的に対応するとともに、中小企業の経営基盤の強化といった特定の政策目的の実現のために、特別貸付制度の一層の充実を図った。

その後、平成2年に始まるバブル崩壊を契機として、日本経済は、長期にわたり停滞を強いられることとなったが、不況が深刻化し、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、国民金融公庫は、普通貸付の融資限度に別枠を設ける特別措置や中小企業運転資金円滑化特別貸付（「運転資金円滑化貸付」）等を実施し、環境変化への適応を図る中小企業を積極的に支援した。また、阪神・淡路大震災などの大規模な災害や緊急時には、国や地域の要請にこたえ機動的に災害貸付や緊急融資を実施した。

平成9年末以降いわゆる「貸し渋り」問題は、資金調達を主に間接金融に依存する中小企業に大きな打撃を与えた。この「貸し渋り」問題に対応して、国民金融公庫は、政府の経済対策を受け全支店に「中小企業特別相談窓口」を設置して融資手続きの迅速化に努めた。

その一方で、国民金融公庫の独自性を発揮した業務活動を推進するため、新たに総合研究所（平成3年6月）、新規開業支援室（平成8年3月）を設置し、情報提供サービスや創業支援態勢の充実を図った。

(ロ) 環境衛生金融公庫の沿革

国民の日常生活に密接な関係のある生活衛生関係営業は、その多くが零細で生業的な経営形態であり、経

営基盤が脆弱、不安定である。さらに、衛生面において厳しい規制が行われているにもかかわらず、経営近代化の遅れにより、衛生水準の維持・向上に支障を来すおそれがあった。

このため、昭和32年に「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」が制定され、営業者の自主的活動による衛生施設の改善向上、健全化等を図ることとされた。

しかしながら、生活衛生関係営業者の自主的努力のみでは、近代化・合理化を期待することは自ずから限界があり、生活衛生関係営業の近代化・合理化を図るためには、特別の金融措置が必要であると認識されるに至った。

そこで、昭和41年5月に国民金融公庫に環境衛生貸付部を設け、環境衛生特別貸付を行うこととなったが、国民金融公庫が貸付を行う以上、国民金融公庫としては他の営業に対する融資条件との均衡を図る必要が生じるため、当該特別貸付で十分に賄うまでは至らなかった。

このため、特別の独立した金融機関を設け、独自の融資条件の下で、生活衛生関係営業に対する融資を行うことができる体制の確立の必要性が認識され、「環境衛生関係営業の特殊性に応じた融資を環境衛生行政に則して実施」するための専門の金融機関として、昭和42年9月2日に環境衛生金融公庫が設立された。

以来、環境衛生金融公庫は、時代の変化に即応しつつ、民間金融を補完し、必要な設備資金等を安定的に供給してきており、生活衛生関係営業にかかる金融政策の柱としてその役割を果たしてきた。

(ハ) 国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合以降

行政改革の一環として国民金融公庫や環境衛生金融公庫をはじめ特殊法人全体の見直しがすすめられ、特殊法人の業務のあり方をめぐる議論が活発化するなかで、平成7年2月には「特殊法人の整理合理化について」が閣議決定され、あらためて特殊法人すべての事業の役割を評価し、業務の縮小を含む事業の合理化・効率化を推進する方針が打ち出された。

そして、平成9年9月に閣議決定された「特殊法人等の整理合理化について」においては、「政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努める」という方針のもと、国民金融公庫と環境衛生金融公庫については、「平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより統合する」こととされた。

国民金融公庫と環境衛生金融公庫との統合を盛り込んだ「国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成11年法律第56号）」は、平成11年2月の閣議決定を経て平成11年の第145回通常国会に提出され、同年5月に成立、公布（同年10月施行）をみた。これにより、

両公庫の既存の業務を受け継ぐ新たな機関として、「国民生活金融公庫」が平成11年10月1日に設立された。

国民生活金融公庫の設立後も、時代のニーズに応じて、融資制度を創設・拡充させてきた。平成12年12月、業況の一時的な悪化が見受けられる中小企業の資金繰りを支援する「緊急経営安定対応貸付（平成16年4月、「セーフティネット貸付」に改称）」を創設し、着実に推進することにより、セーフティネット機能を積極的に発揮してきた。また、創業や第二創業（経営多角化、事業転換等）を支援する融資制度や担保や保証人の要件を緩和した融資制度を創設（平成13年7月「新創業融資制度」、平成15年1月「第三者保証人等を不要とする融資（現：無担保融資特例制度）」、平成26年2月「経営者保証免除特例制度」）、拡充し、着実に推進してきた。

ロ 目的及び業務内容

当業務は、公庫法第1条の目的を達成するため、同法第11条第1項第1号に基づき、次の業務を行うこととされている。

(イ) 普通貸付

独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるものに対する当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（（ハ）の資金等を除く。）の貸付である。

(ロ) 教育資金貸付

教育を受ける者又はその親族に対する、教育を受け、又は受けさせるために必要な小口の教育資金の貸付である。

(ハ) 生活衛生資金貸付

生活衛生関係営業者に対する、衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付である。

(ニ) その他

当業務は前記のほか、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）」に基づく恩給等を担保とする事業資金及び消費資金の貸付並びに各種記名国債を担保とする事業資金の貸付を行っている。ただし、恩給等を担保とする事業資金及び消費資金の貸付については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」により、恩給法（大正12年法律第48号）等が規定する恩給たる年金を除き、令和4年4月1日に廃止されることとなった。

また、国民金融公庫創設以来政府借入金及び各都道府県委託による更生資金貸付（引揚者、被災者その他生活困窮者に対する小口の事業資金貸付）を行っていたが、昭和44年1月以降その貸付を停止し、昭和47

第1表 過去3ヵ年の貸付残高の推移

(単位 件, 百万円)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(上半期)
普通貸付	件数	1,037,326	1,048,712	1,065,310	1,413,167
	金額	5,877,514	5,862,579	5,856,079	11,109,949
生活衛生資金貸付	件数	71,427	74,461	77,771	79,236
	金額	313,318	328,094	342,820	429,821
恩給担保貸付	件数	33,582	26,377	19,240	16,456
	金額	7,973	7,313	5,805	4,899
記名国債担保貸付	件数	79	84	84	23
	金額	31	27	20	15
教育資金貸付	件数	918,272	924,645	943,655	936,782
	金額	930,090	953,272	973,625	936,731
全 貸 付	件数	2,060,718	2,074,306	2,106,083	2,445,681
	金額	7,128,977	7,151,329	7,178,381	12,481,424

(注) 全貸付は保証履行口を含む。

年度において貸付基金等の清算が行われ、昭和48年4月16日業務方法書の一部改正により同貸付は廃止された。

なおこのほかにも、例えば、独立行政法人福祉医療機構(昭和63年1月～年金福祉事業団, 平成13年4月～社会福祉・医療事業団, 平成15年10月～独立行政法人福祉医療機構)からの厚生年金等担保貸付にかかる受託業務を行っていたが、平成23年11月に業務委託契約を解除した。

ハ 現状

(イ) 業務の状況

平成30年度における我が国経済は、緩やかな回復が継続し、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続いていた。このような中、創業支援や事業承継支援など成長戦略分野等において、資金面での支援を行うとともに、セミナーを開催する等、経営に役立つ情報等の提供に努めた。また、夏に相次いだ平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震などの自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済が一時的に押し下げられたものの、被害を受けた小規模事業者の資金支援を迅速に行うため、被災地域に特別相談窓口を設置し、特別貸付の創設や災害貸付の拡充を行うなどセーフティネット機能を発揮した。

令和元年度における我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱かったものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復していたが、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景気は大幅に下押しされた。このような中、特に、新型コロナウイルス感染症に対しては、1月末に経営相談窓口を設置し、相談体制の強化・融資や返済に関する相談への迅速な対応を行った。更に、3月に入ってから、政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(令和元年度予備

費(令和2年3月10日))」により、実質無利子・無担保などを内容とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の取扱いを開始した。また、融資制度が創設・拡充され、資金繰りに関する相談・問い合わせが急増したため、休日相談の実施、支店への応援職員の派遣や不急業務の大幅縮小、3月の定期人事異動の延期などにより総力を結集して支援体制を構築した。

令和2年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに鑑み、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や新型コロナ対策資本性劣後ローンを積極的かつ迅速に実施することで、小規模事業者等の資金繰り支援に万全を期している。

(ロ) 資金及び貸付の状況

当業務の貸付金は、主として政府出資の資本金と政府からの借入金によって賄われている。資本金は、日本公庫が設立された平成20年10月1日時点では3,966億円、令和元年度末で、1兆2,236億円となっている。他方、政府からの借入金残高は、令和元年度末で、5兆7,532億円(財政融資資金より5兆6,219億円、一般会計より1,313億円)となっている。

総貸付残高は、令和元年度末で、210万6,083件、7兆1,784億円となっている。過去3カ年の貸付残高の推移は第1表のとおりである。

(ハ) 貸付制度

現在、当業務が行っている貸付は、中小企業・小規模事業者向けの「普通貸付」及び生活衛生関係営業者向けの「生活衛生資金貸付」、恩給等受給者向けの「恩給担保貸付」、記名国債受領者向けの「記名国債担保貸付」及び教育資金を必要とする者向けの「教育資金貸付」の五つに大別される。なお、当業務の貸付計画及び実績は、第2表のとおりである。

A 普通貸付

この貸付は当業務の中心をなすもので、中小企業・小規模事業者に対する事業資金の貸付である「一般貸

第2表 年度別貸付計画と実績

(単位 億円, %)

区 分	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		9月末時点実績	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	前年同期比増加率
貸付規模	26,400	▲1.5	21,685	▲8.3	28,000	6.1	21,464	▲1.0	27,370	▲2.3	75,703	685.4
普通貸付	23,330	▲1.7	19,082	▲9.1	24,930	6.9	18,929	▲0.8	24,350	▲2.3	73,570	743.7
うち、小規模事業者経営改善資金貸付	2,900	0.0	2,798	3.0	2,900	0.0	2,777	▲0.8	2,900	0.0	1,867	35.3
生活衛生資金貸付	1,150	0.0	825	0.4	1,150	0.0	840	1.8	1,150	0.0	1,759	330.8
うち、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	55	0.0	43	1.3	55	0.0	51	17.1	55	0.0	39	61.2
恩給担保貸付	119	▲0.8	67	4.4	119	0.0	15	▲77.5	69	▲42.0	4	▲57.3
記名国債担保貸付	1	▲66.7	0	▲59.1	1	0.0	0	▲69.8	1	0.0	0	▲100.0
教育資金貸付	1,800	0.0	1,710	▲2.2	1,800	0.0	1,680	▲1.8	1,800	0.0	370	▲26.3

(注) 計画は当初計画である。

付」，なかでも特に小規模な企業者に対する「小規模事業者経営改善資金貸付」，小企業の近代化，合理化等の特定政策目的をもって行われている「特別貸付」，並びに，災害にかかる被災小企業者に対して，その復旧を促進するために，上記の貸付の各制度のなかで，必要な資金を貸付ける「災害貸付」がある。

(A) 一般貸付（普通貸付のうち小規模事業者経営改善資金貸付，特別貸付を除く貸付）

この貸付は，昭和24年の国民金融公庫設立当初「普通小口貸付」といわれたもので，戦後の疲弊した社会の再建のため，国民大衆向けの事業資金の融資を行う目的をもって，1世帯当たり5万円（連帯貸付50万円）と世帯単位の貸付を行っていた。しかし，昭和26年6月には1人当たり10万円以内というほぼ現在の貸付制度に近い体制が整えられた。その後，食料品製造業等の特定業種の貸付限度額の優遇措置（昭和26年12月～昭和39年2月）や法人貸付制度の新設（昭和29年12月～昭和39年2月）等が実施されたが，昭和39年2月に廃止され，貸付限度は全て200万円までとされた。

更に，物価水準の上昇，経済規模の拡大等を要因として，逐次，貸付限度が引き上げられ，現在の貸付限度は4,800万円となっている。

なお，貸付利率については，当初年12%であったが，金融情勢の変化等に対応して変更され，令和2年12月31日現在年2.06%（貸付期間5年・無担保の場合）となっている。

(B) 小規模事業者経営改善資金貸付

この貸付のうち，小規模事業者経営改善資金は，担保もなく，信用力も乏しい，小規模事業者（商業・サービス業（宿泊業，娯楽業を除く）は従業員5人以下，製造業，その他の業種は20人以下）が，経営改善を図る際必要とする資金を商工会議所会頭等の推薦により，無担保かつ無保証のうえ低利で融資を行うものであり，昭和48年10月より実施された。

当初は，貸付限度100万円（運転資金50万円），貸付期間2年，年利7.0%の貸付条件で行われたが，その後，金融情勢の変化，物価水準の上昇等により，令和2年12月31日現在の貸付条件は，貸付限度が1,000万円，貸付期間が設備資金7年，運転資金5年，金利が年1.21%となっている（ただし，令和3年3月31日までは，貸付限度の特例として2,000万円，貸付期間の特例として設備資金10年，運転資金7年の措置が講じられている。）。

(C) 特別貸付

この貸付は，昭和30年代以降の急激な経済社会環境の変化に伴い，中小企業・小規模事業者といえども近代化，合理化，産業安全の確保及び公害防止等の必要が生じ，これらが国民経済の発展，国民生活水準の向上に寄与するうえで重要であるとの配慮から特定の政策目的をもって創設された貸付であり，貸付条件等については，政策的に有利に配慮している。

なお，各特別貸付の内容は第3表のとおりである。

(D) 災害貸付

風水害，地震その他異常な自然現象又は大規模な火事，若しくは爆発等により被災した中小企業・小規模事業者に対して，その事業の復旧を促進し，被災地域の復興に資するため前記普通貸付の制度のなかで災害貸付を行っている。貸付期間は10年以内で，利率は1.26%（令和2年12月31日現在），貸付限度は一般貸付及び特別貸付のそれぞれの限度額（重複利用する場合の限度額はそれぞれの貸付制度の限度額に1災害につき3,000万円を上乗せした額）である。

なお，特に，異例の災害（激甚災害）にかかる災害貸付については，貸付限度及び貸付利率について，その都度別に定めることになっている。

B 生活衛生資金貸付

この貸付は，生活衛生関係営業の衛生水準の向上及

び経営の近代化、合理化の促進に寄与することを目的とするもので、生活衛生関係事業者の設備資金にかかる「一般貸付」、認定を受けた振興計画に基づく振興事業にかかる「振興事業貸付」、貸付限度の上乗せ等ができる「特例貸付」、生活衛生関係営業における小規模事業者に対する無担保・無保証貸付である「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付」、普通貸付におけるものと趣旨の「災害貸付」及び「特別貸付」がある。

(A) 一般貸付

振興計画認定組合の組合員以外の生活衛生関係事業者に対する設備資金貸付である。

(B) 振興事業貸付

振興計画認定組合の組合員に対する設備資金貸付及び運転資金貸付である。

(C) 特例貸付

防災、環境対策、高齢者等の利用の円滑化及びその他特に政策的必要性から、施設又は設備等に要する資金に対して貸付条件の特例を設けた貸付である。なお、(A)～(C)についての制度内容は、第4表のとおりである。

(D) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

生活衛生同業組合等が行う経営指導事業を金融面から補完し、経営指導事業の実効性を確保するため、小規模事業者（従業員5人以下（旅館業及び興行業営業は20人以下））が経営改善を行うのに必要な資金を無担保かつ無保証人で貸付けを行うものである。

当初は、貸付限度100万円、貸付期間2年以内、年利7.0%の貸付条件で行われたが、その後、金融情勢の変化、物価水準の上昇等により、令和2年12月31日現在の貸付条件は、貸付限度1,000万円、貸付期間は設備資金7年、運転資金5年、年利1.21%となっている（ただし、令和3年3月31日までは、貸付限度の特例として2,000万円、貸付期間の特例として設備資金10年、運転資金7年の措置が講じられている。）。)

(E) 災害貸付

被災した生活衛生関係事業者等に対し、営業の復旧・再開に資するため、生活衛生資金貸付の制度の中で災害貸付を行っている。貸付期間は、設備資金にあつては各制度における貸付期間、運転資金にあつては10年以内、貸付利率は各制度における貸付利率を適用する。貸付限度額は、一般貸付及び振興事業貸付の貸付限度額に1災害につき3,000万円（生活衛生同業組合等は5,000万円）を上乗せした額である（令和2年12月31日現在）。

なお、異例の災害（激甚災害）にかかる取扱いは、普通貸付と同様である。

(F) 生活衛生特別貸付

普通貸付と同様に特定の政策目的を持って創設された貸付制度であるが、限定的な貸付対象、資金使途となっており、取扱期限が定められていることが通例となっている。なお、各生活衛生特別貸付の制度内容は、第5表のとおりである。

C 恩給担保貸付

この貸付は「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に定める恩給等の受給者に、その恩給等を担保として貸付を行うことを目的としている。

貸付条件は恩給や災害補償年金を担保とする場合の貸付金額が年額の3年分以内（最高250万円まで）、貸付利率年0.46%、共済年金や厚生年金（共済組合が支給する厚生年金に限る。）を担保とする場合の貸付金額が年額の1.4年分以内（最高250万円まで）、貸付利率年1.66%、貸付期間はともに4年以内となっている（令和2年12月31日現在）。ただし、恩給等を担保とする事業資金及び消費資金の貸付については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、恩給法等が規定する恩給たる年金を除き、令和4年4月1日に廃止されることとなった。

D 記名国債担保貸付

この貸付は、特別給付金国債、特別弔慰金国債及び引揚者特別交付金国債の受領者に対し、その国債を担保とした事業資金の貸付である。

貸付条件は、貸付利率年0.46%、貸付期間は貸付日から担保に徴した国債の最終償還日までの期間、貸付限度額はその国債により異なるが最高185万6千円以内となっている（令和2年12月31日現在）。

E 教育資金貸付

この貸付は、高校、大学等への入在学のために教育資金を必要とする者に教育資金の貸付を行うものであり、昭和54年1月に進学に際し必要な資金の貸付を行う進学資金貸付として実施された。

制度創設当初の貸付条件は、貸付金額が一世帯当たり50万円以内、貸付利率年7.1%、貸付期間は進学する学校の修業年限以内であったが、平成3年9月には、在学に必要な資金を対象に加え、名称も教育資金貸付に変更した。令和2年12月31日現在、貸付金額が1学生・生徒当たり350万円以内、貸付利率1.68%（ただし、母子家庭、父子家庭又は年取200万円以下、子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円以下の世帯は1.28%）、貸付期間は15年以内（ただし、交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭又は年取200万円以下、子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円以下の世帯については18年以内）で取扱を行っている。

第3表 特 別 貸 付

貸付制度	開始時期	資金	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率 (注1)	貸付期間	据置期間
新企業育成貸付	S50.7	新規開業支援資金	新たに事業を始める者又は事業開始後おおむね7年以内の者(注2)	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.05～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H11.4	女性、若者／シニア起業家支援資金	女性又は35歳未満か55歳以上の者であって、新たに事業を始める者又は事業開始後おおむね7年以内の者(注2)	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.05～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H19.4	再挑戦支援資金	廃業歴等のある者など、一定の要件に該当する者で、新たに事業を始める者又は事業開始後おおむね7年以内の者	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.46～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H17.4	新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る者	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.30～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H25.3	中小企業経営力強化資金	外部専門家の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」の適用などにより、経営の強化を図る者	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.71～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
セーフティネット貸付	H12.12	経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している者	設備資金 運転資金	一般貸付と合わせて4,800万円(令和3年3月31日までは4,800万円)	年1.11～ 2.14%	(設)15年以内 (運)8年以内	3年以内
		金融環境変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している者	設備資金 運転資金	別枠3,000万円(令和3年3月31日までは4,000万円)	年1.11～ 2.14%	(設)15年以内 (運)8年以内	3年以内
		取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している者	運転資金	別枠3,000万円	年1.11～ 2.06%	8年以内	3年以内
企業活力強化貸付	S43.6	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う者など	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.30～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H13.1	IT活用促進資金	情報化投資を行う者	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.30～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	S62.10	地域活性化・雇用促進資金	承認企業立地計画などに従って事業を行う方又は雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う者など	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.30～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H23.12	海外展開・事業再編資金	海外展開及び海外展開事業の再編を図る者	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.46～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H27.2	ソーシャルビジネス支援資金	保育サービス事業、介護サービス事業等を営む者、社会的課題の解決を目的とする事業を営む者(注3)	設備資金 運転資金	別枠7,200万円(運転資金は4,800万円)	年0.46～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内

制 度 一 覧 (令和2年12月31日現在)

貸付制度	開始時期	資金	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率 (注1)	貸付期間	据置期間
企業活力強化貸付(続)	H27.2	事業承継・集約・活性化支援資金	安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者など	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.46～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内 (ただし、既往の公庫融資の借替含む場合、8年以内)	2年以内
	H29.4	観光産業等生産性向上資金	観光産業の生産性向上に取り組む者又は訪日外国人観光客の消費需要を取り込む者	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.46～ 1.95%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H30.4	働き方改革推進支援資金	非正規雇用の処遇改善や従業員の長時間労働の是正に取り組む者など	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.46～ 2.20%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
食品貸付	S43.6	-	食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う者 (注2)	設備資金	7,200万円 (事業組合等の場合は1億1,000万円)	年0.05～ 2.60%	(設)20年以内	2年以内
環境・エネルギー対策貸付	S45.4	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る者	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.30～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	S47.6	社会環境対応施設整備資金	自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.30～ 2.60%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
企業再生貸付	H16.4	企業再建資金	中小企業再生支援協議会の関与若しくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る者 (注4)	設備資金 運転資金	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	年0.46～ 2.60%	(設)20年以内 (運)15年以内 (金融機関の要請に基づく場合は20年以内)	2年以内

(注1) 返済期間、担保の有無等によって異なる。

(注2) 創業する東日本大震災又は平成28年熊本地震の被災者並びに東日本大震災又は平成28年熊本地震の被災地で創業する者が必要とする資金は、利率低減措置等が適用される。

(注3) NPO法人においては、利率を0.1%上乘せすることで代表者の保証を免除することができる。また、NPO法人以外であっても、一定の要件を満たす場合は代表者保証が不要となる。

(注4) シンジケートローン特例を適用する場合は、参加金融機関が合意した貸付利率等が適用される。

東日本大震災復興特別貸付

	開始時期	貸付対象者(注1)	資金使途	貸付限度	利率 (注3)	貸付期間 (注3)	据置期間
東日本大震災復興特別貸付	H23.5	【震災直接被害関連】 ①東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域等(注2)に事業所を有する者	①から③までに掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.05～ 1.45%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内
		【震災間接被害関連】 ③①又は②の者と取引のある者				年0.05～ 1.45%	(設)20年以内 (運)15年以内
		【震災セーフティネット関連】 ④その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障を来すおそれのある者(風評被害等による影響を含む。)であり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	④に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年0.61～ 2.14%	(設)15年以内 (運)8年以内	3年以内

(注1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)第2条第3項に定める特定被災区域内に事業所を有し、事業活動を行う者に限る。

(注2) 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう(当該区域として公示されたことのある区域を含む。)

(注3) 適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件を適用する。

第3表 特 別 貸 付

平成28年熊本地震特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
平成28年熊本地震特別貸付	H28.6	【震災直接被害関連】 ①熊本県内に事業所を有し、当該事業所が平成28年熊本地震により直接被害を受けた者	①及び②に掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.36～1.45%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内
		【震災間接被害関連】 ②熊本県内に事業所を有し、①の者と取引のある者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年0.36～1.45%	(設)20年以内 (運)15年以内	3年以内
		【その他被害者関連】 ③熊本県内に事業所を有し、平成28年熊本地震に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来しているまたは支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年0.81～2.14%	(設)15年以内 (運)8年以内	3年以内

平成30年7月豪雨特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
平成30年7月豪雨特別貸付	H30.8	【直接被害関連】 ①平成30年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内(注)に事業所を有し、かつ、当該事業所が平成30年7月豪雨により直接の被害を受けた者	①及び②に掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.36～1.45%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内
		【間接被害関連】 ②①の者と取引のある者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年0.36～1.45%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内
		【その他被害者関連】 ③平成30年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来しているまたは支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年1.11～2.25%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内

(注) 岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、愛媛県及び福岡県をいう。

令和元年台風第19号等特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
令和元年台風第19号等特別貸付	R元.11	【直接被害関連】 ①令和元年台風第19号等による激甚災害指定を受けた被災都道府県(注)に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和元年台風第19号等により直接の被害を受けた者	①及び②に掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.36～1.45%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内
		【間接被害関連】 ②①(大企業を含む。)の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年0.36～1.45%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内
		【その他被害者関連】 ③令和元年台風第19号等に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年1.11～2.25%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内

(注) 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県をいう。

制 度 一 覧 (令和2年12月31日現在) (続)

新型コロナウイルス感染症特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
新型コロナウイルス感染症特別貸付	R2.3	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であって、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者</p> <p>①最近1カ月の売上高又は過去6カ月(最近1カ月を含む。)の平均売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者</p> <p>②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高又は過去6カ月(最近1カ月を含む。)の平均売上高(業歴6カ月未満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している者</p> <p>(1) 過去3カ月(最近1カ月を含む。)の平均売上高</p> <p>(2) 令和元年12月の売上高</p> <p>(3) 令和元年10月から12月の平均売上高</p>	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金	別枠8,000万円	<p>【4,000万円以内の部分】 年0.36～1.45%</p> <p>(注) 【4,000万円を超える部分】 年1.26%～1.45%</p>	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内

(注) 一部の対象者については、4,000万円以内の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子となる。

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	償還方法
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付	R2.8	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>①J-Startupプログラムに選定された者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資(転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。)を受けて事業の成長を図る者</p> <p>②産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う者</p> <p>③①及び②に該当しない者であって、原則として中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関による経営指導を受けて事業計画書を策定した者であって、かつ、民間金融機関等から協調支援を受けて、事業の発展又は継続を図る者</p>	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	別枠7,200万円	年1.05～4.80%	5年1カ月、10年又は20年	期限一括償還(利息は毎月払)

第3表 特 別 貸 付

令和2年7月豪雨特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
令和2年7月豪雨特別貸付	R2.8	【直接被害関連】 ①令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内（注）に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和2年7月豪雨により直接の被害を受けた者	①及び②に掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.36～1.45%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内
		【間接被害関連】 ②①（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者			年0.36～1.45%		
		【その他被害者関連】 ③令和2年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来しているまたは支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年1.11～2.25%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内

(注) 山形県、長野県、岐阜県、鳥根県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県をいう。

設備資金貸付利率特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
設備資金貸付利率特例制度	次の貸付制度で設備資金を利用する者であって、岩手県、宮城県又は福島県内において、雇用の維持又は拡大を伴う設備投資を行う者 1 一般貸付 2 特別貸付（注） 3 経営改善貸付 4 生活衛生貸付（生活衛生改善貸付を含む） 5 東日本大震災復興特別貸付	設備資金	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率－0.5%	各貸付制度に定めた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

(注) 災害貸付、挑戦支援資本強化特例制度、海外展開・事業再編資金、企業再建資金（シンジケートローン特例を適用した貸付）、平成28年熊本地震特別貸付、平成30年7月豪雨特別貸付、令和元年台風第19号等特別貸付、新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付、令和2年7月豪雨特別貸付は対象とならない。

制 度 一 覧 (令和2年12月31日現在) (続)

新創業融資制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率(注)	貸付期間	据置期間
新創業融資制度	新たに事業を始める者又は事業開始後で税務申告を2期終えていない者であって、一定の要件に該当する者	設備資金 運転資金	3,000万円(運転資金は1,500万円)	年1.01～ 2.80%	各貸付制度に 定めた貸付期 間内	各貸付制度に 定められた据 置期間内

(注) 法人の代表者が保証人になる場合は、利率が0.1%低減される。

無担保融資特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
無担保融資特例制度	担保の提供を不要とする貸付を希望する者であって、一定の要件に該当する者	設備資金 運転資金	4,800万円	年0.66～ 2.45%	各貸付制度に 定めた貸付期 間内	各貸付制度に 定められた据 置期間内

挑戦支援資本強化特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間
挑戦支援資本強化特例制度	創業・新事業展開・海外展開・事業再生等に取り組む者であって、技術力の高い事業などに取り組むなど一定の要件に該当するもの	設備資金 運転資金	4,000万円(ただし、「事業承継・集約・活性化支援資金」及び「生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金」に限り、別枠4,000万円)	年1.05～ 6.20%	5年1ヵ月以上 15年以内(期限一括償還)

経営者保証免除特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
経営者保証免除特例制度	経営者の保証を不要とする貸付を希望する者であって、一定の要件に該当する者	設備資金 運転資金	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率+0.2%(注)	各貸付制度に定められた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

(注) 事業承継・集約・活性化支援資金、生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を適用する場合等は「各貸付制度に定められた利率」

第4表 生活衛生資金

(1) 一般貸付

業 種	貸付限度	貸付期間	利率(注3)
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業 浴場業(その他公衆浴場業)(注1)	7,200万円	13年以内 ただし、従業員宿舍設置 資金は15年以内、太陽光 発電設備及び風力発電設 備で特に必要な場合は20 年以内(注4)	年0.30~2.60%
クリーニング業(注2)	1億2,000万円		
興行場営業 浴場業(サウナ営業)	2億円		
旅館業	4億円		
浴場業(一般公衆浴場業)	3億円 (2施設以上の場合4億8,000万円)	30年以内	年0.30~2.80%
	借地更新・買取資金の場合 (別枠) 1億5,000万円		
理容師・美容師養成施設	7,200万円	18年以内(新設は20年以内)	年1.11~2.60%

(注1) その他公衆浴場業にかかる資金使途は、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付(震災直接被害関連に限る。)、生活衛生関係営業平成28年熊本地震特別貸付(直接被害者に限る。)、生活衛生関係営業平成30年7月豪雨特別貸付(直接被害者に限る。)、生活衛生関係営業令和元年台風第19号等特別貸付(直接被害者に限る。))及び生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付(直接被害者に限る。)に限られる。

(注2) クリーニング取次業に業態転換した者のうち、一定の要件に該当するものも対象とする。ただし、貸付限度は4,800万円。

(注3) 返済期間、担保の有無等によって異なる。

(注4) 太陽光発電設備及び風力発電設備で、13年を超える貸付期間を適用するものにあつては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第1項において定められた各設備の調達期間内に限る。

(2) 振興事業貸付

業 種	貸付限度	貸付期間	利率 (注2)(注3)
[設備資金]			
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業	1億5,000万円	20年以内 ただし、訪日外国人旅行者対 応に必要な資金のうち、店舗 の新設及び増改築にかかるも のについては、30年以内	年0.30~2.60%
クリーニング業(注1)	3億円		
興行場営業 旅館業	7億2,000万円		
浴場業(一般公衆浴場業)	1億5,000万円 (一般貸付とは別枠)		
[運転資金]			
上記の業種(注1)	5,700万円	7年以内	年0.46~2.41%

(注1) クリーニング取次業に業態転換した者のうち、一定の要件に該当するものも対象とする。ただし貸付限度は4,800万円。

(注2) 返済期間、担保の有無等によって異なる。

(注3) 振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ(ただし、生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合、各利率から0.30%引下げ)(振興特利設備、衛生設備及び振興運転資金に限る。)

貸 付 制 度 一 覧 (令和2年12月31日現在)

(3) 特例貸付

区 分		業 種	上乗せ限度額又は 貸付限度額	貸 付 期 間	利 率 (注2)(注3)
環境対策関連貸付 (防災・環境対策資金)	消 防 関 連	全業種 (注1)	(上乗せ限度額) 設備資金と運転資金に ついて、それぞれ3,000 万円	設備資金 20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内	年0.30~2.06%
	アスベスト対策関連			設備資金 20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内 運転資金 7年以内	
	耐震改修関連			設備資金 20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるもの及び耐震改修にか かる設備資金であって振興計画 に基づくものは30年以内 運転資金 7年以内	
新企業育成・事業安定等貸付 (生活衛生関係営業新企業育成資金)		全業種 (注1)	(貸付限度額) 一般貸付又は振興事業 貸付の貸付限度額	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	年0.05~2.60%
新企業育成・事業安定等貸付 (生活衛生関係営業事業承継・ 集約・活性化支援資金)		全業種 (注1)	(貸付限度額) 一般貸付又は振興事業 貸付の貸付限度額	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内 (ただし、既往貸付 の現貸決済を資金使途に含む 場合については8年以内)	年0.30~2.60%
新企業育成・事業安定等貸付 (地域活性化・雇用安定資金)		全業種 (注1)	(上乗せ限度額) 設備資金・運転資金合 算で3,000万円	20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内	年0.46~2.06%
健康・福祉増進貸付 (福祉増進資金)		全業種 (注1)	(上乗せ限度額) 3,000万円	20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内	年0.30~2.45%

(注1) その他公衆浴場業を除く。

(注2) 返済期間、担保の有無等によって異なる。

(注3) 振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合は、各利率から0.30%引下げ)(一部の制度を除く)。

第5表 特 別 貸 付 制 度 一 覧

貸付制度	開 始 時 期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利率(注)
衛生環境激変 対策特別貸付	H10.4	生活衛生関係業者であって、感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、資金繰りに支障を来しており、かつ、所定の要件に該当する者	衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係業者の経営を安定させるために必要な運転資金	衛生環境の激変事由ごとに別枠 1,000万円	7年以内	年0.30～ 2.06%
生活衛生関係 営業セーフ ティネット貸 付	H12.12	[経営環境変化資金] 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により売上の減少等所定の要件に該当する経営状況になっており、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる者	経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金	振興運転資金と合わせて5,700万円(令和3年3月31日までは振興運転資金と別に5,700万円)	8年以内	年1.11～ 2.06%
	H12.12	[金融環境変化資金] 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りに困難を来しており、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる者で、所定の要件に該当する者	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金	別枠 3,000万円(令和3年3月31日までは4,000万円)	8年以内	年1.11～ 2.06%
生活衛生関係 営業企業再生 貸付	H31.4	[生活衛生関係営業企業再建資金] 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者で、所定の要件に該当する者	企業の再建を図る上で必要となる運転資金	5,700万円(振興運転資金及び経営環境変化資金(生活衛生関係営業セーフティネット貸付)とは別枠)	15年以内 (ただし、金融機関等の要請に基づく場合は20年以内)	年0.71～ 1.85%

(注) 返済期間、担保の有無等によって異なる。

貸付制度	開 始 時 期	貸付対象者(注1)	資金使途	貸付条件(注3)		
				貸付限度	貸付期間	利 率
生活衛生関係 営業東日本大 震災復興特別 貸付	H23.5	[震災直接被害関連] ①東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域等(注2)に事業所を有する者	・①から③までに掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金	各貸付制度の貸付限度に6,000万円を加えた額(注4)	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	年0.05～ 1.65%
		[震災間接被害関連] ③①又は②の者と取引のある者				
		[震災セーフティネット関連] ④その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障を来すおそれのある者(風評被害等による影響を含む。)であり、かつ、中長期的にみて業況の回復が見込まれる者	④に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金	別枠5,700万円(振興運転資金、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化資金(生活衛生関係営業セーフティネット貸付)とは別枠)	運転資金 8年以内	年0.61～ 2.06%

(注1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に定める特定被災区域内に事業所を有し、事業活動を行う者に限る。

(注2) 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう(当該区域として公示されたことがある区域を含む)。

(注3) 適用する貸付制度に定める貸付条件が、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件を適用する。

(注4) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

(生活衛生資金貸付)(令和2年12月31日現在)

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間 (注1)	利率
生活衛生関係 営業平成28年 熊本地震特別 貸付	H28.6	[直接被害者] ①熊本県内に事業所を有し、当該事業所が平成28年熊本地震により直接被害を受けた者	・①及び②に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金	各貸付制度の貸付限度に6,000万円を加えた額(注2)	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	年0.05～ 1.65%
		[間接被害者] ②熊本県内に事業所を有し、かつ、①の者と取引のある者				年0.05～ 1.65%
		[その他被害者] ③熊本県内に事業所を有し、かつ、平成28年熊本地震に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は支障を来すおそれのある、中長期的に業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金	別枠5,700万円(振興運転資金、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化資金(生活衛生関係営業セーフティネット貸付)とは別枠)	運転資金 8年以内	年0.81～ 2.06%

(注1) 適用する貸付制度に定める貸付期間が、生活衛生関係営業平成28年熊本地震特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。
 (注2) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間 (注1)	利率
生活衛生関係 営業平成30年 7月豪雨特別 貸付	H30.8	[直接被害者] ①平成30年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内(注2)に事業所を有し、かつ、当該事業所が平成30年7月豪雨により直接の被害を受けた者	・①及び②に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金	各貸付制度の貸付限度に6,000万円を加えた額(注3)	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	年0.05～ 1.65%
		[間接被害者] ②①の者と取引のある者				年0.05～ 1.65%
		[その他被害者] ③平成30年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする運転資金	別枠5,700万円(振興運転資金、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化資金(生活衛生関係営業セーフティネット貸付)とは別枠)	運転資金 15年以内	年1.11～ 2.14%

(注1) 適用する貸付制度に定める貸付期間が、生活衛生関係営業平成30年7月豪雨特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。
 (注2) 岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、鳥根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、愛媛県及び福岡県をいう。
 (注3) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

第5表 特 別 貸 付 制 度 一 覧

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間 (注1)	利 率
生活衛生関係 営業令和元年 台風第19号等 特別貸付	R.1.11	[直接被害者] ①令和元年台風第19号等(注2)による激甚災害指定を受けた地域(注3)に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者	・①及び②に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金	各貸付制度の貸付限度に6,000万円を加えた額(注4)	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	年0.05～ 1.65%
		[間接被害者] ②①の者と取引のある者				年0.05～ 1.65%
		[その他被害者] ③令和元年台風第19号等に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする運転資金	別枠5,700万円 (振興運転資金、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化資金(生活衛生関係営業セーフティネット貸付)とは別枠)	運転資金 15年以内	年1.11～ 2.14%

(注1) 適用する貸付制度に定める貸付期間が、生活衛生関係営業令和元年台風第19号等特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

(注2) 令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。

(注3) 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県をいう。

(注4) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利 率 (注1)
生活衛生関係 営業新型コロナウイルス 感染症特別貸付	R.2.3	生活衛生関係の事業を営む者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であつて、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者 ①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している者 (1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金(注2)	別枠 8,000万円	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	[4,000万円以内の部分] 0.36～ 1.45% (注1) [4,000万円を超える部分] 1.26～ 1.45%

(注1) 一部の対象者については、4,000万円以内の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となる。

(注2) 運転資金については、振興計画認定組合の組合員が必要とする場合又は非組合員が既往の生活衛生貸付の現貸返済を行う場合に限る。

(生活衛生資金貸付) (令和2年12月31日現在) (続)

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間 (注1)	利率
生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付	R.2.8	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活衛生関係業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>①J-Startupプログラムに選定された者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資(転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。)を受けて事業の成長を図る者</p> <p>②産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う者</p> <p>③①及び②に該当しない者であって、原則として中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関による経営指導を受けて事業計画書を策定した者であって、かつ、民間金融機関等から協調支援を受けて、事業の発展又は継続を図る者</p>	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	別枠7,200万円	5年1ヵ月、10年又は20年(期限一括償還)	1.05～ 4.80%

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間 (注1)	利率
生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付	R.2.8	[直接被害者] ①令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内(注2)に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・①及び②に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金 	各貸付制度の貸付限度に6,000万円を加えた額(注3)	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	年0.05～ 1.65%
		[間接被害者] ②①の者と取引のある者				年0.05～ 1.65%
		[その他被害者] ③令和2年7月豪雨に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする運転資金	別枠5,700万円(振興運転資金、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化資金(生活衛生関係営業セーフティネット貸付)とは別枠)	運転資金 15年以内	年1.11～ 2.14%

(注1) 適用する貸付制度に定める貸付期間が、生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

(注2) 山形県、長野県、岐阜県、鳥根県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県をいう。

(注3) 生活衛生同業組合等については5,000万円

(ii) 農林水産業者向け業務

イ 沿革

当業務を行う農林水産事業の前身である農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）により、農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として、昭和28年4月1日に設立された。

終戦直後の農林金融は、農地改革の実施によって農地担保による長期金融の途が事実上消滅したことに加え、激しいインフレーションの進行が長期金融債の発行による特殊銀行の資金調達を困難にさせたことや占領軍の指令により戦前導入されていた預金部資金による金融債の引受けが中断されたこともあって、農業部門以外からの制度的な長期資金の供給は行われず、農村の資金事情は著しく窮迫した。

この間にあって農業部門に対する外部からの長期資金の供給は、昭和23年1月に制定された開拓者資金融通制度及び同年9月閣議決定をみた「農林漁業復興金融に関する暫定措置」に基づく復興金融措置、さらに対日援助見返資金融通制度（昭和24年4月）を通じて細々と行われていたにすぎない。

他方、農村における資金事情の窮迫は、昭和23年に入って一層激化し、農協系統金融機関は農家の営農資金の供給にも事欠く状況であった。このような事情に対処して、昭和23年4月に、農協等の振出す農業手形を日銀の担保適格手形として優遇することによって、円滑な営農資金の供給体制を確保するための農業手形制度が創設された。

この時期における、これら制度金融は、食糧増産、失業人口の収容のための緊急開拓の推進、あるいは、農協及び農家の資金不足をカバーするための応急措置的なものであって、農政全般にわたる、一定の農政目標を達成するための政策手段としての性格は希薄であった。

その後、農地改革によって創設された自作農が、ようやく小農的な生産力の発展をみせはじめ、これに対応して、農政は土地改良事業の拡大、強化等による食糧増産政策を積極的に推進したので、これらの事業の実施に伴う農家の受益者負担も急速に増大した。

しかるに、昭和25年6月の朝鮮動乱による特需景気で設備投資が急増し、大量の資金を必要としたことに伴い、昭和25年12月から、国庫による金融債の引受けが行われることになり、農協系統金融機関もこれを契機に、安定した農林債券の発行によって資金の調達を行い、これを中長期資金として貸し出すこととしたが、資金需要に応えるにははなはだ不十分であり、しかも農林漁業が必要とする長期、低利資金としては、資金コストの面からも十分な機能を果たせなかった。

また、開拓者資金、見返資金等の制度資金も、営農資

金や生活資金が主体で、長期の設備資金を充足するには十分とはいえなかった。

このような諸情勢を背景として、補助事業を主軸とした生産力の増強政策を金融面から助長するため、広く農林漁業者の必要とする長期、低利資金を供給する途を新たに開く必要性が高まり、昭和26年3月、農林漁業資金融通法が制定され、国の特別会計から長期かつ低利の施設資金が融通されることとなった。

本制度は、生産手段の合理化を図り、農林漁業の生産を高度化することを目的として、昭和26年度120億円、昭和27年度208億円の融通を行った。

このようなほう大な長期資金の融資については、農林中央金庫及び地方銀行に業務の一部を委託し、公正な融通を図ったのであるが、特別会計方式では、貸付決定、管理回収等の責任の所在が明確性を欠く嫌いがあり、また、財政法、会計法上、諸々の支障が生じたので、農林漁業資金融通制度の改正の気運が高まり、特別会計に代わる農林漁業に対する長期かつ低利資金を融通する恒久的な金融機関として「農林漁業金融公庫」構想が浮びあがってきた。

政府は、「農林漁業金融公庫法」案を第13回国会（昭和26年12月～昭和27年7月）に提案すべく準備を進めたが、その法案の骨子は次のとおりであった。

- (イ) 農林漁業金融公庫の目的は、農林漁業の生産力の維持増進を図るために必要な長期、低利の資金で、農林中金その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することとする。
- (ロ) 農林漁業金融公庫の資本金は、特別会計から承継する資産と負債の差額に相当する額150億円程度のほか、新たに一般会計から200億円を出資する。
- (ハ) 業務の内容は、大体において特別会計資金と同じ程度のものであるが、新たに農林漁業金融公庫の業務として、いわゆる復興融資に関する債権を農林中金から承継するほか、旧見返資金の農林漁業関係融資も一部承継する。

ところで、第13回国会は対日平和条約の発効を間にはさんで審議法案が山積みしたこともあって、本法案は、次期国会に提出することに方針が変更された。しかし、第14回国会も抜き打ち解散により3日間で閉幕となり、結局、第15回国会を待つこととなった。

その結果、農林漁業金融公庫法案は衆議院の各党農林委員及び大蔵委員57名の共同提案として、昭和27年12月12日、第15回国会に提出された。提出された法案の内容は、さきの第13回国会に上程を予定したものとはほぼ同様であったが、日本開発銀行が復興金融公庫及び見返資金特別会計から承継した貸付債権並びに日本開発銀行が同行設立後貸付けた債権のうち、農林漁業金融公庫の貸付対象業種に該当するものを、同行から一括承継することとなり、また、資金借入は政府からのみであったも

のが、世界銀行の日本に対する動きもあって、外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入もできるとされた。このほか原案では、利率、償還期限等の貸付条件は、弾力性をもたせる意図から、業務方法書に規定することとしていたが、長期、低利という基本線を逸脱することを防止するため、条文の末尾に別表としてつけ加えることとされた。

衆議院の審議は、農林中金等系統機関の融資との関連が問題となったが、個人の災害復旧に必要な資金で主務大臣の指定するものの償還期限を5年から15年に延長する修正が行われ、①主務大臣は事業内容の健全な信用農業協同組合連合会が農林漁業金融公庫の受託金融機関となりうるよう必要な措置を講ずること、及び②従たる事務所は当分の間設置しないことの2項目を内容とする附帯決議が行われて、同年12月20日に本会議に上程され同日可決された。

次いで、参議院本会議には12月24日に上程、可決され、所要の手続きを経て、昭和27年12月29日法律第355号として、公布施行されることになった。

その後、昭和28年度から農林漁業金融公庫の業務を開始するよう設立の準備が進められ、昭和28年4月1日に、主務大臣による総裁及び監事の任命、設立委員から総裁への事務引継ぎ、設立登記、農林中央金庫及び56の地銀を業務委託金融機関とすることについての主務大臣の認可等の手続きを経て、農林漁業金融公庫設立が実現した。

ロ 目的

農林漁業は、自然条件の制約を受けること、零細経営が多いこと等から経営が不安定であり、投資効率が低い上に、投資効果の発現に相当の時間を要するという特徴がある。また食品産業は、原料である農水産物の需給・価格変動や原材料費のウエイトの高さにより、リスク性が高いとともに中小企業の比率が高く経営体質が脆弱である。

このようなことから、当業務は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うことにより、我が国の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。

(イ) 貸付業務

農林漁業者及び食品産業者に対して、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給に資する長期かつ低利の資金を貸付けており、次の4種類に大別される。

A 農林漁業の経営構造改善のための貸付け

意欲ある農林漁業者による経営を育成・確保し、農林漁業の持続的な発展を支援するためには、長期、低利の資金を必要とする。

B 農林漁業の生産基盤整備のための貸付け

具体的には、土地改良、造林、林道、漁港等の整備のための資金であるが、これら事業は政策色の強い公共的性格をもち、長期、低利の資金を必要とする。

C 施設整備のための貸付け

農林漁業及び食品の製造、加工又は流通に必要な施設に対する貸付けであり、農林漁業の持続的かつ健全な発展及び食料の安定供給の確保のために長期、低利の資金を必要とする。

D 経営の維持安定のための貸付け

社会政策的意味をもつリスクの大きい貸付けであり、他の金融機関の対象となり難く、長期、低利の資金を必要とする。

(ロ) 証券化支援業務

農林漁業者の経営の改善に不可欠な資金供給を民間金融機関に促すため、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）を活用した信用補完スキームを提供している。

(ハ) 出資業務

農業法人に対する民間の投資を補完するため、株式会社又はLPS（投資事業有限責任組合）が農業法人投資育成事業（農業法人の株式等を取得・保有し、経営又は技術の指導を行う事業）を営むのに必要な資金の出資業務を行っている。

ハ 業務の現況

(イ) 貸付業務

A 貸付業務の方法

当業務における貸付業務は、直接貸付けと農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、銀行等の委託金融機関による委託貸付けとの二つの方法によって行われているが、令和元年度末における貸付金残高のうち委託貸付けの占める割合は34%となっている。

当業務は、農林中央金庫その他の金融機関等に業務の一部を委託することができ（公庫法第14条、公庫法施行規則第15条及び第16条）、農林漁業金融公庫設立時に、農林中央金庫と56の銀行に対して委託し、昭和29年度に信用農業協同組合連合会を追加した。その後の業務量の増大に伴い委託金融機関も拡充され、令和2年12月31日現在の金融機関別の委託先数は次のとおりである。

農林中央金庫、信用農業協同組合連合会32、農業協同組合315、信用漁業協同組合連合会27、漁業協同組合4、銀行98、信用金庫134、信用組合22、信金中央金庫、地方公共団体金融機構ほか 計636機関

業務委託の方式は、貸付決定権を当業務に留保する一部委託であり、委託金融機関は、その取扱方式により例外はあるが、2割の代位弁済義務を負っている。

なお、代理貸付制度（代位弁済義務5割）は、昭和43年度に卸売市場近代化資金の新設に伴い設けられ、

その後事務簡素化等のため以後一部の既設資金についても採用されたが、平成19年度末に廃止された。

B 貸付対象事業と貸付条件

当業務の資金の貸付対象は、農林漁業及び食品の製造等の各分野に広範囲にわたっているが、その変遷を概観すると次のとおりである。

農林漁業金融公庫の設立後昭和37年度までは、主として土地改良資金と自作農維持創設資金の供給をもって、それぞれ食料増産のための土地基盤整備と農地改革後の農家の経営維持安定に寄与した。他方、国民経済のめざましい成長発展に伴い、他産業との格差是正のための農林漁業の体質改善が強く要請されたことから、国は、農業政策の目標を示す「農業基本法（昭和36年法律第127号）」を昭和36年度に制定するとともに、昭和37年度から農業及び沿岸漁業の構造改善事業に着手した。農林漁業金融公庫においても、これらの事業を総合的、計画的、かつ短期的に実施するために必要な、長期・低利の財政資金として、昭和38年度に農林漁業構造改善関係の諸資金が創設され、さらに、昭和43年度には農業基本法が志向する自立経営の積極的な育成を金融的側面から助長するための総合施設資金及び生鮮食料品の流通の近代化を図るための卸売市場近代化資金が創設された。また、昭和60年度には、資金種類を従来の28資金から22資金に整理統合するとともに、貸付金利の見直し等を行った。

その後、国際化の進展等農林漁業を取り巻く環境が大きく変化する中で、個々の政策目的に応じ、主として次のような対象事業の充実が図られた。

すなわち、平成元年度の「特定農産加工業経営改善臨時特別措置法（平成元年法律第65号）」の制定に伴い、農産加工品等の輸入自由化に対応して農産加工業の経営改善を促進するため、特定農産加工資金が創設され、平成2年度の農林漁業金融公庫法改正では、中山間地域の農林畜水産物の加工の増進等を通じた地域農林漁業の振興を図るための中山間地域活性化資金等が創設された。続いて平成3年度には、「食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）」の制定に伴い、鮮度保持のための流通施設の整備等による食品流通の改善を目的とした食品流通改善資金が創設された。

平成6年度の農林漁業金融公庫法改正では、効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進するため、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」による農業経営改善計画の認定を受けた者の計画達成に必要な長期資金を幅広く貸し付ける農業経営基盤強化資金が創設された。また、平成10年度には、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）」の制定に伴い、安全な食品製造のためのHACCP手法の導入促進のための食品産業品質管理高度化促進資金が創設された。さらに、平成11年度に

おいては、特殊法人の整理合理化の一環として、旧日本開発銀行の食品工業向け融資が農林漁業金融公庫に移管されることとなり、このための農林漁業金融公庫法改正が行われるとともに食品安定供給施設整備資金が創設された。

平成13年度の農林漁業金融公庫法改正では、農業基本法に替わって、21世紀における食料・農業・農村政策の基本指針として新たに制定された「食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）」の目指す農業構造の確立に向け、意欲ある農業者に対して、個々の農業経営の実情に応じたきめ細やかな経営支援を行うための、経営体育成強化資金及び農業経営維持安定資金が創設された。平成14年度には、農業者向けの各種制度資金が、農業者の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される分かりやすく使いやすい資金制度に再構築されたほか、平成14年度から平成20年度にかけて、特殊法人等整理合理化計画等に沿って、貸付対象の縮減、融資限度額・融資率の引き下げを行った。

平成22年度には、「農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）」が改正され、無利子の農業改良資金の貸付主体が都道府県から移管された。また、平成26年度には、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、無利子の就農支援資金の貸付主体が都道府県から移管されるとともに、貸付対象者に法人を追加する等制度内容を拡充した青年等就農資金が創設された。平成29年度には、「農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）」の制定に伴い、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を促進するため、農業競争力強化支援資金が創設された。

令和元年度には、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）」の制定に伴い、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出を促進するため、農林水産物・食品輸出促進資金制度が創設された。これらの資金の貸付条件は、資金種類ごとに、また貸付対象事業の性格により、償還期限については最長で55年となっており、また、貸付利率（令和2年12月31日現在）については、無利子資金を除いて現状では年0.16%から4.90%までとなっている。

詳細については統計編を参照されたい。

C 貸付金の原資

貸付金の原資は、政府からの出資金、借入金及び回収金等によってまかなわれてきたが、出資は国の財政事情から昭和40年度をもって一旦打ち切れ、以後の貸付原資は主として借入金に依存しており、借入金残高は令和元年度末で2兆4,870億円となっている。なお、平成2年度には、中小食料品小売業者の活性化対策のために、25年ぶりに政府から130億円の出資があり、以後、特定の政策目的のための出資を受け、政府からの出資金は令和元年度末で4,024億円となっている。

る。

また、平成13年度からは新たな資金調達手段として債券発行が可能となったほか、平成15年度より、資金繰りにおける一時的な資金不足に対応するために、民間金融機関からの短期借入れを開始した。

D 現状

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、影響を受けた農林漁業者の資金繰りを支援するため、農林漁業セーフティネット資金やスーパーL資金等において実質無利子・無担保特例措置が講じられ、融資実績（令和2年9月30日現在）は3,591億円となった。

(ロ) 証券化支援業務

平成20年10月より民間金融機関が行う農業者向け融資に対する信用補完スキームを提供している。

具体的には、融資毎に契約金融機関とCDS契約を締結することにより、契約金融機関は、農業者にクレジットイベント（支払不履行、法的破綻等）が発生した場合には、当該融資残高の最大80%まで補償を受けることができ、CDS契約が一定規模に達した段階で、SPC（特定目的会社）を通じて証券化を行うもので、契約金融機関は133先となっている（令和2年12月31日現在）。

(ハ) 出資業務

平成14年に制定された「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）」に基づき、農業法人投資育成事業を営む株式会社又はLPSに出資している。

同法に基づき農業法人に出資を行うことができる投資主体は株式会社のみであったが、平成25年12月の法改正により、投資主体にLPSが追加され、現在に至っている。なお、令和2年12月31日現在の公庫の出資先数は次のとおりとなっている。

株式会社 1、LPS 18 計19先

(iii) 中小企業者向け業務

イ 沿革

当業務を行う中小企業事業の前身である中小企業金融公庫は、中小企業金融公庫法（昭和28年8月1日法律第138号）に基づき、設立された。

(イ) 設立の背景

戦後における中小企業の極度の金融難に対して金融面における対策を講じる必要性が強く認識され、その対策の方法として、一般市中銀行の金融促進、民間中小企業専門金融機関の強化拡充、政府資金等特殊資金の導入、といった資金供給面における対策と、信用保証及び信用保険のごとき信用補完面における対策との両面から中小企業金融対策が進められた。

すなわち、昭和27年当時は、世界経済の景気後退、国際競争の激化、対日講和条約の発効による我が国の

自立等と内外経済情勢の変化のまっただ中であり、その中で我が国の経済は、朝鮮動乱ブームの反動から景気の後退が著しく、中小企業は、繊維関係の輸出不振、あるいは大企業からの受注減、その下請代金の支払遅延の慢性化等により深刻な経営難にさらされていた。しかも、従来の大企業中心の設備投資の進行から中小企業の設備には陳腐化が目立ち、その合理化の要請が次第に高まりつつあった。

一方、中小企業金融については、民間中小企業専門金融機関の拡充策として昭和26年、相互銀行法及び信用金庫法が施行され、ようやく体制が整備された。また、信用補完面でも信用保険制度及び信用保証協会の業務の進展がみられた。しかしながら、中小企業の金融難は、依然中小企業の経営難の主因となっており、とりわけ長期資金の調達はきわめて困難で制度的にもその途がほとんど開かれていなかった。かかる状況から、財政資金による中小企業への設備資金の供給が、復興金融公庫、米国対日見返資金、日本開発銀行による中小企業貸付を通じて行われたが、これらはいずれも中小企業向けの専門長期資金供給機関でなかったため、その役割を十分果たしているとはいえず、中小企業向けの長期資金供給のための特別措置を講ずる必要があった。

(ロ) 設立の経緯

昭和27年9月、通産省は中小企業対策として「財政資金200億円程度を銀行に対し金利3分、期間10年程度で貸付けて、それを財源に金利7分5厘以下で中小企業に融資する措置を講ずるため、特別会計を設ける」構想を明らかにして、中小企業向けの長期資金供給対策の具体案を示した。その後各方面から、商工中金の拡充によって対処する案、国民金融公庫または日本開発銀行中小事業貸付制度拡充案等の諸案も示されたが、結局、長期貸付の責任を明確にして業務の円滑な遂行を期するために、農林漁業金融公庫の例にならない中小企業金融公庫を新設する方針が閣議決定された。

中小企業金融公庫法案は、昭和28年3月2日第15回国会に提出されたが、国会解散のため審議未了となり6月13日総選挙後の第16回国会に再提出され、7月22日衆議院、7月27日参議院で可決成立した。その後、設立準備が精力的に進められ、8月20日登記完了により中小企業金融公庫は設立された。

(参考) 証券化支援業務の沿革

民間金融機関が、貸付債権の信用リスクに応じた厳格な貸倒引当金の計上が求められ、総じて信用リスクの高い中小企業向けの資金供給を行うことに対して消極的となる等、中小企業者をめぐる金融環境が厳しさを増すなか、「経済活性化のための産業金融機能強化策（平成15年12月24日産業金融機能強化関係閣僚等による会合）」で、中小企業者の資金

調達における新しい金融手法を支援し、これにより民間金融主体で広がりつつある金融手法の多様化に向けた取組みを加速するという方針の下、中小企業金融公庫の業務に証券化支援業務を追加するという方向性が打ち出された。

平成16年4月14日、中小企業金融公庫法が改正され、同年7月1日の施行に伴って、証券化手法を活用して民間金融機関等による中小企業者への無担保・第三者保証人なしの長期資金の供給を支援する証券化支援業務が、中小企業金融公庫の業務に追加されることとなった。

ロ 目的と業務の範囲

(イ) 融資業務

融資業務については、公庫法第1条の目的を達成するため、同法第11条第1項第1号等において、「中小企業者に対して事業の振興に必要な資金を貸し付ける業務を行うこと」とされており、民間金融機関の補完を旨としつつ、中小企業者の資金調達を支援するため、中小企業者に対する貸付け業務や、中小企業者が新たに発行する社債を応募その他の方法により取得する業務などを行っている。

また、これらの業務を通じて、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関の活動を補完し、中小企業者に対し、長期の設備資金及び運転資金を安定的に供給するとともにコンサルティング機能を発揮することにより、その成長発展を支援している。

加えて、「中小企業投資育成株式会社（昭和38年法律第101号）」に基づいて中小企業投資育成株式会社に対する長期資金の貸付けを行うほか、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）」に基づいて貸与機関（設備貸与機関）に対する貸付債権の管理・回収を行っている。

なお、平成26年度までは、「小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）」に基づいて貸与機関に対する長期資金の貸付けを行っていたが、同法が平成27年3月31日をもって廃止されたことに伴い、貸与機関に対する長期資金の貸付けは廃止となっている。

(ロ) 証券化支援業務

証券化支援業務は、民間金融機関等による証券化の取組みを支援し、中小企業者に対する無担保・第三者保証人なしの長期資金の供給を促進するため、貸付債権等（中小企業者が発行した社債を民間金融機関が引き受けたものを含む。以下同じ。）の譲受け、民間金融機関等が実施した中小企業者に対する貸付債権等を参照資産としたクレジットデリバティブ取引、中小企業者の債務の保証、資産担保証券に係る債務の保証、資産担保証券及び信託受益権の取得を行うものである。

本業務の支援対象となる民間金融機関等とは、公庫法第2条第3号で定義する中小企業者（ただし、株式会社日本政策金融公庫法施行令第3条で定義する業種に限る。）に対し貸付業務を行う金融機関及び主務省令で規定するファイナンス会社である。

ハ 概況

(イ) 原資の動向

A 融資業務

統計表Ⅱ-2-iii-(3)-③参照。

B 証券化支援業務

統計表Ⅱ-2-iii-(4)-①参照。

(ロ) 業務の内容

A 融資業務

(A) 公庫貸付

a 貸付対象

【貸付対象業種（下記の業種以外の業種：政令指定）】

(a) 農業

(b) 林業

(c) 漁業

(d) 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

(e) 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

【貸付対象者】

次のいずれかに該当するもの

(a) 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業・サービス業は5千万円、卸売業は1億円）以下の会社

(b) 従業員が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下の会社及び個人

(c) 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会

b 貸付制度

(a) 貸付方式

i 直接貸付…支店で取り扱うもの

ii 代理貸付…貸付けに係る手続の大半を日本公庫（中小企業事業）の代理店で取り扱うもの

(b) 貸付金の使途

設備資金、長期運転資金

- (c) 貸付条件
- i 貸付限度（統計表Ⅱ-2-iii-(3)-④を参照）
 - ii 担保

【直接貸付】

 担保は必要に応じて徴求する。
 - iii 保証人

【直接貸付】

 保証人は必要に応じて徴求する。
 - iv その他 統計表Ⅱ-2-iii-(3)-④参照

(B) 中小企業投資育成株式会社に対する貸付け

中小企業者の自己資金の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業者に対する投資等の事業を行うことを目的とする中小企業投資育成株式会社に対し、その事業運営に必要な長期資金を貸し付けるもの。

B 証券化支援業務

証券化支援業務には、買取型及び保証型の業務がある。買取型は、民間金融機関等の中小企業向け無担保貸付債権等を譲受け証券化する（キャッシュ方式）、又はクレジット・デフォルト・スワップ契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家に移転する（シンセティック方式）業務である。保証型は、民間金融機関等が自ら証券化する中小企業向け貸付債権等に対して部分保証を行う（入口保証方式）、または資産担保証券の保証を行う（出口保証方式）業務である。

また、民間金融機関等の証券化の円滑な実施を支援するため、必要に応じて資産担保証券の一部につき買取りも行う。

(A) 対象

【参加対象となる業種（下記の業種以外の業種：政令指定）】

- a 農業
- b 林業
- c 漁業
- d 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- e 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

【参加対象者】

次のいずれかに該当するもの。

- a 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業・サービス業は5千万円、卸売業は1億円）以下の会社。
- b 従業員が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下の会社及び個人。
- c 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合、商工組合、商

工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会。

(B) 金融機関等による中小企業者への貸付制度

【貸付金の使途】

設備資金、長期運転資金

【貸付条件】

- a 1金融機関等について、1貸付先につき1回あたり1億5千万円以下。
- b 利率

貸付けの相手方の信用リスク及び調達市場の動向等を勘案した利率。
- c 償還期限

当初1年以上であること。
- d 担保

原則として担保を徴求していないこと。
- e 保証人

必要に応じて保証人をたてさせていること。

(C) 保証型（入口保証方式）における債務の保証の条件

- a 債務の保証の範囲及び限度額

1保証先につき、当該保証先に係る特定貸付債権及び特定社債に係る主たる債務の最終履行期限又は期限の利益を喪失した日における主たる債務の残存額の7割に相当する額の範囲内で、かつ保証債務残高の合計が3億円以下。
- b 債務の保証の料率

一般の金融情勢に応じ、保証する特定貸付債権及び特定社債に係る債務の信用リスク等を勘案し、日本公庫（中小企業事業）が定める。
- c 債務の保証の履行の方法

代位弁済の方法による。

(D) 保証型（出口保証方式）における債務の保証の条件

- a 債務の保証の範囲

保証する債務の範囲は、特定資産担保証券の債務の最終履行期日又は期限の利益を喪失した日における債務の残存額に相当する額の範囲内。
- b 債務の保証の料率

一般の金融情勢に応じ、保証する特定資産担保証券の信用リスク等を勘案し、日本公庫（中小企業事業）が定める。
- c 債務の保証の履行の方法

代位弁済の方法による。

ニ 現状及び業務概況

(イ) 現状

平成30年度及び令和元年度においては、台風・豪雨等の自然災害への復興支援とともに、経営改善に取り組む中小企業者に対する資金繰り支援を行う等、セーフティネット機能の発揮に引き続き取り組んだ。また、「新事業」、「事業再生・事業承継」、「海外展開」といった成長戦略分野に対しても、適切なりスクテイクを行い、重点的な資金供給を行った。

かかる中、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中小企業者は大きな被害を受けて極めて厳しい状況に陥ったことから、「新型コロナウイルスに関する緊急対応策第2弾（令和元年度予備費（令和2年3月10日））」により、実質無利子・無担保などを内容とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設する等、迅速に資金繰り支援策を講じた。

さらに、令和2年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したため、累次の補正予算により「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の実質無利子枠の上限拡充や新型コロナ対策資本金劣後ローンの創設等の対応により、資金繰り支援に万全を期した。

(ロ) 業務概況

A 融資業務

令和元年度における貸付実績（資金交付額ベース）は、1兆1,370億円となった。この結果、令和元年度末貸付残高は5兆2,081億円となっている。

B 証券化支援業務

(A) 買取型

平成16年度の業務開始から令和元年度までに、キャッシュ方式10件、シンセティック方式9件を組成した。上記の組成による中小企業者への無担保資金供給額は2,572億円（11,245社）、参加金融機関は延べ258機関である。

(B) 保証型

平成16年度の業務開始から令和元年度までに入口保証方式で6件組成し、貸付債権943億円（2,308社）に対し660億円（貸付債権の7割）の保証を行った。

(iv) 信用保険等業務

イ 沿革

信用保険等業務の前身は、昭和25年に創設された中小企業信用保険特別会計に遡る。

同特別会計は、当初、融資保険業務のみを行っていたが、その後、保証保険の業務が追加され、信用保証協会の保証事業と重複が生じてきた。このため、中小企業信用補完制度の円滑な運営と発展を図るため、信用保証制度と信用保険制度の一元化と、それを合理的に運営しうる新機構の設立が必要とされた。こうした状況に加えて、信用保証協会の保証能力の増大を図るため、昭和32年度予算において信用保証協会に対する国家資金の導入

が認められた。

このような経緯から、昭和33年「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」が大幅に改正され、信用保証制度と信用保険制度の有機的一元化が図られる一方、「中小企業信用保険公庫法（昭和33年法律93号）」が制定され、同法に基づき、信用補完制度の中核的な役割を担う機構としての中小企業信用保険公庫（以下「保険公庫」という。）が設立された。

そして、昭和59年10月1日に「機械類信用保険特別会計」が廃止されたことに伴い、同日付けで「機械類信用保険法（昭和36年法律第156号）」に基づく機械類信用保険業務を継承するとともに、平成10年12月24日からは「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）」に基づく破綻金融機関等関連特別保険等業務を開始した。

この間においても、累次に亘る制度改正を経てその充実・強化を図ってきたところであるが、平成9年9月24日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、保険公庫及び中小企業事業団を統合することとし、これを受けて平成11年7月1日付けをもって「中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）」が制定され、中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）が設立された。

その後、平成13年12月18日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、事業及び組織の見直しが行われ、平成16年7月1日付けをもって、事業団は解散となり、信用保険等業務は中小企業金融公庫に承継された。

また、機械類信用保険業務については経済構造等の変化を踏まえ平成15年4月1日に廃止され、経過業務となった。

ロ 目的と業務の範囲

当業務は、公庫法第11条第1項第3号において、「中小企業信用保険法の規定による保険を行うこと」とされており、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行っている（中小企業信用保険業務）。

また、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者（以下「中堅事業者」という。）に係る信用の収縮を防止し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づき、破綻金融機関等関連特別保険等業務を実施するとともに、公庫法附則第36条に基づき、機械保険経過業務を実施している。

(参考) 信用補完制度の概要

信用補完制度は、物的担保力、信用力の乏しい中小企業者及び中堅事業者の信用力を補完することによって、一般金融機関の資金を中小企業者及び中堅

事業者へ誘導し、金融の円滑化を図るものである。

信用補完制度は、地方公共団体の財政援助のもとに設立された信用保証協会による信用保証制度と、国の財政資金を基盤とする日本公庫（中小企業事業）が行う信用保険制度とが有機的に結合された制度となっている（別図参照）。

① 信用保証制度

信用保証協会の行う信用保証制度は、物的担保力、信用力の乏しい中小企業者等の金融機関からの借入れ又は中小企業者の発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等を保証し、これを金融ベースにのせ、もって中小企業金融の円滑化を図ることを目的としている。

昭和12年の東京信用保証協会の設立にはじまり、戦後、経済復興施策の一環として信用保証制度の活用が図られ、昭和23年から昭和24年にかけて各地方公共団体の財政援助のもとに、全国各地に相次いで信用保証協会が設立された。

現在の信用保証協会は、「信用保証協会法（昭和28年法律第196号）」に基づき設立された特殊法人であり、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的として、きわめて重要な役割を果している。信用保証協会は、もともと、民法上の財団法人あるいは社団法人として設立されていたが、その業務の拡大に伴いその機能を十分に発揮するため、信用保証協会法が制定され、またその後設立された保険公庫と有機的に結合して、世界に類をみない特異な信用補完制度として発展してきたものである。

なお、信用保証協会は、現在、各都道府県並びに名古屋、横浜、川崎及び岐阜の各市に51協会がある。

その保証債務残高は、令和2年3月末現在、20兆8,053億円である。

② 信用保険制度

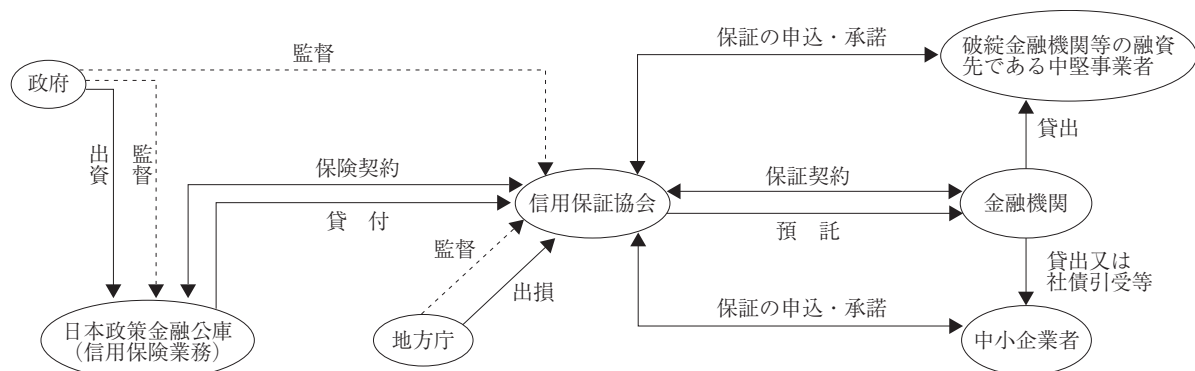
信用保険制度は、「中小企業信用保険法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく制度である。

昭和24年に実施されたデフレ政策の浸透に伴い、中小企業の金融難は深刻な様相を呈したが、当時、信用保証協会の経営基盤はいまだ弱く、旺盛な保証需要に十分対処しえなかった。このため、国家資金による強力な信用補完制度が必要とされ、信用保険制度の創設となった。その事業内容は当初、国（中小企業信用保険特別会計）が金融機関の中小企業に対する貸出を保険するいわゆる「融資保険」であったが、そ

の後、信用保証協会の保証を保険するいわゆる「保証保険」が加えられた。

しかしながら、この信用保険制度は、保険公庫の設立（昭和33年）を契機に抜本的に改正され、信用補完制度の第一線業務は、もっぱら信用保証協会の保証にゆだね、保険公庫は主として再保険機能を営むことになった。その後昭和36年の「中小企業信用保険法」の改正（融資保険の廃止）により、信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能する現行の中小企業信用補完制度の体系が確立された。さらに、金融ビッグバンの進展に伴い、それまで対象としていた中小企業者に加え、破綻金融機関等の融資先である中堅企業層についても本制度を整備する必要があるものとされたことから、平成10年12月に「破綻金融機関等関連特別保険等」が加えられた。また、中小企業における資金調達の多様化を図るため、平成12年2月に、社債に対する保証を保険する「特定社債保険」が加えられ、平成13年12月には、物的担保に依存せずに中小企業者が有する売掛金債権を活用した資金調達を促進するための「売掛金債権担保保険」が加えられた（売掛金債権担保保険は平成19年8月に「流動資産担保保険」に拡充され、対象となる担保について、売掛金債権に加えて棚卸資産にまで拡大された）。さらに平成19年8月には法的な再建手続を行う中小企業者への融資に対する保証を行うことにより、中小企業者の事業の再建の円滑な進捗を図ることを目的とした「事業再生保険」、平成20年9月には中小企業者を対象とする一括支払契約の利用を促進し、中小企業者間における企業間信用による資金調達の活性化を図ることを目的とした「特定支払契約保険」が加えられた。また、平成25年9月には中小企業者の資金調達をより円滑化することを目的とし、手形債権や売掛金債権に代わる電子記録債権を活用した資金調達（普通保険等の借入れの範囲に「電子記録債権の割引」を、流動資産担保保険の対象となる担保に電子記録債権を、また特定支払契約保険における特定支払契約保険の対象となる債権に電子記録債権をそれぞれ追加）が新たに信用保険の対象に位置づけられた。さらに、平成27年10月には、中小企業者に対する金融円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的とし、「中小規模の特定非営利活動法人への融資」が新たに信用保険の対象に加えられた。

(別図) 信用補完制度概略図



(イ) 原資の動向

統計表Ⅱ-2-iv-(3)-①参照。

(ロ) 業務の内容

A 中小企業信用保険業務

信用保証協会の保証が保険要件を具備している限り、保証の成立と同時に保険関係が成立する包括保険である。

当業務は、保険関係の成立した保証について、信用保証協会が中小企業者に代って金融機関に弁済（代位弁済）した場合には、それを保険事故として一定割合（てん補率）の保険金を支払う。また、信用保証協会は代位弁済により中小企業者に対し求償権を取得することとなるが、この求償権を行使して回収した場合には、回収金のうち支払った保険金の代位弁済額に対する割合をもって日本公庫（中小企業事業）に納付される。

(A) 保険の種類

中小企業信用保険制度における保険の種類は、中小企業信用保険法において普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険及び特定支払契約保険の11種類に区分されており、これらの保険の種類には、保険条件として、付保限度額、てん補率及び保険料率が中小企業信用保険法又は同法施行令においてそれぞれ定められている。

(B) 保険の特例措置

中小企業信用保険制度においては、激甚災害の発生、内外の経済事情の著しい変化等の他律的な要因によって、事業活動に著しい支障を生じている中小企業者に対して、その支障を除去し、あるいは、新たな活路を開拓する等特定の政策目的を推進するために必要とする資金について、一般の保険より保険限度額、てん補率及び保険料率等を優遇した48種類の特例措置が講じられている。

中小企業信用保険制度の概要（令和2年12月31日現在）

○ 一般関係保険条件

契約先	条件		対象資金 及び 前提条件	付保限度額	てん補 率	保険料率 (年率)
	保険 種類	対 象 企 業 者				
信 用 保 証 協 会	普 通	資本（出資）金額3億円（小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円）以下の会社（注2参照）並びに常時使用する従業員300人（小売業50人、卸売業・サービス業100人）以下の会社、個人及び特定非営利活動法人（注3参照）並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの	事業資金	2億円（組合4億円）	70%	0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%)
	無 担 保		事業資金であって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証	8,000万円	80%	0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%)
	特別小口	常時使用する従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社、個人及び特定非営利活動法人（注4参照）並びに事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件（注5参照）を備えているもの	事業資金であって、担保（保証人の保証を含む。）を提供させない保証	2,000万円 (他種保険を利用した場合は無担保保険に変更される。)	80%	0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.34%)
	流動資産担保	普通保険・無担保保険に同じ	事業資金であって、流動資産（法人である場合にあっては、必要に応じ当該法人の代表者である保証人の保証を含む。）のみを担保として提供させる保証	2億円	80%	0.46%
	公害防止	普通保険・無担保保険に同じ	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.97%
	エネルギー対策	普通保険・無担保保険に同じ	エネルギー対策関係資金	2億円（組合4億円）	80%	0.97%
	海外投資関係	普通保険・無担保保険に同じ	海外投資関係資金	2億円（組合4億円）	80%	0.97%
	新事業開拓	普通保険・無担保保険に同じ	新事業開拓関係資金	2億円（組合4億円）	80%	0.97% (担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であるのでその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
	事業再生	普通保険・無担保保険の対象企業者のうち、民事再生手続又は会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していないもの	事業再生資金	2億円	80%	1.69%
	特定社債	資本金額3億円（小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円）以下又は常時使用する従業員300人（小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数）以下の会社であって特定事業を行い省令に定める要件（注6参照）を備えているもの	事業資金	4億5,000万円 ただし、普通保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円（特定支払契約保険が成立していないときは、5億円）以下	80%	0.25%から1.69%
特定支払契約	普通保険・無担保保険に同じ	特定支払債務（中小企業者の特定支払契約に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの）	10億円 ただし、普通保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円以下	70%	0.25%から1.69%	

○一般関係保険条件（注）

1. 中小企業信用保険は、中小企業者の金融機関からの借入れ等に係る債務の保証についての保険である。
2. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。以下同じ。）を行うものは3億円以下、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行うものは3億円以下、旅館業を行うものは5,000万円以下
3. 会社、個人及び特定非営利活動法人のうち、会社及び個人については、ゴム製品製造業を行うものは従業員数900人以下、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行うものは従業員数300人以下、旅館業を行うものは従業員数200人以下
4. 会社、個人及び特定非営利活動法人のうち、会社及び個人については、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業を行うものは、従業員数20人以下
5. 特別小口保険の省令要件
 - ・1年以上引き続き同一の都道府県の区域内において同一の業種に属する事業を行っていること。
 - ・最近1年間の納期の到来した所得税（法人税）、事業税又は住民税の所得割（障害者控除、老年者控除、寡婦控除により所得割の税額がなくなった者は均等割、法人の場合には法人税割）のいずれかの税額を完納していること。
6. 特定社債保険の省令要件
 - ・以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。
 - (1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の200以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の200以上であること。
 - (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の150以上であること。
 - (3) 純資産額が5億円以上であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の15以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の5以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の100以上であること。
7. 予約保証（中小企業者の申込日から保証契約で定める期間の開始の日まで相当の期間を経過することが想定される保証）に係る保険料率については、0.43%から1.74%（手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.37%から1.48%）が適用される。
8. 経営力強化保証（中小企業者が策定した事業の計画の実施に必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証であって、当該金融機関が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する認定経営革新等支援機関と連携して当該中小企業者の経営の改善を支援することにより当該中小企業者の経営力の強化が図られるものに係る保証）に係る保険料率については、0.25%から1.51%（手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.21%から1.28%）が適用される。
9. 事業承継特別保証（事業の承継に係る計画を有する中小企業者のうち、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第20条第2項各号のいずれにも該当する者の金融機関からの借入れによる債務の保証（その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）であって、当該中小企業者が、経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合のもの）に係る保険料率については、0.10%から0.86%が適用される。

○ 特例関係保険条件（令和2年12月31日現在）（注1）

特例(特例コード) / 条件	対象企業者	根拠法
災害関係 (01)	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)
経営安定関連 (02)	取引先の倒産、関連事業者の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、経済事情の変動、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者（注2）	「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)
危機関連 (81)	大規模な経済危機、災害等の発生に伴う信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、その経営の安定に支障を生じている中小企業者	
労働力確保関連 (17)	雇用管理の改善計画について認定を受けた中小企業者、組合等又はその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」(平成3年法律第57号)
中小小売商業関連 (18)	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理又は連鎖化を行う中小企業者であって、認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)
商店街整備等支援関連 (19)	中小小売商業者の経営の近代化を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの	
伝統的工芸品支援関連 (22)	伝統的工芸品産業の振興を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号)
地域伝統芸能等関連 (26)	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるもののうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(平成4年法律第88号)
小規模事業者支援関連 (30)	認定を受けた事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定を受けた経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年法律第51号)

(注1) 法第2条第1項第6号に該当する特定非営利活動法人については、災害関係、経営安定関連、危機関連、地域伝統芸能等関連、周辺地域整備関連、地域経済牽引事業関連、東日本大震災復興緊急、商店街活性化促進事業関連、新技術等実証関連、革新的データ産業活用関連及び情報処理システム運用・管理関連以外の特例を利用できない。

(注2) 経営安定関連の対象企業者として法第2条第5項各号に掲げる者は、以下のとおりである。

1号：民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者。

2号：生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者。

3号：突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者。

4号：突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者。

5号：(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者。

6号：破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入れの減少等が生じている中小企業者。

7号：金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者。

8号：RCC（整理回収機構）等へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能なる者。

(注3) 経営安定関連（法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）に係る普通保険の別枠限度額は、3億円である。

(注4) 経営安定関連保証（「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」(平成12年法律第136号)による改正前の法第2条第3項第6号（以下「旧第6号」という。）に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円である（ただし、経営安定関連（法第2条第5項各号（旧第6号を除く。））に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く。）。

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率）
○再建資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	
○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠（注3,4） ただし、災害関係特例分（東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。）、東日本大震災復興緊急特例分、危機関連特例分及び本特例分と合算で、普通4億円（組合8億円）、無担保1億6,000万円、特別小口4,000万円	80% （注5）	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%）
○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分（東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。）、経営安定関連特例分、東日本大震災復興緊急特例分及び本特例分と合算で、普通4億円（組合8億円）、無担保1億6,000万円、特別小口4,000万円	90%	特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○雇用管理改善事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	
○高度化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○商店街整備等支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○伝統的工芸品産業振興支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○地域伝統芸能等活用事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○事業継続力強化支援事業資金、経営発達支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）

（注5） 経営安定関連（法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）に係るてん補率は、90%である。

（注6） 小規模事業者支援関連、経営革新等支援関連、地域産業資源活用支援関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連及び連携創業支援等関連の対象となる特定非営利活動法人は、法第2条第1項第6号に該当するものを除く。

（注7） 創業関連（産業競争力強化法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者に係るものに限る。）に係る対象企業者のうち、同法第2条第23項第1号又は第2号に掲げる創業を行うとする個人の当該創業を行う計画期間は、六月以内である。

（注8） 創業関連（産業競争力強化法第129条第3項に該当する創業者に係るものに限る。）に係るてん補率は、90%である。

（注9） 地域経済牽引事業計画の承認申請時において中小企業者であって、計画の実施期間内に中小企業者でなくなったものも、当該実施期間においては、中小企業者とみなす。

（注10） 経営承継借換関連の省令要件は、以下の通り。

1 経済産業大臣の認定を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表上の純資産額が零を超えること。

2 貸借対照表上の社債及び借入金の合計額から貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書の営業利益の額に減価償却費を加えた額で除して得た額が十以内であること。

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
中心市街地商業等 活性化関連 (44)	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小売商業高度化事業を実施する中小企業者又は都市型新事業の用に供する施設を整備する事業（特定会社、一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を実施する場合は、当該特定会社、当該一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）を実施する中小企業者、特定会社、一般社団法人若しくは一般財団法人	「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号）
中心市街地商業等 活性化支援 関連 (45)	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小売商業高度化支援等事業（特定会社、一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。）を実施する特定会社、一般社団法人又は一般財団法人	
創業等関連 (46)	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画若しくは二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は会社であって、自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は事業を開始した日若しくは設立の日以後5年未満の中小企業者	
経営革新関連 (49)	承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る中小企業者	
特定新技術 事業活動関連 (47)	特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者	「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）
経営革新等 支援関連 (72)	認定経営革新等支援機関として認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）であって、経営革新等支援業務を実施するもの	
経営力向上関連 (78)	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上事業を行うことにより経営能力を強化し、経営の向上を図る中小企業者	
情報処理 支援関連 (87)	情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率）
<ul style="list-style-type: none"> ○中小小売商業高度化事業資金、都市型新事業施設整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、一般社団法人又は一般財団法人については、普通保険 2億円、無担保保険8,000万円 	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地商業等活性化支援資金 ○普通保険 4億円 無担保保険 1億6,000万円 ただし、一般分（特定会社）及び中心市街地商業等活性化関連 特例分（特定会社、一般社団法人又は一般財団法人）を含む。 		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%）
<ul style="list-style-type: none"> ○創業者の事業開始資金又は新規中小企業者の事業実施資金 ○無担保保険 1,500万円（無担保・無保証人枠） ただし、一般分、創業関連特例分及び本特例分（廃止前の新事 業創出関連特例分を含む。）に係る無担保保険の合計額が8,000 万円以下 	80%	無担保 0.4% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%）
<ul style="list-style-type: none"> ○経営革新事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。 		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）
<ul style="list-style-type: none"> ○特定補助金等成果利用事業資金 ○新事業開拓保険 3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。 		新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が7,000万 円以下の場合0.6%。ただし、担保（保証 人（法人の代表者を除く。）の保証を含 む。）を提供させない保証であってその合 計額が2,000万円以下の場合1.0%）
<ul style="list-style-type: none"> ○経営革新等支援業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 		普通 70% 無担保 80%
<ul style="list-style-type: none"> ○経営力向上事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。 	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）
<ul style="list-style-type: none"> ○情報処理支援業務実施資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
社外高度人材活用新事業分野開拓関連 (91)	認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う新規中小企業者等（中小企業者に限る。）	
事業継続力強化関連 (92)	認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者	「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）
連携事業継続力強化関連 (93)	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う中小企業者	
周辺地域整備関連 (56)	同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として認定を受けた中小企業者	「発電用施設周辺地域整備法」（昭和49年法律第78号）
下請振興関連 (57)	承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	
特定下請連携事業関連 (74)	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う中小企業者	「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号）
流通業務総合効率化関連 (59)	認定を受けた総合効率化計画に基づき二以上の者が連携して、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴う事業を行う中小企業者	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（平成17年法律第85号）
地域経済牽引事業関連 (79)	承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う中小企業者（注9）	
地域経済牽引支援関連 (80)	承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人又は一般財団法人	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号）
農工商等連携事業関連 (65)	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成20年法律第38号）

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率）	
○社外高度人材活用新事業分野開拓資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円 ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%) 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)	
○事業継続力強化資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係保険 4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。 ○新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。			
○連携事業継続力強化資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。			
○周辺地域整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80% 新事業開拓 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%) 特別小口 0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%) 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)	
○振興事業資金 ○流動資産担保保険について限度額別枠		流動資産担保 0.29%	
○特定下請連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)	
○流通業務総合効率化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)	
○地域経済牽引事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)	
○連携支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)	
○農工商等連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29% 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)	

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
農工商等連携 支援関連 (66)	一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)であって、認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行うもの	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年法律第38号)
経営承継関連 (67)	経営の承継又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていることについて、認定を受けた中小企業者	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年法律第33号)
特定経営 承継関連 (82)	経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていることについて、認定を受けた中小企業者の代表者	
経営承継 準備関連 (88)	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者	
特定経営承継 準備関連 (89)	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人	
経営承継 借換関連 (96)	金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていることについて、認定を受けた中小企業者(注10)	
商店街活性化 事業関連 (69)	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(平成21年法律第80号)
商店街活性化 支援関連 (70)	一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)であって、認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行うもの	
東日本大震災 復興緊急 (71)	政令で定める特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)
情報提供 支援関連 (73)	認定情報提供機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、情報提供業務を実施するもの	「中小企業支援法」(昭和38年法律第147号)
事業再生 円滑化関連 (64)	特定認証紛争解決手続、認定支援機関による支援又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による支援により事業再生を図る中小企業者	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率）
○農工商等連携支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21% から1.44%) 特別小口 0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%)
○経営承継資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 2,000万円		
○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠		
○経営承継資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
○経営承継借換資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%～1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21% ～1.44%) (経済産業省の委託又はその委託を受けた 者の再委託を受けて事業の承継に対する 支援に係る事業を行う者から事業の承継 に係る計画及び財務内容その他の経営の 状況の確認を受けた場合のもの 0.1%～ 0.86%) 特別小口 0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%)
○商店街活性化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
○商店街活性化支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
○再建その他の経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分（東日本大震災及び危機関連の対象と なった災害に係るものに限る。）、経営安定関連特例分、危機関 連特例分及び本特例分と合算で、普通保険4億円（組合8億 円）、無担保保険1億6,000万円、特別小口保険4,000万円	90%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
○情報提供業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 1.44%) 特別小口 0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%)

特例(特例コード) 条件	対 象 企 業 者	根 拠 法
事業再生計画 実施関連 (75)	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した事業再生の計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)その他経済産業省令で定める事業再生の計画に従って、事業再生を図る中小企業者	
創業関連 (51)	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画若しくは二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は会社であって、自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は事業を開始した日若しくは設立の日以後5年未満の中小企業者(注7)	
連携創業 支援等関連 (76)	市町村が作成し認定を受けた創業支援等事業計画に従って当該市町村と連携して創業支援等事業を実施する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)
特定信用状関連 (63)	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者	
特定中小企業 再生支援関連 (55)	支援機関として認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	
技術等情報 漏えい防止 措置関連 (90)	技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	
商店街活性化 促進事業関連 (83)	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	「地域再生法」(平成17年法律第24号)
新技術等 実証関連 (84)	認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者	
革新的データ 産業活用関連 (85)	認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者	「生産性向上特別措置法」(平成30年法律第25号)
先端設備等 導入関連 (86)	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	
情報処理 システム運用・ 管理関連 (94)	情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況が優良な事業者として認定を受けた中小企業者	「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)
特定高度情報 通信技術活用 システム開発 供給等関連 (95)	認定を受けた特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画又は導入計画に従って当該システムの開発供給又は導入を行う中小企業者	「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」(令和2年法律第37号)

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率）
○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○創業等事業資金 ○無担保保険 2,000万円 ただし、一般分、創業等関連分及び本特例分に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下	80% （注8）	無担保 0.29% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.25%）
○創業支援等事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○特定信用状発行契約に基づく債務（外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金に係るものに限る。） ○普通保険について限度額別枠	80%	普通 0.25%から1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%）
○特定中小企業再生支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○技術等情報漏えい防止措置認証業務実施資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円		
○商店街活性化促進事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○新技術等実証資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%）
○革新的データ産業活用資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠		特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○先端設備等導入資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠		
○情報処理システム運用・管理資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○特定高度情報通信技術活用システム開発供給等資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）

B 保険融資業務

保険融資業務は、信用保証協会に対し、保証債務額の増大のために必要な原資となるべき資金（長期資金）及び保証債務の履行を円滑にするために必要な資金（短期資金）の貸付を行うものである（現在、協会の業務運営に支障が生ずる場合を除き新規の貸付を停止している）。

C 機械保険経過業務

「機械類信用保険法」の廃止に伴い、平成15年度からは機械類信用保険の新規の引受を停止し、既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の收受等の業務（機械保険経過業務）を引き続き行っている。

D 破綻金融機関等関連特別保険等業務

「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づくもので、信用保証協会が行う破綻金融機関の取引先である中堅事業者に対する債務の保証につき信用保険を行い、中堅事業者の信用の収縮を防止することを目的としている。保険の種類としては、破綻金融機関等関連特別保険と破綻金融機関等関連特別無担保保険の2種類がある。

(ハ) 現状及び業務概況

A 現状

経営安定関連保証や借換保証等に係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮している。特に、新型コロナウイルス感染症への対応については、経営安定関連保証や危機関連保証に係る保険引受により中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に取り組んでいる。

また、東日本大震災や、台風などの自然災害に対する災害関係保証等に係る保険引受により、被災地域の復興に向けた支援に取り組んでいる。

成長戦略分野等への対応については、引き続き、創業関連特例等を通じた創業支援、経営力強化保証に係る保険引受などを通じた経営支援、事業再生計画実施関連特例等を通じた再生支援及び特定経営承継関連特例等を通じた事業承継支援に努めるほか、NPO法人に係る保険引受を行っている。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけている。

B 業務概況

(A) 中小企業信用保険業務

令和元年度の中小企業信用保険業務についてみると、まず保険引受の前提となる保証承諾は8兆9,389億円となり、これを受け、保険引受実績は8兆3,243

億円となった。保険金の支払は、2,612億円、回収金は、718億円となった。

(B) 保険融資業務

令和元年度の貸付実績はない。

(C) 機械保険経過業務

令和元年度の保険金の支払は884千円、回収金は88百万円となった。

(D) 破綻金融機関等関連特別保険等業務

令和元年度の保険引受はない。保険金の支払は24百万円、回収金は14百万円となった。

(v) 危機対応円滑化業務

イ 業務開始の経緯

平成18年6月27日、政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部は「政策金融改革に係る制度設計」を決定し、同制度設計の中で、危機対応に関する方針が示された。

危機対応の在り方については、政府は、危機に関する必要な金融が円滑に講じられるよう、政策としての機動性や実効性の確保を基本的視点として、体制を整備することとされた。また、新政策金融機関において、今回政策金融機能の限定により政策金融として対応できなくなった危機に関する金融のうち、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等必要なものについて、政府は完全民営化機関（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行）をはじめ希望する民間金融機関の業務による適切かつ円滑な対応が行われるよう、措置を講ずることとされた。その他、危機対応に当たっては、その発動の要件や危機の状況に応じた措置の内容の明確化を図るとともに、政策コストの最小化等に配慮すること、完全民営化機関を含む民間金融機関の活用にあたっては、イコールフットイングの確保やモラルハザードの防止にも留意することも合わせて示された。

同制度設計では、危機対応における関係金融機関の役割も明示された。政府は、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等の危機に関する必要な金融業務を的確に実施できる民間金融機関を、その自主的な申請に基づき予め指定することとし、危機対応の開始の決定に伴い、指定金融機関は、政府の適切な指導・監督の下、危機対応業務を実施することとされた。また、政府は指定金融機関に対する指導・監督を行うに当たっては、民間金融機関のリスク管理に基づく経営判断を極力尊重するものとされた。その他、完全民営化機関については、その政策金融機関として培った経営資源等を有効活用する観点から、移行期においては、指定金融機関とみなすものとし、完全民営化後も原則として指定金融機関であることを継続するこ

とが示された。さらに、政府は、指定金融機関の危機対応業務の実施に際して、必要なリスク補完や資金供給等の措置を講じてその経営の健全性に悪影響を生じないようにし、新政策金融機関は、政府の決定に従い、指定金融機関に対して、部分保証等のリスク補完や低利貸付等の資金供給などの業務を行うことができることが示された。

同制度設計の方針に基づき、平成19年5月25日に施行された公庫法において、危機対応円滑化業務の目的や同業務の範囲等、危機対応関係業務の規定が盛り込まれた。また、公庫法制定に際し、危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと、指定金融機関が的確に危機対応を行い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持った対応を行うことが附帯決議された。

公庫法では、危機対応円滑化業務実施方針を定めること、指定金融機関との間で協定を締結することが定められており、同法に基づき当業務の設立準備が行われ、平成20年10月1日の日本公庫設立と同時に、当業務を開始した。

なお、平成27年5月の「株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）」及び「株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）」の改正により、危機対応業務を実施する民間金融機関が存在しない状況等を勘案し、当分の間、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行が危機対応業務を実施することを「責務」として規定した。

ロ 目的及び業務内容

当業務は、公庫法第1条に規定されているように「内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われること」を目的とする業務である。

当業務の業務内容は次のとおり。

(イ) ツーステップ・ローン

日本公庫が財政融資資金の借入れ等により調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの。

(ロ) 損害担保

日本公庫が指定金融機関の行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行うもの。

(ハ) 利子補給

日本公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、日本公庫が指定金融機関に

対し利子補給金を支給するもの。

ハ 現状

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、企業の資金繰りは大変厳しい状況となった。このため、「新型コロナウイルスに関する緊急対応策第2弾」により、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されることとなり、実質無利子・無担保等の措置が含められた。

さらに、影響の拡大に対して、累次の補正予算により利子補給に係る対象貸付限度額の拡充や補給率の深掘りなど制度の拡充や新型コロナ対策資本性劣後ローンを危機対応業務のメニューに追加する等の措置が講じられた。

(vi) 特定事業等促進円滑化業務

イ 業務開始の経緯

平成22年8月16日に施行された「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成22年法律第38号。以下「低炭素投資促進法」という。）に基づく日本公庫の業務の特例として、特定事業促進円滑化業務を開始した。

また、平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）に基づき、事業再編促進円滑化業務を開始した（平成26年1月20日付けで、平成23年7月1日に施行された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成11年法律第131号。平成23年7月1日改正法施行。）が廃止されるまでは、同法に基づく事業再構築等促進円滑化業務）。

さらに、令和2年8月31日に施行された「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和2年法律第37号）に基づき、開発供給等促進円滑化業務を開始した。

ロ 目的

(イ) 特定事業促進円滑化業務

当業務は、低炭素投資促進法第1条に規定されているように「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品を開発し、及び製造する事業の重要性が増大していることにかんがみ、これらの事業の実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置を講ずることにより、当該事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とする業務である。

(ロ) 事業再編促進円滑化業務

当業務は、産業競争力強化法第1条に規定されているように「我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とする業務である。

(ハ) 開発供給等促進円滑化業務

当業務は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第1条に規定されているように「情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であるこ

とに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与すること」を目的とする業務である。

ハ 業務内容

(イ) ツーステップ・ローン

日本公庫が財政融資資金の借入れにより調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの。

3. 株式会社国際協力銀行

1. 設立の経緯

株式会社国際協力銀行は、昭和25年に設立された日本輸出銀行を前身として、平成24年に株式会社日本政策金融公庫から分離して発足した組織である。

日本輸出銀行の設立構想は、GHQによる貿易管理規制が緩和され、民間貿易が許可された後の昭和25年5月の池田勇人大蔵大臣とジョセフ・ドッジとの会談において浮上した。日本側としては、デフレを緩和するために政府の預金部預金を国内に資金供給したい思惑があり、米国側としては、日本からの輸出金融を後押しすることでアジア諸国の経済復興につなげたい思惑があり、これが一致した。日本輸出銀行法案は同年12月7日に国会に提出され、わずか2日後の同月9日には成立、同月15日には昭和25年法律268号として公布施行されるという素早さであった。このとき、輸銀の業務は、設備と技術の輸出に対する金融に限定されていたが、翌々年には、業務範囲に、資源の開発輸入に必要な資金を貸し付ける輸入金融を追加し、名称を日本輸出入銀行（輸銀）に改める法改正（昭和27年法律第66号）が行われた。その後も、債務保証業務の追加（昭和27年）、海外投資・海外事業金融業務の追加拡充（昭和28年、32年）、リファイナンス業務の追加（昭和39年）、アンタイドローンの新設（昭和47年）、出資業務の追加（平成元年）、ブリッジローンの創設（平成5年）等の業務範囲の拡大が次々と行われている。

この間、輸出金融としては、昭和40年代までは、新造船や船舶大型化への改造工事に融資する船舶輸出が最大のシェアを占めていたが、その後は、エネルギー、化学、製鉄等のプラント輸出が拡大した。また、アラスカにおけるパルプ事業（昭和32年～）、アラビア石油（昭和35年～）、イラン石油化学（昭和51年～）等の国家的なプロジェクトを支援するとともに、昭和40年代からは石油、ウラン、天然ガス等のエネルギー資源、鉄鉱石等の金属・鉱物資源等の資源関連の輸入融資が急増した。

昭和50年代後半から、行政改革、財投改革の観点から政策金融に対して厳しい目が向けられるようになり、輸銀の業務自体については依然として必要性が理解されたものの、類似の機関との整理合理化が求められ、平成7年に「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」（同年3月閣議決定）において、輸銀と海外経済協力基金（昭和36年設立、OECF）を4年後に統合する方針が決まった。これを踏まえ、平成11年に国際協力銀行法案が成立、平成11年法律第35号と

して公布施行され、同年10月1日をもって輸銀及びOECFは解散し、その業務は特殊法人である国際協力銀行（旧JBIC）に引き継がれた。

小泉純一郎内閣以降の政策金融改革の議論においては、「特殊法人整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）において、旧JBICについても「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減することとされた。具体的には、平成17年11月に経済財政諮問会議が決定した「政策金融改革の基本方針」において、

- ① 海外経済協力機能（円借款）は、民にはない政府開発援助（ODA）機能を重視し、他の政策金融と別の機能として残す
- ② 国際金融機能（貿易金融、投資金融、アンタイドローン）は、国策上必要な資源確保・国際競争力確保を除き、撤退する
- ③ 政策金融として残すものは一つの政策金融機関に統合する

という方針が示された。その後、ODA全体で政府全体の体制を見直す必要性が認識されて開催された海外経済協力に関する検討会（平成17年12月～18年2月）においては、JBICの円借款部門、外務省の無償資金協力部局を分離して国際協力機構（JICA）と統合すること、JBICの国際金融等部門は、新政策金融機関の国際部門として専門性が維持されるよう一定の組織的独立性を持たせることが決まった。こうした検討を踏まえ、平成19年5月に株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）が成立し、平成20年10月1日に株式会社として株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）が設立された。

平成22年には、気候変動対策における民間投資の後押しをするため、新たにJBIC（部門）が地球環境の保全を目的とする海外における事業を行えるよう、株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律（平成22年法律第14号）が成立・施行された。

一方、このころより、いわゆる「パッケージ型インフラ」の海外展開促進が政策課題として認識される。つまり、海外における膨大なインフラ需要が存在し、その案件受注に向けた国際競争が激しさを増している中、大規模・長期の外貨ファイナンスについて民間金融機関だけで対応することの困難性などが指摘されるようになった。こうした論点は「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」（平成22年9月～24年10月）の場で経済界も含めた議論が進められ、最終的に、①国際協力銀行の機能強化（主な内容としては、先進国

向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与、現地通貨対応強化等)と、②機動性・専門性・対外交渉力強化の観点で踏まえた日本政策金融公庫からのJBIC分離、を決定した。こうした点を盛り込んだ株式会社国際協力銀行法案が23年4月に可決・成立し、平成23年法律第39号として公布施行された。これによって、旧JBIC部門は再び国際金融機能を専ら担う政策金融機関として再出発することになり、翌年4月1日に株式会社国際協力銀行(新JBIC)が設立された。

また、世界のインフラ需要は、新興国の経済成長や急速な都市化を背景として、今後さらなる拡大が予想されている。このような状況のもと、ライフサイクルコスト、安全性、自然災害に対する強靱性、環境・社会への配慮、現地の社会・経済への貢献等に配慮した「質の高いインフラ投資」を推進する日本政府の「質の高いインフラパートナーシップ」等の政策を踏まえ、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号。平成28年5月11日成立)」により、JBICの機能が強化された。主要な機能強化の内容は以下の3つである。

- ① JBICによる更なるリスク・テイク
 - ・期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う「特別業務」を追加(「一般業務勘定」と区分して経理)する。
 - ・特別業務については、必要な財務基盤を確保の上、「収支相償原則」は維持しつつ、個別案件ごとの「償還確実性」要件は免除し更なるリスク・テイクを可能とする。
- ② JBICによる現地通貨建て融資の拡大
 - 現地通貨調達方法として、銀行等からの長期借入れを解禁することにより、途上国のインフラ事業で需要が大きい現地通貨建ての融資を拡大する。
- ③ JBICによる支援手法の多様化
 - ・海外インフラ事業に係る銀行向けツール・ステップ・ローンや社債等の取得を可能とする。
 - ・日系現地法人等の海外における製品等の販売支援、国産設備の海外向けのリース事業支援、いわゆるイスラム金融による支援を可能とする。

2. 目的

JBICは、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」(株式会社国際協力銀行法第1条)を目的としている。

3. 組織・機構(令和2年3月末現在)

- (1) 資本金等
 - 資本金 1兆8,838億円
- (2) 本支店、海外駐在員事務所
 - 本店1、支店1、海外駐在員事務所17
- (3) 役員及び職員
 - 役員は、取締役8名及び監査役3名(このうち、社外取締役2名及び非常勤監査役2名。)、職員は令和2年度の予算定員において636名である。
- (4) 出融資残高等
 - 出融資残高 13兆5,370億円
 - 保証残高 2兆1,209億円

4. 業務

- (1) 業務内容(株式会社国際協力銀行法第11条等)
 - A 輸出金融
 - 我が国で生産された設備・技術(航空機、船舶及び車両を含む。)の輸出等のために必要な資金の貸付け、債権の譲受け、保証を行うこと(以下「貸し付けること等」という。)等。
 - B 輸入金融
 - 我が国の外国との貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資・技術(設備を含む。)の輸入等に必要な資金を貸し付けること等。(具体例：資源、航空機の輸入)
 - C 投資金融
 - 我が国の法人等又は我が国の法人等が出資する外国法人等が海外において行う事業に充てられる資金を貸し付けること等。
 - D 事業開発等金融
 - 外国政府や外国金融機関等に対して、海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入等に必要の長期資金又は当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付けること等。
 - E ブリッジローン
 - 国際収支上の困難を抱えた外国に対し、国際通貨基金(IMF)等が当該外国の経済の発展を支援するための資金の供与を行うまでの間、当該国の輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。
 - F 出資
 - 海外で事業を行う者に対して、当該事業に必要な資金を出資すること等。
 - G 調査
 - 当業務に関連して必要な調査を行うこと。

(2) 業務に関する原則

業務に関する原則については、目的規定において、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨（株式会社国際協力銀行法第1条）」としている。また、融資に対する償還（出資の場合、配当支払を可能とする利益の発生）の確実性の原則（株式会社国際協力銀行法第13条第1項）、収支相償の原則（同条第2項）を規定している。

(3) 最近の業務概況

令和元年度の出融資及び保証承諾額は、出融資承諾額

1兆6,028億円、保証承諾額758億円、総額1兆6,787億円となった。また、出融資実績（実行額）は輸出金融1,741億円、投資金融1兆4,900億円、事業開発等金融97億円及び出資302億円、総額1兆7,041億円となった。

(4) 資金調達の現況

令和元年度の出融資所要金1兆7,041億円の資金調達は、財政投融资特別会計投資勘定出資金985億円、借入金4,666億円のほか、社債の発行による8,494億円及び回収金等によるその他の自己資金2,895億円となった。

4. 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

1. 目的及び沿革

国際協力機構は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）（以下「JICA法」という。）の定めるところにより、平成15年10月1日に設立された。平成18年5月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及びこれに基づく「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）の定めるところにより、平成20年10月1日付で新たに旧国際協力銀行の円借款など海外経済協力業務及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き実施するものを除く）を継承した。

国際協力機構は、開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とするものである。

2. 組織

国際協力機構の役員は理事長、副理事長、理事8名以内、監事3名（法律定員）。職員は1,942名である（令和3年1月現在）。

本部は、24部4室2局1研究所からなる。その他、国内拠点は14ヶ所、在外事務所はアジア（21）、大洋州（2）、北米・中南米（16）、中東（8）、アフリカ（20）、欧州（3）の70ヶ所、支所はアジア（2）、大洋州（7）、中南米（8）、中東（1）、アフリカ（8）の26ヶ所である。（令和2年7月現在）

3. 規模

令和元年度末現在の資本金は8兆1,507億円となっている。また、借入金金は2兆692億円、債券発行残高は7,911億円である。

なお、令和元年度末の出融資残高は13兆129億円である。

4. 業務内容

I. 有償資金協力業務

1 円借款（JICA法第13条第1項第2号イ）

開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験の実施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

2 海外投融资（同上第2号ロ）

我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

3 調査及び研究（同上第8号）

有償資金協力業務を含む各業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。

4 附帯業務（同上第9号）

有償資金協力業務を含む各業務に附帯する業務を行うこと。

II. 業務に関する原則（JICA法第14条）

有償資金協力業務は、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。また、開発事業等に係る事業計画又は経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り業務を行うことができる。

5. 区分経理（JICA法第17条）

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、予算規模や資本金、資産規模が極めて大きい中で、資産においては複数年度にわたる貸付け等を実施し、負債においては財政投融资や財投機関債等、円滑な資金調達確保が重要であり、

従って財務の健全性の確認が必要となるという点で、技術協力、無償資金協力と性質が異なる。このため、有償資金協力業務以外の業務と有償資金協力業務とに経理を区分し、各々、一般勘定、有償資金協力勘定を設けて整理しなければならない、と法定されている。

6. 最近の業務概況

令和元年度の独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の出融資承諾額は、円借款1兆4,594億円、海外投融资637億

円、総額1兆5,231億円となった。また、投融资実績（実行額）は、円借款1兆861億円、海外投融资214億円、総額1兆1,075億円となっている。

7. 資金調達の現況

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の出融資業務に充てられる財源は、令和元年度実績で、政府からの出資金673億円、財政投融资2,319億円、自己資金等8,083億円となっている。

Ⅱ．株式会社日本政策投資銀行

1. 設立の経緯

株式会社日本政策投資銀行は、日本開発銀行と北海道東北開発公庫が統合して発足した日本政策投資銀行が平成20年に株式会社化されて設立されたものである。

終戦後の経済復興が進められる中、復興金融公庫による新規融資の停止に加えて、米国による対日援助が打ち切られたこと、株式・社債市場が未成熟であったこと、民間金融機関からのオーバーローン（貸出超過）も限界に近づきつつあったこともあり、民間企業に設備投資の資金不足が生じ、長期・低利の産業資金を供給する政策金融機関が必要であるとの声が官民から上がった。

そこで、「長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること」を目的規定に置く日本開発銀行法（昭和26年法律第108号）に基づき、全額政府出資の特殊法人として設立されたのが日本開発銀行（開銀）である。開銀は、当初、電力・海運・石炭・鉄鋼といった産業基盤への量的な金融補完を任務としていたが、民間金融の回復に伴い、次第により広い分野への質的な金融補完を実施するようになった。すなわち、国民経済的には極めて有益であるにもかかわらず、投資回収に長期間を要する等の理由で民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難なプロジェクトに対し、長期資金の供給を行うこと等により、産業の開発、経済社会の発展を支援し、我が国の経済社会政策に金融上の寄与を行った。

一方、北海道関係者は、他地域に比べて産業立地条件の不利な北海道における産業の振興を進めるため、かつて債券発行を行う長期金融機関であった北海道拓殖銀行の代わりとしての役割を果たすような政策金融機関の設立を求めていた。これを受けて、昭和31年5月に公布・施行された北海道開発公庫法（昭和31年法律第97号）に基づく、全額政府出資の特殊法人として北海道開発公庫が設立された。翌32年には、業務区域を東北地方に拡大し、名称を北海道東北開発公庫（北東公庫）と改める等の内容の北海道開発公庫法の一部改正（昭和32年法律第82号）が行われた。その後、北海道においては紙パルプ工業のような資源利用型の産業を中心に、東北地方においては金属鉱業・精錬業のような重化学産業を中心

に、北東公庫が利用される時期が長く続いた。

しかし、高度成長期が過ぎ、国内の金融資本市場が発達してくるにつれて、昭和50年代後半から、行政改革、財投改革の観点から政策金融に対して厳しい目が向けられるようになり、累次の行政改革において、政策金融機関の整理合理化の議論が続けられた。

行財政改革を内閣の最重要課題として取り組んだ橋本龍太郎内閣では、自民党行政改革推進本部において特殊法人改革が推進された。平成9年には、「特殊法人等の整理合理化について」（同年9月閣議決定）において、「政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努めるとともに、将来にわたる財政負担を含め、財政依存の抑制に努めるものとする」と決定され、開銀と北東公庫を統合するとともに、開銀の産業金融については縮小することが求められた。閣議決定を受けて、日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号、旧政投銀法）が公布・施行され、開銀及び北東公庫は、その40年以上の歴史を閉じ、日本政策投資銀行（旧政投銀）として再発することになった。

しかしその後も、政策金融機関は民間金融機関と競合しその収益機会を奪っている、あるいは民間の金融機能の発達を阻害している等の批判は絶えなかった。小泉純一郎内閣以降の政策金融改革の議論においては、旧政投銀の業務についても民間金融機関による代替可能性の観点から検証が行われた。平成17年11月に経済財政諮問会議が決定した「政策金融改革の基本方針」では、旧政投銀の業務分野について、「（前略）政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退することとされた。また、政策金融からの撤退後における新組織の形態については、「新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する」とこととされた。

完全民営化の具体的な姿については、平成18年6月に政策金融改革推進本部・行革推進本部が決定した「政策金融改革の制度設計」において、以下のように示された。

- ① 完全民営化時点では設立根拠法を廃止し、会社法上の株式会社として、銀行法等、一般の金融関係法令の適用を受ける民間金融機関となること。
- ② 資金運用については、新金融技術を活用した業務を展開し、インフラ等への中長期の投融資を提供できるよう必要な体制を整備すること。

③ 資金調達については、債券を中心に中長期の資金調達基盤を確立するほか、他の金融機関からの借入、大口預金による調達等多様な資金調達基盤を確立すること。

こうした検討を踏まえ、平成19年6月に株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号、政投銀法）が成立し、平成20年10月1日に株式会社として株式会社日本政策投資銀行（政投銀）が設立された。なお、同法附則第2条において、施行後5年後から7年後を目途として政府保有株式を全部処分（完全民営化）することとされた。

また、政策金融改革においては、危機に対処するために必要な金融が迅速かつ円滑に行われる体制を確保すべく、危機時においては指定金融機関を通じて必要な資金供給を行う危機対応制度が整備された。この制度において、政投銀は株式会社商工組合中央金庫とともに「みなし指定金融機関」として、内外の金融秩序の混乱や大規模災害等の際に必要な資金供給（危機対応業務）を実施することとされた。

政投銀として新たなスタートを切った平成20年10月は、いわゆるリーマンショックが発生した直後であり、その後、世界的な経済金融危機に発展していく中で、政投銀は、一時的に業績や資金繰りが悪化している中堅・大企業に対し、指定金融機関として大規模な危機対応業務を実施し、セーフティネットの役割を果たすことが期待された。このような大規模な危機対応業務を円滑に実施するには、資産の増大に見合う資本増強を行い、財務基盤を強化する必要があったため、平成21年6月、議員立法により、平成24年3月末までの限時的な措置として政府による追加出資及び交付国債の交付を可能とする政投銀法の一部改正（平成21年法律第67号、改正政投銀法）が行われるとともに、平成21年度第一次補正予算において、出資金3,500億円、交付国債1兆3,500億円が措置された。

その後、東日本大震災による被害に対処するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号、財特法）により政投銀法の一部改正が行われ、政府による追加出資並びに交付国債の交付及び償還の期限が平成27年3月末まで3年間延長された。上記の改正政投銀法および財特法に基づき、政府保有株式を全部処分する時期は2度にわたって延期され、平成27年4月から概ね5年後から7年後を目途とすることとされた。また、政府は、平成26年度末を目途として、政府による株式の保有の在り方を含めた政投銀の組織の在り方等を見直すこととされ、それまでの間においては、引き続き、その保有する政投銀の株式を処分しないものとされた。

かかる状況の中、平成26年に設置された、成長資金の供給促進に関する検討会等の議論も踏まえた上で、平成27年5月に株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号、改正法）が成立した。

改正法においては、政投銀の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間

における金融の現状等を踏まえて、危機対応および成長資金の供給に対し政投銀の投融资機能を活用するため、以下の通り、所要の措置を講ずることとされた。

① ① 当分の間、会社による危機対応業務の実施を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等所要の措置を講ずること。

② ② 会社は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、平成32年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等を集中的に実施し（特定投資業務）、平成37年度末までに全ての出資等について処分するよう努めることとし、このために必要な政府による出資等所要の措置を講ずること。

③ ③ 上記①②の業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、各業務に対応し必要な会社の株式（それぞれ、発行済株式の1/3超、1/2以上）を保有することを義務付けること。

2. 目的

旧政投銀は、①経済社会の活力の向上及び持続的発展、②豊かな国民生活の実現、③地域経済の自立的発展に資するために、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としていた（旧政投銀法第1条）。民間金融の補完及び奨励が、組織の目的ではなく、業務運営上の条件になっている点が、開銀法とは異なっている。

一方、現在の政投銀は、政策金融から撤退することとなったことを踏まえ、従来のような民間金融の補完及び奨励に関しては規定せず、「その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」（政投銀法第1条）を目的としている。

3. 機構

株式会社日本政策投資銀行は、本店に29部2室1研究所のほか、北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州の10支店及び国内8事務所、海外1事務所、現地法人3社を置いている（令和2年3月末現在）。

役員は、13名以内の取締役、5名以内の監査役からなる（令和2年6月末の現員は取締役10名、監査役5名）。代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じないものとされている（政投銀法第15条）。

従業員数は、1,195名である（令和2年3月末現在）。

4. 政投銀法における枠組み

政投銀法においては、経営の自主性を確保する観点から、政府の関与は必要最小限に限定され、従来の予算統制（予算の国会議決）が廃止された。ただし、一般監督権限に加えて、代表取締役及び監査役の選任、定款変更、事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等について財務大臣の認可を要する等、一定の事項について国の関与が維持されている。

また、資金調達面では、長期資金の投融资機能の維持に必要な資金調達基盤を確保するため、債券発行、銀行借入れに加え、財務大臣の承認及び内閣総理大臣（金融庁長官）の同意を得れば、譲渡性預金の受入れや金融債発行を開始できることとされたほか、自力調達への円滑な移行を確保する激変緩和措置として、完全民営化までの移行期間中に限り、引き続き政府保証債の発行や財政融資資金からの借入れが可能とされている。

なお、移行期間中に政府が政投銀の投融资機能を活用しようとする場合には、他の事業者との間の適正な競争関係（イコールフットイング）に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置等を講ずることとされている。

このほか、会社法に基づく透明性・効率性の高い経営体制として、取締役会・監査役会を設置するとともに、企業会計基準の適用、法人税の支払い等が株式会社として当然に開始されることとなった。

5. 業務の概要

政投銀は、政策金融機関として培ってきた「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」といったDNAを保持しつつ、2030年時点における将来像「ビジョン2030」において、産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たすことを目指している。

その上で、足下では、社会変化の加速を踏まえ、民間金融機関等との連携・協調のもと、社会課題やお客様の経営課題を起点にソリューション機能を高め、リスクマネー供給を強化する方向性で第5次中期経営計画を策定・遂行することとしている。

直近、令和元年度の事業の概況については、融資業務においては、伝統的なコーポレート融資に加え、ノンリコース

ローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資により多様化する資金ニーズに対応し、融資額は3兆4,015億円（危機対応業務及び特定投資業務による融資額を含む。）となった。また、投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、顧客の様々な課題に対し、エクイティ、メザニン等の手法により長期的視点に基づき適切なリスクマネーを供給しており、当事業年度における投資額は5,503億円となった（特定投資業務を含む）。

また、政投銀は、令和2年における新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、同年1月末に経営相談窓口を設置するなど早期の支援体制の整備とともに、同年3月の「新型コロナウイルス感染症に関する事案」の政府による危機認定を踏まえて、指定金融機関として危機対応業務の実施に万全を期することとなった。

また、政府は累次の補正予算において中堅・大企業向けの危機対応業務予算を措置し、政投銀等による中堅・大企業向け融資の予算規模を15兆円に拡充した。その中に、今後のさらなる状況の悪化に備えるため、一定の資本性が認められるなど、民間金融機関からの金融支援を促し、企業の資金繰り円滑化に資する資本性劣後ローンを危機対応業務のメニューに追加した。

このほか、平成27年の政投銀法改正において、本邦企業の競争力強化や地域活性化に必要な成長資金の供給を時限的・集中的に実施するべく、国から一部出資（産投出資）を受け、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」を創設しているが、業務開始から約5年が経過し、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどを踏まえ、令和2年の政投銀法改正によって本業務を5年間延長することが決まった。

また、特定投資業務が延長されたことで、新型コロナウイルス感染症により生じる新たな社会ニーズや事業をより中長期的な目線で支援することが可能となったため、「新型コロナナリバイバル成長基盤強化ファンド」を設立し、4,000億円の予算枠を確保して、成長資金市場を下支えする十分な事業規模を確保することとした。このファンドでは、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも新事業開拓や異分野連携等を行う企業に対し、資本性資金（エクイティ・メザニン）を供給することを通じ、迅速かつ着実な回復・成長を支援し、以って地域経済の自立的発展や我が国企業の競争力強化を図ることを目的としている。なお、特定投資業務においては、令和2年9月末日現在で、114件約7,351億円（呼び水効果約50,532億円）の出融資を決定済である。

Ⅲ．株式会社商工組合中央金庫

1. 設立の経緯

わが国において中小企業問題が登場してきたのは、すでに明治末期頃からのことであるが、特にそれが経済ないし社会問題の一角として重要視されるに至ったのは、第一次大戦以後の激しい経済変動の時期を通じてであった。

これに対し政府のとした中小企業施策の中心はその組織化政策であり、明治末期の同業組合及び産業組合制度、大正14年の重要輸出品工業組合及び輸出組合制度、更に金融恐慌の後、初めて組合組織による金融業務を認められた工業組合（昭和6年）、輸出組合（昭和6年）、商業組合（昭和7年）と順次体系的に整備されていった。他方、この中小企業問題を金融面から打開するための特殊金融機関を設置しようとする案は、萌芽的には、既に明治41、42年頃の「庶民銀行」案等に見られ、昭和2年の金融恐慌を経て、昭和5年の臨時産業審議会の工業組合中央金庫案等が世の注目を浴びようになり、前述の組合制度を基盤とする新たな中小企業専門金融機関案が具体的に検討されるようになった。

昭和7年から10年にかけては、中小企業組織制度の充実もあって、中央金庫設立の動きが官民とも一段と活発になった。

商工省の商工中央金庫案が発表されると、工業、商業、輸出の3組合を通ずる期成同盟が結成され、全国大会が開催される等運動は益々盛り上がりつつあった。

かくて、昭和10年12月、商工、大蔵両省によって商工組合中央金庫法案要綱が決定され、翌11年の第69回帝国議会で法案が提出され（5月6日）、5月19日政府原案どおり可決されたのである。

この商工組合中央金庫法（以下「旧金庫法」という。）は昭和11年法律第14号として5月27日に公布され、6月20日から施行された。これに基づき10月8日主務大臣の設立認可、11月30日設立総会、12月8日設立登記完了の運びとなり、12月10日から業務を開始した。

なお、商工組合中央金庫（以下「金庫」という。）には、設立当時の特殊法人法の規定例に倣い、旧金庫法上、50年の存立期間が定められていたことから、昭和61年にその満了を迎えることとなっていた。しかし、金庫は、社債の発行による長期資金の調達に困難な中小企業者に代わって金融債を発行し、それによって調達した長期資金を中小企業者に還元す

るという機能を果たすなど、中小企業金融分野において重要な地位を占めるに至っており、また、今後とも中小企業の組織化推進を図る上で金庫に期待された役割は大きいことから、金庫を恒久機関とする等のための改正法案が第102回通常国会に提出され、昭和60年4月24日可決成立した。この「商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」（昭和60年法律第36号）は、5月17日に公布、1カ月後の6月17日から施行された。旧金庫法改正により、金庫は恒久化されたほか、金融の自由化の進展等に対応するための金融機能の整備が図られた。

恒久化以降も、金庫の組織のあり方等については、特殊法人改革などの一環として政府ほか諸所で議論された。平成17年には、経済財政諮問会議において政策金融改革に関する議論が行われ、同年12月「行政改革の重要方針」が閣議決定された。その後、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）の成立、「政策金融改革に係る制度設計」（平成18年6月）の決定を経て、金庫は、平成20年10月に特殊会社に移行し、その後おおむね5年から7年後を目途に、中小企業団体とその構成員に対する金融機能を維持したうえで完全民営化することとなった。

こうした政府方針を法制化すべく、旧金庫法の後継として、「株式会社商工組合中央金庫法」（以下「金庫法」という。）の策定作業が進められた。法案は平成19年2月に国会に提出（2月13日）され、5月25日の参議院本会議で政府原案どおり可決、成立し、平成19年法律第74号として6月1日に公布された。金庫法の下、金庫は平成20年10月1日に特殊会社（金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫）化した。

その後の世界的な金融危機、景気後退の中、特殊会社化後に開始した「危機対応業務」の事業枠の増大に伴い、平成21年6月に金庫法が一部改正され、危機対応準備金として1,500億円の追加政府出資がなされるとともに、完全民営化時期も3年半延期された。また、平成24年3月末を目途として、政府は金庫に対する国の関与の在り方等を検討し、必要な措置を講ずるものとされた。

平成23年3月に発生した東日本大震災に対処するため、同年5月に金庫法が再び一部改正され、完全民営化時期が更に3年間延期されるとともに、在り方等の検討の目途も平成27年3月末に延期された。

その後、政府や与党による在り方等の検討を踏まえた上で、危機時の安定的な資金供給に万全を期し、商工中金が危機対応業務を的確に実施するため、平成27年5月に、商工組合中央金庫法が改正され、以下の措置を講ずることとされた。

I. 政府保有株式の早期処分

- i. 政府は、市場の動向等を勘案しつつ、適切なタイミングで商工中金の株式を処分できるよう、具体的な期限に代えてできる限り早期に処分する。
- ii. 危機対応業務を実施する民間金融機関が存在しない状況等を勘案し、当分の間、危機対応業務の的確な実施のために必要な株式を保有する。

II. 危機対応を的確に実施するための措置

- i. 商工中金が危機対応業務を実施することを「責務」として規定するとともに、その実行性を確保するため危機対応準備金への出資期限の延長、商工中金への事業計画・業務報告書等の提出の義務付け等を措置する。
- ii. 政府が、適当な時期に、危機対応業務に関する検討を行い、所要の措置を講じることを規定する。

2. 目的

金庫の目的は、旧金庫法制定当初の条文でみると、「商業組合、商業組合連合会、工業組合、工業組合連合会、輸出組合及輸出組合連合会ニ対スル金融ノ円滑ヲ図ル為必要ナル業務ヲ営ムコト」（旧金庫法第1条第1項）となっており、金庫の基本的目的は旧金庫時代に一貫して維持されてきた。

金庫法においても、「中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むこと」（金庫法第1条）としており、中小企業団体に対する金融の円滑化を図る目的は変わっていないが、実態として中小企業団体の構成員への直接貸付（構成員貸）が多くを占めるに至っているため、（中小企業団体の）構成員に対する金融の円滑化も明確化している。

3. 機構

(1) 金庫の機関

金庫では、特殊会社化を契機に、金庫法および会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査役（会）、会計監査人を設置するとともに、中小企業等の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される経営諮問委員会等を設置し、「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」という旧金庫の基本的性格を堅持しつつ、さらなるガバナンスの強化・整備に努めている。

イ 株主総会

株主総会は、株主である政府、中小企業団体、その構成員

で構成されている。金庫の最高意思決定機関である。

ロ 取締役会

取締役会は、取締役7名、そのうち社外取締役4名（令和2年6月末現在）で構成されている。業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っている。

ハ 監査役会・監査役

監査役会は、監査役4名、そのうち社外監査役3名（非常勤監査役を含む。令和2年6月末現在）で構成されている。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定、監査方針の決定等を行っている。

ニ 経営諮問委員会

経営諮問委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員19名（令和2年6月末現在）からなる取引先中小企業の代表者で構成されている。中小企業団体と中小企業の意向が経営に反映されるよう、業務運営に関して、取締役会に対して意見や助言を行っている。

ホ 人事委員会

人事委員会は、委員長1名、委員長代理1名、委員4名（令和2年6月末現在）の取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成され、役員人事について、取締役会に対して意見や助言を行っている。

ヘ 報酬委員会

報酬委員会は、委員長1名、委員長代理1名、委員4名（令和2年6月末現在）の取引先中小企業の代表者や外部有識者等で構成され、役員報酬（制度）や退職慰労金に係る業績評価について、取締役会に対して意見や助言を行っている。

(2) 役職員

令和2年6月末現在の役員は、代表取締役社長1名、取締役6名、監査役4名である。

また、令和2年3月末現在の職員数は3,810名である。

(3) 本・支店等

発足当初は、東京、札幌、福島、名古屋、富山、大阪、神戸、福岡の8営業店を設けたが、逐次営業店網を拡大し、昭和27年8月には沖縄県を除く全都道府県に営業店の設置を完了した。その後、昭和47年5月に那覇事務所（同48年5月支店昇格）を、さらに昭和61年11月に初の海外支店としてニューヨーク支店を開設した。令和2年3月末現在、本店1（東京都）、支店92、出張所4、営業所6、駐在員事務所3（香港・上海・バンコク）、合計106店舗となっている。

(4) 出資関係

令和2年3月末現在の株式数構成は、政府が約47%、中小企業団体が約33%、中小企業団体の構成員が約20%と続いている。

イ 株主資格者（出資資格者）

金庫の株主となる資格（出資する資格）を有する者は、現在、政府及び下記の団体（以下「株主資格団体」といい、また出資した団体を「所属団体」という。）及びその構成員である。

- (イ) 中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）
- (ロ) 協業組合
- (ハ) 商工組合、同連合会
- (ニ) 商店街振興組合、同連合会
- (ホ) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が5,000万円（卸売業については1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業については100人）以下の従業員を使用する者に限る。）
- (ヘ) 酒造組合、同連合会、同中央会（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者に限る。）
- (ト) 酒販組合、同連合会、同中央会（(ホ)に同じ。）
- (チ) 内航海運組合、同連合会（(ヘ)に同じ。）
- (リ) 輸出組合、輸入組合（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が1億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5,000万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時100人（小売業を主たる事業とする者については50人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については300人）以下の従業員を使用する者に限る。）
- (ヌ) 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする者については1億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人たる事業者又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については300人）以下の従業員を使用する事業者に限る。）

ロ 資本金、特別準備金・危機対応準備金

金庫は、中小企業の金融円滑化の目的を安定的に果たしていくため、政令で定める額以上の資本金額の確保が求められている。また、減資に当たっては主務大臣認可、増資に当たっては主務大臣への届出が必要となっている。令和2年3月末現在の資本金額は2,186億円（うち政府保有株式分1,016億円）である。

また、令和2年3月末現在の特別準備金額は4,008億円、危機対応準備金額は1,295億円となっている。

特別準備金とは、中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するため、特殊会社化時に設けられた制度である。この結果、特殊会社化前の政府出資金（4,000億円）から3,038億円と利益剰余金から970億円が、完全民営化に向けた政府保有株式処分の対象とならない特別準備金として金庫に存置されることとなった。

危機対応準備金とは、増大する危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤の確保に資するものとして、平成21年の金庫法改正時に設けられた制度であり、同年度補正予算で措置された1,500億円の政府出資が原資となっている。

なお、両準備金とも自己資本比率の計算上、自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier 1資本とされている。

(5) 政府の監督・助成

主務大臣は、当金庫の業務を監督している。主務大臣とは、経済産業大臣、財務大臣、内閣総理大臣（ただし預金者等の保護と信用秩序の維持に関する事項に限る。権限は金融庁長官に委任。）である。商工中金に対する監督は、金庫法の具体的な規定により担保されているが、これらの規定で担保されていない事態が発生されたとしても法目的が達成できるよう、主務大臣の一般的な監督権限が規定されていることが特徴である。

また、金庫法において、政府に対する剰余金の配当特例（政府に対する配当は民間出資者の3分の1）による助成措置を講じている。

なお、金庫の機関等を図示すれば別図のとおりである。

4. 業務（資金調達を含む）

業務内容は一般金融機関と類似しているが、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の法目的を達成できるよう、金庫法上、融資対象は株主である中小企業団体とその構成員に限定されている。なお、債券発行、預金取引、為替取引及び両替業務等については、対象に制限はない。

主要な業務を列挙すれば次のとおりである。

(1) 融資業務

取引対象	<ul style="list-style-type: none"> ・株主である中小企業団体とその構成員（融資対象団体等）（員外貸付） ・主として中小規模の事業者の健全な発達を図るために必要な事業を行う施設法人 ・主として中小規模の事業者を構成員とする共同出資会社 ・融資対象団体等の子会社 など
融資形態	<ul style="list-style-type: none"> ○組合貸 ・共同事業資金～共同生産、共同加工、共同販売など、共同事業に必要な資金を融資するもの ・転貸資金～構成員の事業に必要な資金を組合を通じて融資するもの ○構成員貸～構成員に直接融資するもの
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 設備資金や長期運転資金をはじめ、手形貸付・当座貸越・手形割引などの短期資金まで事業に必要なとする資金

融資期間	原則として 設備資金15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
返済方法	分割返済または期限一時返済
融資利率	固定金利・変動金利
担保 保証人	必要に応じて徴収

(注) 災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、商工中金は、法定の指定金融機関として、これらの影響を受けた中小企業・中堅企業等に対し危機対応業務も実施している。

(2) 預金業務

取引対象	制限なし
取扱預金	当座預金、普通預金、定期預金、譲渡性預金等

(3) 債券業務（募集債）

取引対象	制限なし（主として金融機関・機関投資家）
取扱商品	○利付商工債券 確定利回り、期間1・2・3・5・7・10年、 利払半年賦、購入単位は期間5年が1,000万円、 期間1・2・3・7・10年が1億円

(4) 資金証券業務

商工中金全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に取り組む。主として、公共債を中心とした債券投資により、支払準備資金などを健全かつ効率的に運用。

(5) 国際業務

中小企業の海外展開をサポート。

輸出入業務	輸出手形の買取・取立、輸入信用状（L/C）の開設、輸入ユーザンス、海外送金などの輸出入業務に関する各種サービス
海外進出相談と海外進出資金の融資	中小企業の海外進出に際し、現地の投資環境などの情報提供、進出資金の融資、海外現地銀行から融資を受ける際の保証など

(6) その他総合金融サービス

経営ニーズ への対応	M&A・業務提携	企業の紹介・企業価値の算出から諸条件の調整・最終履行までのサポート
	ビジネスパートナー紹介	全国ネットワークを使い、仕入先・販売先、技術・業務提携先などのビジネスパートナーの紹介
	株式公開支援	資本政策の提案、内部体制整備の相談、証券会社・監査法人の紹介など
	不動産有効活用	フランチャイザーや不動産デベロッパーの紹介など遊休地の活用のサポート
	事業承継対策	株価評価など自社株対策のサポート
その他	市場金利や為替の変動に伴う借入調達コストや仕入れコストの増加などに対するリスクへのヘッジニーズに対応するためのデリバティブ業務、子会社の（株）商工中金経済研究所による専門的な経営相談業務や経営コンサルティング業務など	

第1表 所属団体数の推移

年度末	昭和50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元
団体数	23,597	24,335	25,111	25,790	26,253	26,445	26,590	26,765	26,812	27,475	27,535	27,589	27,653	27,521	27,588
年度末	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
団体数	27,630	27,676	27,715	27,746	27,774	27,801	27,824	27,871	27,782	27,675	27,757	27,718	27,663	27,563	27,451
年度末	17	18	19	20/9	21/3	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
団体数	27,178	26,484	25,822	24,775	24,539	23,960	23,464	23,012	22,556	22,163	21,853	21,531	21,132	20,845	20,564
年度末	令和元														
団体数	20,115														

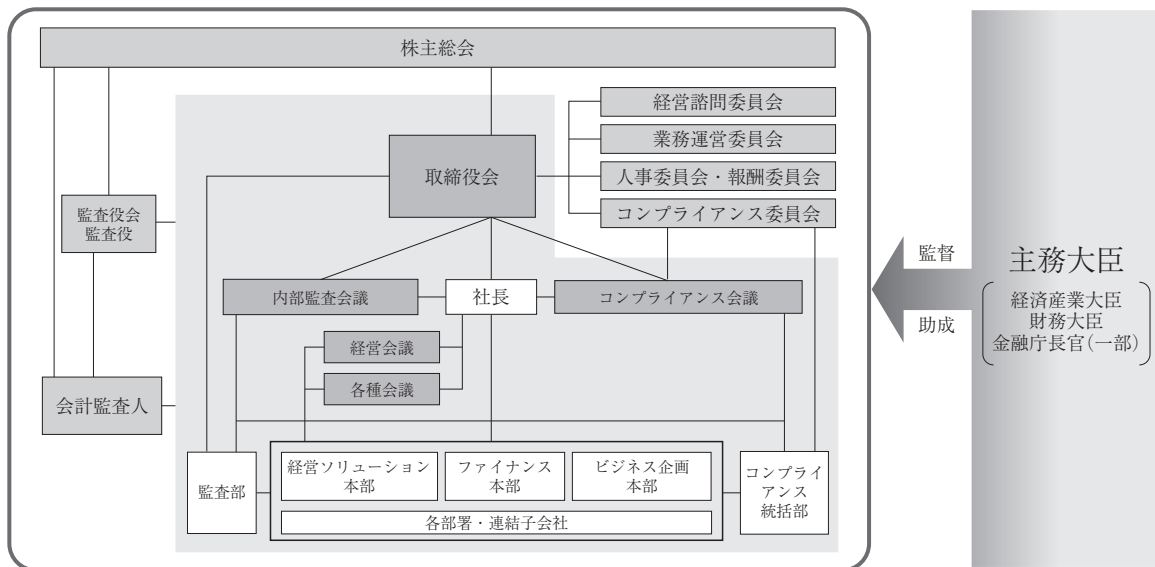
第2表 資本金の推移

(単位 百万円)

年度末	政府出資	団体出資	計	年度末	政府出資	団体出資	計
昭和42	17,402	11,298	28,700	6	251,602	82,897	334,500
43	18,402	12,798	31,200	7	298,567	85,397	383,965
44	18,402	14,298	32,700	8	302,567	87,897	390,465
45	18,402	15,798	34,200	9	306,267	90,897	397,165
46	23,402	17,298	40,700	10	339,267	93,897	433,165
47	29,402	18,798	48,200	11	377,967	96,897	474,865
48	31,402	20,298	51,700	12	394,067	99,897	493,965
49	36,402	21,798	58,200	13	403,167	102,897	506,065
50	40,402	23,298	63,700	14	405,367	105,897	511,265
51	45,402	26,298	71,700	15	405,367	108,897	514,265
52	53,402	29,298	82,700	16	405,367	111,897	517,265
53	65,902	32,298	98,200	17	405,367	114,397	519,765
54	74,402	35,298	109,700	18	405,367	117,397	522,765
55	83,902	38,298	122,200	19	405,367	117,397	522,765
56	94,902	41,798	136,700	20/9	405,367	117,053	522,420
57	106,902	45,798	152,700	21/3	101,600	117,053	218,653
58	116,902	50,098	167,000	21	101,600	117,053	218,653
59	126,902	54,398	181,300	22	101,600	117,053	218,653
60	136,902	58,698	195,600	23	101,600	117,053	218,653
61	145,902	60,998	206,900	24	101,600	117,053	218,653
62	154,402	63,097	217,500	25	101,600	117,053	218,653
63	168,402	65,397	233,800	26	101,600	117,053	218,653
平成元	183,102	68,397	251,500	27	101,600	117,053	218,653
2	196,102	71,397	267,500	28	101,600	117,053	218,653
3	208,902	74,397	283,300	29	101,600	117,053	218,653
4	219,602	77,397	297,000	30	101,600	117,053	218,653
5	238,302	80,397	318,700	令和元	101,600	117,053	218,653

- (注) 1. 昭和34年度末から優先出資なし。
2. 20年10月1日に政府出資のうち3,038億円は特別準備金化。
3. 21年3月期から団体出資には、構成員出資を含む。

(別図) 金庫機関等図 (令和2年3月末現在)



I. 総

(1) 政府関係金融

機 関 名	区 分	法 施 行 日	設 立 年 月 日	営 業 開 始 日	主 務 大 臣	定 役	
政府関係機関							
沖縄振興開発金融公庫		昭47.5.13	昭47.5.15	昭47.5.15	内 閣, 財 務	理事長 1	副理事長 1
株式会社日本政策金融公庫		平19.5.25	平20.10.1	平20.10.1	財務, 厚生労働, 農林 水産, 経済産業	総裁 1	副総裁 1
株式会社国際協力銀行		平23.5.2	平24.4.1	平24.4.2	財 務	総裁 1	副総裁 1
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門		平20.10.1	平20.10.1	平20.10.1	外 務, 財 務	理事長 1	副理事長 1
株式会社日本政策投資銀行		平19.6.13	平20.10.1	平20.10.1	財 務	社長 1	副社長 2
株式会社商工組合中央金庫		平20.10.1	平20.10.1	平20.10.1	経済産業, 財務, 内 閣	社長 1	副社長 1

- (注) 1. 沖縄振興開発金融公庫に関しては、役員は法律定員、職員は2年度予算定員による。日本政策金融公庫、国際協力銀行、国際協力機構有償資金協力部門に関しては、2年度予算定員による。
2. 日本政策投資銀行、商工中金については、2.3.31現員による。
3. 取締役の数からは、総裁、副総裁、社長、副社長を除く。
4. () 書は非常勤役員を示し外書である。
5. 資本金、貸出金は2.3.31現在のものである(貸借対照表より引用)。
6. ◎は東京本部1。
7. 海外駐在員事務所等には海外現地法人を含む(2.3.31現在)。

(2) 政府関係金融機関等の目的一覧表

機 関 名	目 的 の 内 容
政府関係機関	
沖縄振興開発金融公庫	沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資すること。
株式会社 日本政策金融公庫	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与すること。
株式会社 国際協力銀行	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること。
独立行政法人国際協力 機構有償資金協力部門	開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること。
株式会社 日本政策投資銀行	株式会社日本政策投資銀行の完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
株式会社 商工組合中央金庫	中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むこと。

括 機 関 等 一 覧 表

員				店 舗					資 本 金	貸 出 金
員	計	職 員	本 店	支 店	出 張 所	事 務 所	海外駐在員事務所等	(億円)	(億円)	
理事 3	監事 (1)	(1) 5	215	◎1	4	-	-	-	831	8,584
取締役 (2) 14	監査役 (2) 2	(4) 18	7,364	1	152	-	-	2	43,242	166,810
取締役 (2) 4	監査役 (2) 1	(4) 7	636	1	1	-	-	17	18,838	131,340
理事 8	監事 3	13	1,888	1	14	-	-	96	81,507	127,019
取締役 (2) 5	監査役 (2) 3	(4) 11	1,195	1	10	-	8	4	10,004	125,214
取締役 (4) 2	監査役 (2) 2	(6) 6	3,810	1	92	10	-	3	2,186	82,941

(3) 令和2年度財政投融资計画対象法人のうち融資業務のある法人の内訳

種 類	法 人 名
政府関係機関	株式会社日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 株式会社国際協力銀行 独立行政法人国際協力機構
独立行政法人等	日本私立学校振興・共済事業団 独立行政法人日本学生支援機構 独立行政法人福祉医療機構 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 独立行政法人住宅金融支援機構 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
特殊会社等	株式会社日本政策投資銀行 株式会社産業革新投資機構 一般財団法人民間都市開発推進機構 株式会社民間資金等活用事業推進機構 株式会社海外需要開拓支援機構 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

Ⅱ 政 府 関

1. 沖 縄 振 興 開

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

科 目		年 度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資 産 の 部	貸 付 金	946,338	893,803	817,500	815,100	801,333	815,558	843,341	852,949	858,365
	出 資 金	4,156	4,559	4,694	5,994	6,504	6,874	7,034	6,949	7,473
	現 金 預 け 金	17,632	16,250	18,353	22,728	18,452	36,854	26,088	27,481	21,895
	有 価 証 券	100	200	100	100	4,349	4,349	5,749	5,749	5,747
	代 理 店 勘 定	1,406	1,326	884	326	249	109	86	87	53
	未 収 収 益	1,745	1,616	1,484	1,125	989	854	749	687	622
	未 収 貸 付 金 利 息	1,743	1,615	1,483	1,123	988	853	748	686	621
	未 収 受 託 手 数 料	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	未 収 有 価 証 券 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雑 勘 定	42	36	125	18	13	16	18	6	13
	固 定 資 産	7,003	6,815	6,634	6,491	6,371	6,227	6,420	6,682	6,547
	保 証 債 務 見 返	3	2	2	1	1	1	0	0	-
	貸 倒 引 当 金	△8,756	△8,543	△9,761	△8,992	△9,996	△9,698	△9,062	△7,313	△7,781
	資 産 合 計	969,669	916,064	840,015	842,890	828,265	861,145	880,424	893,277	892,933
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 入 金	658,814	603,519	555,186	543,832	527,979	533,128	537,382	561,673	574,768
	債 券	193,756	193,931	174,108	164,239	164,482	166,767	166,961	177,173	167,330
	債 券 発 行 差 額	△27	△21	△15	△10	△6	△3	△2	△1	△1
	寄 託 金	63	35	16	3	-	-	-	-	-
	貸 付 受 入 金	36,940	37,579	29,346	52,711	52,198	77,687	92,670	71,021	62,816
	未 払 費 用	2,183	2,147	2,010	1,799	1,715	1,405	1,218	1,015	891
	未 払 借 入 金 利 息	1,631	1,584	1,441	1,222	1,125	941	805	691	610
	未 払 債 券 利 息	499	518	527	536	551	428	378	288	240
	未 払 寄 託 金 利 息	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	未 払 業 務 委 託 費	36	29	24	22	20	17	15	14	19
	未 払 社 会 保 険 料	17	16	18	19	19	19	20	22	22
	雑 勘 定	261	118	149	132	456	174	86	132	104
	賞 与 引 当 金	137	125	143	146	150	147	154	165	168
	退 職 給 付 引 当 金	3,534	3,444	3,256	2,452	2,354	2,324	2,259	2,381	2,465
	保 証 債 務	3	2	2	1	1	1	0	0	-
	(負 債 合 計)	895,664	840,879	764,201	765,304	749,328	781,630	800,728	813,558	808,541
	資 本 金	72,336	73,489	74,089	75,828	77,293	77,672	77,837	78,324	83,068
一 般 会 計 出 資 金	43,718	44,618	45,218	45,218	45,318	45,318	45,318	45,618	49,218	
承 継 出 資 金	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556	21,556	
産 業 投 資 出 資 金	7,062	7,315	7,315	9,054	10,419	10,798	10,963	11,150	12,294	
積 立 金	1,710	1,670	1,695	1,725	1,758	1,644	1,470	1,410	1,395	
当 期 未 処 分 利 益 又 は 当 期 未 処 理 損 失 (△)	△40	26	30	33	△114	199	389	△16	△71	
(純 資 産 合 計)	74,006	75,184	75,814	77,586	78,937	79,515	79,696	79,719	84,392	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	969,669	916,064	840,015	842,890	828,265	861,145	880,424	893,277	892,933	

係 機 関
発 金 融 公 庫

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目	年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
損	借 入 金 利 息	10,947	9,904	6,722	6,654	5,101	4,317	3,707	3,257	2,896	
	債 券 利 息	3,139	3,162	3,005	2,669	2,433	2,252	1,718	1,430	1,074	
	寄 託 金 利 息	2	1	1	0	0	-	-	-	-	
	業 務 委 託 費	140	115	102	91	86	79	69	58	84	
	事 務 費	3,883	3,726	3,752	4,049	4,155	4,265	4,356	4,518	4,492	
	債 券 発 行 諸 費	47	47	47	47	47	94	78	103	47	
	償 却 費	2,085	3,346	2,965	3,133	2,184	1,957	1,877	3,576	1,257	
	貸 付 金 償 却	1,893	3,158	2,778	2,954	2,003	1,828	1,745	3,433	1,108	
	固 定 資 産 減 価 償 却 費	192	189	187	180	181	129	132	143	149	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	8,756	8,543	9,761	8,992	9,996	9,698	9,062	7,313	7,781	
	雑 損	62	26	75	254	134	312	52	13	296	
	特 別 損 失	1,868	-	-	-	-	29	-	18	-	
	固 定 資 産 売 却 損	11	-	-	-	-	18	-	18	-	
	固 定 資 産 除 却 損	-	-	-	-	-	11	-	-	-	
退 職 給 付 変 更 時 差 異 償 却	1,857	-	-	-	-	-	-	-	-		
当 期 利 益 金	-	26	30	33	0	199	389	-	-		
合 計		30,927	28,896	26,459	25,923	24,137	23,203	21,307	20,285	17,926	
利 益	貸 付 金 利 息	21,837	19,933	17,751	15,972	14,879	13,038	11,380	10,532	9,504	
	受 取 配 当 金	5	4	5	10	15	24	23	26	39	
	住 宅 資 金 貸 付 手 数 料 等 収 入	22	14	10	7	16	16	12	11	9	
	受 託 手 数 料	10	8	8	8	7	7	6	5	5	
	一 般 会 計 より 受 入	51	53	74	77	52	1	1	523	490	
	エ ネ ル ギ ー 対 策 特 別 会 計 よ り 受 入	13	12	11	10	9	8	7	7	6	
	有 価 証 券 益	11	10	6	1	1	12	12	13	13	
	雑 収 入	289	105	52	77	52	101	168	47	476	
	貸 倒 引 当 金 戻 入	8,651	8,756	8,543	9,761	8,992	9,966	9,698	9,062	7,313	
	特 別 利 益	-	-	-	-	-	-	-	43	-	
	固 定 資 産 売 却 益	-	-	-	-	-	-	-	43	-	
	当 期 損 失 金	40	-	-	-	114	-	-	16	71	
	合 計		30,927	28,896	26,459	25,923	24,137	23,203	21,307	20,285	17,926

(3) 貸 付 実 績 推 移

(単位 百万円)

資 金	年 度									
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
1. 貸 付		100,557	102,634	87,321	129,964	133,901	152,739	151,216	111,257	109,252
産業開発資金貸付		38,047	41,442	22,733	55,759	52,255	65,349	63,628	40,564	40,283
中小企業等資金貸付		44,653	52,041	54,318	60,786	64,426	71,505	76,727	54,983	57,331
住宅資金貸付		8,878	4,547	5,498	5,605	10,655	5,420	4,848	3,316	1,278
農林漁業資金貸付		4,311	1,096	2,717	4,259	4,774	3,693	3,844	3,624	4,819
医療・生活衛生資金貸付		4,668	3,509	2,055	3,553	1,790	6,772	2,169	8,769	5,539
2. 出 資		525	428	240	1,300	660	700	330	240	1,072
合 計		101,082	103,062	87,561	131,264	134,561	153,439	151,546	111,497	110,325
1. 資 金 交 付		102,902	102,434	82,844	102,478	133,170	125,924	136,809	132,610	116,553
産業開発資金貸付		38,954	43,450	22,640	33,432	54,849	34,196	50,053	67,647	41,948
中小企業等資金貸付		45,974	47,320	52,297	58,395	61,860	75,698	74,520	51,176	59,930
住宅資金貸付		8,679	5,485	3,992	2,575	9,714	5,375	6,270	4,527	3,586
農林漁業資金貸付		4,389	2,064	1,990	4,797	4,319	4,014	3,628	3,239	5,433
医療・生活衛生資金貸付		4,906	4,115	1,926	3,278	2,427	6,641	2,338	6,018	5,654
2. 出 資		525	428	240	1,300	660	700	330	240	1,072
合 計		103,427	102,863	83,084	103,778	133,830	126,624	137,139	132,850	117,626

(4) 原 資 の 構 成 と 推 移

(単位 百万円)

科 目	年 度									
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
出 融 資 額		103,427	102,863	83,084	103,778	133,830	126,624	137,139	132,850	117,626
調 達 額	政府借入金	77,000	78,000	33,700	82,500	68,000	86,300	78,500	97,000	85,500
	産投借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自己資金等	25,983	23,710	48,784	19,539	64,365	39,945	58,474	35,363	27,382
	政府出資金	—	900	600	—	100	—	—	300	3,600
	財政投融资特別会計出資金 (旧産業投資特別会計出資金)	444	253	—	1,739	1,365	379	165	187	1,144
計		103,427	102,863	83,084	103,778	133,830	126,624	137,139	132,850	117,626

(5) 主 な 貸 付 条 件 (令和2年12月31日現在)

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
産業開発資金	沖縄において産業の振興開発に寄与する事業者を営む者	基準金利 0.70% 政策金利Ⅰ 0.70% 政策金利Ⅱ 0.50% 政策金利Ⅲ 0.30%	1年以上10年以内 (特に必要と認めるときは30年以内)	3年以内 (特に必要と認めるときはこれを超えることができない)	所要資金の7割(沖縄離島又は海外航路に係る就航船舶の建造又は改造、航空機の購入、発電設備等の取得、ガス製造設備・供給設備の取得に必要な資金は8割)
生業・教育・恩給担保資金	生業資金 沖縄において事業を営みかつ、住所を有する者	基準利率 1.56% 特別利率① 1.46% 特別利率② 1.21% 特別利率③ 0.96% 経営改善利率 1.01% 基準利率 1.68% 母子家庭等 1.28% 教育離島(教育一般資金) 0.78% ただし、その適用の限度は200万円。これを超える部分は1.68%	設備10年以内等 運転5年以内等 教育一般資金 15年以内(一定の要件に該当する場合は18年以内) 沖縄人材育成資金 20年以内	設備1年以内等 運転6カ月以内等 在学期間以内	4,800万円等 教育一般資金 350万円(一定の要件に該当する場合は450万円) 沖縄人材育成資金 教育一般資金とは別に200万円
教育資金	沖縄において住所を有する者で教育を受ける者又はその者の親族	母子家庭等かつ教育離島(教育一般資金) 0.38% ただし、その適用の限度は200万円。これを超える部分は1.28% 母子家庭の母又は父子家庭の父(教育一般資金) 0.38% ただし、その適用の限度は200万円。これを超える部分は1.28% 所得特例(教育一般資金、沖縄人材育成資金) 1.28% 所得特例かつ教育離島(教育一般資金) 0.38% ただし、その適用の限度は200万円。これを超える部分は1.28%			

(5) 主な貸付条件(令和2年12月31日現在)

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
恩給担保資金	恩給等の支給を受ける者	共済年金担保1.66% (貸付期間4年) 恩給担保等0.46% (貸付期間4年)	4年以内	なし	250万円以内(ただし、恩給等の支給額の3年分以内)
中小企業資金	国際物流拠点産業集積地域、産業高度化・事業革新促進地域内において事業を営む方	基準利率 0.81% 特別利率①0.46% 特別利率②0.30%	設備20年以内 運転7年以内	設備5年以内 運転3年以内	7億2,000万円
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方など	基準利率 0.81% 特別利率①0.71% 特別利率②0.46% 特別利率③0.30%	設備20年以内 運転7年以内	設備2年以内 運転2年以内	7億2,000万円
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	基準利率 0.81%	設備15年以内 運転8年以内	設備3年以内 運転3年以内	7億2,000万円
医療新築資金	沖縄において医療施設等を開設する者	0.21%	建築又は購入 (耐火)原則30年以内 (その他)原則20年以内	原則2年以内	(病院の場合) 原則7億2,000万円又は所要資金の7割のいずれか低い額(離島・過疎地域は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所要資金に80%を乗じた額を加算
甲種増改築資金		0.21%	増改築又は購入 (耐火)原則30年以内 (その他)原則15年以内	原則2年以内	原則7億2,000万円又は所要資金の7割のいずれか低い額(離島・過疎地域は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所要資金に80%を乗じた額を加算
乙種増改築資金		0.41%	増改築又は購入 (耐火)原則30年以内 (その他)原則15年以内	原則2年以内	原則7億2,000万円又は所要資金の7割のいずれか低い額(離島・過疎地域は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所要資金に75%を乗じた額を加算

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
機械購入資金		1.01%	原則5年以内	原則6カ月以内	原則7億2,000万円又は購入価格の8割のいずれか低い額
長期運転資金		0.81%	原則3年以内	原則6カ月以内	原則15万円×病床数又は1,500万円又は所要資金の8割のいずれか低い額
生活衛生設備資金	生活衛生関係業者 生活衛生同業組合及び同 連合会等	基準利率 1.56% 特別利率①1.46% 特別利率②1.21% 特別利率③0.96% 経営改善利率1.01%	(1)一般設備貸付 13年以内等 (2)振興事業設備貸付 20年以内等	(1)一般設備貸付 1年以内等 (2)振興事業設備貸付 2年以内	(1)一般設備貸付 イ 会社及び個人 飲食店、理容業、美容業等 7,200万円 クリーニング業 1億2,000万円 クリーニング取次業 4,800万円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 興行場営業 2億円 サウナ営業 2億円 ロ 生活衛生同業組合等 1億5,000万円 ハ 生活衛生同業組合連合会 3億円 (2)振興事業設備貸付 イ 会社及び個人 飲食店、理容業、美容業等 1億5,000万円 クリーニング業 3億円 クリーニング取次業 4,800万円 旅館業 7億2,000万円 興行場営業 7億2,000万円 ロ 生活衛生同業組合等 2億1,600万円 会社及び個人 5,700万円 (クリーニング取次業4,800万円) 組合等 4,000万円 別枠9,000万円等
営業振興運転資金	振興計画の認定を受けて いる生活衛生同業組合の 組合員等	基準利率 1.56% 特別利率①1.46%	7年以内	2年以内	
振興事業運転資金	振興計画の認定を受けて いる生活衛生同業組合等 及び振興指針に係る指導 事業を行う生活衛生同業 組合連合会	基準利率 1.56%	7年以内	2年以内	

(5) 主な貸付条件(令和2年12月31日現在)

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
個人住宅資金	沖繩において自ら居住するための住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者で借入申込年度の前年の「所得金額が600万円」以下の者 個人又は法人(地方公共団体、地方公社及び協会・公社を除く。)で、住宅を建設して賃貸する事業を行なう者	0.94%	35年以内	なし	限度額又は必要額×融資率のいずれか低い額 ・限度額 建物 1,780万円 土地 440万円 ・融資率 (住宅の建設費+土地又は借地権の取得価額)×50% 省エネ賃貸住宅及びサービス付高齢者向け賃貸住宅の建設の場合 (建設費+土地又は借地権の取得価額)×100% サービス付高齢者向け賃貸住宅の購入の場合 (購入費+土地又は借地権の取得価額)×80% 共用部分の改良を行う者 (共用部分の改良工事に要する費用×80%)又は(150万円×住宅戸数)のいずれか低い額 限度額又は必要額のいずれか低い額 ・限度額 建設及び購入(親族居住の場合は640万円加算) 土地あり 3,700万円 土地なし 2,700万円 補修 1,200万円
住宅改良資金	住宅の改良を行う者	(共用部分の改良を行う者) 宅地債券積立者 0.47% 上記以外0.67%	20年以内	なし	
災害復興住宅等資金	災害復興住宅の建設、購入又は補修等を行う者	自ら居住0.54% 上記以外0.25%	建設・購入 35年以内 補修 20年以内	建設・購入3年以内 (償還期間に含まない) 補修1年以内 (償還期間に含まない)	
財形住宅資金	自ら居住するための住宅を必要とする者で、財形貯蓄を1年以上行い、その残高が50万円以上あり、事業主等から負担軽減措置を受けられる者	住まいひろがり特別住宅以外 0.93% 住まいひろがり特別住宅 1.14%	新築住宅 35年以内 中古住宅 25年以内(優良中古住宅、優良中古マンション35年以内) 改良20年以内	なし	財形貯蓄残高の10倍に相当する額。ただし、4,000万円を限度とする。

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
農林漁業資金 沖縄農林漁業経営改善資金	農林漁業を営む者等	0.20%	25年以内	10年以内	所要資金の8割（一部業種の規模拡大に関しては9割）の範囲内で個人、法人別等限度あり
農業基盤整備資金	土地改良区等	災害0.16% 補助県営0.05% その他0.05%	25年以内	10年以内	当該年度の所要資金（公有牧野の場合には特例あり）
農業経営基盤強化資金	認定農業者	非補助0.20% 0.16%	25年以内	10年以内	個人3億円（特認6億円（ただし、負債整理にかかるとは限度額の1/5に相当する額）） 法人10億円（特認20億円又は30億円（ただし、負債整理にかかるとは限度額の1/5に相当する額））
農業改良資金	農業を営む者等	無利子	12年以内	3年以内（要件によって） 5年以内となる特例あり）	個人5,000万円 法人又は団体1億5,000万円
経営体育成強化資金	農業を営む者	0.20%	25年以内	3年以内（要件によって） 5年以内若しくは10年以内となる特例あり）	負債整理以外 所要資金の8割（要件によって別途限度あり） 負債整理 個人1,000万円 法人4,000万円 （要件によってこれらを超える別途限度あり）
製糖企業等 農林漁業セーフティネット資金	製糖業者等 農林漁業を営む者	0.16% 0.16%	15年以内 10年以内（一部対象者は15年以内）	3年以内 3年以内	※貸付金額の合計額は、個人及び農業参入法人にあつては1億5,000万円、法人及び集落営農組織にあつては5億円を超えないものとする。 所要資金の8割 600万円（ただし、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合にあっては、年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額） （要件によってこれらを超える別途限度あり）

2. 株式会社日本

(1) 連続貸借対照表

(単位 百万円)

科 目		年 度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資 産 の 部	現 金 預 け 金	4,553,477	4,083,438	3,732,555	4,095,015	4,094,720	4,033,839	4,032,604	4,033,911	4,401,127
	現 金	185	72	79	38	23	23	22	24	24
	預 け 金	4,553,291	4,083,366	3,732,476	4,094,977	4,094,697	4,033,816	4,032,581	4,033,887	4,401,103
	買 現 先 勘 定	615,964	-	-	-	-	-	-	-	-
	有 価 証 券	552,071	270,922	460,156	23,143	27,569	35,728	39,741	42,528	41,931
	国 債	473,029	268,054	458,020	21,026	21,004	21,199	21,193	21,186	21,180
	社 債	758	465	105	54	4,385	12,170	15,184	18,179	17,525
	株 式	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,037	2,037	2,037	2,037
	そ の 他 の 証 券	76,253	372	-	32	149	320	1,325	1,124	1,187
	貸 出 金	29,420,809	21,232,320	20,660,457	19,648,688	18,339,799	17,999,973	17,605,658	17,085,756	16,680,995
	証 書 貸 付	29,420,809	21,232,320	20,660,457	19,648,688	18,339,799	17,999,973	17,605,658	17,085,756	16,680,995
	そ の 他 資 産	999,425	63,667	59,557	50,610	44,223	36,304	35,124	33,092	37,882
	前 払 費 用	7,563	4,192	2,001	1,217	1,224	45	66	88	110
	未 収 収 益	61,026	26,910	25,291	23,817	22,033	20,212	19,003	18,232	17,342
	金 融 派 生 商 品	894,785	-	-	-	-	-	4	-	-
	代 理 店 貸	2,746	2,392	2,050	1,866	1,561	1,399	1,492	1,113	2,073
	そ の 他 の 資 産	33,302	30,171	30,213	23,708	19,404	14,647	14,558	13,657	18,355
	有 形 固 定 資 産	247,920	204,458	199,448	196,930	196,339	196,669	195,187	195,636	194,629
	建 物	28,770	57,015	53,889	51,501	51,096	52,700	51,447	52,358	51,931
	土 地	99,249	143,472	142,249	141,748	140,801	140,382	140,124	139,859	139,237
	リ ー ス 資 産	2,400	2,099	1,553	1,634	1,922	1,501	1,107	1,512	2,137
	建 設 仮 勘 定	116,290	777	743	838	1,045	473	924	635	319
	その他の有形固定資産	1,210	1,093	1,012	1,206	1,472	1,611	1,582	1,271	1,002
	無 形 固 定 資 産	11,304	14,885	14,859	18,882	18,262	16,636	14,049	11,369	15,741
	ソ フ ト ウ ェ ア	7,114	3,587	8,328	17,557	15,646	13,148	11,367	10,961	10,665
	リ ー ス 資 産	2,250	1,272	620	666	441	306	131	62	63
	その他の無形固定資産	1,938	10,025	5,910	658	2,175	3,181	2,551	346	5,012
支 払 承 諾 見 返	2,381,077	3,126	3,741	6,540	20,586	44,441	64,586	86,486	100,967	
貸 倒 引 当 金	△531,415	△451,674	△477,349	△430,869	△416,948	△393,707	△383,752	△400,603	△434,924	
資 産 の 部 合 計	38,250,634	25,421,145	24,653,427	23,608,940	22,324,554	21,969,886	21,603,200	21,088,177	21,038,349	

(注) 単位未満切り捨て

政策金融公庫

(1) 連続貸借対照表(続)

(単位 百万円)

科 目	年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
		借 用 金	22,211,657	16,904,622	16,397,195	15,428,632	14,254,666	13,924,273	13,518,256	12,885,016
借 入 金	22,211,657	16,904,622	16,397,195	15,428,632	14,254,666	13,924,273	13,518,256	12,885,016	12,810,374	
社 債	5,053,582	2,359,261	2,058,498	1,865,652	1,720,820	1,490,200	1,460,342	1,490,375	1,410,475	
寄 託 金	37,015	36,498	31,490	30,562	30,318	29,578	28,726	27,905	27,032	
保 険 契 約 準 備 金	1,727,272	1,622,928	1,371,312	1,480,020	1,350,357	1,185,155	1,002,665	838,433	773,166	
そ の 他 負 債	424,751	43,769	41,706	36,579	37,368	33,583	27,602	21,608	19,725	
未 払 費 用	56,936	24,311	20,373	17,529	15,225	12,273	9,906	8,069	6,581	
前 受 収 益	54,131	6,613	6,515	5,912	5,358	4,374	2,793	1,606	951	
金 融 派 生 商 品	1,893	-	-	-	0	1	-	3	57	
リ ー ス 債 務	4,904	3,565	2,304	2,475	2,572	1,988	1,408	1,753	2,465	
そ の 他 の 負 債	306,885	9,279	12,513	10,662	14,212	14,946	13,494	10,175	9,668	
賞 与 引 当 金	5,075	3,913	4,369	4,659	4,864	4,919	5,000	5,257	5,345	
負 債 及 び 純 資 産 の 部	役 員 賞 与 引 当 金	22	16	20	21	20	22	22	24	24
退 職 給 付 引 当 金	208,269	196,918	199,313	95,969	93,716	93,193	91,023	89,530	88,748	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	120	105	81	60	59	61	56	54	60	
補 償 損 失 引 当 金	59,060	65,512	37,938	32,934	24,497	28,529	38,045	29,244	25,652	
利 子 補 給 引 当 金	-	-	-	-	-	5,084	-	-	-	
支 払 承 諾	2,381,077	3,126	3,741	6,540	20,586	44,441	64,586	86,486	100,967	
(負債の部合計)	32,107,904	21,236,672	20,145,668	18,981,634	17,537,277	16,839,043	16,236,330	15,473,937	15,261,572	
資 本 金	4,366,709	3,455,015	3,709,538	3,855,086	3,904,645	4,061,119	4,124,921	4,195,898	4,324,220	
資 本 剰 余 金	2,236,239	2,178,432	2,051,708	2,147,279	1,930,384	2,015,484	2,069,484	2,169,884	2,233,784	
経 営 改 善 資 金 特 別 準 備 金	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	
資 本 準 備 金	2,054,739	1,996,932	1,870,208	1,965,779	1,748,884	1,833,984	1,887,984	1,988,384	2,052,284	
利 益 剰 余 金	△639,482	△1,448,974	△1,253,487	△1,375,058	△1,047,753	△945,761	△828,000	△751,542	△781,227	
利 益 準 備 金	774,663	2,655	2,655	2,666	2,826	14,060	88,988	199,537	291,637	
そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,414,145	△1,451,630	△1,256,143	△1,377,724	△1,050,579	△959,821	△916,988	△951,080	△1,072,864	
繰 越 利 益 剰 余 金	△1,414,145	△1,451,630	△1,256,143	△1,377,724	△1,050,579	△959,821	△916,988	△951,080	△1,072,864	
株 主 資 本 合 計	5,963,466	4,184,472	4,507,759	4,627,306	4,787,276	5,130,842	5,366,405	5,614,239	5,776,777	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,825	-	-	-	-	-	464	-	-	
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	181,089	-	-	-	-	-	-	-	-	
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	179,263	-	-	-	-	-	464	-	-	
(純資産の部合計)	6,142,730	4,184,472	4,507,759	4,627,306	4,787,276	5,130,842	5,366,869	5,614,239	5,776,777	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	38,250,634	25,421,145	24,653,427	23,608,940	22,324,554	21,969,886	21,603,200	21,088,177	21,038,349	

(2) 連続損益計算書

(単位 百万円)

科目	年度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
経常収益	857,197	665,597	788,255	503,386	613,879	610,684	606,865	570,743	469,463	
資金運用収益	531,419	340,552	321,355	303,820	281,382	254,251	234,359	221,556	212,345	
貸出金利息	472,359	335,800	317,274	300,294	278,163	253,021	233,715	220,903	211,707	
有価証券利息配当金	933	1,168	748	413	336	342	174	201	225	
買現先利息	517	16	14	7	4	0	-	-	-	
預け金利息	4,618	3,566	3,054	3,104	2,878	888	462	450	384	
金利スワップ受入利息	52,985	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の受入利息	5	0	263	0	0	0	7	1	28	
役務取引等収益	17,753	3,566	3,714	3,585	3,354	3,034	2,430	1,799	1,391	
損害担保補償料	3,411	3,525	3,675	3,534	3,272	2,900	2,153	1,376	834	
その他の役務収益	14,342	41	38	50	81	133	277	422	557	
保険引受収益	253,024	268,432	411,844	151,331	273,555	301,029	313,146	290,746	194,860	
保険料	150,129	146,345	143,243	140,655	137,030	131,218	125,489	121,914	122,704	
責任共有負担金収入	19,588	17,742	16,983	10,676	6,862	4,609	5,167	4,600	6,888	
保険契約準備金戻入額	83,306	104,343	251,616	-	129,663	165,202	182,489	164,231	65,267	
その他業務収益	-	-	-	-	-	-	4	-	-	
金融派生商品収益	-	-	-	-	-	-	4	-	-	
政府補給金収入	43,436	46,333	43,065	36,433	44,978	45,520	46,648	49,649	54,732	
一般会計より受入	43,428	46,313	43,036	36,402	44,946	45,491	46,623	49,627	54,715	
特別会計より受入	8	20	28	30	32	29	24	21	17	
その他経常収益	11,562	6,712	8,276	8,215	10,607	6,847	10,275	6,992	6,133	
補償損失引当金戻入益	-	-	69	645	4,518	-	-	-	-	
償却債権取立益	2,263	2,387	3,030	1,764	1,785	1,670	1,484	2,387	910	
株式等売却益	-	0	31	7	-	10	136	366	81	
その他の経常収益	9,299	4,324	5,145	5,798	4,303	5,166	8,654	4,238	5,141	
経常費用	1,147,627	951,453	824,072	717,478	563,437	508,443	488,862	493,785	498,790	
資金調達費用	291,551	156,085	132,882	114,509	95,625	76,829	61,674	49,916	38,368	
コールマネー利息	122	153	107	92	90	△13	△18	△9	△7	
借入金利息	196,859	127,759	112,744	99,288	83,728	67,781	55,078	44,490	33,640	
社債利息	91,346	25,199	19,767	15,128	11,805	9,061	6,606	5,434	4,707	
その他の支払利息	3,224	2,973	262	-	-	-	7	0	27	

(注) 単位未満切り捨て

(2) 連続損益計算書(続)

(単位 百万円)

科目 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
役務取引等費用	12,696	16,549	16,288	13,257	13,456	10,294	3,435	3,328	3,496
損害担保補償金	5,322	11,091	11,385	8,995	9,549	6,593	-	-	-
その他の役務費用	7,373	5,457	4,902	4,262	3,906	3,701	3,435	3,328	3,496
保険引受費用	548,958	495,694	419,688	426,246	255,869	217,858	193,825	190,344	189,340
保険金	676,408	615,973	537,092	426,180	352,873	313,079	281,882	270,192	261,285
回収金	△127,450	△120,278	△117,404	△108,642	△97,003	△95,221	△88,056	△79,848	△71,944
保険契約準備金繰入額	-	-	-	108,708	-	-	-	-	-
その他業務費用	9,233	8,660	11,663	13,071	11,685	11,264	8,443	5,971	3,547
外国為替売買損	1,242	-	-	-	18	94	203	339	340
国債等債券償却	-	16	-	-	-	-	-	3	-
社債発行費償却	1,407	812	738	586	607	602	684	686	457
金融派生商品費用	405	-	-	-	0	1	-	-	-
利子補給金	2,440	7,827	10,925	12,484	11,059	5,481	7,555	4,941	2,750
利子補給引当金繰入額	-	-	-	-	-	5,084	-	-	-
その他の業務費用	3,737	4	-	-	-	-	-	-	-
営業経費	132,747	112,906	112,875	115,412	114,299	118,205	118,184	119,684	120,380
その他経常費用	152,440	161,557	130,674	34,981	72,500	73,990	103,299	124,540	143,656
貸倒引当金繰入額	127,054	128,746	109,137	12,731	45,843	43,308	61,779	95,061	114,915
補償損失引当金繰入額	2,980	14,981	-	-	-	8,992	22,231	10,847	9,507
貸出金償却	13,834	12,731	15,387	16,785	19,956	15,079	13,199	13,528	14,338
株式等売却損	198	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等償却	191	39	-	-	-	-	-	-	-
その他の経常費用	8,180	5,058	6,150	5,464	6,700	6,610	6,089	5,102	4,894
経常利益又は経常損失(△)	△290,430	△285,856	△35,817	△214,092	50,441	102,240	118,002	76,957	△29,326
特別利益	227	634	927	80,782	493	119	47	46	104
固定資産処分益	227	634	927	150	493	119	47	46	104
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	80,632	-	-	-	-	-
特別損失	5,206	1,046	1,047	1,480	364	290	252	523	423
固定資産処分損	162	369	904	1,262	172	131	180	375	252
減損損失	451	676	142	217	192	158	71	148	171
その他の特別損失	4,592	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期純損失(△)	△295,408	△286,268	△35,936	△134,789	50,570	102,070	117,798	76,480	△29,646

2-i. 国 民 一 般

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

科 目		年 度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資 産 の 部	現 金 預 け 金	61,744	57,586	41,514	38,832	70,161	64,329	68,748	51,893	335,150
	現 預 け 金	180	67	75	34	18	18	17	18	17
	貸 出 金	61,563	57,518	41,438	38,798	70,142	64,311	68,730	51,875	335,132
	証 書 貸 付 金	7,065,592	7,001,783	6,959,776	6,951,202	6,862,218	6,921,853	6,994,432	7,010,447	7,033,617
	そ の 他 資 産	7,065,592	7,001,783	6,959,776	6,951,202	6,862,218	6,921,853	6,994,432	7,010,447	7,033,617
	前 払 費 用	16,308	14,230	13,612	12,979	12,390	10,883	10,457	10,450	10,304
	未 収 収 益	2,108	1,148	467	270	274	10	12	13	15
	代 理 店 貸 付	8,174	7,663	7,525	7,271	6,840	6,558	6,343	6,380	6,384
	そ の 他 の 資 産	1,715	1,367	1,329	1,337	1,193	1,014	935	828	675
	有 形 固 定 資 産	4,310	4,051	4,290	4,099	4,081	3,299	3,166	3,227	3,228
	建 物	102,330	99,604	96,721	95,863	96,662	97,590	97,385	97,676	96,580
	土 地	18,147	28,412	27,128	26,461	27,388	29,526	29,176	30,345	29,731
	リ ー ス 資 産	45,123	68,694	67,472	66,971	66,118	65,720	65,499	65,243	64,632
	建 設 仮 勘 定	1,282	1,276	865	1,011	1,298	1,084	801	955	1,395
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	37,117	724	742	751	941	187	797	253	117
	無 形 固 定 資 産	659	496	512	666	915	1,071	1,111	878	703
	ソ フ ト ウ ェ ア	3,900	6,546	6,409	10,688	10,201	8,534	7,211	5,979	8,505
	リ ー ス 資 産	2,698	1,759	4,103	10,073	9,025	7,345	5,732	5,780	4,968
	そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	538	386	205	347	246	200	92	44	20
	貸 倒 引 当 金	663	4,400	2,100	268	929	987	1,386	155	3,516
資 産 の 部 合 計	△152,844	△155,983	△150,416	△132,683	△120,234	△106,623	△104,287	△109,784	△117,813	
借 入 金	7,097,032	7,023,768	6,967,617	6,976,882	6,931,399	6,996,567	7,073,948	7,066,663	7,366,344	
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 入 金	5,587,463	5,543,374	5,483,081	5,520,178	5,458,981	5,499,504	5,557,762	5,498,618	5,753,200
	社 債	5,587,463	5,543,374	5,483,081	5,520,178	5,458,981	5,499,504	5,557,762	5,498,618	5,753,200
	そ の 他 負 債	919,781	829,874	744,944	679,980	660,050	610,226	615,287	650,306	650,416
	未 払 費 用	16,744	14,501	12,938	12,232	12,103	10,653	6,847	6,298	9,072
	リ ー ス 債 務	9,928	7,742	6,259	5,311	4,418	3,160	2,264	1,747	1,310
	そ の 他 の 負 債	1,934	1,771	1,143	1,466	1,684	1,413	1,014	1,117	1,588
	賞 与 引 当 金	4,880	4,986	5,535	5,455	6,000	6,079	3,568	3,433	6,173
	役 員 賞 与 引 当 金	2,880	2,414	2,688	2,868	2,990	3,010	3,046	3,202	3,243
	退 職 給 付 引 当 金	5	5	6	7	6	7	7	8	8
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	122,425	122,917	124,054	60,794	58,868	57,724	55,238	53,671	52,612
	(負 債 の 部 合 計)	44	44	38	20	14	18	17	20	18
	資 本 金	6,649,344	6,513,132	6,367,752	6,276,080	6,193,016	6,181,145	6,238,206	6,212,125	6,468,570
	資 本 剰 余 金	884,893	949,207	1,030,573	1,052,076	1,064,016	1,122,781	1,137,634	1,166,433	1,223,643
	経 営 改 善 資 金 特 別 準 備 金	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500
	利 益 剰 余 金	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500	181,500
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△618,705	△620,071	△612,208	△532,774	△507,132	△488,858	△483,392	△493,394	△507,369
繰 越 利 益 剰 余 金	△618,705	△620,071	△612,208	△532,774	△507,132	△488,858	△483,392	△493,394	△507,369	
株 主 資 本 合 計	△618,705	△620,071	△612,208	△532,774	△507,132	△488,858	△483,392	△493,394	△507,369	
(純 資 産 の 部 合 計)	447,687	510,635	599,864	700,801	738,383	815,422	835,741	854,538	897,773	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	447,687	510,635	599,864	700,801	738,383	815,422	835,741	854,538	897,773	
	7,097,032	7,023,768	6,967,617	6,976,882	6,931,399	6,996,567	7,073,948	7,066,663	7,366,344	

(注) 単位未満切り捨て

向 け 業 務

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
経 常 収 益	163,273	159,123	152,799	150,814	147,530	142,726	138,739	137,221	138,257	
資 金 運 用 収 益	148,345	141,501	135,580	132,146	126,007	119,709	114,003	111,876	112,610	
貸 出 金 利 息	148,327	141,492	135,570	132,139	126,003	119,709	114,002	111,876	112,610	
買 現 先 利 息	11	3	3	3	1	—	—	—	—	
預 け 金 利 息	6	5	5	3	2	0	0	0	0	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
役 務 取 引 等 収 益	53	4	2	0	0	0	0	0	0	
そ の 他 の 役 務 収 益	53	4	2	0	0	0	0	0	0	
政 府 補 給 金 収 入	13,952	16,598	15,204	15,817	19,936	21,131	23,042	23,737	24,116	
一 般 会 計 より 受 入	13,952	16,598	15,204	15,817	19,935	21,131	23,042	23,737	24,116	
特 別 会 計 より 受 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他 経 常 収 益	922	1,018	2,012	2,849	1,586	1,884	1,693	1,607	1,530	
償 却 債 権 取 立 益	96	113	246	323	499	790	583	447	404	
そ の 他 の 経 常 収 益	826	905	1,766	2,525	1,086	1,093	1,109	1,160	1,126	
経 常 費 用	185,000	160,203	145,395	119,775	122,057	124,327	133,112	146,859	152,019	
資 金 調 達 費 用	41,929	33,055	25,691	20,635	16,476	12,487	8,873	6,023	4,159	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	31	38	41	47	28	△3	△8	△5	△4	
借 用 金 利 息	33,480	25,919	20,445	16,934	13,804	10,744	7,876	5,578	3,821	
社 債 利 息	8,417	7,098	5,203	3,653	2,642	1,747	1,005	450	342	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	0	—	—	—	—	—	—	—	
役 務 取 引 等 費 用	1,035	921	831	745	664	612	573	541	545	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,035	921	831	745	664	612	573	541	545	
そ の 他 業 務 費 用	263	359	312	328	304	295	333	333	278	
社 債 発 行 費 償 却	263	359	312	328	304	295	333	333	278	
営 業 経 費	69,362	66,752	66,864	69,116	69,043	71,063	71,317	72,255	72,644	
そ の 他 経 常 費 用	72,409	59,114	51,695	28,949	35,569	39,868	52,014	67,705	74,390	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	64,699	49,237	38,689	13,631	17,814	26,503	40,402	56,908	61,555	
貸 出 金 償 却	7,695	9,490	11,693	14,354	17,319	13,066	11,379	10,705	12,711	
そ の 他 の 経 常 費 用	14	385	1,312	963	435	297	232	91	123	
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△21,726	△1,079	7,404	31,038	25,473	18,398	5,627	△9,637	△13,762	
特 別 利 益	216	633	927	49,363	490	119	42	45	98	
固 定 資 産 処 分 益	216	633	927	149	490	119	42	45	98	
厚 生 年 金 基 金 代 行 返 上 益	—	—	—	49,214	—	—	—	—	—	
特 別 損 失	438	920	468	968	321	244	203	410	310	
固 定 資 産 処 分 損	54	243	353	750	155	106	132	273	138	
減 損 損 失	383	676	115	217	166	138	71	136	171	
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△21,948	△1,366	7,863	79,433	25,641	18,273	5,466	△10,002	△13,974	

(注) 単位未満切り捨て

(3) 貸付金額の推移

(単位 百万円)

貸付	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
		普通貸付	2,279,593	2,352,047	2,223,398	2,182,565	2,051,020	2,180,146	2,099,997	1,907,906
直接										
代理		1,517	1,423	1,162	928	656	497	323	323	244
計		2,281,109	2,353,470	2,224,561	2,183,492	2,051,676	2,180,642	2,100,320	1,908,229	1,892,925
生活衛生資金貸付		51,662	53,837	52,635	52,629	64,192	80,738	82,213	82,503	83,957
恩給担保貸付		15,661	13,609	10,966	10,715	8,943	7,764	6,440	6,725	1,511
記名国債担保貸付		4	1	0	21	3	11	7	3	1
教育資金貸付		157,733	153,030	166,340	181,226	174,283	171,416	174,905	170,997	168,000
合計		2,506,170	2,573,946	2,454,501	2,428,083	2,299,097	2,440,572	2,363,885	2,168,457	2,146,394

(4) 普通貸付大分類業種別貸付状況

(単位 百万円, %)

年度	区分	製造業		卸小売業		サービス業		その他		計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
23		294,710	12.9	644,316	28.2	478,839	21.0	863,243	37.8	2,281,109	100.0
24		295,753	12.6	644,775	27.4	510,510	21.7	902,432	38.3	2,353,470	100.0
25		243,709	11.0	574,764	25.8	484,774	21.8	921,314	41.4	2,224,561	100.0
26		223,117	10.2	540,769	24.8	462,414	21.2	957,192	43.8	2,183,492	100.0
27		223,202	10.9	515,330	25.1	463,045	22.6	850,098	41.4	2,051,676	100.0
28		225,653	10.3	537,627	24.7	498,881	22.9	918,482	42.1	2,180,642	100.0
29		211,234	10.1	519,114	24.7	493,233	23.5	876,739	41.7	2,100,320	100.0
30		186,953	9.8	460,192	24.1	454,147	23.8	806,937	42.3	1,908,229	100.0
元		188,706	10.0	450,291	23.8	453,661	24.0	800,266	42.3	1,892,925	100.0

(5) 原資の構成と推移

(単位 百万円)

貸付	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
		貸付額	2,506,170	2,573,946	2,454,501	2,428,083	2,299,097	2,440,572	2,363,885	2,168,457
調達額	借入金	1,560,000	1,814,000	1,821,000	1,838,000	1,673,000	1,687,700	1,684,000	1,559,200	1,872,000
	政府保証国内債	30,000	60,000	55,000	60,000	55,000	60,000	65,000	65,000	45,000
	財投機関債	160,000	170,000	140,000	150,000	140,000	120,000	140,000	140,000	140,000
	回収金等	756,170	529,946	438,501	380,083	431,097	572,872	474,885	404,257	89,394
計	2,506,170	2,573,946	2,454,501	2,428,083	2,299,097	2,440,572	2,363,885	2,168,457	2,146,394	

(注) 「借入金」は、財投借入金と一般会計借入金の合計である。

(6) 金 利 の

種 別	実施年 番号	23									24				25								
		普通貸付	1	(5.10)	(5.20)	(7.13)	(8.10)	(10.13)	(11.10)	(5.10)	(5.16)	(9.10)	(11.12)	(2.14)	(4.10)	(5.10)	(5.13)	(7.10)	(9.11)	(10.09)	(11.11)		
		2.15	2.25	2.15				2.05				1.95	1.85		1.95	2.05	1.95	1.90					
うち経営改善貸付	2	1.85	1.95	1.85				1.75				1.65	1.55		1.65	1.75	1.65	1.60					
恩給担保貸付	3	1.25	1.35	1.25				1.15				1.05	0.95		1.05	1.15	1.05	1.00					
(21/4～金利体系変更) 共済年金を担保		2.25	2.35	2.25	2.15			2.05				1.95			2.05	2.15	2.05						
記名国債担保貸付	4	1.25	1.35	1.25				1.15				1.05	0.95		1.05	1.15	1.05	1.00					
教育資金貸付	5	2.85			2.55	2.65	2.35	2.45				2.25			2.55			2.35					

(注) 1. () 内は月日。
2. 貸付期間5年以内の利率を示している。

推 移

(単位 %)

26	27	28	29	30	元	2	番号
(4.09) (10.10) (11.10) 1.75 1.65	(4.01) (5.11) (10.09) (11.10) 1.90 1.85	(4.13) (5.10) (10.13) (10.19) (11.10) 1.80 1.71	(4.12) (10.12) (11.10) 1.76	(4.11) (10.11) (11.12) 1.81 1.76	(4.1) (5.7) (10.1) (11.1) 1.91	(5.1) (10.1) (11.2) 1.86	1
1.45 1.35	1.25 1.15	1.30 1.25 1.16	1.11		1.21		2
0.65 0.55	0.50 0.45	0.40 0.31	0.36	0.41 0.36	0.51	0.46	3
1.95		1.90 1.81	1.76	1.71	1.66		
0.65 0.55	0.50 0.45	0.40 0.31	0.36	0.41 0.36	0.51	0.46	4
2.25	2.15 2.05	1.90 1.81	1.76	1.78	1.71 1.66	1.70 1.68	5

項 目	一 般 貸 付	恩給担保貸付	記名国債担保貸付	小規模事業者
				小規模事業者 経営改善資金
貸 付 対 象	事業を営むもの	<p>「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に定める恩給等の受給者であって、恩給担保貸付を現在利用していないもの</p> <p>ただし共済年金や厚生年金（共済組合が支給する厚生年金に限る。）を受けている場合、以下に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給中 ・恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給し、生活保護廃止後5年経過していない 	国債の記名者であって、事業資金を必要とするもの	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合5人以下）のもので、商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けたもの

付 条 件 (令和2年12月31日現在)

経営改善貸付	教 育 資 金 貸 付												
小規模事業者経営発達支援資金	教 育 資 金 一 般 貸 付	教育積立郵便貯金預金者貸付	年 金 教 育 資 金 貸 付										
<p>常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合5人以下）のもので、経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組むもの</p>	<p>学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育を受ける者又はその者の親族（以下「教育を受ける者等」という）であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1. 借入申込日の属する年の前年1年間の世帯の収入金額（事業を営む者にあつては、所得金額）が子供の人数に応じて次表の金額以内の者</p> <table border="1" data-bbox="289 465 827 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="289 465 463 523">教育を受ける者等の扶養する子等の数</th> <th data-bbox="463 465 827 523">収入金額（所得金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="289 523 463 562">0人又は1人</td> <td data-bbox="463 523 827 562">790万円（590万円）以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="289 562 463 600">2人</td> <td data-bbox="463 562 827 600">890万円（680万円）以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="289 600 463 639">3人</td> <td data-bbox="463 600 827 639">990万円（770万円）以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="289 639 463 687">4人以上</td> <td data-bbox="463 639 827 687">「3人」の金額に4人目以降、扶養する子等の数1人当たり100万円ずつ加算した金額以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 収入金額が990万円（事業を営む者にあつては、所得金額が770万円）以内であつて、次のいずれかの特例要件に該当する者</p> <p>ア 勤続年数（事業を営む者にあつては営業年数）が3年未満であること</p> <p>イ 借入申込日以降1年間の借入金返済額（利息の支払分を含む。）の借入申込日の属する年の前年1年間の教育を受ける者等の収入の金額（事業を営む者にあつては、所得金額）に対する割合が100分の30を超えていること</p> <p>ウ 居住年数が1年未満であること</p> <p>エ 教育を受ける者等又はその配偶者が、収入を得るために教育を受ける者等又はその配偶者のいずれかの住居を移転し、別居を常況とすること</p> <p>オ 教育を受ける者等又はその親族が介護保険法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者であつて、当該者の介護に関する費用を当該教育を受ける者等又はその配偶者が負担していること</p> <p>カ 教育を受ける者等が、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害であつて公庫が別に定めるものにより、次のいずれかの状況になっていること（東日本大震災においては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に定める特定被災区域のうち岩手県、宮城県又は福島県内に居住している者又は被災時に居住していた者に、平成28年熊本地震においては、熊本県の区域内に居住している者又は被災時に居住していた者に限る。）</p> <p>(ア) 住居が、全壊、流失、半壊、床上浸水 その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けていること</p> <p>(イ) 居住地又は被災時の居住地が次のいずれかの対象地域となっていること</p> <p>a 災害対策基本法に規定する避難のための立退き勧告又は立退き指示</p> <p>b 災害対策基本法に規定する立入り制限、立入り禁止又は退去命令</p> <p>c 前a又はbに準ずるものとして公庫が別に定めるもの</p> <p>キ 公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付の取扱期間終了日までにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年1月29日以降の任意の1ヵ月間の世帯収入（事業を営む者にあつては売上高）又は世帯所得が、前年又は前々年の同期と比較して減少していること</p> <p>ク 教育を受ける者が、教育を受けるために住居を移転し、親族との別居を常況とすること</p> <p>ケ 教育を受ける者等が、外国の教育施設（株式会社日本政策金融公庫法施行令第5条第9号に規定する外国の教育施設をいう。）において行われる教育を受けるために必要な資金を利用すること</p>	教育を受ける者等の扶養する子等の数	収入金額（所得金額）	0人又は1人	790万円（590万円）以内	2人	890万円（680万円）以内	3人	990万円（770万円）以内	4人以上	「3人」の金額に4人目以降、扶養する子等の数1人当たり100万円ずつ加算した金額以内	<p>学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育を受ける者又はその者の親族で、教育積立郵便貯金の預金者で独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のあつせんを受けたもの</p>	<p>学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育を受ける者又はその者の親族で、厚生年金保険又は国民年金（第2号被保険者を除く）の加入期間が10年以上の被保険者で、独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受けたもの（所得制限は教育資金一般貸付に同じ）</p>
教育を受ける者等の扶養する子等の数	収入金額（所得金額）												
0人又は1人	790万円（590万円）以内												
2人	890万円（680万円）以内												
3人	990万円（770万円）以内												
4人以上	「3人」の金額に4人目以降、扶養する子等の数1人当たり100万円ずつ加算した金額以内												

項 目	一 般 貸 付	恩給担保貸付	記名国債担保貸付	小規模事業者	
				小規模事業者 経営改善資金	
貸 条 件	限度額	4,800万円以内（代理店扱 2,400万円以内）但し、特 定設備資金にあっては 7,200万円以内	恩給や災害補償年金を担保とする 場合は年額の3年分以内かつ1人 につき250万円以内 共済年金や厚生年金（共済組合が 支給する厚生年金に限る。）を担 保とする場合は年額の1.4年分 （注）以内かつ1人につき250万円 以内（ただし、生活資金は100万 円以内） （注）担保とする年金の年額によ る上限は、平成25年1月から 令和4年1月まで毎年0.2年分 ずつ段階的に引き下げを実施	特別給付金国庫債券 10万円以内 第4回 ♪ 20万円以内 第10回 ♪ 111.4万円以内 第13回 ♪ 3.9万円以内 第17回 ♪ 167.1万円以内 第21回 ♪ 79万円以内 第22回 ♪ 185.6万円以内 第24回 ♪ 79万円以内 第26回 ♪ 79万円以内 第27回 ♪ 185.6万円以内 第28回 ♪ 期限未到来賦札 金額の98～99% 以内 引揚者特別交付金国庫債券 期限未到来賦札 金額の97～99% 以内 かつ15万円以内 第10回特別弔慰金国庫債券 19.7万円以内	2,000万円以内
	付 期 間	運転 7年以内 設備 10年以内 （特定設備資金 20年以内）	4年以内	貸付日から担保に徴した国債の最終償還日 までの期間以内	運転 7年以内 設備 10年以内
	利 率	年利1.86%	恩給や災害補償年金を担保とする 場合年利0.46% 共済年金や厚生年金（共済組合が 支給する厚生年金に限る。）を担 保とする場合年利1.66%	年利0.46%	年利1.21%
	償 還 方 法	割賦または一時払 据置期間 運転 6カ月以内 （特に必要な場合1年以内） 設備 2年以内	原則として担保に供された恩給等 の支給金を弁済に充当	担保国債の償還金を弁済に充当	元金均等の月賦払 据置期間 運転資金 1年以内 設備資金 2年以内
	保 証 人	個人：不要 法人：一部の貸付は不要	不 要	不 要	不 要
	担 保	債権保全上必要と認められ る場合には担保を徴求する	恩給等の受給権	国 債	不 要
場 取 所 扱	支店、代理店	支店、代理店	支店（但し、申込は市区町村または福祉事 務所、地方事務所）	商工会議所又は商工 会、支店	

(注) 利率については、貸付期間5年以内の利率を示している。

付 条 件 (令和2年12月31日現在) (続)

経営改善貸付	教 育 資 金 貸 付		
小規模事業者経営発達支援資金	教 育 資 金 一 般 貸 付	教育積立郵便貯金預金者貸付	年 金 教 育 資 金 貸 付
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	<p>1 学生・生徒当たり350万円以内 ただし、次のいずれかの特例要件に該当する場合の限度額は、100万円を加えた額とする。</p> <p>ア 教育を受ける者が、教育を受けるために住居を移転し、親族と別居を常況としている場合</p> <p>イ 学校教育法による大学(就業期間が5年以上の過程。夜間授業を行う学部を除く。)において行われる教育を受けるために必要な資金を利用する場合</p> <p>ウ 学校教育法による大学院において行われる教育を受けるために必要な資金を利用する場合</p> <p>エ 外国の教育施設において行われる教育を外国において受けるために必要な場合</p>	教育積立郵便貯金の現在高とする。ただし、1学生・生徒当たり200万円以内	厚生年金保険の被保険者については1学生・生徒当たり100万円、国民年金の被保険者については1学生・生徒当たり50万円とする。ただし同一学生・生徒当たり100万円以内
運転 8年以内 設備 20年以内	<p>15年以内 (交通遺児家庭、母子家庭父子家庭、特定被災者(注1)、年取200万円以下世帯、教育を受ける者等の扶養する子等の数が3人以上の者であって年取500万円以下世帯又は新型コロナ減収世帯(注2)については18年以内) (注1) 貸付対象2. カの状況になっているものをいう (注2) 貸付対象2. キの状況になっているものをいう</p>	<p>10年以内 (交通遺児家庭、母子家庭父子家庭、特定被災者(注)、年取200万円以下世帯又は教育を受ける者等の扶養する子等の数が3人以上の者であって年取500万円以下世帯については11年以内) (注) 貸付対象2. カの状況になっているものをいう</p>	<p>10年以内 (交通遺児家庭、母子家庭父子家庭、特定被災者(注)、年取200万円以下世帯又は教育を受ける者等の扶養する子等の数が3人以上の者であって年取500万円以下世帯については11年以内) (注) 貸付対象2. カの状況になっているものをいう</p>
年利1.46%	<p>年利1.68% (母子家庭父子家庭、特定被災者(注)、年取200万円以下世帯又は教育を受ける者等の扶養する子等の数が3人以上の者であって年取500万円以下世帯については年利1.28%) (注) 貸付対象2. カの状況になっているものをいう (一部の災害に限る)</p>	同 左	同 左
割賦または一時払据置期間 2年以内 (従業員数5人以下の場合は、3年以内)	元利均等割賦返済(なお、ボーナス時の増額返済も可能) 据置期間は在学期間以内(貸付期間に含まれる。)	同 左	同 左
個人：不要 法人：一部の貸付は不要	(公財)教育資金融資保証基金又は進学者・在学者の4親等以内の親族(進学者・在学者の配偶者を除く)	同 左	同 左
債権保全上必要と認められる場合には担保を徴求する	-	同 左	同 左
支店	支店、代理店	ゆうちょ銀行または郵便局(簡易郵便局を除く) (機構による申込あっせん業務は、平成28年9月30日をもって終了)	独立行政法人福祉医療機構(機構による申込あっせん業務は、平成29年3月31日をもって終了)

2-ii. 農 林 水 産 業

(1) 連続貸借対照表

(単位 百万円)

科 目		年 度									元
		23	24	25	26	27	28	29	30		
資 産 の 部	現金預け金	35,058	30,556	49,077	53,041	56,141	52,353	44,158	59,598	59,726	
	現金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	預け金	35,056	30,554	49,075	53,039	56,139	52,352	44,157	59,597	59,725	
	買現先勘定	7,999	—	—	—	—	—	—	—	—	
	有価証券	2,030	2,030	2,030	2,062	2,179	2,350	2,891	3,154	3,217	
	株式	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	
	その他の証券	—	—	—	32	149	320	861	1,124	1,187	
	貸出金	2,544,475	2,531,463	2,524,111	2,562,758	2,583,352	2,648,011	2,791,326	3,003,836	3,102,871	
	証書貸付	2,544,475	2,531,463	2,524,111	2,562,758	2,583,352	2,648,011	2,791,326	3,003,836	3,102,871	
	その他の資産	17,457	15,701	14,169	12,946	11,903	10,251	9,713	8,879	9,361	
	前払費用	1,680	946	438	265	264	0	0	0	0	
	未収収益	14,029	12,946	12,026	11,272	10,509	9,586	8,895	8,312	7,678	
	代理店貸	1,031	1,025	721	529	367	385	557	285	1,397	
	その他の資産	716	783	982	879	761	279	260	281	284	
	有形固定資産	35,864	34,612	33,984	33,378	32,870	32,613	32,248	32,615	32,847	
	建物	2,279	9,292	8,598	8,051	7,544	7,096	7,084	7,165	7,425	
	土地	6,485	24,987	24,987	24,987	24,987	24,966	24,934	24,934	24,934	
	リース資産	209	156	257	197	205	132	88	222	240	
	建設仮勘定	26,802	—	—	—	1	284	28	203	169	
	その他の有形固定資産	87	176	140	141	131	133	112	90	77	
	無形固定資産	1,835	3,030	2,586	2,254	2,341	2,245	1,912	1,438	3,177	
	ソフトウェア	1,190	783	2,413	2,103	1,973	1,826	1,548	1,426	1,937	
	リース資産	8	15	68	50	35	22	8	2	1	
その他の無形固定資産	636	2,231	104	100	333	395	355	8	1,238		
支払承諾見返	840	1,151	1,565	2,426	2,742	2,859	2,910	3,072	2,887		
貸倒引当金	△18,020	△17,151	△18,463	△23,484	△21,022	△17,315	△14,009	△13,019	△14,785		
資産の部合計	2,627,541	2,601,392	2,609,060	2,645,382	2,670,507	2,733,370	2,871,151	3,099,576	3,199,304		
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借入金	2,008,635	1,963,887	1,977,960	2,015,005	2,010,661	2,074,137	2,183,396	2,385,673	2,487,046	
	社債	2,008,635	1,963,887	1,977,960	2,015,005	2,010,661	2,074,137	2,183,396	2,385,673	2,487,046	
	寄託金	199,935	199,949	183,960	190,964	210,969	204,973	229,975	259,978	259,981	
	その他の負債	37,015	36,498	31,490	30,562	30,318	29,578	28,726	27,905	27,032	
	未払費用	12,817	10,258	13,370	10,613	12,679	12,796	12,965	9,154	5,524	
	前受収益	7,495	7,425	7,010	6,476	5,988	5,325	4,805	4,348	3,976	
	リース債務	2	2	3	6	7	10	9	10	9	
	その他の負債	228	180	344	263	259	169	110	248	270	
	賞与引当金	5,090	2,648	6,011	3,865	6,424	7,291	8,039	4,547	1,267	
	役員賞与引当金	540	485	536	562	582	594	608	643	662	
	役員退職慰勞引当金	5	5	6	7	6	7	7	8	8	
	退職給付引当金	23,204	23,352	23,677	10,971	10,622	10,757	10,816	11,003	11,128	
	役員退職慰勞引当金	27	26	25	25	28	29	28	22	26	
	支払承諾	840	1,151	1,565	2,426	2,742	2,859	2,910	3,072	2,887	
	(負債の部合計)	2,283,022	2,235,614	2,232,593	2,261,138	2,278,611	2,335,734	2,469,434	2,697,462	2,794,298	
	資本金	341,863	363,122	373,811	381,588	389,239	394,980	399,061	399,471	402,363	
利益剰余金	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	2,642	2,642		
利益準備金	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	2,642		
その他利益剰余金	—	—	—	—	—	—	△0	△13	△0		
繰越利益剰余金	—	—	—	—	—	—	△0	△13	△0		
株主資本合計	344,518	365,777	376,466	384,243	391,895	397,636	401,717	402,114	405,005		
(純資産の部合計)	344,518	365,777	376,466	384,243	391,895	397,636	401,717	402,114	405,005		
負債及び純資産の部合計	2,627,541	2,601,392	2,609,060	2,645,382	2,670,507	2,733,370	2,871,151	3,099,576	3,199,304		

(注) 単位未満切り捨て

者 向 け 業 務

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
経 常 収 益	66,280	63,928	58,769	47,313	48,222	45,371	42,028	41,549	43,287	
資金運用収益	50,408	46,052	42,823	39,329	36,638	33,189	30,131	27,917	25,899	
貸出金利利息	50,378	46,033	42,809	39,312	36,623	33,189	30,131	27,916	25,898	
買現先利息	9	4	4	2	1	0	-	-	-	
預け金利利息	19	14	9	14	13	0	0	0	0	
その他の受入利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
役務取引等収益	10	13	18	27	34	40	39	41	40	
その他の役務収益	10	13	18	27	34	40	39	41	40	
政府補給金収入	13,755	15,256	12,837	6,326	9,955	9,150	8,231	11,494	16,002	
一般会計より受入	13,755	15,242	12,813	6,300	9,927	9,123	8,208	11,474	15,986	
特別会計より受入	-	13	23	26	28	26	22	19	16	
その他経常収益	2,105	2,606	3,090	1,629	1,593	2,991	3,625	2,096	1,344	
貸倒引当金戻入益	-	-	-	-	-	1,523	2,387	-	-	
償却債権取立益	1,770	2,106	2,468	1,239	1,110	726	846	1,684	427	
その他の経常収益	335	499	621	390	483	741	392	411	917	
経 常 費 用	66,194	63,882	58,198	57,064	48,221	45,343	41,994	41,485	43,239	
資金調達費用	42,591	39,091	33,437	31,910	29,792	26,947	24,151	22,328	20,234	
コールマネー利息	0	1	1	3	3	△0	△2	△0	-	
借用金利利息	35,826	32,208	29,671	28,475	26,520	23,906	21,414	19,567	17,445	
社債利息	3,673	3,908	3,764	3,432	3,268	3,042	2,739	2,761	2,789	
その他の支払利息	3,090	2,973	-	-	-	-	-	-	-	
役務取引等費用	5,036	4,431	3,964	3,430	3,061	2,888	2,566	2,417	2,488	
その他の役務費用	5,036	4,431	3,964	3,430	3,061	2,888	2,566	2,417	2,488	
その他業務費用	111	85	39	44	44	38	86	128	73	
社債発行費償却	111	85	39	44	44	38	86	128	73	
営業経費	15,896	15,293	15,066	15,079	14,598	15,236	15,053	15,228	15,498	
その他経常費用	2,559	4,980	5,691	6,598	724	233	136	1,382	4,944	
貸倒引当金繰入額	2,361	4,843	5,349	6,272	593	-	-	1,193	4,640	
貸出金償却	197	123	215	117	87	121	58	89	98	
その他の経常費用	-	13	127	208	43	111	78	99	205	
経常利益又は経常損失(△)	85	46	570	△9,750	1	28	34	63	48	
特 別 利 益	7	-	-	9,763	-	-	5	-	0	
固定資産処分益	7	-	-	-	-	-	5	-	0	
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	9,763	-	-	-	-	-	
特 別 損 失	93	46	570	13	1	28	39	77	48	
固定資産処分損	32	46	543	12	0	7	39	77	48	
減損損失	60	0	27	0	0	20	-	-	-	
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	-	-	-	△0	△13	△0	

(注) 単位未満切り捨て

(3) 貸付額の推移

(単位 百万円)

区 分		年 度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
経営構造改善	農業経営基盤強化	98,369	109,717	151,396	188,220	209,220	247,981	328,603	331,089	295,650
	青年等就農	-	-	-	2,718	8,812	9,082	12,621	12,966	13,259
	経営体育成強化	5,043	7,569	2,749	2,157	2,181	5,066	6,595	3,839	5,415
	林業構造改善事業推進	-	-	-	-	-	-	-	-	50
	林業経営育成	464	202	92	84	57	332	50	168	77
	漁業経営改善支援	6,828	10,626	8,455	12,252	14,541	18,243	11,037	19,647	15,964
	中山間地域活性化	7,344	11,709	12,722	14,431	16,719	13,626	19,933	26,110	16,104
	振興山村・過疎地域経営改善	500	120	-	18	-	-	678	-	137
農業改良	25,240	23,325	1,543	1,271	1,556	726	632	970	313	
基盤整備	農業基盤整備	6,841	7,812	7,150	6,002	7,100	13,874	18,121	17,205	18,779
	担い手育成農地集積	6,554	7,830	7,301	6,006	5,899	10,369	8,518	11,394	11,748
	林業基盤整備	8,746	8,570	12,129	10,938	7,128	6,275	6,359	7,505	7,004
	森林整備活性化	299	293	307	307	277	256	276	312	374
漁業基盤整備	230	200	250	140	133	389	167	1,367	180	
一般施設	農林漁業施設	43,230	45,320	35,110	52,914	35,134	47,897	62,196	48,798	30,917
	畜産経営環境調和推進	17	-	109	-	35	715	400	50	195
	特定農産加工	15,601	18,637	24,139	13,819	20,170	30,439	37,539	21,851	15,260
	食品産品品質管理高度化促進	2,270	2,630	810	1,371	1,431	6,421	4,977	4,225	3,127
	漁船	2,738	3,530	1,856	863	4,227	1,380	57	-	-
	水産加工	4,297	8,151	5,133	8,447	8,039	6,863	6,940	6,776	5,741
	食品流通改善	18,240	15,993	19,265	19,779	22,915	24,519	19,894	30,394	17,323
	食品安定供給施設整備	1,013	553	120	200	200	-	-	160	70
	新規用途事業等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳業施設	70	2,570	100	1,500	100	100	100	200	-
	農業競争力強化支援	-	-	-	-	140	-	-	-	-
経営安定	漁業経営安定	-	903	-	-	107	-	-	-	430
	農林漁業セーフティネット	52,835	29,306	37,506	19,285	8,827	14,025	4,591	8,404	18,726
災害		2,795	3,193	3,629	4,254	1,088	794	1,028	763	1,713
合 計		309,565	318,761	331,870	366,976	376,035	459,375	551,500	558,344	483,955

(注) 単位未満四捨五入につき、内訳と合計が一致しないところがある。

(4) 原資の構成と推移

(単位 百万円)

区 分		年 度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
出資金	一般会計	16,463	14,407	3,198	2,265	2,930	2,261	601	410	2,892
	東日本大震災復興特別会計	-	6,852	7,491	5,512	4,722	3,480	3,480	-	-
	計	16,463	21,259	10,689	7,777	7,652	5,741	4,081	410	2,892
財政融資資金	計	202,800	180,000	180,000	209,000	179,000	274,000	352,500	441,800	355,500
	計	202,800	180,000	180,000	209,000	179,000	274,000	352,500	441,800	355,500
	財投機関債	25,000	25,000	10,000	20,000	20,000	20,000	45,000	50,000	20,000
計	25,000	25,000	10,000	20,000	20,000	20,000	45,000	50,000	20,000	
自己資金等		64,823	87,323	145,131	128,129	159,800	142,800	96,422	101,928	132,128
合 計		309,086	313,582	345,820	364,906	366,452	442,541	498,003	594,138	510,520

(注) 単位未満四捨五入につき、内訳と合計が一致しないところがある。

(5) 農林水産事業資金の貸付条件一覧表 (令和2年12月31日現在)

資金の種類	利率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)			摘要				
				融資額(万円)		融資率 (%)					
				個人	法人						
農業経営基盤強化資金	0.16~0.20	25	10	30,000 特認 60,000	100,000 特認 300,000	-	認定農業者の農業経営の改善を図るのに必要な資金				
青年等就農資金	無利子	17	5	3,700 特認 10,000		-	認定新規就農者が新たに農業経営を開始するのに必要な資金				
農業改良資金	無利子	12	3~5	5,000	15,000	-	農業者等の新たな取組みを通じた農業経営の改善を図るのに必要な資金				
農業 経営 成 強 化 資 金	前向き投資 再建整備 償還円滑化	0.20	25	3~10	15,000	50,000	-	前向き投資資金：農地、農機具の取得等に必要な資金 再建整備資金：制度資金を除外 営農負債の借り換えに必要な資金 償還円滑化資金：制度資金等の円滑な支払に必要な資金			
					-	-	80				
					1,000 ~2,500	4,000	-				
農林漁業セーフティ ネット資金	0.16	10	3	一般 特認	600 年間経営費等の6/12	-	農林漁業経営の維持安定を図るのに必要な長期運転資金				
農 村 振 興 山 村 ・ 過 疎 地 域 経 営 改 善 資 金	補助	0.35, 1.35	25	8	-	-	80	山村振興法又は過疎地域自立促進特別措置法に基づく農林漁業の経営改善及び振興に必要な施設の取得等に必要な資金			
	非補助	0.20			1,300 ~2,600	5,200 ~50,000					
農 業 基 盤 整 備 資 金	補助	0.20, 0.35	25	3~10	-	-	-	農地又は牧野の改良、造成、預託のための家畜の取得等に 必要な資金			
	非補助	0.20									
	災害復旧	0.16~0.20									
係 担 い 手 育 成 農 地 集 積 資 金	無利子	25	10	①貸付対象事業費の10% ②地元負担額の5/6 のいずれか低い額		-	農業基盤整備資金の貸付けと併せて農家負担金の軽減を図るための資金				
農 漁 施 資 金	共同利用施設 主務大臣指定 施設	0.20, 0.95	15~30	3~5	-	-	80	農業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧等に 必要な資金			
		0.16~0.20									
		0.20, 0.35, 0.40, 2.65, 4.90							10~25	2~10	3,500・-
災害復旧	0.16~0.20	1施設あたり300~600									
畜 産 経 営 環 境 調 和 推 進 資 金	補助	0.20	15~20	3	-	-	80	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく処理高度化施設整備計画又は共同利用整備計画による事業の実施に必要な資金			
	非補助	0.20							3,500 ~12,000	7,000 ~40,000	80 ~90
	共同利用	0.20							20	-	-
林 業 構 造 改 善 事 業 推 進 資 金	補助	0.35, 1.35	20	3	-	-	80	次世代林業基盤づくり交付金実施要綱に定める事業計画等に基づく素材、特用林産物の生産施設、林産物処理加工施設、造林機械、森林レクリエーション施設等の取得に必要な資金			
	非補助	0.20							1,300 ~30,000	2,600 ~30,000	
林 業 経 営 育 成 資 金	森林取得・育林	0.16~0.20	20 ~35	20~25	-	1,000 ~7,000	3,000 ~25,000	80 ~100	人工林等の取得、分取林特別措置法に規定する分取林契約による立木の取得、森林の保育等の育林に必要な資金		
	生産方式合理化	0.35	10	2	-	-	-	80			
係 林 業 基 盤 整 備 資 金	造林	補助	0.20, 0.35	30 ~50	20 ~35 (樹苗5)	-	-	-	造林に必要な資金		
		復旧造林	0.16~0.20								
		非補助	0.16~0.20							30~55 (樹苗15)	
		災害復旧	0.16~0.20								
	林道	補助	0.20, 0.35	20 ~25	3 ~7	-	-	80 100	林道の改良、造成等に 必要な資金		
非補助	0.20										
災害復旧	0.16~0.20										

(5) 農 林 水 産 事 業 資 金 の

資金の種類		利率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)			摘要		
					融資額(万円)		融資率 (%)			
					個人	法人				
林	利用間伐推進	0.20	20	-	-	-	90 100	1 利用間伐に必要な資金 2 償還円滑化のための資金		
	伐採調整	0.20	30	-	400	-	-	伐採制限を受けた利用伐期齢以上の保安林の維持に必要な資金		
業	森林整備活性化	無利子	20~30	20	負担額の2/7(特認1/2, 3/5)		-	造林資金・利用間伐推進の1に同じ		
関 係	農林漁業施設資金	共同利用施設	0.20, 0.95	20	3	-	-	80	林業者の共同利用に供する施設の改良, 造成等に必要な資金	
		災害復旧	0.16~0.20							
	主務大臣指定施設	0.20, 0.35, 0.40, 2.65, 4.90	15	3	300~30,000 -		80 ~100	林業者による素材・特用林産物の生産施設, 林産物処理加工施設, 造林機械, 森林レクリエーション施設, 複合経営施設等の導入資金		
	災害復旧	0.16~0.20				1施設あたり300~600				
漁	漁業経営改善支援資金	経営改善	0.20, 0.35	15	3	漁船3,000~270,000 漁具1,000~20,000		80 ~100	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁船, 漁具, 漁船用機器等の導入資金及び減船等を実施するために必要な資金	
		整備	とも補償	0.20	10~15	3~5	-	-		80
			資源回復	0.20	15	5	1漁業者1年あたり1,500 又は1計画あたり70,000			-
	漁業基盤整備資金	補助	0.20, 0.35						漁港に係る防波堤, 岸壁等基本施設, 補給通信等機能施設, その他漁港の整備に必要な資金又は漁場, 水産種苗生産施設の改良・造成等に必要な資金	
	非補助	0.20	20	3	-	-	80 100			
	災害復旧	0.16~0.20								
関 係	農林漁業施設資金	共同利用施設	0.20, 0.95	20	3	-	-	80	漁業者の共同利用に供する施設の改良, 造成等に必要な資金	
		災害復旧	0.16~0.20							
	主務大臣指定施設	0.20, 0.35, 0.40, 2.65, 4.90	15	3	2,000~60,000		80 ~100	漁業者による漁具, 養殖施設, 水産物処理加工施設等の取得等に必要な資金		
	災害復旧	0.16~0.20				1施設あたり300~600 漁船 1,000				
業	漁業経営安定資金	再建整備	0.20	15~20	3	750 ~3,500	1,500 ~4,500	-	公庫等が融通する資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払いに必要な資金	
		償還円滑化	0.20			3,000 ~10,000				
加 工 流 通 関 係	中山間地域活性化資金	加工流通施設	0.17~0.49	15	3	-	-	80	中山間地域内で生産される農林畜水産物等の付加価値の向上と販路の拡大に資する加工販売施設の取得等に必要な資金	
		保健機能増進施設	0.17~0.49	15	3	-	-	80	中山間地域内において, 農地, 森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金	
		生産環境施設	0.20	25	8	-	-	80	中山間地域内における農業生産環境施設, 林業生産環境施設又は漁業生産環境施設の取得等に必要な資金	
	特定農産加工資金	0.17~0.39	15	3	-	-	80	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいて行う新商品・新技術の開発・利用, 事業転換, 生産の共同化等に必要な資金		

貸付条件一覧表(続)(令和2年12月31日現在)

資金の種類		利率 (据置期間を含む) (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (融資額か融資率のいずれか低い額以内)			摘要	
					融資額(万円)		融資率 (%)		
					個人	法人			
食品産業品質管理高度化促進資金		0.17~0.39	15	3	200,000・-		80	HACCP支援法に基づくHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な資金	
水産加工資金		0.17~0.39	15	3	-		80	水産加工業法に基づく水産加工業者による指定魚種の食用及び非食用水産加工に必要な水産加工施設の取得等に必要な資金	
加工 流通 改善 資金 関係	卸売市場近代化施設	卸売市場	0.67~0.95	25	5	-		80	卸売市場整備計画等に基づく卸売市場建物、倉庫、冷蔵庫、運搬機械、処理加工施設等の市場施設又は卸売業者・仲卸業者施設の取得等に必要な資金
		卸売業者	0.67~0.74	15	3	13,000~108,000・-		70	
		仲卸業者				3,900~78,000・-			
	食品等流通改善施設	食品等生産販売提携型施設	0.16~0.24	15	3	-		80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業(食品等生産販売提携型)の実施に必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設又は販売施設の取得等に必要な資金
		食品等生産製造提携型施設	0.16~0.24	15	3	-		80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業(食品等生産製造提携型)の実施に必要な農林水産物生産施設、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連事業を行う法人への共同出資、農林漁業者等が行う食品製造加工業の事業資産の取得等に必要な資金
		卸売市場機能高度化型施設	0.16~0.24	15	3	-		80	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づいて行う食品等流通合理化事業(卸売市場機能高度化型)に必要な品質管理保全施設、情報処理施設の取得、営業の譲受け、出資等に必要な資金
食品安定供給施設整備資金		0.17~1.00	15	3	-		40~80	動植物性残さを原材料として利用する加工等、食品の流通機能の高度化等、食品の製造等の新規事業等、新用途米穀の製造等に必要な資金	
新規用途事業等資金		0.67~0.74	15	3	-		80	特定農林畜水産物について行う事業で、新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用に必要な資金	
塩業資金		0.66~0.85	20	3	-		40 80	製塩施設の取得等に必要な資金	
農業競争力強化支援資金		0.17~0.35	20	3	-		80	農業競争力強化支援法に基づいて行う事業再編の実施に必要な施設の取得等、他の事業者の株式若しくは持分の取得、他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資に必要な資金	

[参考] 1. 財投金利 0.20%
2. 長期プライムレート 1.00%

2-iii. 中 小 企 業 者

(1) 連 続 貸 借

① 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

(単位 百万円)

科 目		年 度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資 産 の 部	現 金 預 け	51,337	64,555	65,924	43,566	83,198	34,294	69,300	63,965	162,934
	現 金	2	2	2	2	3	3	3	4	4
	預 け	51,334	64,553	65,921	43,563	83,194	34,291	69,296	63,961	162,929
	有 価 証 券	1,732	515	105	54	46	47	507	36	36
	社 債	219	150	105	54	46	40	35	28	28
	株 式	-	-	0	0	0	7	7	7	7
	そ の 他 の 証 券	1,512	365	-	-	-	-	464	-	-
	貸 出 金	6,284,823	6,282,844	6,202,711	6,017,230	5,744,706	5,537,557	5,379,817	5,211,457	5,083,789
	証 書 貸 付	6,284,823	6,282,844	6,202,711	6,017,230	5,744,706	5,537,557	5,379,817	5,211,457	5,083,789
	そ の 他 資 産	8,987	7,262	6,605	6,385	5,485	4,402	4,307	4,414	3,755
	前 払 費 用	1,995	1,060	431	252	255	3	3	3	3
	未 収 取 益	4,891	4,454	3,977	3,796	3,474	3,270	3,139	3,083	2,955
	金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	4	-	-
	そ の 他 の 資 産	2,100	1,748	2,195	2,336	1,755	1,128	1,161	1,327	796
	有 形 固 定 資 産	51,640	50,104	49,055	48,442	47,936	47,921	47,290	47,296	47,378
	建 物	4,578	13,448	12,705	11,893	11,389	11,591	10,967	10,845	11,003
	土 地	12,459	35,821	35,821	35,821	35,727	35,727	35,721	35,712	35,701
	一 一 ス 資 産	590	440	230	291	330	225	168	277	432
	建 設 仮 勘 定	33,843	53	0	87	102	1	99	178	32
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	168	340	296	348	386	376	334	281	207
	無 形 固 定 資 産	2,996	3,936	4,516	3,785	3,854	3,718	3,224	2,755	2,879
	ソ フ ト ウ ェ ア	1,498	929	1,534	3,332	3,023	2,863	2,444	2,565	2,665
	一 一 ス 資 産	1,254	646	154	173	119	72	26	14	41
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	243	2,359	2,828	280	711	782	754	175	172	
支 払 承 諾 見 返 金	185	1,212	2,176	4,114	6,034	8,426	12,009	15,617	19,619	
貸 倒 引 当 金	△236,239	△278,517	△308,468	△274,700	△275,686	△269,668	△265,374	△277,726	△302,295	
資 産 の 部 合 計	6,165,463	6,131,914	6,022,626	5,848,878	5,615,576	5,366,701	5,251,084	5,067,818	5,018,097	
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 用 金	3,944,508	3,981,130	3,962,294	3,775,950	3,635,501	3,458,081	3,337,017	3,140,709	3,109,411
	借 入 金	3,944,508	3,981,130	3,962,294	3,775,950	3,635,501	3,458,081	3,337,017	3,140,709	3,109,411
	社 債	1,555,229	1,329,436	1,129,593	994,707	845,800	662,000	595,279	555,890	470,077
	そ の 他 負 債	13,509	10,310	7,253	6,244	5,652	4,673	3,975	4,029	3,178
	未 払 費 用	9,148	7,757	5,834	4,665	3,971	3,103	2,280	1,583	1,027
	前 受 取 益	1	8	21	29	36	41	76	73	88
	金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	0	1	-	3	57
	一 一 ス 債 務	1,935	1,141	404	497	486	324	222	322	529
	そ の 他 の 負 債	2,423	1,402	993	1,052	1,157	1,201	1,396	2,045	1,476
	賞 与 引 当 金	962	841	952	1,032	1,080	1,092	1,125	1,180	1,202
	役 員 賞 与 引 当 金	4	4	5	5	5	6	6	6	6
	退 職 給 付 引 当 金	40,778	41,183	41,755	19,673	19,733	19,992	20,182	20,160	20,268
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	17	24	8	13	14	11	9	10	13
	支 払 承 諾 (負 債 の 部 合 計)	185	1,212	2,176	4,114	6,034	8,426	12,009	15,617	19,619
	資 本 金	5,555,195	5,364,144	5,144,039	4,801,741	4,513,824	4,154,284	3,969,605	3,737,605	3,623,778
	利 益 剰 余 金	1,039,985	1,222,585	1,347,985	1,439,285	1,469,185	1,549,285	1,594,085	1,635,785	1,703,937
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△429,717	△454,815	△469,398	△392,148	△367,432	△336,867	△313,070	△305,572	△309,618
	繰 越 利 益 剰 余 金	△429,717	△454,815	△469,398	△392,148	△367,432	△336,867	△313,070	△305,572	△309,618
	株 主 資 本 合 計	610,267	767,769	878,586	1,047,136	1,101,752	1,212,417	1,281,014	1,330,212	1,394,318
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-	-	-	-	-	-	464	-	-
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	-	-	-	-	-	-	464	-	-
	純 資 産 の 部 合 計	610,267	767,769	878,586	1,047,136	1,101,752	1,212,417	1,281,479	1,330,212	1,394,318
	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,165,463	6,131,914	6,022,626	5,848,878	5,615,576	5,366,701	5,251,084	5,067,818	5,018,097

(注) 単位未満切り捨て

向 け 業 務

対 照 表

② 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

(単位 百万円)

科 目		年 度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資 産 の 部	現 金 預 け 金	1,291	2,779	3,457	3,777	3,478	4,613	8,389	9,842	16,381
	現 金	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	預 け 金	1,291	2,779	3,457	3,777	3,478	4,613	8,389	9,842	16,381
	買 現 先 勘 定	239	-	-	-	-	-	-	-	-
	有 価 証 券	22,262	21,391	21,047	21,026	25,343	33,330	36,342	39,336	38,677
	国 債	21,091	21,069	21,047	21,026	21,004	21,199	21,193	21,186	21,180
	社 債	538	315	-	-	4,339	12,130	15,149	18,150	17,497
	そ の 他 の 証 券	632	7	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 資 産	25	16	10	36	33	43	59	99	115
	前 払 費 用	-	-	-	-	-	31	50	70	90
	未 収 収 益	12	10	10	10	10	6	6	8	8
	そ の 他 の 資 産	12	5	0	25	22	5	2	21	16
	前 払 年 金 費 用	-	-	-	6	5	6	6	5	2
	支 払 承 諾 見 返	1,725	763	-	-	11,809	33,154	49,667	67,796	78,460
	貸 倒 引 当 金	△39	△21	-	-	△5	△99	△83	△73	△30
資 産 の 部 合 計	25,505	24,930	24,516	24,846	40,664	71,049	94,382	117,007	133,606	
負 債 及 び 純 資 産 の 部	社 債	-	-	-	-	4,000	13,000	19,800	24,200	30,000
	そ の 他 負 債	30	0	0	16	9	59	72	115	118
	未 払 費 用	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	前 受 収 益	-	-	-	-	-	36	62	89	117
	そ の 他 の 負 債	29	0	0	16	8	22	8	24	0
	賞 与 引 当 金	0	0	0	1	2	2	2	2	2
	役 員 賞 与 引 当 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 引 当 金	9	16	18	21	40	31	30	31	46
	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 払 承 諾	1,725	763	-	-	11,809	33,154	49,667	67,796	78,460
	(負 債 の 部 合 計)	1,766	780	19	40	15,860	46,248	69,573	92,145	108,629
	資 本 金	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476	24,476
	利 益 剰 余 金	△737	△326	20	330	327	324	333	386	501
	利 益 準 備 金	-	-	-	10	170	249	286	310	348
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△737	△326	20	320	157	75	46	76	153
繰 越 利 益 剰 余 金	△737	△326	20	320	157	75	46	76	153	
株 主 資 本 合 計	23,738	24,149	24,496	24,806	24,803	24,800	24,809	24,862	24,977	
(純 資 産 の 部 合 計)	23,738	24,149	24,496	24,806	24,803	24,800	24,809	24,862	24,977	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	25,505	24,930	24,516	24,846	40,664	71,049	94,382	117,007	133,606	

(注) 単位未満切り捨て

(2) 連 続 損 益

① 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

(単位 百万円)

科 目	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
経 常 収 益	123,380	118,992	114,051	116,011	104,150	96,081	89,762	84,376	80,812	
資 金 運 用 収 益	107,497	103,363	97,724	93,471	87,336	78,941	72,739	67,965	64,923	
貸 出 金 利 息	107,463	103,092	97,606	93,457	87,332	78,939	72,737	67,963	64,921	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	20	258	104	1	1	0	0	0	0	
買 現 先 利 息	1	5	5	1	0	—	—	—	—	
預 け 金 利 息	11	6	6	11	2	1	1	1	1	
そ の 他 の 受 入 利 息	—	—	0	0	0	0	0	0	0	
役 務 取 引 等 収 益	31	10	13	22	34	47	72	107	131	
そ の 他 の 役 務 収 益	31	10	13	22	34	47	72	107	131	
そ の 他 業 務 収 益	—	—	—	—	—	—	4	—	—	
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—	—	—	—	—	4	—	—	
政 府 補 給 金 収 入	14,703	13,803	14,343	13,733	14,655	14,871	15,039	14,179	14,391	
一 般 会 計 よ り 受 入	14,694	13,797	14,338	13,729	14,651	14,869	15,037	14,178	14,390	
特 別 会 計 よ り 受 入	8	6	4	4	3	2	2	1	0	
そ の 他 経 常 収 益	1,148	1,814	1,969	8,784	2,123	2,220	1,906	2,123	1,365	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—	—	7,172	—	—	—	—	—	
償 却 債 権 取 立 益	152	166	315	200	175	153	54	254	79	
株 式 等 売 却 益	—	0	31	7	—	10	136	366	81	
そ の 他 の 経 常 収 益	996	1,646	1,623	1,403	1,948	2,056	1,716	1,502	1,204	
経 常 費 用	150,825	144,032	128,627	55,945	79,395	65,498	65,955	76,845	84,799	
資 金 調 達 費 用	44,939	38,756	32,204	26,577	21,152	16,210	11,796	8,412	5,666	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	90	113	65	41	58	△8	△6	△3	△3	
借 用 金 利 息	27,452	24,449	21,340	18,492	15,198	11,947	8,944	6,197	4,096	
社 債 利 息	17,395	14,193	10,798	8,042	5,894	4,270	2,858	2,218	1,572	
役 務 取 引 等 費 用	125	91	100	86	79	77	68	62	58	
そ の 他 の 役 務 費 用	125	91	100	86	79	77	68	62	58	
そ の 他 業 務 費 用	301	384	386	212	268	344	452	550	432	
外 国 為 替 売 買 損	—	—	—	—	18	94	203	339	340	
国 債 等 債 券 償 却	—	16	—	—	—	—	—	3	—	
社 債 発 行 費 償 却	292	367	386	212	249	248	249	206	91	
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—	—	—	0	1	—	—	—	
そ の 他 の 業 務 費 用	8	1	—	—	—	—	—	—	—	
営 業 経 費	26,543	25,921	26,342	26,195	25,957	26,817	26,652	27,124	27,303	
そ の 他 経 常 費 用	78,915	78,878	69,593	2,873	31,937	22,049	26,986	40,695	51,339	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	72,235	74,683	65,119	—	27,430	18,233	23,780	36,968	48,762	
貸 出 金 償 却	5,941	3,116	3,478	2,313	2,549	1,890	1,762	2,733	1,529	
株 式 等 償 却	178	37	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他 の 経 常 費 用	559	1,041	995	559	1,957	1,924	1,442	992	1,048	
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△27,444	△25,040	△14,576	60,066	24,755	30,582	23,807	7,531	△3,986	
特 別 利 益	0	0	—	17,596	2	0	0	0	6	
固 定 資 産 処 分 益	0	0	—	0	2	0	0	0	6	
厚 生 年 金 基 金 代 行 返 上 益	—	—	—	17,596	—	—	—	—	—	
特 別 損 失	52	58	6	413	42	17	9	34	64	
固 定 資 産 処 分 損	44	58	6	413	16	17	8	22	64	
減 損 損 失	8	0	—	—	25	—	0	12	—	
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△27,497	△25,098	△14,582	77,249	24,715	30,564	23,797	7,497	△4,045	

(注) 単位未満切り捨て

計 算 書

② 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

(単位 百万円)

科 目	年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
経 常 収 益		591	471	385	355	354	406	380	486	682
資 金 運 用 収 益		347	406	346	337	337	341	173	201	225
有価証券利息配当金		345	404	344	335	335	341	173	201	225
買 現 先 利 息		0	0	—	—	—	—	—	—	—
預 け 金 利 息		1	1	2	2	2	0	0	0	0
役 務 取 引 等 収 益		25	12	4	—	12	46	165	273	385
そ の 他 の 役 務 収 益		25	12	4	—	12	46	165	273	385
そ の 他 経 常 収 益		218	52	35	17	4	18	41	11	71
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		193	18	21	—	—	—	16	9	42
そ の 他 の 経 常 収 益		25	34	13	17	4	18	24	1	29
経 常 費 用		87	60	38	42	197	330	334	410	529
資 金 調 達 費 用		—	—	—	—	0	1	2	4	3
コ ー ル マ ネ ー 利 息		—	—	—	—	—	△0	—	—	—
社 債 利 息		—	—	—	—	0	1	2	4	3
役 務 取 引 等 費 用		24	12	6	0	101	123	227	306	404
そ の 他 の 役 務 費 用		24	12	6	0	101	123	227	306	404
そ の 他 業 務 費 用		6	2	0	0	8	19	14	18	13
社 債 発 行 費 償 却		0	—	0	0	8	19	14	18	13
そ の 他 の 業 務 費 用		6	2	—	—	—	—	—	—	—
営 業 経 費		43	42	32	41	82	92	90	81	82
そ の 他 経 常 費 用		12	2	—	—	5	94	0	0	25
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		—	—	—	—	5	94	—	—	—
株 式 等 償 却		12	2	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用		—	—	—	—	—	0	0	0	25
経 常 利 益		503	411	346	313	157	75	46	76	153
特 別 利 益		—	—	—	6	—	—	—	—	—
厚 生 年 金 基 金 代 行 返 上 益		—	—	—	6	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益		503	411	346	320	157	75	46	76	153

(注) 単位未満切り捨て

① 貸付額の推移(実行ベース)

(単位 百万円)

区分	年度		23		24		25		26		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
公庫貸付	33,053	2,045,271	33,147	2,096,304	28,981	1,928,493	26,717	1,777,042			
方式	直接貸付	33,046	2,044,988	33,136	2,095,761	28,971	1,927,980	26,703	1,776,409		
	代理貸付	7	283	11	543	10	513	14	633		
使途	設備資金	6,394	381,962	9,062	539,529	7,311	465,169	7,415	496,462		
	運転資金	26,659	1,663,308	24,085	1,556,775	21,670	1,463,324	19,302	1,280,581		
投資育成会社貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
設備貸与機関貸付	15	1,772	16	1,066	13	472	13	713			
計	33,068	2,047,043	33,163	2,097,370	28,994	1,928,965	26,730	1,777,755			

区分	年度		27		28		29		30		元		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
公庫貸付	24,777	1,672,017	23,445	1,559,422	22,491	1,485,056	20,093	1,233,137	19,521	1,147,409			
方式	直接貸付	24,773	1,671,840	23,445	1,559,422	22,491	1,485,056	20,091	1,233,127	19,521	1,147,409		
	代理貸付	4	177	0	0	0	0	2	11	0	0		
使途	設備資金	5,640	377,167	6,756	467,648	6,553	437,589	7,834	519,151	7,993	499,730		
	運転資金	19,137	1,294,851	16,689	1,091,775	15,938	1,047,466	12,259	713,986	11,528	647,679		
投資育成会社貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
設備貸与機関貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	24,777	1,672,017	23,445	1,559,422	22,491	1,485,056	20,093	1,233,137	19,521	1,147,409			

業 務

② 業種別貸付額の推移(実行ベース)

(単位 百万円)

業種名	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
製 造 業	1,034,516	1,024,607	901,559	813,277	806,641	768,096	715,171	586,081	509,234	
鋳業, 採石業, 砂利採取業	2,467	4,048	3,582	4,204	2,831	3,548	2,889	2,439	2,416	
建 設 業	113,802	116,113	96,001	93,008	85,246	81,709	80,656	70,152	66,399	
卸 売 業, 小 売 業	373,802	388,215	376,590	306,752	321,782	258,664	268,159	193,721	177,060	
不動産業, 物品賃貸業	140,255	143,759	129,303	113,945	113,989	102,400	105,913	83,603	84,603	
運 輸 業, 郵 便 業	162,425	160,238	136,660	127,346	118,251	125,963	118,400	107,574	104,992	
情 報 通 信 業	25,352	26,424	21,227	23,914	22,153	23,360	22,360	22,354	26,487	
電気・ガス・熱供給・水道業	2,527	52,983	80,049	134,154	45,307	37,168	23,728	25,585	28,793	
宿泊業, 飲食サービス業	79,943	74,390	78,287	62,869	60,845	64,146	62,330	64,097	66,577	
医 療, 福 祉	2,161	3,255	2,421	4,004	2,216	2,192	2,670	2,082	3,314	
教育, 学習支援業	7,736	8,161	9,271	7,026	7,283	7,096	5,026	6,517	7,154	
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	10	
学術研究, 専門・技術サービス業	16,111	15,317	16,784	17,285	14,492	15,561	16,252	12,523	11,324	
生活関連サービス業, 娯楽業	39,033	37,274	39,860	33,212	31,721	34,120	27,002	27,110	29,040	
サービス業(他に分類されないもの)	44,839	41,276	36,658	35,779	38,805	34,829	33,902	29,155	29,560	
金 融 業, 保 険 業	295	236	235	260	450	563	588	138	440	
計	2,045,270	2,096,304	1,928,493	1,777,042	1,672,017	1,559,422	1,485,055	1,233,137	1,147,409	

(注) 百万円未満切り捨て

③ 原資の構成と推移(資金ベース)

(単位 百万円)

業種名	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
一 般 会 計 出 資 金	239,950	40,300	41,900	30,800	2,900	36,400	4,500	10,300	30,152	
東日本大震災復興特別会計出資金	-	26,800	43,500	-	8,000	7,700	3,300	1,400	1,000	
産 業 投 資 出 資 金	32,000	115,500	40,000	60,500	19,000	36,000	37,000	30,000	37,000	
財政融資資金借入金	1,045,000	990,000	1,082,000	892,000	872,000	771,000	876,000	721,200	844,000	
簡 保 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
産 業 投 資 借 入 金	5,000	5,000	3,500	5,000	3,460	-	13	319	-	
政府保証国内債	49,952	60,000	70,000	50,000	60,000	60,000	50,000	40,000	-	
政 府 引 受 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
政 府 保 証 外 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
財 投 機 関 債	60,000	100,000	80,000	45,000	51,000	41,000	48,200	36,600	39,200	
自己資金(回収金等)	705,620	726,702	589,390	671,376	646,147	617,702	475,714	407,574	185,742	
計	2,137,522	2,064,302	1,950,290	1,754,676	1,662,507	1,569,802	1,494,727	1,247,393	1,137,094	

貸付種別	貸付対象	貸付限度額
特別貸付 チャレンジ融資 新企業育成貸付 新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて5年以内のかた	(直) 600百万円
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)であり、新規開業して7年以内のかた	(直) 720百万円 (代) 120百万円
再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援融資)	廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人のかた	(直) 720百万円
新事業活動促進資金	「経営革新計画」、「新連携計画」、「地域産業資源活用事業計画」の承認を受けたかたなど	(直) 720百万円 (代) 120百万円
中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家の指導や助言を受けているかた	(直) 720百万円
企業活力強化貸付 企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進めるかたなど	(直) 720百万円 (代) 120百万円
IT活用促進資金	情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境変化に対応するための情報化投資を行うかた	(直) 720百万円 (代) 120百万円
海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化に適応するために、海外展開や海外展開事業の再編等を行うかた	(直) 別枠1,440百万円 (代) 別枠120百万円
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うかた、「企業立地計画」の承認を受けたかたなど	(直) 720百万円 (代) 120百万円
事業承継・集約・活性化支援資金	経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化するかたなど	(直) 720百万円
観光産業等生産性向上資金	訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図るかた	(直) 720百万円
働き方改革推進支援資金	非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を行うかたなど	(直) 720百万円
環境・エネルギー対策貸付 環境・エネルギー対策資金	特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備、産業公害防止施設等を設置するかたなど	(直) 720百万円 (代) 120百万円
社会環境対応施設整備資金	災害発生に備えて防災に資する施設等を整備するかた	(直) 720百万円 (代) 120百万円
セーフティネット・再生融資 セーフティネット貸付 経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化しているかた、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしているかたなど	(直) 720百万円
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化等により一時的に資金繰りが悪化しているかた	(直) 別枠300百万円
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしているかたなど	(直・代) 別枠150百万円
企業再生貸付 事業再生支援資金	民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行ったかた、民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けたかた	(直) 720百万円
企業再建資金	経営改善又は経営再建等に取り組むかたなど	(直) 720百万円

業 務 (続)
制 度

(単位 百万円, %)

利 率 (注)	貸 付 期 間 (以内)	
基準利率 特別利率②, ③ (上限3.0%)	設 備 運 転 社債・新株予約権付貸付	20年 7年 7年
基準利率 特別利率①, ①-0.2%, ②, ③	設 備 運 転	20年 7年
基準利率 特別利率①, ②	設 備 運 転	20年 7年
基準利率, 基準利率-0.2% 特別利率①, ②, ③	設 備 運 転	20年 7年
基準利率 特別利率①	設 備 運 転	20年 7年
基準利率, 基準利率-0.4% 特別利率①, ②, ③	設 備 運 転	20年 7年
基準利率 特別利率②, ③	設 備 運 転	20年 7年
基準利率, 基準利率-0.4%, 基準利率-0.65% 特別利率①, ② (上限3.0%)	設 備 運 転	20年 7年
基準利率 特別利率①, ②, ③	設 備 運 転	20年 7年
基準利率 特別利率①, ② (上限3.0%)	設 備 運 転	20年 7年
基準利率 特別利率②	設 備 運 転	20年 7年
基準利率 特別利率①, ②	設 備 運 転	20年 7年
基準利率, 基準利率-0.65% 特別利率①, ②, ③	設 備 運 転	20年 7年
基準利率 特別利率①, ②, ③	設 備 運 転	20年 7年
基準利率 (運転: 上限3.0%)	設 備 運 転	15年 8年
基準利率 (運転: 上限3.0%)	設 備 運 転	15年 8年
基準利率 倒産対策利率A, B	運 転	8年
基準利率 (上限3.0%)	設 備 運 転	10年 5年 (一部1年)
基準利率 特別利率①, ② (上限3.0%)	設 備 運 転	20年 15年

貸付種別	貸付対象	貸付限度額
災害復旧貸付	指定した災害により被害を受けた中小企業者	(直) 別枠150百万円 (代) 別枠75百万円
東日本大震災復興特別貸付	東日本大震災により被害を受けられたかた	直接・間接被害関連 (直) 別枠300百万円 (代) 別枠75百万円 社会的要因関連 (直) 別枠720百万円 震災劣後ローン 別枠720百万円
平成28年熊本地震特別貸付	平成28年熊本地震により被害を受けられたかた	直接・間接被害関連 (直) 別枠300百万円 (代) 別枠75百万円 社会的要因関連 (直) 別枠720百万円
平成30年7月豪雨特別貸付	平成30年7月豪雨により被害を受けられたかた	直接・間接被害関連 (直) 別枠300百万円 (代) 別枠75百万円 社会的要因関連 (直) 別枠720百万円
令和元年台風第19号等特別貸付	令和元年台風第19号等により被害を受けられたかた	直接・間接被害関連 (直) 別枠300百万円 (代) 別枠75百万円 社会的要因関連 (直) 別枠720百万円
令和2年7月豪雨特別貸付	令和2年7月豪雨により被害を受けられたかた	直接・間接被害関連 (直) 別枠300百万円 (代) 別枠75百万円 社会的要因関連 (直) 別枠720百万円
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているかた	(直) 別枠600百万円
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付	新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下において、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図るかた	(直) 別枠720百万円
特例制度 挑戦支援資本強化特例	新企業育成貸付、企業活力強化貸付（一部の制度を除く。） または企業再生貸付（一部の制度を除く。）の貸付けを受けるかたのうち、地域経済の活性化に係る一定の要件を満たすかた	(直) 300百万円
公庫融資借換特例	経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、東日本大震災復興特別貸付、平成28年熊本地震特別貸付、平成30年7月豪雨特別貸付、令和元年台風第19号等特別貸付、令和2年7月豪雨特別貸付、企業再建資金、事業承継・集約・活性化支援資金、新型コロナウイルス感染症特別貸付又は新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付の貸付けを受けるかた	
設備資金貸付利率特例	特別貸付制度（一部を除く）による設備資金であって、東日本大震災に係る特定被災区域において雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備資金をご利用されるかた	

(注) 適用利率は、一部を除き、信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率を適用

業 務 (続)
制 度 (続)

(単位 百万円, %)

利 率 (注)	貸 付 期 間 (以内)	
基準利率, 災害利率 特別災害利率	設 備 運 転	15年 10年
基準利率, 基準利率-1.4% 基準利率-1.2%, 基準利率-1.1% 基準利率-0.9%, 基準利率-0.5% 基準利率-0.3%, 基準利率-0.2% (運転: 上限3.0%) 震災劣後ローン利率	設 備 運 転 震災劣後ローン	20年 15年 10年
基準利率, 基準利率-0.9% 基準利率-0.5%, 基準利率-0.3% (運転: 上限3.0%)	設 備 運 転	20年 15年
基準利率, 基準利率-0.9% 基準利率-0.5% (運転: 上限3.0%)	設 備 運 転	20年 15年
基準利率, 基準利率-0.9% 基準利率-0.5% (運転: 上限3.0%)	設 備 運 転	20年 15年
基準利率, 基準利率-0.9% 基準利率-0.5% (運転: 上限3.0%)	設 備 運 転	20年 15年
基準利率, 基準利率-0.9% 基準利率-0.5% (運転: 上限3.0%)	設 備 運 転	20年 15年
基準利率, 基準利率-0.9%	設 備 運 転	20年 15年
コロナ劣後ローン利率	コロナ劣後ローン	5年1ヵ月 10年 20年
劣後ローン利率	設 備, 運 転	5年1ヵ月 7年 10年 15年
基準利率等 加重平均金利		
-0.50%		

実施年度 種別	25											
基 準 利 率	(4.10)	(5.13)	(6.12)	(7.10)	(8.9)	(9.11)	(10.9)	(11.14)	(12.13)	(1.16)	(2.13)	(3.12)
	1.50	1.60		1.70		1.60						
特 別 利 率 ①	1.10	1.20		1.30		1.20						
特 別 利 率 ②	0.85	0.95		1.05		0.95						
特 別 利 率 ③	0.60	0.70		0.80		0.70						
実施年度 種別	27											
基 準 利 率	(4.10)	(5.20)	(6.10)	(7.10)	(8.12)	(9.9)	(10.9)	(11.13)	(12.9)	(1.14)	(2.10)	(3.9)
							1.30					
特 別 利 率 ①							0.90					
特 別 利 率 ②							0.65					
特 別 利 率 ③							0.40					
実施年度 種別	29											
基 準 利 率	(4.12)	(5.17)	(6.9)	(7.12)	(8.9)	(9.13)	(10.12)	(11.10)	(12.13)	(1.18)	(2.9)	(3.9)
							1.16					
特 別 利 率 ①							0.76					
特 別 利 率 ②							0.51					
特 別 利 率 ③							0.30					
実施年度 種別	元											
基 準 利 率	(4.1)	(5.7)	(6.3)	(7.1)	(8.1)	(9.2)	(10.1)	(11.1)	(12.2)	(1.6)	(2.3)	(3.2)
	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11
特 別 利 率 ①	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71
特 別 利 率 ②	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
特 別 利 率 ③	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30

(注) ()内は月日。
金利は、貸付期間5年以内の利率を示している。

(4) 証 券 化

① 原資の構成と推移（資金ベース）

(単位 百万円)

科 目	年 度										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
政 府 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政 府 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財 政 融 資 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡 保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 小 企 業 債 券	-	-	-	-	-	-	4,000	9,000	6,800	8,400	5,800
自 己 資 金 (回 収 金 等)	-	755	-	-	-	-	339	203	67	48	94
計	-	755	-	-	-	-	4,339	9,203	6,867	8,448	5,894

② 保証型に係る業種別保証状況

(単位 百万円)

業 種	17年度			18年度			19年度		
	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比
製 造 業	168	2,626	23.7%	31	1,043	13.3%	13	309	14.0%
鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	115	2,097	19.0%	30	1,111	14.1%	9	161	7.3%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2	84	0.8%	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	10	280	2.5%	7	242	3.1%	8	147	6.7%
運 輸 業	39	870	7.9%	19	576	7.3%	3	66	3.0%
卸 売 ・ 小 売 業	130	2,546	23.0%	56	1,809	23.0%	25	573	26.0%
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	1	3	0.0%	-	-	-
不 動 産 業	34	1,017	9.2%	40	1,515	19.3%	18	539	24.5%
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	25	515	4.7%	19	501	6.4%	6	131	6.0%
医 療 ・ 福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複 合 サ ー ビ ス 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究, 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業, 娯 楽 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	61	1,022	9.2%	38	1,056	13.4%	14	274	12.5%
合 計	584	11,060	100.0%	241	7,861	100.0%	96	2,202	100.0%

(注) 金額の単位未満の数字については、原則として切り捨てである。
比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。
平成20年度以降は実績がないため、記載を省略した。

支 援 業 務

③ 保証型に係る都道府県別保証状況

(単位 百万円)

地 域	17年度			18年度			19年度			
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	
北海道	道	14	268	2.4%	23	465	5.9%	12	226	10.3%
	青森	12	399	3.6%	15	441	5.6%	2	17	0.8%
	岩手	2	100	0.9%	1	63	0.8%	—	—	—
	宮城	8	182	1.6%	9	273	3.5%	2	8	0.4%
	秋田	5	122	1.1%	6	126	1.6%	2	49	2.2%
	山形	1	14	0.1%	—	—	—	1	35	1.6%
	福島	7	67	0.6%	5	86	1.1%	—	—	—
	東北地区計	35	884	8.0%	36	989	12.6%	7	109	5.0%
	茨城	11	105	0.9%	2	105	1.3%	—	—	—
	栃木	1	14	0.1%	—	—	—	—	—	—
	群馬	6	143	1.3%	3	100	1.3%	3	112	5.1%
	関東地区	埼玉	129	1,894	17.1%	5	140	1.8%	1	35
埼玉		7	175	1.6%	6	175	2.2%	1	35	1.6%
東京		279	5,000	45.2%	37	1,694	21.6%	19	420	19.1%
神奈川		4	192	1.7%	11	469	6.0%	7	168	7.6%
新潟		5	129	1.2%	—	—	—	—	—	—
山梨		4	98	0.9%	3	108	1.4%	—	—	—
長野		5	133	1.2%	2	45	0.6%	1	35	1.6%
静岡		8	215	1.9%	6	206	2.6%	3	85	3.9%
関東・甲信越・静岡地区計		459	8,100	73.2%	75	3,045	38.7%	35	890	40.4%
岐阜		2	58	0.5%	1	21	0.3%	—	—	—
愛知		3	88	0.8%	9	364	4.6%	1	21	1.0%
三重		—	—	—	2	73	0.9%	—	—	—
中部地区	岐阜	5	147	1.3%	13	482	6.1%	1	21	1.0%
	富山	1	35	0.3%	1	5	0.1%	1	35	1.6%
	石川	11	249	2.3%	6	151	1.9%	1	21	1.0%
	福井	5	49	0.4%	6	150	1.9%	2	63	2.9%
	北陸地区計	17	333	3.0%	13	308	3.9%	4	119	5.4%
	滋賀	1	35	0.3%	2	44	0.6%	2	49	2.2%
	京都	2	74	0.7%	2	91	1.2%	1	28	1.3%
	大阪	6	175	1.6%	17	721	9.2%	5	98	4.5%
	兵庫	2	70	0.6%	4	175	2.2%	7	136	6.2%
	奈良	1	16	0.1%	2	37	0.5%	—	—	—
	和歌山	—	—	—	2	105	1.3%	—	—	—
	関西地区	和歌山	12	371	3.4%	28	1,150	14.6%	15	311
鳥取		—	—	—	1	32	0.4%	—	—	—
島根		1	21	0.2%	3	49	0.6%	—	—	—
岡山		7	149	1.3%	7	206	2.6%	2	38	1.7%
広島		8	199	1.8%	10	301	3.8%	2	28	1.3%
山口		—	—	—	2	91	1.2%	3	35	1.6%
中国地区計		16	369	3.3%	23	679	8.6%	7	101	4.6%
徳島		1	7	0.1%	—	—	—	—	—	—
香川		3	104	0.9%	2	35	0.4%	1	35	1.6%
愛媛		3	59	0.5%	4	39	0.5%	—	—	—
高知		—	—	—	1	70	0.9%	—	—	—
四国地区		高知	7	170	1.5%	7	144	1.8%	1	35
	福岡	7	168	1.5%	6	87	1.1%	9	294	13.4%
	佐賀	—	—	—	2	98	1.2%	—	—	—
	長崎	1	14	0.1%	3	84	1.1%	1	7	0.3%
	熊本	6	60	0.5%	7	215	2.7%	1	34	1.6%
	大分	1	52	0.5%	1	7	0.1%	1	14	0.6%
	宮崎	1	21	0.2%	2	39	0.5%	—	—	—
	鹿児島	3	98	0.9%	2	63	0.8%	2	38	1.7%
	九州地区計	19	413	3.7%	23	595	7.6%	14	387	17.6%
	沖縄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	584	11,060	100.0%	241	7,861	100.0%	96	2,202	100.0%

(注) 本社所在地ベースによる。
 金額の単位未満の数字については、原則として切り捨ててある。
 比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。
 平成20年度以降は実績がないため、記載を省略した。

④ 買取型（キャッシュ方式）に係る業種別貸付状況

(単位 百万円)

業 種	17年度			18年度			19年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
製 造 業	324	7,501	27.2%	118	2,736	32.9%	47	958	19.5%
鉱 業	3	130	0.5%	—	—	—	—	—	—
建 設 業	198	4,628	16.8%	68	1,225	14.7%	36	740	15.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	3	80	1.0%	—	—	—
情報通信業	37	805	2.9%	9	184	2.2%	5	150	3.1%
運 輸 業	87	2,176	7.9%	26	537	6.5%	11	295	6.0%
卸売・小売業	285	6,925	25.1%	89	1,734	20.9%	64	1,598	32.6%
金融・保険業	—	—	—	1	10	0.1%	—	—	—
不動産業	35	1,193	4.3%	26	833	10.0%	15	395	8.1%
飲食店・宿泊業	30	657	2.4%	8	115	1.4%	11	280	5.7%
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	3	85	0.3%	—	—	—	—	—	—
複合サービス事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	159	3,484	12.6%	41	855	10.3%	22	490	10.0%
合 計	1,161	27,584	100.0%	389	8,309	100.0%	211	4,906	100.0%

(注) 金額の単位未満の数字については、原則として切り捨てである。
 比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。
 平成20年度以降は実績がないため、記載を省略した。

⑤ 買取型（シンセティック方式）に係る業種別貸付状況

(単位 百万円)

業 種	22年度			27年度			28年度			29年度			30年度			元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製 造 業	29	685	20.7%	120	2,643	21.7%	213	5,138	20.0%	229	5,876	21.7%	304	6,248	18.1%	269	5,322	16.0%
鉱 業	1	10	0.3%	1	20	0.2%	2	30	0.1%	1	25	0.1%	2	36	0.1%	6	105	0.3%
建 設 業	34	910	27.4%	124	2,481	20.4%	215	4,575	17.8%	252	5,198	19.2%	437	7,902	22.8%	498	8,312	25.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	10	0.3%	2	30	0.2%	—	—	—	2	44	0.2%	1	25	0.1%	2	40	0.1%
情報通信業	4	110	3.3%	17	572	4.7%	42	1,185	4.6%	36	1,126	4.2%	69	1,664	4.8%	64	1,565	4.7%
運 輸 業	10	252	7.6%	33	643	5.3%	87	2,152	8.4%	103	2,197	8.1%	131	2,668	7.7%	145	2,807	8.4%
卸売・小売業	31	584	17.6%	102	2,573	21.1%	196	5,368	20.8%	227	5,813	21.5%	349	7,695	22.2%	372	7,098	21.4%
金融・保険業	—	—	—	1	10	0.1%	—	—	—	1	20	0.1%	3	38	0.1%	1	18	0.1%
不動産業	9	335	10.1%	34	1,103	9.1%	95	3,231	12.5%	90	2,858	10.6%	141	3,668	10.6%	136	2,459	7.4%
飲食店・宿泊業	4	70	2.1%	21	575	4.7%	48	1,325	5.1%	47	1,134	4.2%	64	1,316	3.8%	73	1,310	3.9%
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	30	0.1%	1	5	0.0%	2	75	0.2%
教育・学習支援業	—	—	—	4	80	0.7%	8	225	0.9%	5	203	0.8%	7	135	0.4%	16	325	1.0%
複合サービス事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3	30	0.9%	14	349	2.9%	37	920	3.6%	39	828	3.1%	66	1,089	3.1%	68	1,279	3.8%
生活関連サービス業、娯楽業	2	30	0.9%	15	410	3.4%	12	487	1.9%	24	610	2.3%	37	707	2.0%	43	657	2.0%
サービス業(他に分類されないもの)	12	290	8.7%	37	678	5.6%	55	1,112	4.3%	48	1,068	4.0%	95	1,400	4.0%	112	1,860	5.6%
合 計	140	3,316	100.0%	525	12,167	100.0%	1,019	25,748	100.0%	1,106	27,030	100.0%	1,707	34,596	100.0%	1,807	33,232	100.0%

(注) 金額の単位未満の数字については、原則として切り捨てである。
 比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。
 平成20年度、平成21年度及び平成23年度～平成26年度は実績がないため、記載を省略した。

⑥ 買取型（キャッシュ方式）に係る都道府県別貸付状況

(単位 百万円)

地 域	17年度			18年度			19年度			
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	
北海道	道	27	360	1.3%	17	460	5.5%	11	198	4.0%
	青森	30	860	3.1%	13	150	1.8%	—	—	—
	岩手	27	950	3.4%	—	—	—	—	—	
	宮城	11	509	1.8%	—	—	—	—	—	
	秋田	3	90	0.3%	—	—	—	—	—	
	山形	76	2,813	10.2%	—	—	—	—	—	
	福島	—	—	—	17	330	4.0%	—	—	—
	東北計	147	5,222	18.9%	30	480	5.8%	—	—	—
	茨城	2	60	0.2%	14	390	4.7%	—	—	—
	栃木	16	215	0.8%	—	—	—	—	—	
関東・甲信越・静岡地区	馬	28	365	1.3%	1	20	0.2%	—	—	—
	埼玉	6	85	0.3%	—	—	—	—	—	
	千葉	4	68	0.2%	—	—	—	—	—	
	東京	203	5,056	18.3%	33	470	5.7%	2	60	1.2%
	神奈川	18	485	1.8%	9	295	3.6%	—	—	—
	新潟	—	—	—	22	460	5.5%	—	—	—
	山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	
	長野	54	1,538	5.6%	33	530	6.4%	—	—	—
	静岡	—	—	—	1	10	0.1%	—	—	—
	関東・甲信越・静岡地区計	331	7,872	28.5%	113	2,175	26.2%	2	60	1.2%
中部地区	岐阜	24	530	1.9%	—	—	—	—	—	
	愛知	81	1,450	5.3%	33	664	8.0%	—	—	—
	三重	—	—	—	1	30	0.4%	—	—	—
	中部計	105	1,980	7.2%	34	694	8.4%	—	—	—
	富山	68	1,145	4.2%	36	580	7.0%	—	—	—
	石川	2	150	0.5%	—	—	—	—	—	
	福井	—	—	—	34	440	5.3%	—	—	—
	北陸計	70	1,295	4.7%	70	1,020	12.3%	—	—	—
	滋賀	37	620	2.2%	11	205	2.5%	—	—	—
	京都	24	595	2.2%	—	—	—	—	—	
関西地区	大阪	98	2,290	8.3%	17	955	11.5%	10	300	6.1%
	兵庫	41	680	2.5%	—	—	—	—	—	
	奈良	1	20	0.1%	1	50	0.6%	—	—	—
	和歌山	2	30	0.1%	—	—	—	—	—	
	関西計	203	4,235	15.4%	29	1,210	14.6%	10	300	6.1%
	鳥取	—	—	—	9	175	2.1%	—	—	—
	島根	—	—	—	1	10	0.1%	—	—	—
	岡山	—	—	—	—	—	—	20	350	7.1%
	山口	—	—	—	1	50	0.6%	14	367	7.5%
	中国計	—	—	—	11	235	2.8%	34	717	14.6%
四国地区	徳島	15	396	1.4%	22	430	5.2%	2	60	1.2%
	香川	3	110	0.4%	18	371	4.5%	13	350	7.1%
	愛媛	35	1,148	4.2%	26	845	10.2%	125	2,886	58.8%
	高知	4	120	0.4%	—	—	—	12	295	6.0%
	四国計	57	1,774	6.4%	66	1,646	19.8%	152	3,591	73.2%
	福賀	23	580	2.1%	—	—	—	—	—	—
	佐賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	長崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	熊本	10	216	0.8%	18	339	4.1%	—	—	—
	大分	86	1,215	4.4%	1	50	0.6%	2	40	0.8%
九州地区	分岐	9	380	1.4%	—	—	—	—	—	—
	崎	13	280	1.0%	—	—	—	—	—	—
	鳥計	141	2,671	9.7%	19	389	4.7%	2	40	0.8%
	縄	80	2,175	7.9%	—	—	—	—	—	—
	合 計	1,161	27,584	100.0%	389	8,309	100.0%	211	4,906	100.0%

(注) 本社所在地ベースによる。
 金額の単位未満の数字については、原則として切り捨ててある。
 比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。
 平成20年度以降は実績がないため、記載を省略した。

⑦ 買取型（シンセティック方式）に係る都道府県別貸付状況

(単位 百万円)

地 域	22年度			27年度			28年度			29年度			30年度			元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	1,033	3.8%	194	3,060	8.8%	243	3,647	11.0%
青森	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	270	1.0%	8	239	0.7%	3	85	0.3%
岩手	-	-	-	-	-	-	1	50	0.2%	36	710	2.6%	46	829	2.4%	18	309	0.9%
宮城	-	-	-	-	-	-	7	280	1.1%	19	662	2.4%	35	659	1.9%	61	1,193	3.6%
秋田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	85	0.3%	6	95	0.3%	4	122	0.4%
山形	-	-	-	-	-	-	1	50	0.2%	-	-	-	34	830	2.4%	27	496	1.5%
福島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20	0.1%	5	75	0.2%	79	584	1.8%
東北地区計	-	-	-	-	-	-	9	380	1.5%	66	1,747	6.5%	134	2,727	7.9%	192	2,789	8.4%
茨城	-	-	-	1	30	0.2%	-	-	-	-	-	-	5	45	0.1%	3	50	0.2%
栃木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	153	1,882	5.4%	148	1,717	5.2%
群馬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	40	0.1%	16	201	0.6%
埼玉	2	75	2.3%	-	-	-	29	479	1.9%	7	195	0.7%	43	472	1.4%	50	578	1.7%
千葉	-	-	-	1	20	0.2%	1	50	0.2%	2	50	0.2%	2	30	0.1%	2	50	0.2%
東京都	29	810	24.4%	143	4,866	40.0%	219	6,757	26.2%	213	6,551	24.2%	378	9,936	28.7%	224	5,954	17.9%
神奈川県	-	-	-	10	280	2.3%	11	410	1.6%	15	493	1.8%	19	550	1.6%	68	1,747	5.3%
新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	298	0.9%
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	70	0.2%
長野県	-	-	-	101	1,773	14.6%	133	2,651	10.3%	104	2,422	9.0%	29	478	1.4%	78	1,083	3.3%
静岡県	-	-	-	84	1,930	15.9%	82	2,104	8.2%	106	2,170	8.0%	210	3,716	10.7%	139	2,761	8.3%
関東・甲信越・静岡地区計	31	885	26.7%	340	8,899	73.1%	475	12,451	48.4%	447	11,881	44.0%	841	17,149	49.6%	760	14,509	43.7%
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	171	0.5%
愛知県	-	-	-	1	10	0.1%	-	-	-	2	100	0.4%	1	29	0.1%	5	170	0.5%
三重県	32	629	19.0%	-	-	-	1	20	0.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中部地区計	32	629	19.0%	1	10	0.1%	1	20	0.1%	2	100	0.4%	1	29	0.1%	25	341	1.0%
富山県	27	522	15.7%	48	816	6.7%	55	931	3.6%	36	700	2.6%	58	891	2.6%	60	712	2.1%
石川県	-	-	-	38	948	7.8%	37	1,310	5.1%	9	325	1.2%	-	-	-	11	120	0.4%
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	716	2.6%	-	-	-	-	-	-
北陸地区計	27	522	15.7%	86	1,764	14.5%	92	2,241	8.7%	83	1,741	6.4%	58	891	2.6%	71	832	2.5%
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	30	0.1%	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-	10	270	1.0%	7	130	0.5%	3	40	0.1%	2	80	0.2%
大阪府	35	555	16.7%	39	483	4.0%	110	2,275	8.8%	147	3,317	12.3%	134	3,268	9.4%	124	2,890	8.7%
兵庫県	13	675	20.4%	1	10	0.1%	184	5,314	20.6%	202	5,644	20.9%	227	5,958	17.2%	205	4,832	14.5%
奈良県	1	20	0.6%	-	-	-	1	30	0.1%	-	-	-	-	-	-	2	25	0.1%
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関西地区計	49	1,250	37.7%	40	493	4.1%	305	7,889	30.6%	357	9,121	33.7%	364	9,266	26.8%	333	7,827	23.6%
鳥取県	-	-	-	43	758	6.2%	-	-	-	37	602	2.2%	6	72	0.2%	3	30	0.1%
島根県	-	-	-	14	193	1.6%	-	-	-	3	40	0.1%	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	77	0.3%	-	-	-	-	-	-
広島県	-	-	-	1	50	0.4%	1	50	0.2%	4	70	0.3%	-	-	-	1	50	0.2%
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	937	3.6%	-	-	-	-	-	-
中国地区計	-	-	-	58	1,001	8.2%	34	987	3.8%	48	789	2.9%	6	72	0.2%	4	80	0.2%
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	254	0.9%	29	330	1.0%	20	183	0.6%
香川県	1	30	0.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	1,895	5.7%
愛媛県	-	-	-	-	-	-	18	438	1.7%	20	354	1.3%	7	112	0.3%	16	538	1.6%
高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	30	0.1%
四国地区計	1	30	0.9%	-	-	-	18	438	1.7%	40	608	2.2%	36	442	1.3%	130	2,646	8.0%
福井県	-	-	-	-	-	-	85	1,342	5.2%	1	10	0.0%	-	-	-	1	20	0.1%
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	930	2.7%	47	511	1.5%
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九州地区計	-	-	-	-	-	-	85	1,342	5.2%	1	10	0.0%	72	930	2.7%	48	531	1.6%
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	30	0.1%	1	30	0.1%
合計	140	3,316	100.0%	525	12,167	100.0%	1,019	25,748	100.0%	1,106	27,030	100.0%	1,707	34,596	100.0%	1,807	33,232	100.0%

(注) 本社所在地ベースによる。

金額の単位未満の数字については、原則として切り捨ててある。

比率(%)は、原則として小数点第2位において四捨五入し、小数点第1位まで表示した。

平成20年度、平成21年度及び平成23年度～平成26年度は実績がないため、記載を省略した。

2-iv. 信用保険

(1) 連続貸借対照表

(単位 百万円)

科目		年度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資産 の 部	現金預け金	3,441,356	3,352,121	3,193,645	3,135,604	3,081,511	3,079,733	3,062,645	3,092,320	3,084,299
	現金	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	預け金	3,441,356	3,352,121	3,193,645	3,135,604	3,081,511	3,079,733	3,062,645	3,092,320	3,084,299
	その他の資産	28,684	25,758	24,908	18,283	14,040	10,813	10,888	10,110	14,269
	前払費用	1,528	1,037	663	429	429	0	-	-	-
	未収収益	613	412	450	319	332	127	83	75	69
	その他の資産	26,543	24,308	23,794	17,534	13,277	10,685	10,805	10,035	14,200
	有形固定資産	20,658	20,135	19,685	19,245	18,868	18,541	18,260	18,045	17,819
	建物	537	5,862	5,456	5,095	4,773	4,484	4,219	4,002	3,771
	土地	1,299	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968	13,968
	リース資産	295	224	198	132	87	58	48	55	65
	建設仮勘定	18,513	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	12	80	62	49	39	30	24	19	14
	無形固定資産	784	1,269	1,280	2,057	1,788	2,080	1,662	1,174	1,145
	ソフトウェア	47	17	210	1,953	1,547	1,054	1,603	1,167	1,085
	リース資産	341	223	192	95	40	10	3	0	0
その他の無形固定資産	394	1,028	876	9	200	1,015	55	6	59	
資産の部合計	3,491,484	3,399,285	3,239,518	3,175,190	3,116,207	3,111,169	3,093,457	3,121,650	3,117,534	
負債 及 び 純 資 産 の 部	保険契約準備金	1,727,272	1,622,928	1,371,312	1,480,020	1,350,357	1,185,155	1,002,665	838,433	773,166
	その他の負債	1,605	1,441	1,444	1,698	1,265	1,191	1,391	1,390	1,017
	未払費用	19	20	23	24	26	28	28	30	31
	リース債務	669	470	410	246	140	79	58	61	74
	その他の負債	916	950	1,010	1,427	1,097	1,083	1,304	1,297	912
	賞与引当金	180	162	182	185	199	209	207	217	223
	役員賞与引当金	0	0	1	1	1	1	1	1	1
	退職給付引当金	9,035	9,233	9,590	4,399	4,343	4,581	4,634	4,574	4,583
	役員退職慰労引当金	6	9	8	1	1	1	1	0	1
	(負債の部合計)	1,738,101	1,633,777	1,382,539	1,486,306	1,356,168	1,191,140	1,008,901	844,619	778,993
	資本剰余金	2,054,739	1,996,932	1,870,208	1,965,779	1,748,884	1,833,984	1,887,984	1,988,384	2,052,284
	資本準備金	2,054,739	1,996,932	1,870,208	1,965,779	1,748,884	1,833,984	1,887,984	1,988,384	2,052,284
	利益剰余金	△301,357	△231,423	△13,229	△276,895	11,155	86,045	196,571	288,646	286,257
利益準備金	-	-	-	-	-	11,155	86,045	196,571	288,646	
その他利益剰余金	△301,357	△231,423	△13,229	△276,895	11,155	74,889	110,526	92,075	△2,389	
繰越利益剰余金	△301,357	△231,423	△13,229	△276,895	11,155	74,889	110,526	92,075	△2,389	
株主資本合計	1,753,382	1,765,508	1,856,979	1,688,884	1,760,039	1,920,029	2,084,555	2,277,030	2,338,541	
(純資産の部合計)	1,753,382	1,765,508	1,856,979	1,688,884	1,760,039	1,920,029	2,084,555	2,277,030	2,338,541	
負債及び純資産の部合計	3,491,484	3,399,285	3,239,518	3,175,190	3,116,207	3,111,169	3,093,457	3,121,650	3,117,534	

(注) 単位未満切り捨て

等 業 務

(2) 連続損益計算書

(単位 百万円)

科 目	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
経 常 収 益	256,830	272,914	415,098	154,255	276,048	302,026	313,778	291,390	195,366	
資 金 運 用 収 益	3,469	3,305	2,597	2,530	2,173	851	414	402	340	
有価証券利息配当金	105	—	—	—	—	—	—	—	—	
買 現 先 利 息	1	—	1	—	—	—	—	—	—	
預 け 金 利 息	3,362	3,305	2,596	2,530	2,173	851	414	402	340	
保 險 引 受 収 益	253,024	268,432	411,844	151,331	273,555	301,029	313,146	290,746	194,860	
保 險 料	150,129	146,345	143,243	140,655	137,030	131,218	125,489	121,914	122,704	
責任共有負担金収入	19,588	17,742	16,983	10,676	6,862	4,609	5,167	4,600	6,888	
保険契約準備金戻入額	83,306	104,343	251,616	—	129,663	165,202	182,489	164,231	65,267	
そ の 他 経 常 収 益	336	1,176	657	393	320	145	216	242	165	
そ の 他 の 経 常 収 益	336	1,176	657	393	320	145	216	242	165	
経 常 費 用	558,160	504,316	428,327	435,090	264,893	227,136	203,252	199,313	197,756	
保 險 引 受 費 用	548,958	495,694	419,688	426,246	255,869	217,858	193,825	190,344	189,340	
保 險 金	676,408	615,973	537,092	426,180	352,873	313,079	281,882	270,192	261,285	
回 収 金	△127,450	△120,278	△117,404	△108,642	△97,003	△95,221	△88,056	△79,848	△71,944	
保険契約準備金繰入額	—	—	—	108,708	—	—	—	—	—	
営 業 経 費	5,194	5,173	5,063	5,303	4,938	5,248	5,305	5,198	5,019	
そ の 他 経 常 費 用	4,007	3,448	3,575	3,541	4,085	4,029	4,120	3,770	3,396	
そ の 他 の 経 常 費 用	4,007	3,448	3,575	3,541	4,085	4,029	4,120	3,770	3,396	
経常利益又は経常損失(△)	△301,329	△231,402	△13,228	△280,834	11,155	74,889	110,526	92,076	△2,389	
特 別 利 益	—	—	—	3,992	—	—	—	—	—	
固 定 資 産 処 分 益	—	—	—	0	—	—	—	—	—	
厚生年金基金代行返上益	—	—	—	3,991	—	—	—	—	—	
特 別 損 失	27	21	0	52	0	—	—	1	0	
固 定 資 産 処 分 損	27	21	0	52	0	—	—	1	0	
当期純利益又は当期純損失(△)	△301,357	△231,423	△13,229	△276,895	11,155	74,889	110,526	92,075	△2,389	

(注) 単位未満切り捨て

(3) 信用保険等業務
① 融資基金原資の推移

(単位 百万円)

科目	年度	19	20上期	20下期	20合計	21~30	元
	一般会計出資		-	(△12,651) -	-	-	-
産業投資特別会計出資		-	-	-	-	-	-
累 計		673,228	660,577	-	-	-	-

- (注) 1. 累計欄は、中小企業信用保険公庫（特会承継分を含む）からの累計額であり、当該年度の損益処理前の残高である。
2. 出資欄における上段（ ）内計数は、融資基金取崩し額である。
3. 融資基金は、平成20年10月日本政策金融公庫設立時において、資本準備金に計上している。

② 信用保証協会に対する年度別貸付状況

(単位 百万円)

項目別 年度	貸付原資			年度中貸付					年度末貸付残高				
				長期			短期	計	長期			短期	計
	前年度繰越	年度中出資	年度中回収	普通	特別	小計			普通	特別	小計		
19.....	210,272	-	462,956	-	462,175	462,175	-	462,175	-	462,175	462,175	-	462,175
20..... (4~9月)	211,053	(△12,651) -	242,859	-	-	-	-	-	-	219,316	219,316	-	219,316
20..... (10~3月)	-	-	219,316	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20..... (4~3月)	211,053	(△12,651) -	462,175	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
元.....	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 平成20年9月までは、中小企業金融公庫の実績額、平成20年10月以降は日本政策金融公庫の実績額を計上している。
2. 年度中出資欄における上段（ ）内計数は、融資基金取崩し額である。
3. 株式会社日本政策金融公庫においては、出資された額の全額を資本準備金として計上している。

(3) 信用保険等業務

④ 保険種類別保険金支払状況

(単位 百万円)

区 分	年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
		(中小企業信用保険)								
普 通 保 険	件数	9,013	8,074	6,825	5,281	4,467	3,956	3,602	3,250	3,140
	金額	144,879	123,828	105,025	77,835	63,171	56,791	50,091	47,302	43,645
無 担 保 保 険	件数	68,466	63,212	55,792	45,291	40,009	36,440	33,193	32,513	31,775
	金額	523,395	485,359	427,739	345,486	287,858	254,941	230,776	221,235	215,661
特 別 小 口 保 険	件数	801	625	390	319	264	186	180	170	146
	金額	1,497	1,230	748	556	454	296	271	299	280
流 動 資 産 担 保 保 険	件数	56	82	51	45	42	25	17	17	17
	金額	1,424	1,737	1,150	1,242	867	779	295	580	400
公 害 防 止 保 険	件数	2	1	2	-	1	-	1	-	-
	金額	39	17	21	-	3	-	5	-	-
エ ネ ル ギ ー 対 策 保 険	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 外 投 資 関 係 保 険	件数	1	2	1	-	1	-	1	1	4
	金額	55	40	61	-	49	-	40	16	198
新 事 業 開 拓 保 険	件数	19	9	9	11	6	3	-	2	-
	金額	194	77	144	108	43	3	-	4	-
事 業 再 生 保 険	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 定 社 債 保 険	件数	841	592	396	174	87	102	81	168	260
	金額	4,709	3,576	2,109	919	428	265	390	755	1,075
特 定 支 払 契 約 保 険	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研 究 開 発 等 促 進 保 険	件数	154	78	22	30	-	-	-	-	-
	金額	127	74	39	10	-	-	-	-	-
合 計	件数	79,353	72,675	63,488	51,151	44,877	40,712	37,075	36,121	35,342
	金額	676,318	615,938	537,037	426,157	352,873	313,076	281,868	270,191	261,260
(機械保険経過業務)										
割 賦 ・ ロ ー ン	件数	4	-	3	-	-	1	2	-	-
	金額	21	-	45	-	-	4	13	-	-
リ ー ス	件数	14	12	1	-	-	-	1	1	1
	金額	70	35	10	-	-	-	0	1	1
合 計	件数	18	12	4	-	-	1	3	1	1
	金額	91	35	56	-	-	4	14	1	1
(破綻金融機関等関連特別保険等)										
破 綻 金 融 機 関 等 関 連 特 別 保 険	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破 綻 金 融 機 関 等 関 連 特 別 無 担 保 保 険	件数	-	-	-	2	-	-	-	-	1
	金額	-	-	-	23	-	-	-	-	24
合 計	件数	-	-	-	2	-	-	-	-	1
	金額	-	-	-	23	-	-	-	-	24

(3) 信用保険等業務

⑤ 保険種類別元本回収金納付状況

(単位 百万円)

区 分	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
(中小企業信用保険)										
普 通 保 険	65,942	61,167	56,972	49,692	41,072	39,922	34,366	29,818	25,644	
無 担 保 保 険	54,541	53,152	54,252	53,081	50,411	49,679	48,213	45,044	41,723	
特 別 小 口 保 険	415	383	339	330	332	315	315	270	289	
流 動 資 産 担 保 保 険	312	155	248	302	111	89	43	82	56	
公 害 防 止 保 険	6	45	16	13	6	8	9	9	6	
エ ネ ル ギ ー 対 策 保 険	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
海 外 投 資 関 係 保 険	37	2	3	1	19	2	2	4	12	
新 事 業 開 拓 保 険	139	54	117	102	85	44	63	54	53	
事 業 再 生 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特 定 社 債 保 険	1,189	699	956	653	552	543	377	312	364	
特 定 支 払 契 約 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
研 究 開 発 等 促 進 保 険	16	22	39	14	12	23	7	11	12	
そ の 他	3	1	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	122,598	115,680	112,943	104,191	92,600	90,627	83,396	75,604	68,160	
(機械保険経過業務)										
割 賦 ・ ロ ー ン	94	98	66	64	53	46	45	30	34	
リ ー ス	278	214	160	127	85	72	65	62	54	
合 計	372	312	226	191	138	118	110	92	88	
(破綻金融機関等関連特別保険等)										
破綻金融機関等関連特別保険	0	1	0	0	0	0	0	0	—	
破綻金融機関等関連特別無担保保険	1	2	7	1	0	8	2	0	15	
合 計	2	3	8	1	0	8	2	0	15	

2-v. 危機対応

(1) 連続貸借対照表

(単位 百万円)

科目		年度									元
		23	24	25	26	27	28	29	30		
資産 の 部	現金預け金	276,578	575,531	378,625	819,920	799,968	798,251	779,106	756,033	742,410	
	預け金	276,578	575,531	378,625	819,920	799,968	798,251	779,106	756,033	742,410	
	買現先勘定	4,998	—	—	—	—	—	—	—	—	
	有価証券	451,938	246,984	436,972	—	—	—	—	—	—	
	国債	451,938	246,984	436,972	—	—	—	—	—	—	
	貸出金	5,394,261	5,362,094	4,911,541	4,035,688	3,073,245	2,824,297	2,383,219	1,815,312	1,327,740	
	証書貸付	5,394,261	5,362,094	4,911,541	4,035,688	3,073,245	2,824,297	2,383,219	1,815,312	1,327,740	
	その他資産	1,440	1,385	1,191	1,071	749	600	439	365	192	
	前払費用	—	0	0	—	—	—	—	—	—	
	未収収益	1,383	1,326	1,165	993	722	536	430	288	182	
	その他の資産	56	59	26	77	27	64	8	77	10	
	有形固定資産	0	0	0	0	1	0	1	1	1	
	リース資産	0	0	0	0	1	0	1	1	1	
	無形固定資産	134	94	60	71	58	43	28	15	24	
	ソフトウェア	134	90	60	71	57	43	28	15	5	
	リース資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の無形固定資産	0	3	0	0	0	0	0	—	19	
	前払年金費用	—	—	—	29	29	27	25	23	19	
	資産の部合計	6,129,351	6,186,090	5,728,392	4,856,781	3,874,051	3,623,221	3,162,820	2,571,751	2,070,388	
負債 及び 純 資産 の 部	借入金	5,394,261	5,362,094	4,911,541	4,035,688	3,073,245	2,824,297	2,383,219	1,815,312	1,327,740	
	借入金	5,394,261	5,362,094	4,911,541	4,035,688	3,073,245	2,824,297	2,383,219	1,815,312	1,327,740	
	その他負債	7,806	7,947	7,636	6,855	6,035	4,893	3,091	1,824	926	
	未払費用	1,352	1,267	1,109	897	676	528	421	274	171	
	前受収益	6,382	6,601	6,489	5,876	5,314	4,285	2,644	1,433	735	
	リース債務	0	0	0	0	1	1	1	1	2	
	その他の負債	71	77	35	80	43	78	24	114	17	
	賞与引当金	6	5	5	6	6	6	6	6	7	
	役員賞与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	退職給付引当金	148	139	141	108	100	97	102	83	90	
	役員退職慰労引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	補償損失引当金	59,060	65,512	37,938	32,934	24,497	28,529	38,045	29,244	25,652	
	利子補給引当金	—	—	—	—	—	5,084	—	—	—	
	(負債の部合計)	5,461,282	5,435,698	4,957,262	4,075,592	3,103,884	2,862,909	2,424,466	1,846,471	1,354,417	
	資本金	784,253	895,358	932,426	957,394	957,462	969,330	969,398	969,466	969,534	
	利益剰余金	△116,184	△144,966	△161,295	△176,205	△187,295	△209,018	△231,044	△244,186	△253,562	
	その他利益剰余金	△116,184	△144,966	△161,295	△176,205	△187,295	△209,018	△231,044	△244,186	△253,562	
	繰越利益剰余金	△116,184	△144,966	△161,295	△176,205	△187,295	△209,018	△231,044	△244,186	△253,562	
	株主資本合計	668,068	750,391	771,130	781,188	770,166	760,311	738,353	725,279	715,971	
(純資産の部合計)	668,068	750,391	771,130	781,188	770,166	760,311	738,353	725,279	715,971		
負債及び純資産の部合計	6,129,351	6,186,090	5,728,392	4,856,781	3,874,051	3,623,221	3,162,820	2,571,751	2,070,388		

(注) 単位未満切り捨て

円滑化業務

(2) 連続損益計算書

(単位 百万円)

科目	年度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
経常収益	57,255	50,465	47,522	41,924	37,692	25,684	24,702	15,866	11,251	
資金運用収益	44,319	45,701	41,923	35,590	28,477	20,850	16,583	12,938	8,147	
貸出金利息	43,802	44,960	40,927	34,971	27,792	20,815	16,529	12,892	8,078	
有価証券利息配当金	386	505	299	76	-	-	-	-	-	
買現先利息	1	2	0	-	-	-	-	-	-	
預け金利息	129	232	433	542	685	34	45	46	41	
その他の受入利息	-	-	262	-	-	-	7	0	27	
役務取引等収益	3,411	3,525	3,675	3,534	3,272	2,900	2,153	1,376	834	
損害担保補償料	3,411	3,525	3,675	3,534	3,272	2,900	2,153	1,376	834	
政府補給金収入	701	606	603	478	354	289	256	162	146	
一般会計より受入	701	606	603	478	354	289	256	162	146	
その他経常収益	8,824	633	1,319	2,322	5,588	1,644	5,709	1,388	2,123	
貸倒引当金戻入益	1,895	-	-	-	-	-	-	-	-	
補償損失引当金戻入益	-	-	69	645	4,518	-	-	-	-	
その他の経常収益	6,928	633	1,250	1,676	1,070	1,644	5,709	1,388	2,123	
経常費用	54,937	79,247	63,852	56,842	48,783	47,407	46,728	29,008	20,627	
資金調達費用	43,802	44,960	41,189	34,971	27,792	20,815	16,537	12,892	8,105	
借入金利息	43,802	44,960	40,927	34,971	27,792	20,815	16,529	12,892	8,078	
その他の支払利息	-	-	262	-	-	-	7	0	27	
役務取引等費用	5,322	11,091	11,385	8,995	9,549	6,593	-	-	-	
損害担保補償金	5,322	11,091	11,385	8,995	9,549	6,593	-	-	-	
その他業務費用	2,440	7,827	10,925	12,484	11,059	10,566	7,555	4,941	2,750	
利子補給金	2,440	7,827	10,925	12,484	11,059	5,481	7,555	4,941	2,750	
利子補給引当金繰入額	-	-	-	-	-	5,084	-	-	-	
営業経費	193	216	212	199	203	193	189	179	169	
その他経常費用	3,178	15,150	139	191	178	9,238	22,446	10,995	9,602	
補償損失引当金繰入額	2,980	14,981	-	-	-	8,992	22,231	10,847	9,507	
その他の経常費用	197	168	139	191	178	246	214	147	95	
経常利益又は経常損失(△)	2,318	△28,781	△16,329	△14,917	△11,090	△21,722	△22,025	△13,142	△9,376	
特別利益	-	-	-	39	-	-	-	-	-	
厚生年金基金代行返上益	-	-	-	39	-	-	-	-	-	
特別損失	-	-	-	31	-	-	-	-	-	
固定資産処分損	-	-	-	31	-	-	-	-	-	
当期純利益又は当期純損失(△)	2,318	△28,781	△16,329	△14,909	△11,090	△21,722	△22,025	△13,142	△9,376	

(注) 単位未満切り捨て

(3) 危機対応円滑化業務実績

(単位 億円)

科目	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
	ツーステップ・ローン		11,535	7,338	5,594	1,300	1,052	5,292	854	-
	貸付け等	11,535	7,338	5,594	1,300	1,052	5,292	854	-	350
	C P 取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
損害担保		17,398	14,702	14,093	12,343	10,775	5,474	892	11	8
	貸付け等	17,398	14,702	14,093	12,343	10,775	5,474	892	11	8
	C P 取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出資	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利子補給		24	78	109	125	111	55	126	50	28

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、公庫が令和2年3月末までに指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫）へ貸付実行した貸付金額。
2. 損害担保のうち、貸付け等の実績は、指定金融機関が令和2年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和2年5月10日までに補償応諾した引受金額。
3. 利子補給の実績は、指定金融機関が令和元年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額（原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給）。

(4) 原資の構成と推移

(単位 百万円)

科目	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
	貸付額		1,153,490	733,764	559,379	130,000	105,200	529,200	85,444	-
調達額	借入金	1,153,490	733,764	559,379	130,000	105,200	529,200	85,444	-	35,000
	政府保証国内債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	財投機関債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	回収金等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		1,153,490	733,764	559,379	130,000	105,200	529,200	85,444	-	35,000

2-vi. 特 定 事 業 等

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

科 目		年 度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資 産 の 部	現 金 預 け 金	251	306	311	272	262	262	255	257	225
	預 け 金	251	306	311	272	262	262	255	257	225
	貸 出 金	21,300	54,135	62,318	81,810	76,277	68,254	56,862	44,703	132,977
	証 書 貸 付	21,300	54,135	62,318	81,810	76,277	68,254	56,862	44,703	132,977
	そ の 他 資 産	97	130	186	181	143	153	134	130	73
	前 払 費 用	0	0	-	-	-	-	-	-	-
	未 収 収 益	65	96	135	153	143	125	104	83	63
	そ の 他 の 資 産	31	33	50	28	0	28	30	47	9
	有 形 固 定 資 産	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	リ ー ス 資 産	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	無 形 固 定 資 産	10	9	7	23	19	14	9	6	9
	ソ フ ト ウ ェ ア	10	7	7	23	19	14	9	6	3
	リ ー ス 資 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の無形固定資産	0	1	0	0	0	0	0	-	6
	前 払 年 金 費 用	-	-	-	12	12	11	10	11	9
資 産 の 部 合 計	21,658	54,581	62,822	82,300	76,715	68,697	57,273	45,108	133,296	
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 用 金	21,300	54,135	62,318	81,810	76,277	68,254	56,862	44,703	132,977
	借 入 金	21,300	54,135	62,318	81,810	76,277	68,254	56,862	44,703	132,977
	そ の 他 負 債	66	128	191	192	145	161	134	154	76
	未 払 費 用	65	96	135	153	143	125	104	83	64
	リ ー ス 債 務	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	そ の 他 の 負 債	0	31	55	37	0	35	28	70	11
	賞 与 引 当 金	2	3	2	3	3	3	3	3	3
	役 員 賞 与 引 当 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 引 当 金	67	75	76	50	54	54	60	44	49
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(負 債 の 部 合 計)	21,437	54,342	62,588	82,055	76,479	68,473	57,060	44,906	133,107
	資 本 金	239	267	267	267	267	267	267	267	267
	利 益 剰 余 金	△17	△27	△32	△21	△31	△42	△54	△65	△77
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△17	△27	△32	△21	△31	△42	△54	△65	△77
	繰 越 利 益 剰 余 金	△17	△27	△32	△21	△31	△42	△54	△65	△77
株 主 資 本 合 計	221	239	234	245	235	224	212	201	189	
(純 資 産 の 部 合 計)	221	239	234	245	235	224	212	201	189	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	21,658	54,581	62,822	82,300	76,715	68,697	57,273	45,108	133,296	

(注) 単位未満切り捨て

促 進 円 滑 化 業 務

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
経 常 収 益	240	289	436	491	489	444	392	330	273	
資 金 運 用 収 益	179	221	360	414	412	367	313	254	198	
貸 出 金 利 息	179	221	359	414	412	367	313	254	198	
預 け 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
政 府 補 給 金 収 入	52	67	76	77	77	76	78	75	75	
一 般 会 計 より 受 入	52	67	76	77	77	76	78	75	75	
そ の 他 経 常 収 益	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 経 常 収 益	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
経 常 費 用	241	299	441	499	499	455	404	341	286	
資 金 調 達 費 用	179	221	359	414	412	367	313	254	198	
借 用 金 利 息	179	221	359	414	412	367	313	254	198	
営 業 経 費	61	77	81	85	87	88	90	86	87	
そ の 他 経 常 費 用	-	-	-	-	-	0	0	0	0	
そ の 他 の 経 常 費 用	-	-	-	-	-	0	0	0	0	
経 常 損 失	0	9	5	7	9	11	11	10	12	
特 別 利 益	-	-	-	20	-	-	-	-	-	
厚 生 年 金 基 金 代 行 返 上 益	-	-	-	20	-	-	-	-	-	
特 別 損 失	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
固 定 資 産 処 分 損	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△0	△9	△5	10	△9	△11	△11	△10	△12	

(注) 単位未満切り捨て

(3) 特定事業等促進円滑化業務実績

(単位 億円)

科目	年度								
	23	24	25	26	27	28	29	30	元
ツーステップ・ローン	13	328	107	229	11	11	5	-	1,000

(注) ツーステップ・ローンの実績は、公庫が令和2年3月末までに指定金融機関(株式会社日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額。

(4) 原資の構成と推移

(単位 百万円)

科目	年度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
貸付額	1,300	32,835	10,683	22,903	1,107	1,060	532	-	100,000	
調達額	借入金	1,300	32,835	10,683	22,903	1,107	1,060	532	-	100,000
	政府保証国内債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	財投機関債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	回収金等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,300	32,835	10,683	22,903	1,107	1,060	532	-	100,000	

3. 株 式 会 社 国

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	元	
資 産 部	現 金 預 け	685,678	837,986	723,189	850,496	1,220,187	1,526,209	1,750,821	1,191,040	1,544,323	
	現 預 け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	買 現 先 勘	685,678	837,986	723,189	850,496	1,220,187	1,526,208	1,750,821	1,191,040	1,544,323	
	有 価 証	602,725	284,902	202,733	-	-	-	-	-	-	
	株 の 他 の 証	74,108	122,181	227,201	261,786	236,602	281,249	338,928	362,975	352,750	
	貸 そ の 出	-	-	-	-	-	-	-	-	255	255
	証 書 貸 付	74,108	122,181	227,201	261,786	236,602	281,249	338,928	362,720	352,495	
	そ の 他 の 資 産	8,110,356	10,555,128	12,655,401	14,432,949	13,540,661	14,309,138	13,513,680	13,576,561	13,133,980	
	支 払 費 用	8,110,356	10,555,128	12,655,401	14,432,949	13,540,661	14,309,138	13,513,680	13,576,561	13,133,980	
	前 未 収 取	927,190	338,679	213,627	430,297	256,188	261,790	377,370	277,353	433,604	
	金 融 派 生 商 品	250	307	323	520	521	653	630	596	610	
	金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	31,856	34,558	37,008	45,331	49,807	68,861	84,663	110,829	81,817	
	そ の 他 の 資 産	894,785	264,231	73,135	18,913	43,357	1,972	43,355	42,253	293,640	
	有 形 固 定 資 産	296	39,581	271	282	273	382	107,539	334	586	
	建 設 仮 勘 定	37,425	28,206	28,558	28,295	27,804	27,613	28,355	27,940	28,115	
	土 地 建 物	3,227	3,166	3,176	3,040	2,882	2,916	2,841	2,758	3,030	
	建 設 仮 勘 定	33,881	24,694	24,694	24,664	24,427	24,311	24,311	24,311	24,311	
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	22	37	31	22	13	5	-	-	-	
	無 形 固 定 資 産	13	5	-	-	34	-	79	79	0	
	ソ フ ト ウ ェ ア	281	301	655	567	446	380	1,122	790	772	
	そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,642	1,352	1,561	3,154	2,737	2,711	3,464	6,701	5,220	
	支 払 承 諾 見 返 金	1,535	1,340	1,561	3,154	2,737	2,711	3,464	6,701	5,220	
	貸 倒 引 当 金	107	11	-	-	-	-	-	-	-	
資 産 合 計	2,378,325	2,400,699	2,422,658	2,572,328	2,464,703	2,384,997	2,259,369	2,491,767	2,118,383		
	△124,271	△138,891	△128,885	△115,492	△168,262	△222,036	△273,564	△293,126	△285,855		
	12,693,182	14,430,245	16,346,047	18,463,816	17,580,622	18,571,673	17,998,424	17,641,214	17,330,523		
負 債 及 び 純 資 産 部	借 入 金	5,255,489	7,234,598	8,407,707	9,425,316	9,438,450	9,908,705	8,370,758	7,574,713	6,786,499	
	社 会 債	5,255,489	7,234,598	8,407,707	9,425,316	9,438,450	9,908,705	8,370,758	7,574,713	6,786,499	
	そ の 他 の 負 債	2,378,637	2,215,962	2,711,377	3,049,490	2,668,558	3,301,565	4,392,597	4,583,492	4,886,646	
	未 前 払 費 用	372,934	216,171	448,229	949,227	528,890	461,442	435,385	304,608	424,436	
	金 融 派 生 商 品	28,923	27,127	29,106	27,645	31,815	43,592	54,097	68,151	57,187	
	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	47,745	50,284	52,091	63,934	57,888	65,572	54,322	51,281	41,920	
	リ ー ス 債 務	1,893	32,654	303,640	833,744	375,363	332,906	181,102	140,358	49,864	
	デ リ バ テ ィ ブ 取 引 受 入 担 保 金	-	-	63,140	12,750	63,380	18,880	56,280	44,620	268,460	
	そ の 他 の 負 債	135	58	38	31	16	3	-	-	-	
	賞 与 引 当 金	293,090	-	-	-	-	-	-	-	-	
	役 員 賞 与 引 当 金	1,146	106,045	211	11,121	426	487	89,582	195	7,004	
	退 職 給 付 引 当 金	496	445	483	500	516	519	546	566	586	
	支 払 承 諾 見 返 金	6	5	5	6	6	6	9	9	10	
	支 払 承 諾 見 返 金	12,481	15,595	14,251	6,395	7,090	6,807	6,785	6,988	6,715	
	支 払 承 諾 見 返 金	24	29	20	30	39	16	25	31	44	
	支 払 承 諾 見 返 金	2,378,325	2,400,699	2,422,658	2,572,328	2,464,703	2,384,997	2,259,369	2,491,767	2,118,383	
	資 産 合 計	10,398,395	12,083,506	14,004,734	16,003,296	15,108,255	16,064,061	15,465,477	14,962,176	14,223,323	
	利 益 準 備 金	1,291,000	1,360,000	1,360,000	1,391,000	1,391,000	1,683,000	1,765,200	1,785,300	1,883,800	
	利 益 準 備 金	824,522	851,685	911,366	993,053	972,140	842,366	883,615	905,343	995,583	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	772,006	788,314	820,000	865,683	929,368	800,754	821,601	852,751	879,277	
	繰 越 利 益 剰 余 金	52,515	63,370	91,366	127,369	42,772	41,612	62,014	52,591	116,306	
	株 主 資 本 合 計	52,515	63,370	91,366	127,369	42,772	41,612	62,014	52,591	116,306	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,115,522	2,211,685	2,271,366	2,384,053	2,363,140	2,525,366	2,648,815	2,690,643	2,879,383	
繰 越 へ ッ ジ 損 益	△1,825	2,221	5,472	12,786	4,303	2,468	△1,209	△557	△3,486		
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	181,089	132,831	64,472	63,681	104,923	△20,223	△114,658	△11,048	231,303		
(純 資 産 合 計)	179,263	135,053	69,945	76,467	109,226	△17,755	△115,868	△11,606	227,816		
負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,294,786	2,346,738	2,341,312	2,460,520	2,472,367	2,507,611	2,532,947	2,679,037	3,107,200		
	12,693,182	14,430,245	16,346,047	18,463,816	17,580,622	18,571,673	17,998,424	17,641,214	17,330,523		

(注) 1. 単位未満切り捨て

2. 金額は平成23年度は株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務、平成24年度は株式会社国際協力銀行国際協力銀行業務、平成25年度以降は株式会社国際協力銀行のものである。

3. 平成24年4月1日、「株式会社国際協力銀行法」(平23法39)に基づき株式会社国際協力銀行が成立し、同日付けで株式会社国際協力銀行に株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が移管された。

際 協 力 銀 行

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
経 常 収 益	201,695	217,040	226,100	257,252	240,005	294,656	389,589	476,885	481,996	
資 金 運 用 収 益	176,852	167,947	181,143	192,973	213,806	259,250	336,748	450,481	417,298	
貸 出 金 利 息	122,206	132,408	149,769	166,130	196,859	253,672	323,960	435,549	399,375	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	75	441	643	2,030	2,682	755	1,829	1,361	1,003	
買 現 先 利 息	491	671	262	59	7	4,822	—	—	—	
預 け 金 利 息	1,088	1,232	1,623	1,479	2,787	4,822	10,946	13,536	16,858	
金 利 スワ ッ プ 受 入 利 息	52,985	33,191	28,784	23,116	11,250	—	—	—	—	
そ の 他 の 受 入 利 息	5	2	60	156	219	0	12	34	60	
役 務 取 引 等 収 益	14,221	23,288	23,722	35,901	22,091	26,836	23,722	22,713	25,269	
そ の 他 の 役 務 収 益	14,221	23,288	23,722	35,901	22,091	26,836	23,722	22,713	25,269	
そ の 他 業 務 収 益	—	9,171	3,615	4,100	141	—	128	272	—	
外 国 為 替 売 買 益	—	5,197	3,615	3,856	117	—	—	—	—	
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—	—	—	—	—	—	54	—	
金 融 派 生 商 品 収 益	—	3,950	—	—	—	—	—	197	—	
そ の 他 の 業 務 収 益	—	24	—	244	23	—	128	20	—	
そ の 他 経 常 収 益	10,621	16,632	17,617	24,276	3,965	8,570	28,989	3,416	39,429	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	10,146	—	10,006	13,392	—	—	—	—	7,215	
債 却 債 権 取 立 益	244	4,572	3,713	101	0	0	—	3,208	29,308	
株 式 等 売 却 益	—	—	—	0	1,890	—	—	61	—	
組 合 出 資 に 係 る 持 分 損 益	—	11,843	3,694	10,633	1,914	8,421	—	—	2,741	
そ の 他 の 経 常 収 益	230	216	203	148	160	148	157	146	163	
経 常 費 用	144,588	153,671	134,741	136,755	197,276	253,118	327,495	424,013	365,247	
資 金 調 達 費 用	118,110	119,510	115,677	116,076	123,779	177,433	249,256	365,878	329,800	
借 用 金 利 息	56,117	63,797	57,187	50,488	57,339	91,175	115,370	156,898	126,812	
社 債 利 息	61,859	55,476	58,430	65,567	66,429	59,420	90,627	113,064	118,280	
金 利 スワ ッ プ 支 払 利 息	—	—	—	—	—	26,836	43,192	95,797	84,686	
そ の 他 の 支 払 利 息	133	236	60	20	10	—	65	118	19	
役 務 取 引 等 費 用	1,105	1,427	2,217	2,088	1,653	1,919	1,807	2,323	2,605	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,105	1,427	2,217	2,088	1,653	1,919	1,807	2,323	2,605	
そ の 他 業 務 費 用	6,110	597	1,377	1,585	1,310	3,136	5,410	2,695	8,899	
外 国 為 替 売 買 損	1,242	—	—	—	—	482	138	1,008	6,464	
社 債 発 行 費 債 却	739	387	979	659	729	1,662	2,309	1,081	1,117	
金 融 派 生 商 品 費 用	405	—	138	520	145	422	2,218	—	814	
そ の 他 の 業 務 費 用	3,723	210	260	405	434	569	743	604	503	
営 業 経 費 費 用	15,662	17,514	14,952	17,004	17,631	16,726	19,429	20,801	21,043	
そ の 他 経 常 費 用	3,598	14,620	516	—	52,901	53,902	51,592	32,314	2,899	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	14,620	—	—	52,770	53,855	51,528	19,561	—	
株 式 等 債 却	—	—	—	—	—	—	57	11,787	—	
貸 出 金 債 却	—	—	—	—	—	—	—	—	2,897	
株 式 等 売 却 損	198	—	—	—	130	—	—	—	—	
組 合 出 資 に 係 る 持 分 損 益	—	—	—	—	—	—	—	964	—	
そ の 他 の 経 常 費 用	3,400	0	516	—	—	46	6	—	2	
経 常 利 益	57,107	63,368	91,358	120,496	42,738	41,537	62,094	52,871	116,748	
特 別 利 益	3	1	8	5,707	43	75	9	6	16	
固 定 資 産 処 分 益	3	1	8	9	43	75	9	6	16	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
債 却 債 権 取 立 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
債 務 履 行 引 受 契 約 関 連 益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
厚 生 年 金 基 金 代 行 返 上 益	—	—	—	5,698	—	—	—	—	—	
特 別 損 失	4,594	—	0	16	—	—	8	—	0	
固 定 資 産 処 分 損	2	—	0	16	—	—	8	—	0	
そ の 他 の 特 別 損 失	4,592	—	—	—	—	—	—	—	—	
当 期 純 利 益	52,515	63,370	91,366	126,187	42,772	41,612	62,095	52,877	116,765	

(注) 1. 単位未満切り捨て

2. 金額は平成23年度は株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務、平成24年度は株式会社国際協力銀行国際協力銀行業務、平成25年度以降は株式会社国際協力銀行のものである。

3. 平成24年4月1日、「株式会社国際協力銀行法」(平23法39)に基づき株式会社国際協力銀行が成立し、同日付けで株式会社国際協力銀行に株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留車再編促進金融業務が移管された。

4. 「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」の改正により、「貸倒引当金戻入益」及び「債却債権取立益」については平成23年度から「その他経常収益」に計上している。

(3) 金融目的別・年度別承諾推移総括表

(単位 百万円, %)

年 度	輸出金融		輸入金融		投資金融		事業開発等金融		出 資		合 計
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
平成23	207,943	15	172,600	13	962,011	70	23,241	2	1,547	0	1,367,343
24	126,675	3	304,338	8	3,138,583	80	293,761	7	74,350	2	3,937,706
25	126,293	6	56,251	3	1,671,029	84	46,044	2	97,400	5	1,997,018
26	406,427	14	—	0	2,451,080	83	46,717	2	32,873	1	2,937,097
27	141,084	6	252,315	11	1,858,162	81	24,820	1	14,373	1	2,290,753
28	175,097	9	—	0	1,721,096	88	33,762	2	16,258	1	1,946,215
29	34,788	3	238,098	21	764,450	67	30,000	3	77,781	7	1,145,118
30	102,750	8	—	0	1,178,056	86	41,785	3	43,779	3	1,366,370
令和元	189,014	12	—	0	1,382,185	86	22,048	1	9,652	1	1,602,899

- (注) 1. 平成23年度は株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務の実績額、平成24年度は株式会社国際協力銀行国際協力銀行業務勘定の実績額、平成25年度以降は株式会社国際協力銀行の実績額を計上している。
 2. 平成24年4月1日、「株式会社国際協力銀行法」(平23法39)に基づき、株式会社国際協力銀行が成立し、同日付けで、株式会社国際協力銀行に、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が移管された。

(4) 原 資 の 構 成 と 推 移

(単位 百万円)

科 目	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
財 政 投 融 資	823,290	673,743	1,211,342	643,539	661,566	1,548,188	1,244,780	741,732	636,766	
産 業 投 資 出 資 金 (注3)	200,000	69,000	—	31,000	—	142,000	82,200	20,100	98,500	
財 政 融 資 資 金 借 入 金	201,000	400,000	555,100	239,700	244,900	530,500	209,500	109,600	43,700	
政 府 保 証 外 債 (5年 以 上)	422,290	204,743	656,242	372,839	416,666	875,688	953,080	612,032	494,566	
一 般 会 計 出 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外 国 為 替 資 金 借 入 金	230,423	1,744,992	1,581,335	1,273,292	1,595,878	1,142,740	854,443	654,959	422,974	
自 己 資 金 等	43,916	181,075	△343,579	361,783	△153,595	△490,490	△372,237	54,683	644,390	
合 計	1,097,629	2,599,811	2,449,099	2,278,614	2,103,849	2,200,438	1,726,986	1,451,374	1,704,130	

- (注) 1. 平成23年度は株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務の実績額、平成24年度は株式会社国際協力銀行国際協力銀行業務勘定の実績額、平成25年度以降は株式会社国際協力銀行の実績額を計上している。
 2. 平成24年4月1日、「株式会社国際協力銀行法」(平23法39)に基づき、株式会社国際協力銀行が成立し、同日付けで、株式会社国際協力銀行に、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が移管された。

4. 独立行政法人国際協力

(1) 連続貸借対照表

(単位 百万円)

年度末		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資 産 の 部	流動資産	11,035,796	11,011,073	11,054,800	11,276,598	11,526,038	11,778,767	12,171,739	12,520,290	12,706,238
	現金及び預金	74,880	58,820	66,376	127,050	87,531	208,993	255,639	323,390	180,956
	有価証券	-	-	-	-	-	2,000	5,000	-	-
	貸付金	11,032,404	11,020,269	11,068,669	11,223,481	11,502,091	11,661,980	12,005,004	12,300,294	12,614,846
	貸倒引当金	△131,589	△140,847	△142,613	△145,267	△153,208	△165,531	△171,804	△165,844	△142,053
	前渡金	4,701	3,704	4,088	6,227	9,754	19,943	22,629	19,217	16,209
	前払費用	74	77	81	110	109	118	47	29	11
	未収収益	46,987	42,848	40,460	37,544	35,529	32,645	29,981	28,003	26,380
	その他の	8,339	26,202	17,740	27,453	44,232	18,620	25,244	15,202	9,890
	固定資産	112,849	118,426	99,048	60,124	52,268	85,380	107,204	110,639	119,225
	有形固定資産	9,222	9,035	8,902	8,742	8,610	8,607	8,904	9,431	9,370
	無形固定資産	0	0	0	1	236	647	5,236	5,758	5,655
	投資有価証券	5,502	46	0	140	924	2,646	4,701	6,033	3,875
	関係会社株式	97,312	76,473	67,298	43,046	41,753	43,634	43,546	44,100	46,732
	金銭の信託	-	-	-	-	-	15,511	32,551	40,809	52,912
	破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	24,557	72,617	68,575	68,325	63,845	87,063	87,063	87,063	87,063
	貸倒引当金	△24,557	△40,577	△46,566	△60,989	△63,845	△73,484	△75,454	△83,193	△87,063
	その他の	812	832	839	859	745	755	657	638	681
	合計	11,148,645	11,129,499	11,153,848	11,336,721	11,578,306	11,864,147	12,278,942	12,630,929	12,825,464
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流動負債	351,514	386,807	322,221	316,261	291,432	232,426	213,256	246,141	146,954
	1年以内償還予定財政融資 資金借入金	323,204	317,109	275,876	244,355	219,212	188,060	150,179	138,032	106,613
	未払金	7,471	5,557	6,662	6,646	6,024	5,763	9,698	8,078	8,425
	未払費用	10,576	9,446	8,461	7,472	6,794	6,128	5,788	6,847	5,779
	その他の	10,263	54,695	31,223	57,788	59,402	32,476	47,590	93,185	26,137
	固定負債	2,104,810	1,930,813	1,834,175	1,884,309	2,019,783	2,149,375	2,451,974	2,641,459	2,763,230
	債券	200,000	260,000	320,000	417,305	477,305	590,596	683,132	733,299	791,079
	財政融資資金借入金	1,896,771	1,662,561	1,506,086	1,459,231	1,537,319	1,552,259	1,761,334	1,899,402	1,962,569
	退職給付引当金	7,777	8,018	7,892	7,331	4,063	4,293	4,203	4,193	4,226
	その他の	263	233	197	443	1,096	2,227	3,305	4,564	5,356
	(負債合計)	(2,456,324)	(2,317,620)	(2,156,396)	(2,200,570)	(2,311,215)	(2,381,801)	(2,665,229)	(2,887,600)	(2,910,185)
	資本	7,664,456	7,714,798	7,765,398	7,813,898	7,862,158	7,992,228	8,037,408	8,083,418	8,150,728
	政府出資金	7,664,456	7,714,798	7,765,398	7,813,898	7,862,158	7,992,228	8,037,408	8,083,418	8,150,728
	利益剰余金	1,036,291	1,129,789	1,255,358	1,369,796	1,472,558	1,546,921	1,626,110	1,703,881	1,799,526
	準備金	942,223	1,036,291	1,129,789	1,255,358	1,369,796	1,472,558	1,546,921	1,626,110	1,703,881
	当期末処分利益	94,068	93,497	125,569	114,438	102,762	74,363	79,188	77,771	95,645
	評価・換算差額等	△8,427	△32,708	△23,303	△47,542	△67,625	△56,803	△49,805	△43,969	△34,974
	その他有価証券評価差額金	△45	△1	-	△1	△52	△40	826	3,391	6,493
	その他の	△8,382	△32,706	△23,303	△47,541	△67,573	△56,762	△50,631	△47,360	△41,467
(純資産合計)	(8,692,321)	(8,811,879)	(8,997,452)	(9,136,152)	(9,267,091)	(9,482,347)	(9,613,713)	(9,743,329)	(9,915,279)	
合計	11,148,645	11,129,499	11,153,848	11,336,721	11,578,306	11,864,147	12,278,942	12,630,929	12,825,464	

機構有償資金協力部門

(2) 連続損益計算書

(単位 百万円)

科目		年度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
経常費用	有償資金協力業務関係費	124,557	128,703	92,278	94,688	90,402	99,105	94,049	89,945	86,837
	債券利息	3,627	4,334	4,950	5,431	5,751	6,116	7,327	9,331	9,515
	借入金利息	35,646	31,348	27,388	24,068	21,180	18,633	17,130	16,541	21,707
	金利スワップ支払利息	6,126	8,297	10,147	9,291	8,228	8,270	7,395	6,720	6,222
	その他支払利息	-	-	-	-	-	0	1	2	1
	業務委託費	22,564	21,031	21,278	18,978	22,204	24,432	32,484	33,865	29,138
	債券発行費	346	354	307	445	329	591	557	567	361
	外国為替差損	39	5	17	1	-	-	-	1,200	-
	人件費	3,351	2,993	3,057	3,233	3,625	3,812	3,896	4,156	4,170
	賞与引当金繰入	6	188	209	235	260	284	299	323	337
	退職給付費用	543	665	251	-	133	514	137	390	433
	物件費	11,749	12,795	12,669	13,068	12,542	12,605	14,212	13,621	12,296
	減価償却費	405	281	257	253	246	187	461	1,341	1,726
	税金	120	90	84	83	81	81	80	92	95
	投資有価証券評価等損	314	43	2	-	78	548	174	-	-
	関係会社株式評価等損	4,184	196	3,906	-	845	126	144	-	-
	金銭の信託運用損	-	-	-	-	-	838	1,497	-	-
	利息費用	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	貸倒引当金繰入	35,535	25,278	7,755	17,076	10,798	21,961	8,244	1,779	-
偶発損失引当金繰入	-	20,196	-	2,526	4,089	-	-	-	-	
その他業務費用	-	124	-	-	13	105	10	17	837	
その他経常費用	0	486	0	0	0	0	0	0	-	
合 計	124,557	128,703	92,278	94,688	90,402	99,105	94,049	89,945	86,837	
経常収益	有償資金協力業務収入	219,035	221,549	217,419	208,688	189,266	172,676	171,701	165,946	180,904
	貸付金利息	196,680	184,958	178,962	169,039	161,474	152,761	145,294	138,201	131,739
	国債等債券利息	22	13	11	9	9	0	0	0	0
	受取配当金	19,964	27,520	24,430	36,187	24,369	13,645	19,319	20,872	15,852
	貸付手数料	2,124	2,775	3,126	3,451	3,391	2,920	3,308	2,339	2,590
	外国為替差益	-	-	-	-	11	750	1,248	-	1,311
	投資有価証券評価等益	-	5,778	8	-	-	-	-	323	2,016
	関係会社株式評価等益	-	505	-	3	12	-	-	555	16
	金銭の信託運用益	-	-	-	-	-	-	-	2,343	199
	貸倒引当金戻入	-	-	-	-	-	-	-	-	19,922
	偶発損失引当金戻入	-	-	10,877	-	-	2,600	2,532	1,313	7,243
	その他業務収益	-	-	5	-	-	-	-	-	17
	その他経常収益	245	-	-	-	-	-	-	-	-
	財務収益	13	26	23	30	34	18	266	782	687
	受取利息	13	26	23	30	34	18	266	782	687
雑益	479	477	386	406	810	769	1,342	973	875	
償却債権取立益	-	150	19	20	20	20	20	20	20	
政府交付金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	219,527	222,202	217,847	209,144	190,130	173,483	173,328	167,721	182,486	
臨損時失	固定資産除却損	1	1	1	19	3	5	20	6	8
	固定資産売却損	903	1	0	0	3	1	0	0	0
	減損損失	-	-	-	-	-	15	-	-	-
	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生年金基金代行返上損	-	-	-	-	-	-	77	-	-	
合 計	904	2	1	19	6	21	97	6	9	
臨利時益	固定資産売却益	2	0	0	1	8	6	6	2	3
	賞与引当金戻入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金基金代行返上益	-	-	-	-	3,032	-	-	-	-
合 計	2	0	0	1	3,041	6	6	2	3	
当期総利益	94,068	93,497	125,569	114,438	102,762	74,363	79,188	77,771	95,645	

(3) 金融目的別・年度別承諾推移総括表

(単位 百万円, %)

年 度	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門				
	円 借 款		海 外 投 融 資		合 計
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額
平成23	948,959	100	413	0	949,372
24	1,222,908	100	3,786	0	1,226,694
25	985,691	100	80	0	985,771
26	1,013,774	100	2,119	0	1,015,893
27	2,074,514	92	186,359	8	2,260,873
28	1,467,427	99	18,365	1	1,485,792
29	1,845,384	98	43,013	2	1,888,398
30	1,253,324	99	12,815	1	1,266,139
令和元	1,459,437	96	63,729	4	1,523,166

(4) 原資の構成と推移 (独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

(単位 百万円)

区 分	年 度								
	23	24	25	26	27	28	29	30	元
一 般 会 計 出 資 金	41,900	50,342	50,600	48,500	48,260	130,070	45,180	46,010	67,310
財 政 投 融 資	78,200	82,900	119,400	254,569	297,300	253,980	457,587	386,633	231,900
財政融資資金借入金	78,200	82,900	119,400	197,500	297,300	203,000	402,600	332,100	231,900
政 府 保 証 債	—	—	—	57,069	—	50,980	54,987	54,533	0
自 己 資 金 等	489,645	731,394	579,813	524,822	625,945	520,581	635,758	656,732	808,342
合 計	609,745	864,636	749,813	827,891	971,505	904,631	1,138,525	1,089,375	1,107,552

Ⅲ 株 式 会 社 日 本

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

科 目		年 度								
		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資 産 の 部	貸 出 金	13,705,000	14,015,453	13,963,046	13,409,078	13,119,393	13,210,171	12,874,274	13,063,197	12,521,358
	コ ー ル ロ ー ン	89,500	84,000	87,000	335,000	-	-	463,179	260,000	720,000
	有 価 証 券	1,139,650	1,337,971	1,592,461	1,848,890	1,828,773	1,789,322	1,905,546	1,984,876	2,400,948
	金 銭 の 信 託	20,611	170,236	134,215	53,742	16,032	14,037	9,411	18,305	18,467
	買 現 先 勘 定	152,890	165,975	-	5,299	-	-	-	-	-
	現 金 預 け 金	164,535	128,839	240,522	287,698	433,496	987,258	996,990	959,585	1,252,106
	そ の 他 資 産	133,474	134,469	113,707	138,722	172,215	174,607	208,284	177,711	151,158
	有 形 固 定 資 産	154,674	122,363	116,585	114,863	113,291	111,916	111,698	110,833	110,442
	無 形 固 定 資 産	7,046	6,848	5,424	5,279	6,883	9,831	13,369	13,883	12,038
	繰 延 税 金 資 産	18,790	6,659	-	-	-	-	-	-	-
	前 払 年 金 費 用	-	-	-	1,326	1,290	1,268	1,210	1,215	1,191
	支 払 承 諾 見 返	128,518	155,753	107,174	167,482	180,124	181,010	201,796	273,239	267,306
	貸 倒 引 当 金	△150,351	△144,225	△111,716	△83,460	△61,907	△56,441	△44,895	△35,412	△35,578
	投 資 損 失 引 当 金	△1,073	△501	△459	△525	△594	△414	△176	△46	△36
合 計	15,563,264	16,183,843	16,247,962	16,283,399	15,808,999	16,422,568	16,740,690	16,827,388	17,419,402	
負 債 及 び 純 資 産 の 部	借 用 金	9,170,554	9,416,398	9,150,398	8,566,219	7,840,720	8,383,916	8,432,199	7,807,941	7,882,447
	(財政融資資金借入金)	4,485,410	4,295,461	4,059,476	3,925,524	3,821,070	3,726,489	4,153,430	4,372,900	4,812,647
	(簡保生命保険資金借入金)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(産業投資借入金)	91,875	170,547	154,219	140,895	108,021	98,463	91,029	7,035	3,548
	(その他の借入金)	4,593,269	4,950,390	4,936,703	4,499,800	3,911,629	4,558,964	4,187,740	3,428,006	3,066,252
	コ ー ル マ ネ ー	-	-	-	-	-	13,000	-	-	-
	債 券	3,130,495	3,053,277	3,085,674	3,220,206	3,221,870	3,016,714	3,086,650	3,190,536	3,314,656
	社 債	541,328	907,753	1,144,246	1,341,602	1,501,288	1,690,391	1,841,582	2,106,213	2,377,101
	そ の 他 負 債	129,229	119,273	127,069	218,200	176,320	106,304	88,586	179,306	187,896
	引 当 金	18,009	14,723	11,620	11,105	11,027	11,300	11,162	11,174	11,403
	繰 延 税 金 負 債	-	-	11,695	39,175	27,603	25,444	22,077	15,882	5,047
	支 払 承 諾	128,518	155,753	107,174	167,482	180,124	181,010	201,796	273,239	267,306
	(負 債 合 計)	13,118,133	13,667,181	13,637,880	13,563,994	12,958,957	13,483,227	13,681,008	13,584,295	14,045,859
	資 本 金	1,187,788	1,206,953	1,206,953	1,206,953	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424
	危 機 対 応 準 備 金	-	-	-	-	206,529	206,529	206,529	206,529	206,529
	特 定 投 資 準 備 金	-	-	-	-	130,000	230,000	330,000	588,000	848,000
	特 定 投 資 剰 余 金	-	-	-	-	618	1,813	3,099	5,412	12,436
	資 本 剰 余 金	1,060,466	1,060,466	1,060,466	1,060,466	995,466	945,466	895,466	766,466	636,466
	利 益 剰 余 金	154,540	187,730	275,716	335,018	429,751	479,443	548,371	610,436	629,290
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,818	27,707	37,703	84,749	52,206	42,233	47,773	42,079	20,709
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	27,519	33,803	29,243	32,217	35,045	33,430	28,018	23,745	19,687	
(純 資 産 合 計)	2,445,131	2,516,661	2,610,081	2,719,404	2,850,042	2,939,340	3,059,681	3,243,093	3,373,542	
合 計	15,563,264	16,183,843	16,247,962	16,283,399	15,808,999	16,422,568	16,740,690	16,827,388	17,419,402	

政策投資銀行

(2) 連続損益計算書

(単位 百万円)

科目	年度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
経常収益	318,606	334,119	340,802	328,664	344,910	269,738	267,057	268,994	260,166	
資金運用収益	277,128	268,638	255,448	236,107	216,972	193,678	189,537	188,051	174,958	
(貸出金利息)	254,567	243,076	229,860	207,042	187,526	165,276	156,192	152,860	139,508	
(有価証券利息配当金)	14,651	17,782	17,378	20,748	21,402	20,089	24,620	27,814	28,976	
(コールローン利息)	116	44	98	149	82	—	153	100	31	
(買現先利息)	287	351	282	231	226	—	—	—	—	
(預け金利息)	96	52	36	46	43	11	22	27	108	
(金利スワップ受入利息)	7,288	7,053	7,680	7,720	7,549	8,164	8,553	7,263	6,339	
(その他の受入利息)	124	278	110	167	141	136	△4	△16	△6	
役務取引等収益	9,233	9,669	13,087	8,091	10,333	12,682	11,684	12,854	11,561	
その他業務収益	5,523	7,857	10,899	14,015	9,526	5,896	6,259	7,274	15,172	
(外国為替売買益)	—	3,524	5,373	7,862	—	4,805	—	6,381	—	
(国債等債券売却益)	493	525	1,926	94	3,519	257	286	283	762	
(国債等債券償還益)	5,000	2,130	2,388	5,047	—	—	—	124	2	
(金融派生商品収益)	—	—	—	—	5,107	—	5,041	—	14,072	
(その他の業務収益)	30	1,675	1,211	1,011	899	833	931	484	334	
その他経常収益	26,722	47,953	61,368	70,450	108,077	57,480	59,576	60,814	58,474	
(株式等売却益)	3,055	18,411	2,396	12,353	45,787	24,866	6,293	14,016	8,181	
(金銭の信託運用益)	1,070	834	751	36	214	380	672	663	892	
(その他の経常収益)	22,597	21,578	27,721	58,059	62,073	32,163	52,568	46,135	49,401	
経常費用	222,736	219,493	186,061	180,342	170,241	155,924	146,716	152,113	182,739	
資金調達費用	155,488	144,287	132,090	117,846	106,933	98,097	89,303	87,896	77,086	
(債券利息)	47,668	43,100	39,773	36,488	35,056	34,831	33,198	37,676	33,958	
(コールマネー利息)	42	19	7	—	—	△11	△27	△52	△72	
(借入金利息)	104,536	97,276	87,766	76,785	66,982	58,113	51,097	45,257	36,605	
(社債利息)	3,183	3,884	4,520	4,509	4,825	5,172	5,090	5,083	6,670	
(金利スワップ支払利息)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(その他の支払利息)	60	5	20	62	68	△3	△10	△68	△75	
役務取引等費用	505	265	235	662	391	183	245	105	130	
その他業務費用	2,585	12,163	7,224	10,751	8,296	3,357	3,515	3,523	12,316	
(外国為替売買損)	862	—	—	—	4,043	—	1,423	—	10,074	

(2) 連続損益計算書(続)

(単位 百万円)

科目	年度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
(国債等債券売却損)	-	4	1,036	1	2,616	-	1	16	5	
(国債等債券償還損)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(国債等債券償却)	31	302	-	-	-	65	135	-	-	
(債券発行費償却)	687	642	469	708	867	709	870	861	817	
(社債発行費償却)	518	716	656	760	768	943	1,084	1,271	1,418	
(金融派生商品費用)	487	10,495	5,062	9,280	-	1,639	-	1,374	-	
(その他の業務費用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業経費	36,581	42,431	40,323	40,352	42,401	45,207	48,007	50,912	53,644	
その他経常費用	27,576	20,346	6,187	10,728	12,219	9,077	5,645	9,675	39,561	
(貸倒引当金繰入額)	3,116	9,921	-	-	-	-	-	-	1,708	
(偶発損失引当金繰入額)	-	135	-	5	3	24	-	-	-	
(投資損失引当金繰入額)	171	43	-	65	69	-	8	6	-	
(貸出金償却)	5,195	50	321	327	1,198	12	-	19	220	
(株式等売却損)	1,752	75	42	-	0	117	-	-	-	
(株式等償却)	6,402	1,688	1,868	4,776	1,797	1,491	366	1,440	32,162	
(金銭の信託運用損)	10	22	12	-	-	-	13	-	-	
(その他の経常費用)	10,929	8,407	3,944	5,554	9,149	7,432	5,255	8,208	5,470	
経常利益	95,870	114,625	154,741	148,322	174,668	113,814	120,341	116,880	77,427	
特別利益	11,141	719	9,589	125	70	117	1	1	0	
固定資産処分益	104	719	25	125	70	117	1	1	0	
貸倒引当金戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
償却債権取立益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
投資損失引当金戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の特別利益	11,037	-	9,563	-	-	-	-	-	-	
特別損失	441	382	348	245	441	232	54	33	294	
固定資産処分損	308	163	245	126	93	221	23	33	129	
減損損失	133	219	103	119	347	11	31	-	165	
その他の特別損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
税引前当期純利益	106,570	114,962	163,982	148,202	174,298	113,699	120,287	116,849	77,133	
法人税、住民税及び事業税	21,400	41,577	24,588	50,322	50,844	30,703	33,596	32,068	29,817	
法人税等調整額	10,450	2,844	16,153	7,798	5,587	2,832	△3,244	△1,719	408	
当期純利益	74,720	70,540	123,240	90,080	117,865	80,163	89,935	86,500	46,908	

(3) 投 融 資 額 の 推 移

(単位 億円)

項 目	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
投 融 資 額 総 額	29,271	26,174	29,434	25,442	30,277	40,126	31,534	37,909	39,519	
(うち危機対応業務)	9,585	5,908	5,000	1,130	1,012	5,287	854	—	26	

(4) 原 資 の 構 成 と 推 移

(単位 億円)

項 目	年 度									
	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
財 政 投 融 資	7,963	8,874	5,113	6,616	6,993	11,777	9,727	7,722	12,703	
産 投 出 資 金	4	—	—	—	650	500	500	1,290	1,300	
産 投 借 入 金	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	
財政融資資金借入金	5,000	5,000	3,000	3,000	3,000	8,000	5,800	3,000	8,000	
簡 保 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
政 府 保 証 債	2,959	2,874	2,113	3,616	3,343	3,277	3,427	3,432	3,403	
自 己 資 金 等	21,308	17,300	24,321	18,826	23,284	28,349	21,807	30,186	26,816	
計	29,271	26,174	29,434	25,442	30,277	40,126	31,534	37,909	39,519	

Ⅳ 株 式 会 社 商 工

(1) 連 続 貸 借 対 照 表

(単位 百万円)

科 目		23	24	25	26	27	28	29	30	元
資 産	コール・ローン、預 け金、現金勘定	272,063	581,527	937,108	1,056,593	1,199,741	1,780,475	1,568,294	1,902,100	1,364,736
	有 価 証 券 勘 定	2,303,559	2,159,719	1,971,165	1,931,430	1,703,504	1,543,111	1,514,685	1,383,976	1,283,350
	貸 出 金 勘 定	9,626,981	9,549,056	9,488,404	9,503,181	9,539,545	9,356,834	8,648,176	8,289,725	8,294,117
	動 産 ・ 不 動 産 勘 定	49,752	52,898	55,336	56,645	54,743	53,740	54,292	48,053	48,159
	支 払 承 諾 見 返	75,414	82,037	88,798	98,619	102,575	103,433	102,700	104,967	110,780
	そ の 他 資 産	168,505	158,785	153,424	164,088	167,625	177,866	207,316	210,676	225,447
	貸 倒 引 当 金	△223,468	△225,921	△234,576	△245,043	△260,245	△236,579	△205,240	△189,666	△177,240
	合 計	12,272,807	12,358,100	12,459,658	12,565,513	12,507,489	12,778,881	11,890,224	11,749,831	11,149,349
負 債 ・ 資 本 金	預 金 勘 定	3,867,912	4,408,589	4,933,617	5,130,847	5,291,726	5,381,988	5,149,493	5,342,338	5,355,867
	債 券 勘 定	5,344,260	5,019,108	4,825,232	4,833,581	4,816,869	4,744,121	4,459,540	4,238,310	3,990,150
	借 用 金 勘 定	1,877,521	1,738,605	1,508,095	1,381,851	1,059,572	954,225	461,779	341,130	251,106
	引 当 金 勘 定	27,056	26,893	26,206	29,479	29,813	35,921	51,960	74,608	65,899
	支 払 承 諾	75,414	82,037	88,798	98,619	102,575	103,433	102,700	104,967	110,780
	そ の 他 負 債	218,119	206,387	194,927	192,858	297,826	621,411	693,202	686,169	418,867
	負 債 合 計	11,410,283	11,481,619	11,576,875	11,667,235	11,598,380	11,841,099	10,918,674	10,787,521	10,192,670
	資 本 金	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
	政 府 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	組 合 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	危 機 対 応 準 備 金	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	135,000	129,500
	特 別 準 備 金	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811	400,811
	資 本 剰 余 金	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	そ の 他 資 本 剰 余 金	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	利 益 剰 余 金	84,791	94,129	102,150	111,906	118,975	145,797	177,595	187,583	196,822
	利 益 準 備 金	16,114	17,014	17,914	18,813	19,713	20,612	21,512	22,411	23,311
	そ の 他 利 益 剰 余 金	68,677	77,115	84,236	93,092	99,262	125,184	156,083	165,172	173,511
	任 意 積 立 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前 期 繰 越 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自 己 株 式	△983	△995	△1,006	△1,016	△1,027	△1,038	△1,050	△1,062	△1,072	
評 価 差 額 金	9,251	13,882	12,175	17,923	21,695	23,559	25,541	21,323	11,965	
資 本 合 計	862,524	876,480	882,784	898,278	909,109	937,782	971,551	962,310	956,679	
合 計	12,272,807	12,358,100	12,459,658	12,565,513	12,507,489	12,778,881	11,890,224	11,749,831	11,149,349	

- (注) 1. 預金勘定には譲渡性預金を含む。
2. 借入金勘定にはコールマネーを含む。
3. 当期利益は当期純利益の数字となっている。
4. 動産・不動産勘定は有形固定資産＋無形固定資産、評価差額は評価換算差額等、資本合計は純資産の部合計の数字となっている。
5. 平成20年度(21年3月期)より政府出資金・組合出資金は開示していない。

組 合 中 央 金 庫

(2) 連 続 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目 \ 年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
(経 常 損 益 の 部)									
経 常 収 益	205,428	199,059	189,164	180,719	170,250	160,234	170,187	146,438	119,022
貸 出 金 利 息	165,407	157,151	148,332	140,317	132,292	119,161	103,701	92,450	87,251
有 価 証 券 利 息 配 当 金	12,951	11,616	9,892	9,240	7,807	7,253	5,723	5,604	4,397
貸 倒 引 当 金 戻 入	-	-	-	-	-	-	20,985	-	-
そ の 他 収 益	27,070	30,292	30,939	31,161	30,151	33,819	39,779	48,384	27,373
経 常 費 用	179,766	172,400	162,386	144,681	136,725	111,035	113,240	115,646	98,441
債 券 利 息	27,528	20,685	14,883	10,510	8,607	4,366	2,097	1,555	1,007
預 金 利 息	5,239	4,517	4,149	4,527	4,597	3,985	3,456	4,052	4,123
債 券 発 行 費 用 償 却	74	65	24	24	17	15	12	17	16
貸 出 金 有 価 証 券 償 却	1,666	1,757	1,946	534	921	683	440	646	438
貸 倒 引 当 金 繰 入	46,956	48,478	43,985	36,946	32,677	5,927	-	1,420	6,040
営 業 経 費	77,081	76,823	78,802	78,227	78,619	81,685	77,409	77,715	74,983
そ の 他 費 用	21,222	20,074	18,598	13,913	11,287	14,374	29,825	30,240	11,832
経 常 利 益	25,662	26,659	26,777	36,037	33,526	49,199	56,947	30,792	20,581
(特 別 損 益 の 部)									
特 別 利 益	4	275	46	281	23	-	102	686	-
特 別 損 失	230	525	352	330	303	240	745	6,850	4,520
税 引 前 当 期 利 益	25,436	26,409	26,472	35,989	33,246	48,959	56,304	24,628	16,061
法 人 税, 住 民 税 及 び 事 業 税	7,140	15,414	17,203	17,238	14,129	14,160	13,179	11,343	2,265
法 人 税 等 調 整 額	8,720	△2,840	△3,250	3,150	7,550	3,480	6,830	△1,200	60
当 期 利 益	9,575	13,836	12,519	15,601	11,567	31,319	36,296	14,485	13,736
前 期 繰 越 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 未 処 分 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 預金利息には譲渡性預金利息を含めている。
2. 債券発行差金の償却額は、債券利息を含めて表示している。
3. 当期利益は当期純利益の数字となっている。
4. 平成20年度(21年3月期)より前期繰越利益・当期未処分利益は開示していない。

(3) 年 度 別 貸 出 実 行 額

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
直 接 貸	4,800,668	4,479,121	4,570,407	4,648,569	4,445,023	4,421,310	3,516,793	3,605,675	3,698,012
代 理 貸	1,718	1,570	1,894	1,604	1,662	1,669	1,115	1,032	924
合 計	4,802,386	4,480,691	4,572,301	4,650,173	4,446,685	4,422,979	3,517,908	3,606,707	3,698,936

(注) 員外貸付、海外現地法人向け貸付、当座貸越は除く。

(4) 年度別業種別貸出実行額

(単位 百万円)

区 分	年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
	製 造 業		1,760,926	1,625,691	1,595,612	1,604,958	1,512,254	1,500,607	1,207,390	1,209,975
農 林 水 産 業		9,888	9,856	11,099	11,490	12,212	13,687	11,454	14,741	13,173
鉱 業		7,422	6,919	6,700	6,994	7,034	6,198	5,288	5,756	5,409
建 設 業		211,066	190,280	193,523	225,597	217,722	210,341	152,231	165,323	168,109
卸・小 売 業		1,763,863	1,659,100	1,694,607	1,665,223	1,607,571	1,582,239	1,274,501	1,290,002	1,273,025
金 融・保 険 業		13,503	16,326	16,682	20,510	13,154	11,712	9,691	12,459	10,169
不 動 産 業		246,455	241,091	277,050	303,456	294,382	279,801	223,535	241,740	277,820
運 輸 通 信 業		451,661	428,105	445,902	465,846	447,336	478,741	377,180	382,636	403,211
電 気・ガ ス・水 道 業		5,365	6,935	8,171	4,885	5,108	3,077	2,666	4,244	7,946
サ ー ビ ス 業		330,519	294,818	321,061	339,610	328,250	334,907	252,857	278,799	319,015
合 計		4,800,668	4,479,121	4,570,407	4,648,569	4,445,023	4,421,310	3,516,793	3,605,675	3,698,012

(注) 直接貸の実行額(員外貸付、海外現地法人向け貸付、当座貸越は除く)。

(5) 原資の構成と推移

(単位 百万円)

区 分	年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
	払 込 資 本 金		218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
債 券 発 行 残 高		5,344,260	5,019,108	4,825,232	4,833,581	4,816,869	4,744,121	4,459,540	4,238,310	3,990,150
預 金		3,867,912	4,408,589	4,933,617	5,130,847	5,291,726	5,381,988	5,149,493	5,342,338	5,355,867
借 用 金		1,877,521	1,738,605	1,508,095	1,381,851	1,059,572	954,225	461,779	341,130	251,106
そ の 他		889,046	891,107	885,264	901,961	1,018,094	1,376,461	1,498,059	1,504,433	1,222,792
総 資 金		12,197,393	12,276,062	12,370,861	12,466,894	12,404,914	12,675,448	11,787,524	11,644,864	11,038,569

(注) 1. 預金には譲渡性預金を含む。
2. 借入金にはコールマネーを含む。
3. 総資金は、貸借対照表合計から支払承諾勘定を控除して表示している。

(6) 商工債年度別発行額及び発行残高

(単位 百万円)

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	元
区 分	金融機関等	641,220	585,040	554,120	551,050	484,590	313,400	207,020	427,800	473,100
	法 人	647,297	558,539	652,920	703,950	785,920	817,650	650,920	489,010	349,340
	個 人	63,487	47,968	21,443	20,172	1,310	0	0	0	0
	政 府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,352,004	1,191,547	1,228,483	1,275,172	1,271,820	1,131,050	857,940	916,810	822,440
割 引	法 人	110,768	43,494	0	0	0	0	0	0	0
	個 人	395,205	241,199	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	505,974	284,692	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1,857,978	1,476,239	1,228,483	1,275,172	1,271,820	1,131,050	857,940	916,810	822,440
残 高	利 付	4,868,870	4,754,780	4,825,232	4,833,581	4,816,869	4,744,121	4,459,540	4,238,310	3,990,150
	割 引	475,390	264,327	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	5,344,260	5,019,108	4,825,232	4,833,581	4,816,869	4,744,121	4,459,540	4,238,310	3,990,150

(7) 業 務 委 託 状 況

区 分	23	24	25	26	27	28	29	30	元
代理店数 (信用組合等)	138	137	136	135	134	132	130	127	124

(8) 貸 出 条 件

貸付対象先	貸 出 期 間			基 準 金 利		返済方法
	短期運転資金	長期運転資金	設 備 資 金	短期資金	長期資金	
中小企業等協同組合などの組合及びその構成員	原則として1年未満	原則として10年以内	原則として15年以内	原則として短期プライムレート以上	原則として長期プライムレート以上	分割返済または期限一時返済

- 1日 ○自販連、1月の国内新車販売台数を発表
国内新車販売台数(含む軽)は、38万4,442台で前年比+6.8%と4か月連続の増加
- 米供給管理協会、1月のISM景況指数(製造業)を発表
総合指数は58.7%と前月(60.5%)から低下
- 2日 ○EU統計局、ユーロ圏の2020年10-12月期GDP(1次速報)を発表
実質GDP成長率は季調済前期比△0.7%(年率△2.8%)
- 4日 ○イングランド銀行(BOE)、金融政策委員会を開催
・政策金利(0.10%)の据え置き、
・資産買入れ枠を維持(総額8,950億ポンド)
- 5日 ○内閣府、12月の景気動向指数(CI)(速報)を発表
先行指数は94.9(前月差△1.2ポイント)で7か月ぶりの減少、一致指数は87.8(前月差△1.2ポイント)で2か月連続の減少、遅行指数は91.7(前月差+0.7ポイント)で3か月ぶりの上昇、基調判断は「下げ止まりを示している」とし据え置き
- 総務省、12月の家計調査(二人以上の世帯)を発表
実質消費支出は前年比△0.6%と3か月ぶりの減少、季調済前月比は+0.9%と2か月ぶりの増加
基調判断は「一年前と比べた12月の世帯消費支出は、新型コロナウイルスの感染再拡大による自粛などの影響で減少したが、一部の品目では巣ごもり需要などによる増加が見られており、引き続き今後の動向に注視が必要」とし表現を変更
- 米商務省、12月の貿易・サービス収支を発表
貿易・サービス収支(国際収支ベース)は△666億ドルとなり、前月(△690億ドル)から赤字額は縮小
- 米労働省、1月の雇用統計を発表
非農業部門の雇用者数は前月比4.9万人増、過去2か月分は修正(12月分は同22.7万人減に下方修正(△8.7万人)、11月分は同26.4万人増に下方修正(△7.2万人))
失業率は6.3%と前月(6.7%)から低下
- 8日 ○内閣府、1月の景気ウォッチャー調査を発表
景気の現状判断DIは前月差△3.1ポイントの31.2となり3か月連続の低下、先行き判断DIは前月差+3.8ポイントの39.9となり2か月連続の上昇
景気現状の基調判断は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、このところ弱まっている。先行きについては、感染症の動向に対する懸念がみられる。」とし下方修正
- 財務省、12月の国際収支状況(速報)を発表
経常収支は1兆1,656億円、前年比+6,207億円(黒字幅拡大)で78か月連続の黒字
- 東京商工リサーチ、1月の全国企業倒産状況を発表
倒産件数は474件(前年比△38.6%)と7か月連続の前年比マイナス、負債総額は813億円(同△34.7%)、倒産企業の従業員数は1,862人(同△56.1%)、上場企業倒産は0件
- 9日 ○厚生労働省、12月の毎月勤労統計(速報)を発表
現金給与総額(共通事業所系列)は前年比△2.9%(うち所定内給与は同+0.3%、所定外給与は同△9.0%、特別給与は同△5.1%)となり9か月連続のマイナス
- 日本銀行、1月のマネーストック(速報)を発表
M2は前年比+9.4%、M3は同+7.8%、広義流動性は同+5.6%
- 10日 ○国土交通省、12月の建設工事受注動態統計を発表
公共工事受注額は前年比+10.6%で4か月連続の増加
- 日本銀行、1月の企業物価指数(速報)を発表
前年比△1.6%となり、11か月連続のマイナス
- 米労働省、1月の消費者物価指数を発表
総合指数は前年比+1.4%、前月比+0.3%、食品とエネルギーを除いたコア指数は前年比+1.4%、前月比0.0%
- 12日 ○英政府統計局、2020年10-12月期のGDP(速報)を発表=実質GDP成長率は前期比+1.0%、年率+4.0%
- 15日 ○内閣府、2020年10-12月期のGDP(1次速報)を発表
実質GDP成長率は、季調済前期比+3.0%(年率換算+12.7%)となり、2四半期連続のプラス成長
名目GDP成長率は、同+2.5%(年率換算+10.5%)となり、2四半期連続のプラス成長
GDPデフレーターは、同△0.5%となり8四半期ぶりのマイナス、前年比は+0.2%と8四半期連続のプラス
- 東日本建設業保証会社等、1月の公共工事前払金保証統計を発表
公共工事請負金額は前年比△1.4%で4か月連続のマイナス
- 17日 ○内閣府、12月の機械受注統計を発表
民需(除く船舶・電力)は季調済前月比+5.2%と

日誌

(2 月 中)

<p>3か月連続の増加 基調判断は「機械受注は、持ち直している」とし上方修正</p> <p>○財務省、1月の貿易統計（速報）を発表 輸出は半導体等製造装置、プラスチック等が増加し、前年比+6.4%の5兆7,798億円、輸入は原油、衣類・同付属品等が減少し、同△9.5%の6兆1,037億円、貿易収支は△3,239億円で7か月ぶりの赤字</p> <p>○国土交通省、12月の建設総合統計を発表 公共工事出来高は前年比+7.6%で、21か月連続のプラス</p> <p>○米連邦準備制度理事会（FRB）、1月の鉱工業生産を発表 総合は季調済前月比+0.9%</p> <p>○米商務省、1月の小売売上高を発表 総合は前月比+5.3%、自動車・同部品を除くと前月比+5.9%</p> <p>19日 ○政府、2月の月例経済報告を発表 景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。」とし下方修正</p> <p>○総務省、1月の消費者物価指数を発表 生鮮除く総合は前年比△0.6%となり、6か月連続のマイナス</p> <p>24日 ○内閣府、令和3年第2回経済財政諮問会議を開催 議事：（1）マクロ経済運営（金融政策、物価等に関する集中審議） （2）グリーン・ニューディールに向けて</p>	<p>26日 ○経済産業省、1月の商業動態統計を発表 小売業販売額は前年比△2.4%で2か月連続の減少、季調済前月比は△0.4%で3か月連続の減少 基調判断は「弱含み傾向にある小売業販売」とし据え置き</p> <p>○経済産業省、1月の鉱工業指数（速報）を発表 生産は季調済前月比+4.2%、出荷は同+3.2%、在庫は同△0.2% 基調判断は「持ち直している」とし据え置き</p> <p>○国土交通省、1月の建築着工統計調査を発表 新設住宅着工総戸数（原数値）は、58,448戸（前年比△3.1%）と19か月連続の減少、季調済年率は80.1万戸（前月比+2.2%）と2か月ぶりの増加</p> <p>28日 ○中国国家统计局、2月の製造業PMI（購買部担当者指数）を発表 総合指数は50.6ポイントと前月（51.3）から低下</p> <p>東証株価指数（TOPIX）第1部（終値） 月間最高値 1,965.08（16日） 〃 最安値 1,829.84（1日）</p> <p>日経平均株価（終値） 月間最高値 30,467.75円（16日） 〃 最安値 28,091.05円（1日）</p> <p>東京外為市場（ドル・円相場、銀行間直物、17時時点） 月間最高値 104.52円（10日） 〃 最安値 106.09円（26日）</p>
---	---

〔生産・出荷・在庫・稼働率〕

	2 0 1 5 年										%		製造工業 稼働率 (季調済)	製造工業 生産能力 指数 (季調済)
	生産者出荷指数					生産者製品在庫指数					前期比 (前年比)	前期比 (前年比)		
	季節調整済		特殊分類		生産財	季節調整済		特殊分類		(未) (季調済)				
	原指数	前年比	資本財	建設財		耐消費財	非耐消費財	生産財	前期比 (前年比)					
1970年度														
1975	72.7	2.2	71.3	186.2	80.9	75.5	60.7	69.0	96.9	7.7	87.7	14.4	88.9	117.1
1980	86.5	2.5	90.8	168.2	111.0	86.2	72.6	80.4	101.2	4.3	86.5	4.0	99.3	117.8
1985	109.0	5.0	125.3	206.3	132.1	101.2	91.7	102.3	109.9	4.1	78.6	△2.4	108.7	123.6
1990	103.3	2.1	112.5	184.7	108.6	101.5	90.7	98.4	115.5	3.5	92.4	4.3	110.8	107.0
1995	107.7	4.3	115.2	156.5	122.9	100.4	99.4	105.8	107.6	2.3	90.7	△0.2	109.0	107.1
2000	107.6	3.9	112.7	131.1	120.6	97.8	103.5	107.4	96.5	2.9	83.8	△1.8	100.2	110.6
2005	109.3	1.6	114.4	128.2	126.5	95.0	106.1	109.4	98.9	2.5	85.4	2.0	101.4	112.1
2006	114.3	4.6	120.9	127.6	134.9	97.6	111.2	114.4	100.6	1.6	85.0	△0.5	104.3	114.8
2007	117.5	2.7	123.2	121.6	140.8	98.7	115.2	118.0	101.3	1.9	86.0	0.8	106.4	116.0
2008	102.8	△12.7	103.3	115.1	118.1	99.2	98.5	102.4	97.4	△5.2	105.9	21.2	105.9	98.7
2009	93.0	△9.5	79.3	100.6	107.0	98.2	92.8	93.0	87.2	△10.5	101.2	△4.4	104.8	89.4
2010	101.2	8.8	95.5	100.4	111.7	97.8	101.9	100.8	85.5	△1.9	88.9	△12.2	104.5	98.1
2011	100.5	△0.7	100.9	100.4	109.1	98.8	98.6	99.3	95.8	12.1	96.5	8.6	103.5	96.9
2012	97.8	△2.9	93.9	101.6	104.2	98.2	97.2	97.9	94.2	△3.0	101.4	5.0	102.5	95.0
2013	101.1	3.4	97.4	106.7	107.8	100.0	100.9	102.3	90.3	△4.1	93.4	△7.9	100.7	101.3
2014	100.5	△0.6	100.7	102.2	101.3	98.7	100.8	100.6	95.0	5.2	99.3	6.3	100.3	102.0
2015	99.8	△0.7	98.6	100.1	100.3	101.3	99.5	99.6	95.2	0.2	100.2	0.9	99.6	99.3
2016	100.6	0.8	97.5	99.3	103.1	102.7	100.7	100.2	93.9	△1.4	100.7	0.5	99.0	99.2
2017	103.5	2.9	102.7	100.1	104.8	102.9	104.2	102.4	98.7	5.1	101.9	1.2	98.8	102.7
2018	103.8	0.3	102.4	99.6	104.6	104.6	104.3	102.6	98.9	0.2	105.0	3.0	98.6	102.5
2019	99.9	△3.8	98.0	97.5	100.9	104.0	99.3	98.9	101.8	2.9	112.3	7.0	98.2	98.3
2019 4-6	100.1	△2.2	100.9	99.7	107.5	104.6	102.2	101.4	104.4	1.0	107.3	1.3	97.7	102.1
2019 7-9	101.6	△1.1	102.2	99.1	103.8	105.2	100.2	101.3	103.3	△1.1	109.3	1.9	97.8	100.2
2019 10-12	100.2	△6.8	95.8	96.8	96.8	102.2	97.0	97.3	104.0	0.7	114.6	4.8	98.2	95.6
2020 1-3	97.8	△4.5	95.9	95.7	96.8	105.0	98.4	96.7	106.4	2.3	116.5	1.7	98.2	95.1
2020 4-6	80.3	△19.8	82.3	88.3	58.0	100.4	78.0	80.5	100.8	△5.3	141.7	21.6	97.6	75.2
2020 7-9	88.6	△12.8	81.8	87.0	88.6	101.0	87.6	87.8	97.5	△3.3	122.2	△13.8	97.3	85.6
2020 10-12	97.0	△3.2	91.2	89.5	98.9	97.5	94.0	93.8	95.3	△2.3	113.0	△7.5	97.3	93.8
2019 11	99.4	△8.5	92.3	96.3	99.6	102.7	97.1	96.8	103.6	△0.5	115.0	1.7	98.3	95.6
2019 12	100.7	△3.7	98.5	96.0	95.2	102.4	95.8	97.0	104.0	0.4	115.6	0.5	98.2	94.9
2020 1	93.5	△2.4	100.7	96.7	101.7	105.4	99.5	97.9	106.2	2.1	115.2	△0.3	98.4	97.4
2020 2	94.6	△5.7	97.1	97.4	96.0	104.5	100.2	98.9	104.4	△1.7	112.5	△2.3	98.3	95.6
2020 3	105.3	△5.2	89.8	92.9	92.7	105.0	95.6	93.2	106.4	1.9	121.9	8.4	98.2	92.2
2020 4	85.8	△15.0	86.4	91.3	61.1	103.8	84.0	80.5	106.1	△0.3	138.5	13.6	97.7	79.9
2020 5	72.2	△26.3	78.4	86.9	50.7	99.8	74.0	76.8	103.3	△2.6	148.6	7.3	97.7	70.6
2020 6	82.9	△18.2	82.1	86.8	62.3	97.5	76.0	80.5	100.8	△2.4	138.0	△7.1	97.6	75.0
2020 7	90.4	△15.5	83.6	87.1	81.7	102.0	83.9	85.8	99.3	△1.5	125.7	△8.9	97.4	82.2
2020 8	80.0	△13.8	79.8	86.8	86.7	100.0	87.4	87.1	98.0	△1.3	123.2	△2.0	97.6	84.6
2020 9	95.5	△9.0	82.0	87.2	97.3	101.0	91.5	90.5	97.5	△0.5	117.8	△4.4	97.3	90.0
2020 10	97.4	△3.0	91.2	91.2	102.6	99.2	94.0	94.9	95.7	△1.8	113.9	△3.3	97.3	95.4
2020 11	95.5	△3.9	89.6	89.6	98.4	95.2	94.5	93.8	94.3	△1.5	111.4	△2.2	97.3	92.6
2020 12	98.1	△2.6	88.9	87.6	95.7	98.0	93.6	92.8	95.3	1.1	113.6	2.0	97.3	93.3
発表機関				経産省			産							

〔注〕 2018年11月基準年次改訂。2012年以前の指数は、2015年基準指数に接続させたものである。
年度の指数については原指数。

〔設備・住宅〕

Table with columns for years (1970-2019), categories (建設工事受注, 機械受注, 製造業, 非製造業, 民間住宅, 総額), and various ratios (前年比, 前期比) and absolute values (億円, 千戸).

(注) 機械受注 (280社)・1986年度以前は178社ベース。
2005年4月より、季節調整方法がセンサス局法 X-11 から X-12-ARIMA の中の X-11 に移行した。
2005年度以降は、「携帯電話」の受注額は含まない。
建設工事受注 (50社)：1984年度以前は43社ベース。

(国際収支)

1970年度 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2019 2020 2020 2020 4-6 7-9 10-12 2020 1-3 4-6 7-9 10-12 P 2019 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 P 12 P 2021 発表機関	国際収支状況 (IMF統計ベース) (注)															外 債 準備 高 額 (期末) (ゴードン・ トランシェ と併入) 百万ドル	為替レート (インターバンク米 ドル直物中心相場) 1ドルにつき円 最高-最低 平均			
	経常																億 円	億 円		
	貿易・サービス収支																			
	貿易収支																			
	輸出																			
資本 移動等 収支	直接 投資	証券 投資	金融 派遣 品	融 資 品	その 他 投 資	外 債 備	誤 差 漏 脱	支 出	支 入	貨 物	貨 物 備 蓄	支 出 前 面 比	支 入 前 面 比	支 出 前 面 比	支 入 前 面 比	支 出 前 面 比	支 入 前 面 比			
																		支		支
金 融 取 引 支 出															億 円	億 円				
支 出																				
1970年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,458	1 ~ 290.60
1975	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,182	~ 306.85
1980	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,020	290.60 ~ 262.50
1985	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,917	262.50 ~ 217.43
1990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68,894	217.43 ~ 255.55
1995	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	203,951	255.55 ~ 221.68
2000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	361,472	221.68 ~ 160.10
2004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	837,718	160.10 ~ 141.52
2005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	852,030	141.52 ~ 107.40
2006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	908,958	107.40 ~ 124.60
2007	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,015,587	124.60 ~ 110.45
2008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,018,549	110.45 ~ 100.64
2009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,042,715	100.64 ~ 92.85
2010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,116,025	92.85 ~ 85.71
2011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,288,703	85.71 ~ 85.30
2012	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,254,356	85.30 ~ 82.89
2013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,279,346	82.89 ~ 100.16
2014	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,245,316	100.16 ~ 121.62
2015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,262,099	121.62 ~ 109.66
2016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,230,330	109.66 ~ 119.92
2017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,268,287	119.92 ~ 118.20
2018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,291,813	118.20 ~ 114.37
2019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,366,177	114.37 ~ 112.05
2019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55,259	112.05 ~ 109.85
2019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52,547	109.85 ~ 107.31
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,108	107.31 ~ 108.72
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,759	108.72 ~ 109.66
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50,942	109.66 ~ 108.79
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,507	108.79 ~ 107.61
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,552	107.61 ~ 106.26
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46,657	106.26 ~ 109.46
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,522	109.46 ~ 106.20
2019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,654	106.20 ~ 109.18
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,318	109.18 ~ 110.20
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,234	110.20 ~ 109.96
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,955	109.96 ~ 107.29
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,364	107.29 ~ 107.93
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,925	107.93 ~ 107.98
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,262	107.98 ~ 107.56
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,441	107.56 ~ 106.78
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,153	106.78 ~ 106.96
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,849	106.96 ~ 105.74
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,863	105.74 ~ 105.24
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,988	105.24 ~ 105.28
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,685	105.28 ~ 104.48
2021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,392,058	104.48 ~ 103.70
発表機関																日本銀行	当課			

(注) IMFの国際収支マニュアル第6版ベース。

〔国内総支出・国民総所得〕

1970年度 1975 1980 1985 1990 1995 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019	国内総支出 (GDP)		成長率		国民総所得(GNI)成長率 (季節調整済)(注)		民間最終消費支出		国内		企業設備		在庫変動		住宅	
	(季節調整済)(注)		実質		名目		前期比		前期比		前期比		前期比		前期比	
	名目	実質	CY	CY	名目	実質	CY	CY	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質
	10 億円	%	%	%	10億円	%	10億円	%	10億円	%	10億円	%	10億円	%	10億円	%
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	248,375.9	287,366.4	—	—	134,506.3	—	—	54.2	39,680.7	—	—	16.0	—	—	—	—
	330,396.8	355,096.2	7.2	6.3	6.6	7.6	6.7	54.1	54,556.0	14.3	15.1	16.5	0.8	15,148.3	6.1	
	451,683.0	453,603.9	8.6	6.2	5.1	7.9	5.6	52.8	92,066.7	14.1	11.5	20.4	0.4	14,731.4	3.8	
	525,304.5	492,181.7	2.6	3.2	2.9	2.1	3.6	52.6	85,897.5	6.7	8.4	16.9	0.4	25,066.9	5.5	
	530,297.5	473,318.9	△0.8	△1.6	△0.3	△1.6	△0.3	52.1	1,294.9	△3.2	△1.6	15.4	0.2	25,127.9	5.5	
	537,616.2	485,624.8	1.4	1.4	2.6	1.6	2.7	53.6	87,966.2	4.5	6.1	16.4	0.1	25,274.6	4.7	
	527,408.4	482,111.5	△1.9	△0.7	0.4	△0.8	0.8	53.6	82,499.4	△6.2	△3.0	15.6	0.2	23,605.1	4.5	
	523,466.0	486,545.6	△0.7	△1.3	0.0	△1.4	0.4	55.2	78,221.9	△5.2	△3.0	14.9	△0.2	23,054.7	4.4	
	526,222.6	495,925.2	0.5	△0.1	1.9	0.8	0.1	54.7	78,796.3	0.7	3.1	15.0	0.1	23,155.8	4.4	
	529,633.6	504,265.0	0.6	1.0	1.7	1.3	1.6	54.7	81,037.9	2.8	4.0	15.3	0.3	23,773.0	4.5	
	534,103.7	515,137.6	0.8	0.6	2.2	1.8	1.3	54.9	87,009.3	7.4	7.6	16.3	0.1	23,895.8	0.0	
	537,261.0	521,787.6	0.6	0.5	1.3	1.4	1.0	54.8	89,082.2	2.4	2.3	16.6	0.2	24,221.6	1.4	
	538,484.0	527,270.0	0.2	0.8	1.1	1.5	0.4	55.0	88,517.9	△0.6	△0.7	16.4	0.3	21,392.1	△1.7	
	516,174.0	508,261.9	△4.1	△2.1	△3.6	△4.7	△2.5	56.3	83,495.3	△5.7	△5.8	16.2	0.3	21,332.5	△2.5	
	497,366.8	495,877.5	△3.6	△6.2	△4.7	△3.5	△6.4	57.5	71,813.2	△14.0	△11.4	14.4	△0.9	16,501.2	△20.3	
	500,872.1	512,063.7	1.5	2.1	3.3	4.1	1.7	56.7	72,539.8	1.0	2.0	14.0	0.2	17,239.7	4.5	
	504,840.0	514,679.9	△1.0	△1.6	0.5	0.0	△0.9	57.4	74,920.1	3.3	4.0	15.0	0.3	17,986.7	4.4	
	499,423.9	517,922.8	△0.1	0.6	1.4	△0.1	0.5	58.0	75,794.8	1.2	1.5	15.2	0.1	18,680.7	3.9	
	512,685.6	522,080.4	2.7	1.6	2.7	2.0	3.3	57.9	80,547.3	6.3	5.4	15.7	0.3	20,777.5	11.2	
	523,418.3	530,191.6	2.1	2.0	△0.4	2.3	2.4	56.8	83,792.6	4.0	2.7	16.0	0.0	19,766.3	△4.9	
	540,739.4	539,409.3	3.3	3.7	1.7	1.6	3.4	55.4	86,962.4	3.8	3.4	16.1	0.3	20,396.3	3.2	
	544,827.2	543,462.5	0.8	1.2	0.8	0.4	0.7	54.8	87,000.6	0.0	0.8	16.0	0.0	21,251.1	4.2	
	555,687.4	553,171.1	2.0	1.6	1.8	1.7	2.1	54.5	90,108.4	3.6	2.8	16.2	0.3	21,255.0	0.0	
	556,822.9	554,749.1	0.2	0.6	0.3	0.6	0.4	54.8	91,770.0	1.8	1.0	16.5	0.4	20,530.7	△3.4	
	559,680.5	552,921.6	0.5	0.9	△0.3	0.3	0.5	54.4	91,573.0	△0.3	△1.0	16.4	0.4	20,381.7	4.1	
	536,100.0	—	△4.2	△5.2	△4.3	△4.1	△4.1	83,700.0	△8.6	△8.1	△8.1	14,000.0	△0.1	20,000.0	△6.3	
	559,500.0	—	4.4	4.0	3.8	3.6	3.6	86,400.0	4.0	3.9	3.2	2.9	2.9	2.7	1.8	
	550,138.5	548,861.4	0.5	0.3	0.3	—	—	88,808.1	0.8	0.6	0.6	16.1	△0.1	21,710.8	1.5	
	556,978.3	553,232.7	1.2	0.8	1.4	1.3	1.3	89,367.0	0.6	0.6	0.6	16.0	0.5	21,662.4	△0.2	
	558,216.1	555,491.3	0.2	0.4	0.1	△0.2	△0.2	90,782.9	1.6	1.4	1.4	16.3	0.5	21,071.7	△2.7	
	557,799.9	555,355.3	△0.1	△0.0	△0.1	△0.3	△0.3	91,325.8	0.6	0.6	0.6	16.4	0.3	20,610.9	△2.2	
	557,483.0	555,571.4	△0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	94.6	92,351.8	1.1	0.7	16.6	0.2	20,181.7	△2.1	
	554,050.1	551,886.5	△0.6	△0.7	△0.7	△0.9	△0.9	93,290.5	△3.3	△3.6	△3.6	16.1	0.5	20,524.6	1.4	
	555,479.4	554,447.1	0.3	0.5	0.5	0.4	0.3	93,035.0	4.2	4.1	4.1	16.7	0.5	20,578.6	0.6	
	560,972.1	557,623.3	1.0	0.6	0.9	1.0	1.0	92,401.6	△0.7	△0.7	△0.7	16.5	0.5	21,065.0	2.6	
	562,351.9	558,056.2	0.2	0.1	0.3	0.3	0.3	92,711.4	0.3	0.3	0.3	16.5	0.5	21,526.4	2.0	
	564,205.9	559,050.0	0.3	0.2	0.3	0.0	0.0	93,491.8	0.8	0.9	0.9	16.6	0.3	21,627.1	0.5	
	557,549.3	548,780.9	△1.2	△1.8	△1.3	△2.0	△2.0	89,426.8	△4.3	△4.5	△4.5	16.0	0.2	21,580.0	△1.9	
	554,740.3	545,681.8	△0.5	△0.6	△0.6	△0.2	△0.2	90,833.3	1.6	1.4	1.4	16.4	0.4	20,781.6	△3.7	
	510,638.2	500,384.4	△8.0	△8.3	△8.0	△7.4	△7.4	84,702.2	△6.7	△5.9	△5.9	16.4	0.3	20,659.4	3.7	
	538,574.2	526,687.0	5.5	5.3	5.3	5.0	5.0	82,947.3	△2.1	△2.4	△2.4	15.4	0.3	19,614.8	△5.1	
	552,139.6	542,688.5	2.5	3.0	2.8	3.2	3.2	86,318.1	1.8	2.2	2.2	15.6	△0.0	19,570.2	△0.2	

内 閣

発表機関

(注) 国内総支出、国民総所得：0.8 S.N.A.、2020年10-12月期1次速報値(連鎖方式、1994年度以降は2015暦年基準)による。
2020年度実績見込み、2021年度見直し：令和3年1月18日閣議決定。なお、*書きは、寄与度である。

〔国内総支出・国民所得・貯蓄率〕

年次	国内総支出				国民所得				貯蓄率													
	国内総支出				国民所得																	
10億円	前期		実質		前期		実質		1人当り													
	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質														
10億円	%		%		%		%		千円													
10億円	%		%		%		%		10億円													
1970年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
1975	58,159.1	23.4	34,936.6	14.1	23,222.5	9.3	33,501.3	13.5	203,878.7	—												
1980	68,284.6	1.4	20.7	45.961.2	4.8	1.8	46,126.6	6.8	32,801.3	17.5												
1985	88,492.2	7.9	4.2	19.8	3.8	5.2	34,346.1	10.2	260,559.9	15.9												
1990	127,200.0	4.6	4.6	24.2	3.7	6.5	46,887.1	8.9	346,892.9	12.6												
1995	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	380,158.1	10.5												
1999	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2000	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2001	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2002	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2003	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2004	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2005	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2006	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2007	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2008	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2009	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2010	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2011	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2012	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2013	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2014	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2015	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2016	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2017	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2018	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2019	129,626.9	0.7	2.3	24.1	3.7	1.7	43,471.7	8.2	378,088.5	9.6												
2020年推定	146,400.0	3.9	3.7	115,400.0	3.3	3.2	30,900.0	16.0	81,500.0	15.1												
2021年見込み	151,700.0	3.6	3.3	119,500.0	3.5	3.3	32,200.0	12.5	90,200.0	14.4												
2017	4-6	135,018.4	0.5	0.0	24.5	107,005.6	Δ0.2	Δ0.5	3.0	2.4	5.1	94,774.0	Δ0.5	Δ0.0								
2018	10-12	135,371.7	0.1	0.1	24.3	107,684.5	Δ1.4	Δ1.7	5.0	100,498.5	2.1	2.1	18.0	96,461.9	5.3	2.5	17.3	107,851.4				
2019	1-3	136,740.2	1.0	0.8	24.5	108,783.2	1.0	0.8	19.5	27,956.9	1.0	0.8	5.0	101,142.0	0.6	1.1	18.1	98,284.1	1.9	0.9	17.6	95,930.0
2020	4-6	137,581.0	0.6	0.2	24.7	108,802.7	0.0	Δ0.1	19.5	28,777.4	2.9	1.7	5.2	102,188.3	1.0	0.9	18.3	100,201.8	2.0	0.9	18.0	101,509.8
2021	7-9	137,121.0	Δ0.3	Δ0.2	24.7	108,748.6	Δ0.0	Δ0.1	19.6	28,772.4	Δ1.4	Δ1.4	5.1	102,023.4	Δ0.2	Δ2.1	18.4	102,205.3	2.0	Δ1.1	18.4	98,177.8
2022	10-12	137,026.5	Δ0.1	0.2	24.7	109,158.2	0.4	0.8	19.7	27,868.3	Δ1.8	Δ1.9	5.0	102,318.1	0.3	1.8	18.4	106,407.0	4.1	4.2	19.2	107,029.5
2023	1-3	138,344.9	1.0	0.7	24.7	109,912.9	0.7	0.4	19.6	28,432.0	2.0	1.8	5.1	98,857.7	Δ3.4	Δ1.6	17.6	97,955.4	Δ7.9	Δ3.9	17.5	95,518.0
2024	4-6	139,464.4	0.8	0.4	24.8	110,832.5	0.8	0.6	19.7	28,631.8	0.7	Δ0.1	5.1	98,055.7	Δ0.8	Δ0.1	17.4	99,427.7	1.5	1.7	17.7	101,661.2
2025	7-9	140,421.5	0.7	0.9	24.9	111,430.4	1.5	0.8	19.7	28,991.1	1.3	1.3	5.1	96,619.0	Δ1.5	Δ0.5	17.1	98,443.1	Δ1.0	0.9	17.0	98,351.4
2026	10-12	142,183.6	1.3	0.6	25.5	112,615.1	1.1	0.4	20.2	29,568.5	2.0	1.0	5.3	96,368.3	Δ0.3	0.2	17.3	94,911.1	Δ3.6	Δ3.2	17.4	106,240.1
2027	1-3	141,800.0	Δ0.3	Δ0.2	25.6	112,162.4	Δ0.4	Δ0.3	20.2	29,637.6	0.2	0.1	5.3	91,090.2	Δ5.5	Δ5.3	16.4	91,446.9	Δ3.6	Δ3.1	16.5	95,034.4
2028	4-6	141,336.2	Δ0.3	0.6	27.0	111,249.9	Δ0.8	0.2	21.8	30,086.3	1.5	2.0	5.9	72,921.2	Δ19.9	Δ17.2	14.3	84,196.7	Δ7.8	1.3	16.5	—
2029	7-9	145,458.4	2.9	2.4	27.0	114,988.5	3.4	2.8	21.4	30,469.8	1.3	0.9	5.7	80,379.6	10.2	7.4	14.9	79,333.2	Δ5.9	Δ8.2	14.7	—
2030	10-12	147,197.3	1.2	1.8	26.7	116,460.5	1.3	2.0	21.1	30,736.8	0.9	1.1	5.6	88,944.1	10.7	11.1	16.1	82,808.0	4.4	4.1	15.0	—

発表機関
国内総支出：0.8.5.N.A.、2020年10～12月期1次速報値（連鎖方式、1995年度までは2000年基準、1994年度以降は2015年基準）による。
(注) 2020年度実績見込み、2021年度見込み：令和3年1月18日閣議決定。
国民所得（一人当たり）は当該試算。

〔企業収益〕 (％)

	法人企業統計 (全産業)		日銀短観 (全企業)		日銀短観 (全産業)		日銀短観 (注)			
	売上高 前年比	経常利益 前年比	設備投資 前年比	売上高 前年比	大企業 製造業	経常利益 前年比	大企業 製造業	売上高 前年比	大企業 製造業	大企業 製造業
1985年度	6.9	4.2	12.8	2.3	0.3	△5.7	△14.4	2.68	4.04	4.04
1990	9.2	△2.0	14.1	6.7	9.6	1.1	△1.9	3.41	5.15	5.15
1995	3.2	20.2	3.9	1.4	2.6	19.1	27.9	2.67	3.81	3.81
2000	3.7	33.2	8.6	2.8	4.9	18.0	32.3	2.87	4.61	4.61
2005	6.2	15.6	△3.9	4.8	6.7	12.3	16.5	4.01	6.48	6.48
2014	2.7	8.3	7.8	0.6	1.3	5.9	11.5	4.63	7.38	7.38
2015	△1.1	5.6	7.1	△1.3	△2.3	4.8	△5.3	4.91	7.15	7.15
2016	1.7	9.9	0.7	△1.5	△2.9	4.4	△0.5	5.21	7.33	7.33
2017	6.1	11.4	5.8	4.4	5.6	12.0	20.8	5.83	8.52	8.52
2018	△0.6	0.4	8.1	2.5	2.9	0.4	△0.9	5.71	8.21	8.21
2019	△3.5	△14.9	△10.4	△1.4	△3.2	△9.6	△17.5	5.23	7.00	7.00
2020	[△7.5]	[△27.8]	[△8.6]	*△8.6	*△9.1	*△35.3	*△25.5	*3.70	*5.74	*5.74
2016. 10-12	2.0	16.9	3.8	0.7	0.2	18.4	33.1	5.34	8.06	8.06
2017. 1-3	5.6	26.6	4.5							
4-6	6.7	22.6	1.5	4.5	5.9	23.6	52.5	6.22	9.61	9.61
7-9	4.8	5.5	4.2							
10-12	5.9	0.9	4.3	4.3	5.4	2.0	△2.8	5.46	7.52	7.52
2018. 1-3	3.2	0.2	3.4							
4-6	5.1	17.9	12.8	3.3	4.2	3.0	5.6	6.20	9.74	9.74
7-9	6.0	2.2	4.5							
10-12	3.7	△7.0	5.7	1.7	1.6	△2.3	△8.5	5.24	6.77	6.77
2019. 1-3	3.0	10.3	6.1							
4-6	0.4	△12.0	1.9	0.8	△1.1	△5.1	△15.9	5.84	8.28	8.28
7-9	△2.6	△5.3	7.1							
10-12	△6.4	△4.6	△3.5	△3.4	△5.1	△14.6	△19.7	4.64	5.73	5.73
2020. 1-3	△7.5	△28.4	0.1							
4-6	△17.7	△46.6	△11.3	△13.2	△15.8	△43.4	△36.7	3.81	6.23	6.23
7-9	△11.5	△28.4	△10.6							
10-12				*△4.1	*△2.6	*△25.3	*△9.6	*3.61	*5.32	*5.32
2021. 1-3										
発表機関	財務省		日銀		日銀		日銀		日銀	

(注) 日銀短観：*印は2020年12月調査による計画である。
法人企業統計：金融業、保険業は含まれていない。
2008年度以降は「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を含む計数である。
2009年度以降は「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を含む計数となっている。
設備投資は2002年度以降はソフトウェア投資額を含まないものである。
なお、「」は「法人企業調査子調査」(金融業、保険業を除く)の年度の見通しの計数である。

最近の財政金融政策（2021年2月24日現在）

2018. 1. 22 施政方針演説・財政演説
 〃 平成29年度補正予算（第1号及び特第1号）（国会提出）
 〃 平成30年度予算（国会提出）
 〃 平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 2. 1 平成29年度補正予算（第1号及び特第1号）成立
 3. 28 平成30年度予算成立
 〃 平成30年度税制改正法成立
 6. 13 人づくり革命 基本構想（人生100年時代構想会議決定）
 6. 15 経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）（閣議決定）
 〃 まち・ひと・しごと創生基本方針2018（閣議決定）
 〃 未来投資戦略2018（閣議決定）
 7. 10 平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）
 7. 31 「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
 10. 15 平成30年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 10. 24 所信表明演説・財政演説
 〃 平成30年度補正予算（第1号及び特第1号）（国会提出）
 11. 7 平成30年度補正予算（第1号及び特第1号）成立
 12. 7 平成31年度予算編成の基本方針（閣議決定）
 12. 18 平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12. 21 平成30年度補正予算（第2号）（閣議決定）
 〃 平成31年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 〃 平成30年度税制改正の大綱について（閣議決定）
 2019. 1. 18 平成31年度一般会計歳入歳出概算の変更について（閣議決定）
 1. 28 施政方針演説・財政演説
 〃 平成30年度補正予算（第2号及び特第2号）（国会提出）
 〃 平成31年度予算（国会提出）
 〃 平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 2. 7 平成30年度補正予算（第2号及び特第2号）成立
 3. 27 平成31年度予算成立
 〃 平成31年度税制改正法成立
 6. 21 経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）（閣議決定）
 〃 まち・ひと・しごと創生基本方針2019（閣議決定）
 〃 成長戦略実行計画（閣議決定）
 7. 31 令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）
 10. 4 所信表明演説
 12. 5 令和2年度予算編成の基本方針（閣議決定）
 〃 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（閣議決定）
 12. 13 令和元年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 12. 18 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12. 20 令和2年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 〃 令和2年度税制改正の大綱について（閣議決定）
 2020. 1. 20 施政方針演説・財政演説
 〃 令和元年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）（国会提出）
 〃 令和2年度予算（国会提出）
 〃 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 1. 30 令和元年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）成立
 3. 16 「新型コロナウイルス拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
 3. 27 令和2年度予算成立
 〃 令和2年度税制改正法成立
 4. 7 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（閣議決定）
 〃 令和2年度補正予算（第1号）（閣議決定）
 4. 20 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更（閣議決定）
 〃 令和2年度補正予算の変更（第1号）（閣議決定）
 4. 27 財政演説
 〃 令和2年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）（国会提出）
 〃 「金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
 4. 30 令和2年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）成立
 5. 22 「中小企業等の資金繰り支援のための『新たな資金供給手段』の導入」の決定（日本銀行政策決定会合）
 5. 27 令和2年度補正予算（第2号）（閣議決定）
 6. 8 財政演説
 〃 令和2年度補正予算（第2号、特第2号及び機第2号）（国会提出）
 6. 12 令和2年度補正予算（第2号、特第2号及び機第2号）成立
 7. 17 経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）（閣議決定）
 〃 まち・ひと・しごと創生基本方針2020（閣議決定）
 〃 成長戦略実行計画（閣議決定）
 10. 26 所信表明演説
 12. 8 令和3年度予算編成の基本方針（閣議決定）
 〃 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（閣議決定）
 12. 15 令和2年度補正予算（第3号）（閣議決定）
 12. 18 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
 12. 21 令和3年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
 〃 令和3年度税制改正の大綱について（閣議決定）
 2021. 1. 18 施政方針演説・財政演説
 〃 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）（国会提出）
 〃 令和3年度予算（国会提出）
 〃 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
 1. 28 令和2年度補正予算（第3号及び特第3号）成立

財政金融統計月報編集案内

- この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し部内執務の参考と一般の利用に供するものです。
- 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。
- 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計画の内容が前後することがあります。
- 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省大臣官房政策金融課（TEL. 03-3581-4111、内線6324番）へ、編集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部（内線5314番）へ御連絡下さい。

●既刊分内容紹介●

第1号～99号は第100号
 第100号～165号は第168号
 第166号～199号は第200号
 第200号～250号は第252号
 第251号～299号は第300号
 第300号～350号は第352号
 第351号～399号は第400号
 第400号～450号は第452号
 第451号～499号は第500号
 第500号～559号は第560号
 第560号～599号は第600号
 第600号～649号は第650号
 第650号～699号は第700号
 第700号～749号は第750号
 第750号～799号は第800号
 各巻末年譜参照

第804号 国内経済特集
 第805号 令和元年度予算特集
 第806号 租税特集
 第807号 国際経済特集
 第808号 関税特集
 第809号 国際収支特集
 第810号 財政投融资特集
 第811号 法人企業統計年報特集
 第812号 国庫収支特集
 第813号 対内外民間投資特集
 第814号 国有財産特集
 第815号 地域経済特集

《令和2年度特集内容(予定)》(特集内容は予告なく変更することがあります)

第816号	令和2年度予算特集	第822号	法人企業統計年報特集
第817号	租税特集	第823号	国庫収支特集
第818号	国際経済特集	第824号	対内外民間投資特集
第819号	関税特集	第825号	国有財産特集
第820号	国際収支特集	第826号	地域経済特集
第821号	財政投融资特集	第827号	政府関係金融機関等特集

※編集上の都合により第828号は既に発行しています。

定価：1,331円(税込)

次 号

第828号 国内経済特集

最近の経済情勢と政策運営
 ——回顧と展望——

法人企業景気予測調査からみた景気動向の見通し

—— 統 計 ——

財 政 関 係
 金 融 関 係
 経 済 関 係

財政金融統計月報 第827号

令和3年8月6日 発行

定価は
 表紙に表示してあります。

編 集 財務省財務総合政策研究所
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
 電話 (03) 3581-4111(代)

印刷発行 中和印刷株式会社
〒104-0042 東京都中央区入船2-2-14
 電話 (03) 3552-0426(代)

販売所 各県の官報販売所
 政府刊行物センター

(霞が関 仙台
 〒100-0013 〒980-0014
 東京都千代田区霞が関1-4-1 仙台市青葉区本町3-5-22
 日土地ビル1階 (宮城県管工事会館1階)
 TEL (03) 3504-3885 TEL (022) 261-8320
 FAX (03) 3504-3889 FAX (022) 261-8321